

第一次国共合作の研究

——現代中国を形成した二大勢力の出現——

北村 稔 著

岩波書店

北村 稔（きたむら・みのる）

1948年京都府に生まれる。1973年京都大学文学部史学科現代史専攻卒業。現在立命館大学文学部教授。中国近現代史専攻。民国時期から現代に至るまでの政治史研究を中心に、幅広い研究活動を展開している。著書に『アジアの歴史』（増補版、共著、法律文化社）、訳書にスチュアート・シュラム『毛沢東の思想』（蒼蒼社）や黄仁宇『蒋介石——マクロヒストリー史観から読む蒋介石日記』（共訳、東方書店）などがある。

『第一次国共合作の研究』

第一次国共合作は現代中国の歴史動向を決定した重大事件である。著者はその成立から終焉に到る経緯を、会議記録などの一次資料を丹念に検討し、現在の問題も含め前後の歴史状況を客観的にふまえた長期的視座から詳細に分析する。本書は従来の研究上の空白を埋め、政治的立場から生じていた多くの通説の誤りを正した画期的な研究である。

第一次国共合作の研究

——現代中国を形成した二大勢力の出現——

北 村 稔 著

岩 波 書 店

第一次国共合作の研究

はじめに

一九一一年の辛亥革命の結果、十七世紀中葉より中国を支配した清朝は終焉する。一九一二年二月には清朝最後の皇帝の溥儀が退位した。このあと一二年から一三年の間には、北京を首都に臨時約法（暫定憲法）、臨時大總統（暫定的大統領）、國務總理（首相）を筆頭とする内閣制度、さらに制限選挙による参議院と衆議院の二院制の議會を備えた共和国体制が出現し、中華民國が開始される。そして衆参両院の合同により臨時約法にかわる正式の憲法が制定されること、また臨時大總統にかわる正式の大總統が選出されることが確認されていた。しかし議院内閣制の樹立を焦点に、臨時大總統と議會との権限争いを軸とする政治抗争が、早くも議會開会以前から当事者間に発生していた。そして清朝末期から進行していた地方分権の趨勢の中で各地に軍人指導者（軍閥）たちが出現し、中央の政治抗争に加担して互いに戦鬪を繰り返すという收拾のつかない大混乱が発生する。

第一次国共合作はこのような状況を背景に一九二四年に樹立された政治合作であり、孫文の率いる中国国民党と成立したばかりの中国共産党（一九二二年成立）が、ソ連を仲介に樹立した協力関係をいう。ちなみに中国国民党と中国共産党の間には、一九三七年にも日本の侵略に抵抗する二度目の合作が成立し第二次国共合作と呼ばれる。

第一次国共合作はわずか三年余りしか存続せず、二七年の夏には終焉した。しかし合作により生み出された新しい政治勢力は短時日のうちに南中国の一角から中国政治史の表舞台に躍り出て、中国近現代史の形成に決定的役割を果たした。一九二五年に国民党により樹立され、一九二七年には南京に首都を定めた国民党の中華民国国民政府（いわゆる南京国民政府）は、たちまち中国を代表する政権となる。そして新しい国民国家建設の方法をめぐり、国共合作破綻後に共産党が組織した辺境のゲリラ勢力との間に激しい内戦を展開した。内戦は一九三七年から本格化した日本

の軍事侵略に対抗するため一時的に中断される。しかし日本敗戦後の一九四六年からは大規模に再開され、その結果、中国大陆には共産党の指導する中華人民共和国が出現し、敗北した国民政府は台湾に移転し両者は現在も対峙している。

以上の歴史に明らかたとおり、第一次国共合作は中国が清朝崩壊のあと新たな統一に向け歴史を形成しはじめる出発点となり、その後の歴史動向を決定した重大事件であった。本書の目的は、成立から終焉にいたる第一次国共合作の推移を、主として政治史の観点から分析することである。国共両党の關係そのものに焦点を合わせると同時に、第一次国共合作により出現した新生の政治勢力が、当時の政治的、社会的状況との間に繰り広げた葛藤を詳しくあとづける。そして、なぜ国共合作が国民党と共産党にそれほど急速な勢力拡大をもたらしたのか、国共合作にはどのような矛盾が内包されていたのか、その結果どのようにして合作は破綻し国共両党は内戦を戦うことになったのか、を明らかにしたい。

第一次国共合作の経緯とその後の歴史展開に関しては、当事者であったロシア共産党、中国共産党、中国国民党の三者により、政策の「正当性」を主張する政治的立場からの研究が活発に行われてきた。このうち中国共産党の主張に基づく研究は、マルクス主義の思想的権威を背景に第二次大戦後の日本では中国近現代史研究の指針となっていた。一方これらの政治イデオロギーに基づく研究とは一定の距離を保ち、個々の歴史事象に焦点を合わせて事実關係を忠実に追求してきた研究があり、アメリカを中心に行われてきたが、ヨーロッパ、オーストラリア、香港、韓国における研究もふくまれる。同様の実証的研究は日本でも行われてきている。

一九八〇年代以前の欧米圏の実証的研究の代表的著作として、筆者は Martin Wilbur, *Sun Yat-sen: Frustrated Patriot* (Columbia University Press, 1976) をあげておきたい。香港では、司馬璐編著『第一次国共合作』(《中共党史暨文献選粹第三部》、自聯出版社、一九七五年)、日本では、石川忠雄『中国共産党史研究』(慶応通信、一九五九年)、衛藤藩

吉『東アジア政治史研究』(東京大学出版会、一九六八年)、波多野善大『国共合作』(中央公論社、一九七三年)をあげておきたい。山田辰雄『中国国民党左派の研究』(慶応通信、一九八〇年)や横山宏章『孫中山の革命と政治指導』(研文出版、一九八三年)はこれらの研究の系譜を引く。少し時代がくだるが韓国に閔斗基『中国国民革命の分析的研究』(知識産業社、一九八五年)や裴京漢『蔣介石研究』(新潮閣、一九九五年)が出現することになる(八〇年代以降の日本での研究状況の変化については「結びにかえて」を参照)。

本書も右の実証的研究の系譜の上にあるといつてよい。しかし、第一次国共合作の全期間を包括して「会議記録」などの一次資料を丹念に検討し、現在の問題も含め前後の歴史状況を「客観的」にふまえた長期的視座から合作の経緯を詳細に論じた研究は、本書が最初であろう。野沢豊編『日本の中華民国史研究』(汲古書院、一九九五年)はそれぞれの研究領域の動向を詳しく論じるが、第一章「北京政府論」と第二章「中国国民政府研究」の間に置かれるべき第一次国共合作時期の研究動向の記述が完全に欠落している。筆者は、本書がこれまでの研究上の空白を埋め、また政治的立場から生み出されていた「通説」の誤りを数多く正したものと確信している。本書が、中国近現代史の理解に新たな一石を投じることになれば幸甚である。

目次

はじめに

序章 中国近現代史と第一次国共合作..... 1

第一節 第一次国共合作成立の背景..... 1

1 国内の混乱..... 1

2 ソヴィエト・ロシアの出現..... 3

第二節 中国近現代史に決定的影響を与えた第一次国共合作..... 4

1 急速な発展とその破綻..... 4

2 国共内戦と中国現代史..... 5

第三節 第一次国共合作の光と影——政治的効果と内包されていた矛盾——..... 6

1 国民党とボルシェヴィズム..... 6

2 新しい革命組織を支えた人材..... 8

3 階級闘争の是非をめぐる国共間の矛盾..... 10

4 合作方式と国民党の政治戦略..... 12

5 蒋介石——国共合作の継続を最後まで試みた人物——..... 13

第四節 第一次国共合作の歴史的意義付けをめぐる論争..... 14

1	当事者たちの異なる見解	15
(1)ソ連	15	(2)中国共産党
(3)中国国民党	17	
2	新たな状況の出現	17
第一章 第一次国共合作の成立		
1	第一節 コミンテルンとソ連政府による中国への働きかけ	19
2	マーリングの準備工作	19
3	ヨッフエを通じたソ連政府の働きかけ	21
4	第二節 難航する合作の船出	24
5	ボロジンの努力	24
6	中国国民党第一次全国代表大会	28
第二章 第一次国共合作の展開		
7	第一節 新生の政治勢力の実態	35
8	1 旧態依然とした軍閥の集合体	35
9	2 労農運動と国民党の矛盾	39
10	3 国民党内の国民党員と共産党員の軋轢	42
11	第二節 国内政局の変化と国民党の対応	44
12	1 北伐の敢行	45
13	2 商団事件の勃発	45

3	北京政変と国民会議	51
第三節	国民革命勢力の台頭	54
1	黄埔軍官学校と蔣介石	54
2	共産党と黄埔軍官学校	57
3	第一次東征の勝利	59
4	肅軍と国民政府の成立	60
第三章	広東国民政府における政治抗争と蔣介石の台頭	65
第一節	財政統一と整軍の進展	65
1	廖仲愷の暗殺	65
2	反動勢力の一掃	68
3	第二次東征の勝利	71
第二節	国共合作の動揺	72
1	戴季陶の「孫文主義」提唱と西山会議派	72
2	国民党第二次全国代表大会と西山会議派	75
3	中国青年軍人連合会と孫文主義学会	77
4	孤立する蔣介石	78
第三節	中山艦事件の勃発	81
1	事件の展開と蔣介石「計画説」	81

2	中山艦事件突発説	87
3	国共合作の軌道修正を狙った蒋介石	90
第四節	蒋介石のヘゲモニーの確立	90
1	汪精衛の追い落とし	90
2	反共派の排除	92
3	国民党二期二中全会の開催	94
4	党組織の再編	97
第四章	北伐開始後の第一次国共合作の実態	101
第一節	蒋介石の独裁権力	101
1	国民革命軍総司令	101
2	指揮、軍需、後方の確保	103
3	戦略と政治工作	104
第二節	蒋介石独裁と共産党および国民党各派との確執	106
1	共産党による対抗と譲歩	106
2	汪精衛の復帰をめぐる	109
3	事態收拾をめざした国民党聯席会議の開催	112
4	蒋介石の巧みな対処と独裁の継続	116
第三節	蒋介石独裁体制の動揺	119

1	国民政府の所在地をめぐる争い	119
2	歪められたテルニー報告	123
3	唐生智への異なる評価	126
4	独裁維持への蔣介石の努力——ソ連への働きかけ	128
5	廬山会議の開催	131
6	暗闘から公然の闘争へ	135
7	国民党二期三中全会の開催	139
第五章 蔣介石と共産党の全面衝突		
143		
第一節 第一次上海暴動		
143		
1	革命工作の開始	143
2	暴動計画の進行	145
3	虞洽卿について	148
4	暴動の決行	150
第二節 再開された暴動計画		
151		
1	軍事偏重から民衆運動の重視へ	151
2	上海自治運動との連合	153
3	第二次上海暴動の決行	154
第三節 蔣介石と共産党の衝突		
158		

1	共産党と会党勢力の連携——ゼネストの決行	158
2	共産党弾圧を決意した蔣介石	160
3	樂觀的な見通しを抱く共産党	162
4	衝突の発生——四月十二日事件の実態	164
5	武漢国民政府側の対応	166
第六章 武漢国民政府の崩壊と第一次国共合作の終焉		
第一節 武漢国民政府への異なる視点		
1	政治的価値判断に左右される研究	169
2	寄りあい所帯の脆弱な政権	170
第二節 武漢国民政府の財政破綻		
1	実情	171
2	現金集中条例の実施とその反動	172
3	「戰略的退却政策」の実施	174
4	「戰略的退却政策」の破綻	176
5	逆産没収と労働運動	178
第三節 武漢国民政府下の農民運動の展開		
1	農民運動と北伐	181
2	湖南農民運動と土豪劣紳の肅清	182

3	土豪劣紳肅清の実態	184
第四節	国共合作崩壊への道	189
1	反乱の前奏	189
2	馬日事変の発生	190
3	馬日事変の真相	191
4	軍用米の確保と武漢国民政府	196
第五節	国共合作崩壊の開始	200
1	合作継続への最後の努力	200
2	悪化する食糧事情	202
3	各省の状況	204
4	共産党との平和裡の分離をめざした国民党	206
第六節	南昌暴動	213
1	暴動計画	213
2	暴動の決行	216
結びにかえて		219
1	異なった「中国」を追求した共産党と国民党	219
2	国共内戦に重大な影響を与えた日中戦争	221
3	一党独裁をめぐる異なった状況	222

あとがき.....

227

注

第一次国共合作関係年表

事項索引

人名索引

* 本書において、史料中の（）は史料原文の注であり、〔〕は筆者による注である。

序 章 中国近現代史と第一次国共合作

第一節 第一次国共合作成立の背景

1 国内の混乱

中華民国の政治体制を構成したのは、清朝打倒をめざした孫文らの中国同盟会（以後、同盟会と記す）、清末に育成された新軍の中核であった袁世凱の北洋軍、清末の政治体制改革で勢力を増大させた各省の紳士たちであった。⁽¹⁾ 同盟会⁽¹⁾は他の政党を吸収合併して公開政党的国民党へと改組され、一九一二年末から一九一三年にかけての選挙の結果、参議院と衆議院を通じ議会の第一党となることが明らかとなった。国民党代理理事長の宋教仁は、この勢力を背景に議院内閣制の確立を主張した。しかし中華民国の臨時大總統に就任していた袁世凱は、自らの権限を無力化するものとしてこの事態に反発し、袁世凱側と国民党との対立が激化する。そして一九一三年三月に発生した宋教仁の暗殺をきっかけに両者のあいだには武力衝突が発生する。袁世凱は一九一三年十月に議会で大總統に選出されたあと、十一月には国民党に解散命令をだし、一九一四年一月には議會を解散する。

この間、清末の新軍の士官らを中心に各地に軍人の支配が出現した。いわゆる軍閥の誕生である。彼らは大量の私兵を養い、在地の紳士を支配下に置き自らの権力地盤を築きあげる。そして中央の政權抗争に加担し、支配地域の拡張をめざして互いに内戦を繰り返すことになる。⁽²⁾

日本に亡命した孫文は、国民党内の同盟会以来の人員を糾合して一九一四年七月に東京で中華革命党を組織したが、大きな力を発揮することはなかった。しかし北京の情勢も変化し、袁世凱は一九一五年の末には皇帝に即位する準備

を整え、一九一六年一月一日より民国の年号を廃し洪憲と改めた。しかし配下の軍人たちからも支持されず、一九一六年三月には再び大總統を名乗り民国の年号を復活させた。そして六月には失意のうちに死去した。袁世凱の死去後、副總統の黎元洪が大總統に就任し国会が再開されたが、第一次大戦勃発後のドイツに対する宣戦布告をめぐり、日本の支持を背景に即時参戦を主張する國務總理の段祺瑞と慎重を期する黎元洪の争いが発生した。

黎元洪は段祺瑞を一九一七年五月に罷免するが六月には国会が解散され、混乱する政局の中で七月には清朝最後の皇帝の溥儀が十日余り皇帝に復位する事件が発生した。しかし黎元洪により再び國務總理に任命された段祺瑞はただちにこれを鎮圧し、黎元洪にかわり代理大總統に就任した馮国璋を擁し、国会を復活せぬままにドイツとオーストリアに宣戦した。これに対し、百五十名余りの旧国會議員(衆参両院の議席数は八百七十名)と南方の諸軍閥および孫文の中華革命党を中心に反段祺瑞の政治諸派が団結し、一九一七年九月に広東省の広州に孫文を大元帥とする中華民國軍政府が組織された。そして臨時約法の遵守と旧国会の回復を掲げ、不法な北京の政府(以後、北京政府と記す)の打倒を目指す政治行動と軍事行動が開始される。これ以後、北京政府と広州を拠点とする南方の政府との抗争が国内政治の動向を決定した。孫文は一九二一年五月と二三年三月にそれぞれ広州を拠点に樹立された政府の非常大總統や大元帥に就任し、北京政府打倒の軍事行動である北伐を敢行することになる。一九二四年に成立する第一次国共合作もこの南北対立の構図の中におかれ、北伐は国民党の最大の政治課題として引き継がれた。孫文逝去後の二五年七月に広州に新たに国民政府が樹立されるが、国民政府は二六年七月から大規模な北伐を開始し、やがて南北の対立に終止符をうつ。

南方の政府と北の北京政府との間では一九一九年に上海で和平会談が行われたが、物別れに終わっていた。そして南北の両政府内部でも新たな主導権争いが発生した。南方の政府では孫文派、政学系、雲南系および広西系の軍閥が、北京政府では北洋軍が分裂して軍閥化し、段祺瑞の安徽派、馮国璋(馮の死後、曹錕、呉佩孚)の直隸派、張作霖の奉

天派が主導権を争う。そして南と北の各派は、時に対立する相手政府内の各派との連合を画策し抗争を繰り返す。⁽³⁾
 孫文は軍政府内の争いから上海に去っていた一九一九年に、中華革命党を改組して中国国民党を組織した。中国の名を冠したのは、かつての国民党と区別するためであった。⁽⁴⁾そしてこのあと、中国共産党とのあいだに協力関係が打ち立てられるのである。

2 ソヴィエト・ロシアの出現

第一次国共合作の成立には、国際的な政治力学が大きく作用していた。第一次世界大戦中のロシアで一九一七年三月に勃発した革命は、帝政ロシアを崩壊させた。政治的、社会的な大混乱のなかで、十一月にはレーニンの率いるボルシェヴィキ（一九一八年にはロシア共産党と改称）が権力を奪取し、一九一八年にはモスクワを首都とするロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国（以後、ソヴィエトと記す）が形成された。ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国は周辺のソヴィエト共和国と合併して、一九二二年にはソヴィエト社会主義共和国連邦（以後、ソ連と記す）へと発展する。ロシアの社会主義政権の出現は、列強諸国の敵視を招いた。ロシア共産党は、一九一九年にはモスクワにコミニスト・インターナショナル（コミンテルン）を樹立し、世界共産主義運動の中央機関とした。そして、コミンテルンとソヴィエト政府さらにはソ連政府を指揮して世界各地で活発な外交活動を展開し、自らの影響力を増大させ列強諸国に対抗しようとした。一九二一年にはコミンテルンの工作により中国にも共産党が成立する。ロシア共産党は中国内の親ソ連勢力の獲得にも努力し、中国国民党に着目してコミンテルン指揮下の中国共産党との合作を推進し、第一次国共合作を成立に導く。

第一次国共合作は、中国内に親ソ連勢力を築き列強に対抗しようとするロシア共産党支配下のコミンテルンおよびソ連政府の極東戦略と、中華民国における政治権力の復活をめざす中国国民党の政治戦略の合体であった。コミンテ

ルン指揮下の中国共産黨員たちは、独自の展開を志向しつつもコミンテルンとソ連政府の極東戦略のもとに行動する。

第二節 中国近現代史に決定的影響を与えた第一次国共合作

1 急速な発展とその破綻

第一次国共合作は三年余りで終焉したが、短期間のうちにその政治勢力を南中国の片隅から揚子江以北の広大な地域に拡大させた。本書では四つの時期に区分して考察する。

〈第一期〉コミンテルン、ソ連政府、中国国民党、中国共産党の間での二年にわたる協議を経て、一九二四年一月に広東省広州市で開かれた中国国民党以後、国民党と記す第一次全国代表大会は、ソ連との連携、労働者と農民への新政策、共産黨員の国民党への加入を承認し、第一次国共合作が成立する。共通の目標は、軍閥の割拠を終焉させ中国に自立と富強をもたらす「国民革命」(注9参照)の実現であった。数カ月後には広州南方の珠江中の小島の黄埔島に、ソ連からの軍事顧問を加えた陸軍軍官学校(開設場所にちなみ黄埔軍官学校と称される)が開設され、ソ連赤軍に範をとる国民党直属の軍事力の養成が開始された。校長には孫文側近の軍人である蔣介石が就任した。

一九二四年当初、孫文は広州に陸海軍大元帥大本营(以後、大元帥府と記す)を組織し、西南の諸軍閥を動員し北伐を実行しようとしていた。しかし孫文の大元帥は名ばかりで広州は軍閥割拠の縮図であった。国民党は広州市の一角を支配するのみで、共産党も全国で数百人を数えるだけの弱小団体であった。しかし国共合作後には国民党は短時日のうちに強大な政治勢力へと発展し、国民党の発展にともない共産党も勢力を増大させた。国民党に飛躍的発展をもたらしたのは、黄埔軍官学校で養成され党軍と呼ばれた国民党直属の軍事力であった。国民党は党軍を基礎に一九二五年六月に国民党支配の確立に抵抗した雲南系と広西系の軍閥を肅清し、七月には大元帥府を廃止し国民政府を組織した。さらに八月には、党軍を第一軍として第七軍までで構成される国民革命軍が成立する。⁽⁵⁾

一九二六年初めには、広東省全土が国民政府により統一される。国共合作はわずか一年余りで目ざましい効果を発揮した。孫文はこの成果を見ることなく一九二五年の三月に北京で客死していた。しかし新生の政治勢力のめざましい発展の一方では国民革命の主導権をめぐる内部対立が進行し、蔣介石が台頭する。

以上の経緯は第一、二、三章で論じる。

〈第二期〉 一九二六年七月から蔣介石を国民革命軍総司令とする北伐が開始され、国民革命軍は半年で南中国を席卷した。しかし大きな権力を掌握する蔣介石と、蔣介石の権力を制限しようとする国民党員および共產黨員との対立が顕在化し、国民政府が広州から武漢に移転した一九二七年一月から対立は一挙に激化する。以上の経緯は第四章で論じる。

〈第三期〉 国民党内の対立は、国民革命軍が占領した上海でクライマックスを迎える。北伐途中の一九二七年四月には、上海を舞台に蔣介石を中心に国共合作の破棄が断行され、南京を首都とする別の国民政府が組織された。以上については第五章で論じる。

〈第四期〉 武漢の国民政府は国共合作を継続し、二つの国民政府が出現する。しかし武漢国民政府も二七年八月には国共合作の破棄に踏み切り、第一次国共合作は終焉した。以上は第六章で論じる。武漢の国民政府は二七年の九月には南京の国民政府に合流し、体制を一新した国民政府が成立する。

2 国共内戦と中国現代史

南京の国民政府に統一された国民党は蔣介石を総司令官に北伐を再開し、二八年六月に北京を占領して一九一七年以来の南北政府の対立に終止符が打たれた。北京は北平と改名され南京が首都と明示され（国民党は、今日も北京を北平と称する）、一九二八年の末には東北（満州）の張学良も国民政府から東北边防軍総司令に任命された。そして一

九一二年制定の中華民國国旗の五色旗にかえ、国民政府制定の青天白日滿地紅旗を掲げた。中国は名目上は国民党のもとに統一され、南京の国民政府は國際的に承認された。

国共合作が破綻すると、共産党は都市部で地下活動が続けた。農村部では毛沢東らが共産党の軍隊である紅軍を組織し、地主の土地を没収して各地に農村ソヴェートを樹立し、共産党の支配地域を拡大した。一九三一年には江西省の瑞金に中華ソヴェート共和国臨時政府が樹立され、毛沢東が主席に選出された。

国民政府は一九二八年以降、共産党の支配地域に対し五回の包圍攻撃を加え、激しい内戦が展開された。国民政府軍は一九三四年には瑞金を占領し紅軍は逃避行を余儀なくされた。一九三七年になり日本の軍事侵略に抵抗するため内戦は停止され、国共間に抗日民族統一戦線が形成された。しかし両党の抗争は続き、日本敗戦後に再開された内戦の結果、共産党は一九四九年十月に中国大陆に中華人民共和國を樹立し、国民党は一九四九年十二月には国民政府の首都を台湾の台北に移転させた。

第三節 第一次国共合作の光と影——政治的效果と内包されていた矛盾——

1 国民党とボルシェヴィズム

合作成立後、国共両党が飛躍的に勢力を拡大させたのは何故か。筆者は国民党がロシア共産党のボルシェヴィズムの組織論を採用し、党組織を一新した事実に着目したい。

政治変動は、社会内部に発生した諸矛盾や、外圧とその社会との矛盾が要因となる。社会内部の諸矛盾は外圧により先鋭化し、時には緩和される。一九三七年から四五年までの抗日のための国共内戦の停止は、後者の典型である。

第一次国共合作成立当時の中国社会の最大矛盾は、軍閥割拠と国内生産活動の矛盾である。清朝時代から慢性的に続く、限られた農地と過剰人口の矛盾もあげられる。外圧と中国社会の矛盾には、列強諸国の経済侵略と中国ナショ

ナリズム(学生、商人、労働者を中核とする)との矛盾がある。しかし矛盾の存在だけでは、大きな政治変動は発生しない。諸矛盾の生み出すダイナミズムを一定の政治方向をもつ運動へと集約し、この運動を持続的に発展させる強固な政治組織が必要である。さもなくば、諸矛盾の生み出すダイナミズムは、方向性をもたない単発的な力として拡散するだけである。辛亥革命後の中国の混乱は、強力なリーダーシップを発揮しうる政治集団の欠如によりもたらされていた。

以上のように考えるとき、国民党と共産党が他の政治集団や軍閥諸派に比べ際立っていた特徴は何か。それは、共産党はもとより国民党もまた、第一次国共合作に際しロシア共産党のボルシェヴィズムの組織論を採用し党組織を一新しい事実である。そして本書に明らかな通り、これにより生み出された政治と軍事の一体化した力が中国史を新たな方向に展開させたのである。また「結びにかえて」に述べたとおり、その後の中国史における政治権力のあり方も規定する。

ボルシェヴィズムは十九世紀末からのロシアにおける革命運動の中で、革命運動の実践理論としてマルクス主義を基礎にレーニンにより構築された。そして一九一七年に始まるロシアの社会主義革命の過程で、政治組織(ボルシェヴィキ)の直接の支配下におかれる新しい型の革命軍(労働赤軍)が創出され、政治運動と軍事運動を一体化させた新しい革命理論として、内容をいっそう深化させた。ボルシェヴィズムとは、政治権力の奪取とこの権力を維持するための戦略と戦術を高度に発展させた、ロシア化されたマルクス主義あるいはマルクス主義のロシア型変種であったといえようか。

ボルシェヴィズムの特色は組織論にあり、強い変革の意思を有する革命者たちが、厳格な規律をもった中央集権の党組織を構築する。この党組織は政治権力奪取の明確な計画を有し、奪取した政治権力を一党独裁により維持する。そしてこの政治目的を完遂するため、党に直属する軍事力を軍隊内の党代表制度を通じて維持する。さらに種々のメ

ディアを通じて広範な宣伝活動を行い、民衆を革命に動員すべく教育し組織化する⁽⁶⁾。

辛亥革命後に革命組織の改変を繰り返した孫文は、ロシア共産党やコミンテルンとの数年の接触のあとボルシェヴィズムの組織論による国民党改組の決意を固め、ロシア共産党派遣のボロジンを顧問として受け入れた。国民党直属の軍隊の創出には、ロシアから軍事顧問が派遣され蔣介石を校長に黄埔軍官学校が開設される。孫文は二四年三月に発した二つの文書で、強い変革の意志を有する革命家集団が党に権力を集中し厳格な主義のもとに民衆を指導する政治姿勢を明瞭にするが、ボルシェヴィズムの神髄の表現以外の何ものでもなからう⁽⁷⁾。

ボルシェヴィズムの組織論に基づく強固な政治組織と軍事組織が、当時の中国で状況を切り開く決定的作用を発揮することは十分に予想された。政治的、社会的に混乱の極みにあった一九一七年三月の革命後のロシアで、決して大きな勢力ではなかったレーニンの率いるボルシェヴィキが、強固な組織と強固な政治変革の意志に基づいて政治権力を奪取し、その権力を確立していった過程は前例であった。辛亥革命後の混乱した中国の状況は、ボルシェヴィズムの組織論が有効性を発揮できる恰好の舞台であった。ボルシェヴィズムは、日本にもコミンテルン經由で中国と同時に移入され共産党が結成された。しかし強固な国家組織と整備された社会機構が存在し、労働者と農民の意志が選挙により曲がりなりにも国会の議論に反映される相対的安定下では、混乱の中でこそ本領を発揮するボルシェヴィズムの組織論は何らの効力を現すことなく、たちまち封じこめられてしまう。

2 新しい革命組織を支えた人材

中国には、ボルシェヴィズムの組織論に基づく党組織と軍事組織の担い手となる新しい人材が出現していた。第一次国共合作より先、一九一九年五月四日には北京で折からのヴェルサイユ講和会議でドイツの山東権益が日本に引き渡されることに反対する大規模な学生デモが発生した。そしてこれをきっかけに全国的な反日運動が起こる。よく知

られる五四運動である。五四運動を担ったのは、清末以来の学制改革の中で小学校にはじまる西洋式の学校教育を受けてきた新しい世代の若者たちであった。彼らの先鋭部分は、ロシア社会主義革命の国際的影響力を背景にボルシェヴィズムと一体となって流入したマルクス主義を信奉し、共産黨員となった。そして国共合作の成立後には国民党に加入し、国民革命遂行の第一線の戦力となる。国民党は新しい組織論をロシアから取り入れただけでなく、新しい人材を共産黨員の中から取り入れた。孫文が国民党内の反対派をなだめつつ共産党との党外合作ではなく共産黨員の国民党への加入を敢えて要求した理由は、人的戦力の確保にこそあったと思われる。改組された国民党の中央部門の秘書や第一線の責任あるポストには、多くの共産黨員が登用される。

ボルシェヴィズムが国民党にもたらした最大の成果は、党直属の軍隊（党軍）の出現であった。黄埔軍官学校に入校し党軍の下級士官となる若者たちは、西洋式の中等教育を受け五四運動に象徴されるナショナリズムの洗礼を受けていた。彼らは国民党員であれ共産黨員であれ新しい党軍の第一線で働き、党勢の拡大に貢献した。

国民党が打倒しようとした軍閥は、国家防衛という近代国家の軍隊本来の職務とは、無縁の存在であった。軍閥は中華民国体制下での自らの存在を正当化する種々の政治スローガンを掲げたが、実態は私兵を増やして軍事力を増大させ軍費の名目で社会から資金を収奪する一種の企業であり、士官は蓄財に専念し兵士も生活資金稼ぎの傭兵であった。特定の政治主張のため命がけで戦闘することはなく、頻繁に発生した軍閥間の戦闘の死傷率は低いものであった。これに対し黄埔で養成された軍隊は、全国から募集した若者に国民革命実現という思想教育を施して下級士官となし、彼らを戦力の核として構成された。黄埔軍官学校の教育は成功し、厳しい規律と国民革命達成という高い士気を備えた党軍が成立する。党軍の兵士は軍閥同様に生活資金稼ぎの傭兵ではあったが、下級士官の高い士気が兵士の質を向上させたといえようか。党軍の下級士官の死傷率は、第二章で述べる広東省統一の最初の関門であった陳炯明に対する第一次東征に明らかのように、当時としては異常に高い。彼らが死を賭して戦い、国民党の発展を支えたことがわ

かる。そしてこの軍事力が党の手足となり、周りの軍閥を倒すか自らの傘下に引き寄せ、共産党員を内部に含む国民党の指導下に、しだいに大きな政治勢力が形成された。

3 階級闘争の是非をめぐる国共間の矛盾

国共合作は大きな効力を発揮した反面、当初から深刻な矛盾を内包していた。孫文はボルシェヴィズムの組織論は無条件で採用したが、革命後の国家制度と革命の遂行方法に関しては、従来の考えを踏襲した。したがってボルシェヴィズムの革命理論である、労働同盟を基礎に階級闘争を推進して社会主義革命の完成をめざすことについてはこれを留保した。

コミンテルンと中国共産党は、中国革命の当面の課題を社会主義革命ではなく、反帝・反封建の民主主義革命であると規定していた。そして国民諸階層から構成される国民党が、民主主義革命の中心勢力であると承認する。国民党の目指す共和体制の復活は、マルクス主義理論に従えば民主主義革命の遂行であった。かくして中国革命の基本的性格に関しては、国共間に共通の理解が成立し「国民革命」と定義された。⁽⁹⁾

問題は革命の遂行方法であった。孫文は、階級闘争により社会変革を推進する観点に対し、当初は留保しやがて否定的態度を明確にする。国民党の政策原理は、民族主義・民権主義・民生主義から成る孫文の三民主義であった。このうち民族主義・民権主義は反帝・反封建を目的とする民主主義革命の課題として位置づけることが可能であった。しかし民生主義は、将来の産業化に伴い発生する社会矛盾の激化を、国家権力が行う社会政策により未然に防ぐことを眼目とした。要するに、階級闘争の発生を未然に防ぐことを目的としていたといつてよい。民生主義は、階級闘争が社会の進歩を促すと考えるマルクス主義とは異なる政策原理であった。⁽¹⁰⁾

階級闘争に否定的な孫文には、政治権力の確立過程で民衆運動のダイナミズムを利用する考えはなかった。孫文は

新国家建設の原動力を、統制された軍事力の発動に求めた。これは、孫文が新しい「国民政府」を樹立してこの政府が指導する新国家建設の方法を示した「国民政府建国大綱」に明らかである。「国民政府建国大綱」(以下、建国大綱)は同盟会以来の国家建設計画を集成しており、一九二四年一月の国民党第一次全国代表大会に孫文が提出して可決され、一九二四年四月に公布された。「国民政府」のもとでの「軍政時期」、「訓政時期」、「憲政時期」の三段階からなる新国家建設のプロセスが示され、国民党が推進する国家建設計画の原点となった。全二十五条の要点は以下のとおり。

「軍政時期」は新国家建設のための地ならしの時期であり、武力の行使と主義の宣伝により「国民政府」の支配下に置かれる国家領域の統合が完成される。

「訓政時期」はこの領域の上に新国家の骨組みを作る時期であり、省単位の自治を実現すべく民衆への教育と訓練が行われる。

「憲政時期」は骨組みへの肉付けの時期であり、全国の過半数以上の省における自治の完成ののち国民大会が開催されて憲法が制定され、さらに憲法に基づく全国選挙により新しい民選の政府が成立し、「国民政府」はその使命を終える。

いずれの「時期」においても、民衆運動の持つダイナミズムを利用する考えは示されていない。孫文は国共合作成立後、建国大綱の第一段階をめざし北伐をただちに実行しようとした。一方、共産党員たちは階級闘争のダイナミズムを国民革命遂行の基礎に据えようとし、労働運動と農民運動を中心とする民衆運動の発展を重視した。そして国民党の目指す軍事優先の政治路線を民衆無視の軍事偏重だと批判し続ける。

階級闘争への観点の不一致と、この不一致から導かれる民衆運動をめぐる国共間の対立は、国共合作の内部に存在した重大な矛盾であった。孫文は国民党第一次全国代表大会で「民生主義は共產主義を包括する」という議論を展開

し、階級闘争観の相違およびそこから導かれる国共間の矛盾を封じ込めた。しかし二四年八月の民生主義についての広東大学での講演では階級闘争を未然に防ぐ意義を力説し、階級闘争理論への否定的見解を明確にした。しかし階級闘争の是非をめぐる問題にはそれ以上の判断を示さず、二五年の三月には逝去する。

階級闘争をめぐる国共間の矛盾が先鋭に現れたのは、農民運動であった。国共合作後、国民党内の共産党員は国民党の名のもとに農民運動を展開した。そして農民運動はたちまち階級闘争の色彩を帯びる。これに対し大部分の国民党員は、社会不安を助長し国民党の政治支配を動揺させると反発する。しかしこの反発は、共産党員には国民党員の反動化であるとしか理解されない。そして国民党員と共産党員のあいだには、常に緊張関係がもたらされる。⁽¹²⁾

4 合作方式と国民党の政治戦略

共産党員が国民党に加入する合作方式も、大きな矛盾を孕んでいた。この方式は国民党の要求によるものであり、事実が示す通り国民革命勢力の発展に大きく寄与した。しかし両刃の剣であり、国民党内の共産党員たちの活動を分派活動化させる危険を孕んでいた。当初、多くの共産党員は国民党への加入に、共産党の独自性を失わせるという理由で反対した。それゆえ共産党員たちが国民党内で、自らの政治理念に基づき分派活動を行うのは避けられぬ所であった。その結果、国民党員としてふるまう共産党員の行動と勢力伸長に対する国民党員の疑心暗鬼を助長し、国共合作継続の不安定要因ともなり続けた。

国民党が、ソ連以外の列強諸国さらには国内の軍閥各派や各種の政治グループとの連携を常に模索したことも問題となる。国民党はソ連との連携および共産党との合作を新政策として採用したが、孫文は自らの政治理念を実現させる手段として、国内外を問わず多方面外交を展開しようとした。共産党員たちはこのような姿勢に対し、政略的で投機的な行動であるという批判を展開する。

国共合作は、以上の矛盾を内包したまま進行する。これらの矛盾は、国共両党が弱小勢力にとどまり、外からの大きな脅威にさらされている間は封じこめられていた。しかし国共両党が急速に強大化し、それぞれ固有の論理に従って展開することが可能となりはじめると、内包されていた矛盾はしだいに深刻さを露呈し、合作は破綻に導かれる。そして共産党員たちがコミンテルンの指令に基づき、都市と農村で反国民党の武装暴動を敢行したことをきっかけに、両者の間には熾烈な内戦が展開されることになる。

5 蔣介石——国共合作の継続を最後まで試みた人物

蔣介石は国民党直属の軍事を養成し国民党革命勢力の飛躍的發展の原動力を築いたが、その役割は単なる軍人に止まらない。蔣介石は孫文が提示した「民生主義は共産主義を包括する」というテーゼを抛り所に、国共合作が内包する矛盾を押さえ込み、国共合作を継続させ国民党革命勢力を發展させるために最大限の努力を払った。そして頻繁に行った演説に明らかなように、国民党革命の実現を至上視するストイックな姿勢を、自他ともに課していた。蔣介石は第一次国共合作期を通じ、ボルシェヴィズムに基づく新組織の有効性を十二分に発揮させた人物であった。

また、蔣介石とともに国共合作を維持し、その發展を支えた廖仲愷の存在を忘れてはならない。廖仲愷は党による軍の支配を実現するべく黄埔軍官学校の党代表に就任し、蔣介石との緊密な連絡のもとに新しい革命軍の教育を財政面と政策面から支えた。さらに、その社会主義思想に基づき労働運動と農民運動における共産党員と国民党との軌轢を緩和するなど、国共間の協力関係を維持する上で極めて重要な役割を果たした。⁽¹³⁾

国共合作開始後一年余りで孫文と廖仲愷が死去し、蔣介石は孤立する。孫文と廖仲愷は蔣介石を擁護し支持しただけでなく、蔣介石が養成した軍事を政治面から制御する立場にあった。強大化する蔣介石の軍事に共産党員や国民党員のあいだに危惧が発生し、蔣介石を批判しその行動を制限しようとする動きが生まれる。そして汪精衛が指導

者としての權威を確立しはじめる。

以上の状況下に、一九二六年三月二十日に中山艦事件が発生する。蔣介石は中山艦（艦長は共產黨員）の不審な動きを理由に汪精衛を無視して広州市内に戒嚴令をしき、一時的に共產黨員たちを逮捕監禁しソ連顧問の住宅を包囲した。蔣介石の指揮する国民党直属の軍事力の支え無しに国民革命を前進させられないことは明白であった。その結果、国民党員はもとよりソ連政府も共產黨員も蔣介石の行動を容認し、蔣介石の大権掌握を承認した。汪精衛は政權の中枢から退き、国外に去る。一方、蔣介石は共產黨員の活動を抑制するが、反共を唱える国民党員は退け自己の統制のもとでの国共合作の継続をはかった。そして二六年七月には国民革命軍総司令として党、行政、軍事の全權を掌握し、全国統一をめざし北伐に出発する。これより第一次国共合作は蔣介石を軸に展開する。

蔣介石に譲歩した国民党員や共產黨員は、北伐開始後には汪精衛の復歸を要求し、広州から武漢に移転した国民政府を拠点に蔣介石と対立しはじめる。この対立は極点に達し、国民革命軍の上海占領直後の一九二七年四月十二日、武漢の国民政府が容認し共產黨員の指揮する上海の労働者糾察隊が、蔣介石の命令で武装解除された。共產黨員の身柄も拘束された。四月十八日には、武漢の国民政府に対抗し、蔣介石を中心に新たな国民政府が南京に樹立された。しかし蔣介石には国共合作の破棄を一方的に宣言し、直ちに共產黨員に極刑をもって臨むなどという考えは全くなかった。上海の四月十二日事件の直前まで、蔣介石と共產党は、労働者糾察隊の武装解除をめぐる折衝を行っていた。蔣介石は自己の統制下の国共合作の継続に期待をつなぎ、国共合作の事実上の破綻後も、多数の軍事顧問を派遣しているソ連政府との関係維持を望んでいた。以上の状況下においては、「通説」となっている四月十二日事件にさいし上海街頭での共產黨員の公開処刑など行われるはずがなかった。これについては第五章第三節で明らかにした。

第四節 第一次国共合作の歴史的意義付けをめぐる論争

1 当事者たちの異なる見解

第一次国共合作の当事者であった国民党、共産党、ソ連政府の三者は、合作の終焉後に対立と接近をくりかえしたが、第一次国共合作に対しどのような見解を有するのか。ソ連、共産党、国民党の順に見ていこう。

(1) ソ連

ソ連は一九九一年十二月に解体し、ソ連共産党（一九五二年に改称）も一九九一年八月には解体していた。その結果、ソ連を支配していたマルクス主義イデオロギーの指導的地位もボルシェヴィズムも崩壊した。現在のロシアでは価値の多様化が進行し、多様な角度からの第一次国共合作研究が可能となっているはずである。しかしソ連解体後の混乱により、活発な研究が展開されている様子は見いだしにくい。⁽¹⁴⁾ 以下のソ連の研究は、一九九〇年までの動向である。

第一次国共合作は、ロシア革命により出現した国際政治力学のもとで誕生し、合作のシナリオはコミンテルン第二回大会の「民族および植民地問題についてのテーゼ」（一九二〇年七月）により定められた。中国をふくむ植民地・半植民地で反帝国主義と反封建を目的とする民族ブルジョアジーとプロレタリアートの統一戦線を作る必要が確認され、プロレタリアートの政党である中国共産党の結成がコミンテルンにより推進され、中国国民党と中国共産党との合作がソ連政府とコミンテルンにより推進された。

以来、ソ連ではソ連政府とコミンテルンの極東戦略の無謬性が擁護され、ソ連政府とコミンテルンの指導を強調する研究がマルクス主義理論を基礎に党や国家の研究機関で進化した。これらの研究には、第一次国共合作中に顕在化していた革命戦略をめぐるトロツキー派との理論抗争や、六〇年代に発生した中華人民共和国との対立（中ソ対立）が強く反映された。とくに後者の影響のもとに、中国共産党員の合作中の役割が過小評価された。このような偏向があるにせよ、ソ連の研究ではコミンテルンやソ連政府の原史料が駆使され、国民党や共産党の研究では窺い知れない多くの興味ぶかい事実が明らかにされた。一九六〇年代後半からは、第一次国共合作時期に国民党の顧問として中国を

訪れた人々の回想録が数多く出版され、国共合作の実態を知る貴重な資料が提供された。⁽¹⁵⁾

(2) 中国共産党

中国共産党の見解は、国共合作成立当初のコミンテルンの定義を踏襲している。すなわち第一次国共合作は反帝国主義と反封建を目的にプロレタリアートを代表する中国共産党が国民党と結んだ統一戦線であったと位置づけられてきた。そしてこの定義を基礎に、中国共産党の中国近現代史上における指導性を主張する新しい歴史理論が、合作破綻後の国民党との内戦の過程で樹立された。

第二次国共合作で表面的には国共内戦停止中の一九四〇年、毛沢東は「新民主主義論」を発表し、共産党が主導する新しい共和国建設の理論を提示した。⁽¹⁶⁾「新民主主義論」は清末以来の中国史とロシア革命後の世界史の動向をマルクス主義を基礎に分析し、中国は一九一九年の五四運動を境に「新民主主義革命期」(新しい民主主義革命の時期)に入り、中国革命の指導勢力も民族ブルジョアジーからプロレタリアートに移行したと主張した。そして国共合作破綻後の孫文に対する批判的立場を一変させ、孫文を新しい歴史段階への橋渡しを演じた人物として積極的に位置づけた。すなわち孫文は、ソ連との連携、共産党員との協力、労働者と農民に対する援助(連ソ・容共・扶助農工)という三大政策を基礎に第一次国共合作を決意したが、これは旧来の政治主張の「旧三民主義」(旧い三民主義)を、新民主主義革命期の「新三民主義」(新しい三民主義)に変化させた結果であったと主張した。

「新民主主義論」は巧みな政治理論であった。国民党の政治原理である孫文の三民主義を新旧の三民主義に分断し、蒋介石ら国民党指導部は旧三民主義に止まる存在に過ぎず、共産党こそが孫文の新三民主義を継承し発展させる存在だと主張したのである。⁽¹⁷⁾共産党はこれにより、十九世紀末からの中国における革命運動の「正統」を受け継ぐ存在だと主張したことになる。共産党はこのあと「新民主主義論」を掲げて中国国民党との内戦に勝利し、中華人民共和国を樹立した。「新民主主義論」は強大な政治権力に裏打ちされた正統な歴史理論の地位を獲得し、中国近代史研究の

公理となった。そして中華人民共和国にとどまらず、マルクス主義の影響の大きかった日本などで大方の研究者の中国近現代史理解の基礎に据えられた。

(3) 中国国民党

中国国民党の見解では、第一次国共合作は共産党との対等の協力関係ではなく、孫文が諸階層連合の国民革命実現をめざし共産党員の国民党への加入を容認した結果(容共)であったと認識される。平等な協力関係を意味する「合作」という言葉は使用されず、あくまで「容共」と称される。国共合作の破綻に対しては、共産党員が階級闘争理論に基づき国民諸階層の対立を惹起させ国民革命を破壊しようとしたため、国民党は共産党員を国民党内から排除(清党)せざるをえなかったという観点が貫かれる。三民主義を新旧に分けて論じ孫文を自家薬籠中の物とする共産党の「新民主主義論」に対し、すでに一九四三年に蔣介石が「中国の命運」を発表し、三民主義は孫文が清末に確立して以来不変であり、国民党が一貫して革命の指導勢力であり今後も新国家の中核にならねばならないと反駁していた⁽¹⁸⁾。国民党の研究は党の歴史編纂機関である党史委員会を中心に展開され、党務関係の内部資料が駆使された。そしてこれらの資料が長らく非公開であったことにより、他の研究の追隨を許さない部分がある⁽¹⁹⁾。

2 新たな状況の出現

一九九〇年代に入り、ソ連、共産党、国民党の間には新たな状況が出現した。ソ連が解体してロシア連邦が出現し、ソ連共産党も解体し旧ソ連時代の画一化された政治イデオロギーは多様化した。中ソ対立は過去のものとなり、ロシア連邦と中華人民共和国の間に良好な関係が保たれている。一九八〇年代以降、中華人民共和国と台湾の間では文化と経済の分野での接近が進行した。国共合作研究をとりまいていた政治的緊張感は次第に薄れ、第一次国共合作研究には変化が生じはじめた。

変化は中華人民共和国から出現した。一九八〇年代以降、第一次国共合作当時の国共間の緊密な関係を伝える中国共産党の内部文書や、国民党が公開していない国民党中央執行委員會議事録などの資料が公刊されはじめた。台湾に対する共産党の統一戦線工作の一環であり、国民党にかつての緊密な協力関係を確認させ三度目の合作に目を開かせようというのである。一九八一年九月には葉劍英全国人民代表大会委員長が第三次国共合作を呼びかけていた。一九九一年には活発化していた国共合作研究を集大成する『国共両党關係通史』全五巻が武漢大学出版社から刊行された。同書は第一次国共合作および第二次国共合作における国共両党の動向を、可能な限りイデオロギー的立場を排した「歴史事実」として記述し、第三次国共合作への展望を論じている。⁽²⁰⁾

中国共産党側の新たな動きに対し、国民党は国民革命の正統にかかわる問題では従来の政治主張をいささかもゆるがせにせぬという姿勢を保った。一九九四年には、孫文の興中会結成（一八九四年）を起点として国民党百年を記念する様々な論考が出現したが、第一次国共合作に関しては従来の観点⁽²¹⁾が踏襲された。しかし台湾独立を唱える台湾人の政党である民主進歩党（民進党）が躍進し、国民党の主席に台湾人の李登輝が就任し黨員の八〇％が台湾人で占められるという国民党の台湾化により、国民党には中国国民革命の正統な継承者を主張する必要性は減少した。また、将来の統一は肯定するが、長期にわたり中華人民共和国と台湾の関係を「二つの対等な政治実体」として固定化しようとする中華民国国民政府の方針からも、国民革命の正統を中国共産党と争うことは得策でなくなった。その結果、この問題を「過去の歴史」として隔離する姿勢が導かれた。国民党百年を祝った翌年の一九九五年には、国民党は非公開であった党中央諸會議の資料公開にふみきった（公開の時点から五十年以上遡る資料に限る）。公文書公開という世界の潮流にならう態度をとりつつも、現在の国民党はかつての国民党とは質的に変化したことをスマートに示す行為である。⁽²²⁾筆者も本書執筆の締めくくりとして九六年の夏に国民党党史委員会を訪問し、資料公開の実態を確認した。その「成果」は、本書に書き込んである。

第一章 第一次国共合作の成立

第一節 コミンテルンとソ連政府による中国への働きかけ

1 マーリングの準備工作

コミンテルンは、一九二〇年の四月にヴォイチンスキーを中国に派遣し、中国共産党の建設に着手した。ヴォイチンスキーは北京大学教授の李大釗と接触し、続いて上海で陳独秀と協議した。⁽¹⁾李大釗と陳独秀は、マルクス主義研究にたずさわっていた代表的人物であり、その影響下に各地にマルクス主義を信奉する若者たちが出現していた。このあと一九二一年七月に、コミンテルン民族植民地委員会議書の「マーリング(Maring. 中国語表記は馬林。マーリンとも記すが本書ではマーリングに統一)の出席のもとに、上海のフランス租界で中国共産党第一次全国代表大会が開かれた。各地のマルクス主義研究グループから代表が出席したが、湖南代表の毛沢東もその一人であった。中国共産党の中央局書記には陳独秀が就任し、党員数は五十名余りであった。⁽²⁾

一方でコミンテルンは、一九二〇年七月の第二回大会の「民族および植民地問題についてのテーゼ」とその「補足テーゼ」に基づき、⁽³⁾中国国民党を民族ブルジョアジーを代表する政党と見なし、プロレタリアートの前衛として作られる中国共産党との合作を追求していた。一九二〇年の秋に上海でヴォイチンスキーと孫文との会見が行われ、⁽⁴⁾このあと一九二一年の十月にマーリングが上海で国民党員の張継と会見し、十二月には広西省の桂林に孫文を訪問した。⁽⁵⁾このとき国民党側は、共産党員の国民党加入を示唆したといふ。⁽⁶⁾

国民党が共産党員の加入を示唆したのは、五十名余りの共産党と対等の同盟を結ぶことへの躊躇だけでなく、人材を確保する狙いがあったと考えられる。国民党内には無政府主義者をはじめ種々の思想の持ち主が存在し、当時の国民党員と共産党員の間には、変革を志向する知識人という共通基盤のもとに、多くの親密な思想交流や人間関係が存在した。後に反共理論の旗手となる国民党員の戴季陶と共産党の中央局書記に就任した陳独秀の關係や、陳独秀と国民党員ではあるが孫文に対して独自の政治路線を歩んでいた陳炯明との關係は、その好例である。⁽⁷⁾そしてこれらの事実が、共産党員の国民党加入に現実味を帯びさせた。マーリングの工作の結果、列強のワシントン會議に対抗するためコミンテルンがモスクワで開催した一九二二年一月の極東民族大会には、国民党は共産党とともに代表を送った。⁽⁸⁾

以上の状況を第一段階に、第一次国共合作成立に向けての動きが進行する。二二年四月初めに桂林や広州での国民党との折衝を終えて上海に戻ったマーリングは、陳独秀らに国民党への加入による国共合作を提起した。これに対し陳独秀をはじめ共産党員と社会主義青年団員(共産党の下部組織)は激しく反発した。⁽⁹⁾国民党員との間の人間關係はさておき、新しくマルクス主義理論を信奉しその実践に邁進していた共産党員には、国民党への加入は独自の活動を制限し活動の意義を失わせると理解された。⁽¹⁰⁾さらに孫文の率いる国民党と共産党の間には、政治活動で共闘できる基盤が存在しなかった。孫文は臨時約法と旧国会の回復を旗印に広州に政府を組織し、西南の諸軍閥を動員し北伐を敢行しようとしていた。共産党は労働運動や各種の社会活動に邁進し、新しい政治路線を展開する基盤作りに懸命になっていた。そしてその活動は、やがて孫文と敵對關係におちいる国民党員の陳炯明や、北京政府内の直隸派の吳佩孚との協力關係の中で展開されていた。

広東省での共産党員と陳炯明の協力關係は、共産党成立以前からの陳独秀と陳炯明の關係を基礎にしており、共産党成立後も両者の間には緊密な關係が保たれていた。⁽¹¹⁾吳佩孚と共産党員の協力關係は、吳佩孚の政治処長であった白堅武と李大釗との友人關係を通じて進行的した。吳佩孚には、予想される北京政府内での奉天派との抗争に際し、地盤

である河南省の鄭州と北京を結ぶ京漢鉄路の確保が必要であった。その結果、すでに京漢鉄路で労働者の組織化に着手していた共産党との協力関係が成立した。⁽¹²⁾

以上の状況では、共産党員が孫文の率いる国民党に加入する必然性は存在しなかった。しかしマーリングは、共産党員の国民党加入による国共合作を推進しようとし、四月下旬に中国を離れてモスクワに戻りコミンテルン中央執行委員会に承認を求めた。そして七月末には承認を得る。⁽¹³⁾ この間、広州では状況が激変した。陳炯明が孫文を広州から放逐したのである。孫文は陳炯明の広州占領後の一九二〇年の十一月に広州に復帰し、二一年十月には北伐開始を決定する。しかし陳炯明は、広東省内の自治完成を第一の政治課題に掲げ、多額の軍費を要し中央の政争に巻き込まれる北伐に反対した。北伐をめぐる両者の対立は極点に達し、陳炯明は二二年六月十六日にクーデターを敢行した。⁽¹⁴⁾

この事件で共産党は窮地に立ち、上海にいた陳独秀は陳炯明との関係断絶を国民党に表明した。⁽¹⁵⁾ そして共産党は二二年七月の第二次全国代表大会で「民主的連合戦線に関する決議」を採択し、国民党との合作を示唆する。しかし国民党への加入による合作ではなく、対等の同盟の提起であった。⁽¹⁶⁾ このあと八月に、コミンテルンの承認を得たマーリングが上海に戻り、マーリングの要請で杭州の西湖で開かれた共産党中央の会議で国民党への加入が決定される。⁽¹⁷⁾ マーリングは反対する陳独秀たちに対し、国民党はブルジョアジーの政党ではなく国民各階級の連合した政党であり、プロレタリアートはこの党に加入し、この党を改造して革命をおしすすめるべきだと力説した。そして最後には、コミンテルンの決議であると述べ承認させたという。⁽¹⁸⁾ しかし共産党内には根強い反発が存在し、国共合作は進展する状況にはなかった。⁽¹⁹⁾

2 ヨッフェを通じたソ連政府の働きかけ

ソ連政府からの国民党への物質的援助を約束する接近により、国共合作は具体化しはじめる。北京政府との条約交

渉のため、一九二二年八月到北京に到着したソ連政府代表のヨッフエは、陳炯明の反乱で上海にひきあげていた孫文のもとにマーリングを派遣し、八月二十五日に軍事援助を含む会談が行われた。陳炯明の反乱で忠実な軍隊の必要を痛感したはずの孫文は、軍事援助を約束するソ連政府の接近にはためらうことなく応じた。⁽²⁰⁾ マーリングはこの時、孫文のもとに国民党加入に積極的であった李大釗らをともなった。また陳独秀もほだなく孫文をたずね、組織改革を条件に国民党への加入を提案し孫文もこれを了承した。このあと陳独秀や李大釗は国民党に加入したが、一般黨員の加入までには至らなかった。⁽²¹⁾ 九月六日には、陳独秀を含む国民党改進黨方略起草委員が孫文により指名され、⁽²²⁾ 国民党の新しい組織規約や政治綱領づくりがはじめられる。陳独秀は九月二十日に共產党機関紙『嚮導週報』誌上に「国民党とはなにか」という論文を発表し、国民党は国民運動を代表する革命党であり階級政党ではないという見解を明らかにし、⁽²³⁾ マーリングが示した共產黨員の国民党加入を正当化する理論を承認した。

このあと一九二三年一月一日に、国民党改進黨方略起草委員らによる草案を孫文が批准した国民党改進黨の「宣言」が発表される。「宣言」には、普通選挙実施や労働者保護と農民生活の向上がうたわれている。続く一月二日に国民党党務改進黨が招集され新しい党綱(政治綱領)と総章(組織規約)が最終審議を経て発表され、国民党組織は文字の上で新体制に整えられた。⁽²⁴⁾ しかし国民党組織が実際に改変されたわけではなく、労働者・農民寄りの政策が具体化されただけでもない。国民党は旧態依然であった。それゆえ共產黨員が加入し活動を展開できる体制はいまだ出現していなかった。国民党の党綱と総章を新しく規程しなおし、国民党との折衝により国共合作の実現にこぎつけたのは、ソ連共産党から国民党顧問として派遣されてくるボロジンである。しかし国民党改進黨の「宣言」が出たことで、コミンテルンとソ連政府の国民党への援助にはルールがしかれた。一月十二日、コミンテルン中央執行委員会は前年七月に決定されていた共產黨員の国民党加入に関し具体的決議を採択した。⁽²⁵⁾ 一月二十六日には、孫文とヨッフエのあいだで、中国の統一と独立達成をソ連が援助することを約束する英文の「孫・ヨッフエ共同宣言」⁽²⁶⁾ が出る。

一月十二日のコミンテルン中央執行委員会の決議は、共産党は「厳格に中央集権化された機構をもつその固有の組織を堅持しなければならない」、「それ自身の旗のもとに、また他のあらゆる政治的グループから独立して、行動しなければならない」と述べ、国民党への加入後も共産党の組織面と運動面での主体性保持を確認している。コミンテルンには二〇年七月の第二回大会での論争の末に確認された、植民地の民族解放闘争でのプロレタリア運動の独立性堅持の原則を歪めることはできなかった。ところが「孫・ヨッフエ共同宣言」は冒頭で、「孫逸仙博士は共産主義組織あるいはソヴェエト制度でさえ、中国に移入することは事実上できないと考える。なぜなら中国には共産主義とソヴェエト主義が樹立されるための諸条件が存在しないからである。この考えはヨッフエ氏により完全に共有される」と述べ、共産党員の活動の可能性を否定する確認が行われている。ソ連との接近に対する列強諸国の反発を緩和する狙いから、孫文が要求したのであろう。ソ連との接近は、国民党の「赤化」を意味しないというアピールである。これに対しヨッフエは、中ソ間の外交上の懸案であった中東鉄路（東清鉄道）の管理問題と外モンゴルのソ連軍の存在に孫文が理解を示したことを評価し、この文言に了承したと思われる。コミンテルンとは異なりソ連政府は必ずしも世界共産主義運動の原則に縛られる必要はなく、中国内に親ソ連勢力をつくるという外交戦略を最優先させたのである。⁽²⁷⁾孫文とヨッフエの共産党員の活動を否定する確認に対し、共産党員たちには表立った反応は見られない。内心は穏やかでなかったであろうが、無視しようとしたようである。『嚮導週報』誌上には、「孫・ヨッフエ共同宣言」を論評した記事は見当たらない。

以上の事実は、来るべき第一次国共合作におけるコミンテルン、ソ連政府、国民党、共産党の立場と意思の相違を、⁽²⁸⁾象徴的に示している。このあと二三年の二月に、日本に赴いたヨッフエと同行した国民党員の廖仲愷とのあいだで、ソ連政府からの国民党への援助の具体的取決めが行われた。⁽²⁹⁾

一九二三年の二月には国共合作をさらに促す事件が発生した。京漢鉄路の労働者ストライキを呉佩孚が武力で弾圧

し、共産黨員と呉佩孚の協力関係は終焉した。そして新たな労働運動の拠点を求める共産党は、雲南軍の力により陳炯明を追ひ三月に広州に復帰して陸海軍大元帥大本營を組織していた孫文から、支配地域での活動の許可を得た。この結果、二三年六月の共産党第三次全国代表大会は国民党への個人加入を決議した。陳独秀や李大釗だけでなく一般の黨員も国民党に加入したと思われるが、合作が軌道に乗った形跡はない。⁽³⁰⁾

一方、孫文は広州に復帰すると、対外的にはソ連との提携計画を進行させ、対内的には北京政府内の直隸派に対抗するため奉天派や安徽派との接近を強め、既定の政治路線である北伐の準備を進行させた。さらに、孫文とも親しく国民党の情報通であったソコルスキーによれば、アメリカやイギリスに秘密裡に使者を派遣し軍事要員の派遣を打診していた。⁽³¹⁾孫文がアメリカやイギリスとの外交関係の改善を画策したのは、多くの資料にあきらかである。⁽³²⁾それゆえ軍事援助の打診も、十分に起こりうることであった。共産黨員たちは国民党の欧米諸国への軍事要員派遣の打診は知るよしもなかったが、奉天派や安徽派への接近に対しては強く批判した。⁽³³⁾孫文はこのあと、国共合作成立の直前にもアメリカ政府との接触を試みる。

以上の状況下で孫文は、二三年八月に蔣介石を团长とする孫逸仙博士代表团をソ連に派遣した。⁽³⁴⁾折り返しロシア共産党からは、海外での豊富な活動経験をもつボロジンが国民党顧問として派遣されてくる。しかし国民党の組織と政策を一新し、ソ連政府にも共産黨員たちにも納得のいくかたちで合作を成立させるには、解決すべき多くの問題が横たわっていた。そしてボロジンと国民党のあいだでは、緊迫した折衝が展開される。

第二節 難航する合作の船出

1 ボロジンの努力

ボロジンは一九二三年十月六日に広州に到着し、国民党の組織改革に着手する。孫文は十月十一日に開かれた国民

党党務討論会の席上で、革命を成功させるにはロシア革命の例に鑑みて、厳格な党組織と党直属の軍隊が不可欠の要素であることを力説した。孫文は十月十五日の国民党懇親大会の席上では、革命のために国民党の主義を宣伝する必要と、黨員一人一人が一身の犠牲をいとわぬ強い意志を持つよう訴えた。⁽³⁵⁾ボルシェヴィズムの組織理論に基づき、国民党を改組する方針を宣言したのである。十月二十五日には、国民党改組のための臨時中央執行委員会の委員が孫文により任命された。廖仲愷や共産黨員の譚平山を含む九名が中央執行委員に、汪精衛や共産黨員の李大釗を含む五名が中央執行委員候補に任命され、ボロジンが顧問に就任した。⁽³⁶⁾臨時中央執行委員会は翌年一月の中国国民党第一次全国代表大会最終日に中央執行委員会が選出されるまで機能し、通算二十八回の会議が開催される。

十月二十八日に第一回臨時中央執行委員会が開かれ、広州市内の国民黨員の再登録が決定された。ルーズな党組織を、ボルシェヴィズムの組織理論により一新しようとしたのである。また上海にも臨時執行部を作ることが討議され、廖仲愷が責任を負うことになった。⁽³⁷⁾広州市内の国民党組織の改革は直ちに実施され、十一月八日には完了した。十二の支部が設置されて臨時中央執行委員会の指揮下におかれ、黨員三万人を擁したルーズな広州の国民党組織は、三千人の精鋭に生まれかわったという。⁽³⁸⁾廖仲愷が臨時中央執行委員会の議事をリードし、国民党改組の実務を担当していた。⁽³⁹⁾組織刷新は国民党に依存はなく混乱は起こっていない。しかし新しい政治路線の採用は容易ではなかった。最大の眼目である労働者政策と農民政策が決定される経緯を見てみよう。

労働者政策の決定に大きな問題は発生しなかった。国民党は傘下に労働者組織を擁し、一九二二年の一月から開始された香港の海員ストライキを積極的に支援し、「暫行新刑律」中の労働運動弾圧条文である第二二一条以下を廃止していた。⁽⁴⁰⁾二三年二月の京漢鐵路労働者への呉佩孚の武力弾圧後には、孫文は広州での共産黨員の労働運動を許可していた。そしてなによりも、労働者問題はいまだ中国全体から見れば局部的問題であり、社会の根本にかかわる重大問題には発展していないという現実があった。労働運動は多くの場合、外国企業に対する中国人労働者の争議という

対外的ナショナリズムの発揚として展開され、中国社会での労資間の階級対立を惹起する側面は小さかった。

これに比べ農民政策は農業国中国の根本に係わる重大問題であり、直ちに地主と農民の階級対立を惹起する危険性を孕んでおり、政策決定をめぐり紛糾する。

広州にいた国民党員の趙志観によれば、到着早々のボロジンは孫文を交えた第二回めの非公式会議の席上で、「耕地農有」耕地は農民が所有するの宣言を出すように要求したという。当初は筆者はボロジンがこの要求を国民党臨時中央執行委員会第二回会議で提起したと考え、公表した論文にもそのように記した。しかし公開された国民党臨時中央執行委員会第二回会議の議事録を見ると、会議には孫文もボロジンも出席していない。それゆえボロジンの提案は別の会議での出来事であったと思われる。趙志観は、「耕地農有」の宣言の具体的内容を明らかにしていない⁽⁴³⁾。しかしこのあとボロジンと国民党のあいだで推移する状況から考えれば、「耕地農有」は土地の再分配を含む急進的内容であったことが想像される⁽⁴²⁾。このような宣言は多かれ少なかれ土地に投資し地主的性格をもっていた有産階級の全てを敵に回すことを意味し、国民党には不可能であった。孫文は一九二四年八月の講演で「耕者有其田」耕す者は其の田を有すという考えを明らかにするが、将来の展望として示された政治権力の調停による土地問題の漸進的解決策であり、過激な方策とは無縁のものであった⁽⁴³⁾。それにもかかわらず国共合作の成立後に、国民党の名のもとに農民運動が開始され、地主との衝突必至の減租運動さえ行われる。これは、国民党が譲歩した結果であり、ボロジンによると経緯は次のようであった。

ボロジンが到着して間もない二三年十一月十二日に、広州奪回を図る陳炯明軍が東方の前線を突破し、広州は危険な状態におちいった。十一月十三日に国民党の緊急会議が開かれ、ボロジンは民衆を動員して陳炯明軍をくいとめることを提案し、労働者、農民、小市民を優遇する宣言を出すよう要求した。宣言は、労働者には最低賃金制や八時間労働制を、農民には有償や無償による土地の再分配を約束したものであった。農民への宣言は、ボロジンが要求して

いた「耕地農有」の宣言であったと思われる。国民党は宣言の公布を約束したが、陳炯明が撃退され危機が去ると、労働者と小市民についてはともかく、農民への宣言公布に難色を示した。ボロジンは孫文と協議し、妥協の結果として農民協会の樹立と、実行はされなかったが小作料の二五％減の合意を見た。以上の経緯は、ルイス・フィッシャーがボロジンからの「聞き書き」としてはじめて明らかにし、その後チュレパーノフが、当時のボロジンの報告に基づき詳細に紹介した。⁽⁴⁴⁾

以上の出来事は『国父年譜』の記事からも確認できる。『国父年譜』には十一月十三日の緊急会議の記事はない。しかし前日の十二日に国民党の第五回臨時中央執行委員会が開かれ、義勇軍の編成について十三日に会議を開くことが決定されている。孫文は十二日の午後四時に前線から退却してきており、十三日の会議には出席したはずである。

さらに陳炯明軍の脅威が去ると、国民党が農民への宣言に難色を示したことも、簡略な記事とその後の状況を考え合わせれば推測できる。陳炯明軍の脅威が去った十一月十九日の午後七時四十分から、孫文とボロジンの出席のもとに第七回臨時中央執行委員会が開かれた。そして労働者と農民および中産階級の状況を調査すること、三民主義の解釈は孫文の説に従うという一項を政治綱領に書き加えることが決定されている。⁽⁴⁵⁾国民党が労働者と農民の調査を決定したのは初めてであり、ボロジンが要求した結果であろう。また三民主義の解釈は翌年一月の中国国民党第一次全国代表大会で民生主義の解釈をめくり問題となり、そのさい農民問題が焦点となる。したがってこの日の会議で決定された三民主義の解釈の制限も、狙いは民生主義解釈の制限であり、直前の状況から考えれば農民問題の解決方法に枠をはめようとしたものであったと考えてよい。

以上の経緯は、国民党の名のもとに開始される農民運動がきわどい政治的駆け引きの所産であったことを物語る。国共合作の成立後には国民党に加入した共産党員たちにより、広東省内で大規模な農民運動が展開される。これに対し国民党員たちは、廖仲愷などの例外はあるにせよ、傍観するか行きすぎであると非難することになる。

問題を残しつつ国民党改組は進行する。十一月二十二日に国民党臨時中央執行委員會に共產黨員の譚平山を加えた秘書処が設置され、翌二四年一月の中国国民党第一次全国代表大会の開催に向けた事務手続きが開始された。十一月二十九日には孫文の命を受けた廖仲愷が上海に到着し、幹部黨員たちと国民党改組と第一次全国代表大会開催に関し協議を開始した。しかし広州では十一月二十九日に、鄧沢如ら国民党員が、国民党改組と共產黨員の加入に危惧を表明する意見書を孫文に提出していた。⁽⁴⁶⁾このほか国民党内には共產黨員の加入に反対する者たちが相当数存在し、彼らは孫文の死後、公然たる反共派としての国民党西山會議派を結成し、上海を拠点に分派活動を展開する。

孫文は国民党改組を進行させつつ、奉天派との反直隸派連合の結成にも余念がなかった。十一月二十五日には奉天に使者を派遣し張作霖と直隸派討伐を協議させ、張作霖への手紙の中では広東省平定の見込みと北伐開始の可能性を報告している。⁽⁴⁷⁾孫文は翌二四年一月六日にはアメリカ公使シューアマンと会見し、国内の和平統一を進める聯席會議をアメリカに主催してほしいと述べている。そして一月十二日にも、同様の希望をアメリカ人記者に語っている。⁽⁴⁸⁾

軍閥や列強に接近する孫文の態度や国民党内の反共的人物の存在から考えて、進行中の国民党の組織改革はともかく、来るべき第一次全国代表大会で決定される国民党の新政策がどのような内容になるのかは予断を許さなかった。

2 中国国民党第一次全国代表大会

一九二四年一月二十日、孫文の開会演説により延べ十日間にわたる中国国民党第一次全国代表大会が開かれた。「中国国民党第一次全国代表大会會議録」(以下、「會議録」)⁽⁴⁹⁾を中心に経過をあとづけて見よう。

第一日は午前九時開会。孫文が議長をつとめ、議長団と秘書処の人員を選出した。

午後は二時開会。⁽⁵⁰⁾大会宣言の原案を審査する審査委員會委員の選出が討議され、国民党の省・区の組織を単位に選出せよという意見を否決し、孫文の指名に一任することを決定した。このあと議事終了時に、九名の大会宣言審査委

員が孫文から発表される。胡漢民、戴季陶、李大釗、于樹徳、恩克巴図（モンゴル代表）、葉楚傖、黄季陸（カナダ支部代表）、王恒、茅祖権である。李大釗と于樹徳は共産黨員で、黄季陸は国民党西山会議派の構成員となる反共の人物である。他の委員は共産黨員の加入に異議を唱えていなかった。孫文が委員のバランスに腐心したことがわかる。

大会宣言の原案は、二三年十一月末頃からボロジンにより部分的に作成され始めていた。そして広州から上海に運ばれ幹部黨員たちの修正を経たのち再び広州で汪精衛、胡漢民、廖仲愷、ボロジンの四人委員会により骨子が作成され、孫文の審査を経て成立していた。⁽⁵¹⁾ チェレバーノフは、四人委員会の討議で、農民への土地提供の方法をめぐり、激しい意見対立が発生したと述べる。⁽⁵²⁾ そして大会宣言の原案には、「大地主の土地で土地基金をつくる」ことが明記されたらしい。⁽⁵³⁾ これは有償による土地分配をめざしたと考えられ、ボロジンと国民黨員との一定の妥協が成立したことが想像される。

このほか「組織国民政府必要案」が提出され、孫文自身が趣旨説明を行った。孫文は、前年十二月の広東の海関接収の際に、広州の政府が列強諸国から公式の政府と見なされなかった事実を反省し、臨時約法と旧国会の回復という従来の路線を放棄し、新たな「国民政府」樹立の必要を力説した。そして「国民政府」による国家建設のプロセスを定めた「国民政府建国大綱」を承認するように求めた。その結果、「組織国民政府必要案」は原案どおり通過する。⁽⁵⁴⁾

「国民政府建国大綱」はすでに見たとおり、このあと四月に公布される国家建設計画であった。⁽⁵⁵⁾

第二日は一月二十一日午前十時開会。党務審査委員を選出した。午後は二時開会。大会宣言原案の審査に関し、審査委員の戴季陶と胡漢民から報告書が配付され経過説明が行われた。「会議録」には、報告書も戴季陶と胡漢民の説明内容も記載されていない。しかし議長のエレンは会議時間を一時間延長して両人の報告を完了させ、「本党の根本にかかわる問題について、なお説明を加えねばならない」と述べている。そして孫文が登壇し民生主義の説明を行った。

孫文の演説からは、何が民生主義解釈の争点かが判然としない。このあと採択される大会宣言の中の民生主義の中心は、労働者と農民に対する政策である。審査過程での争点も、労働者と農民に対する政策であったと考えてよい。民生主義は、労働者問題や農民問題を国家権力の調停により解決しようとするものであった。これに対しマルクス主義は、階級闘争による解決をめざした。したがって発生する議論は自ずと明らかである。李大釗や于樹徳ら共産党員の審査委員が、民生主義に階級闘争論に基づく急進的内容を盛り込もうとしたのであろう。これに対し孫文はその演説で、民生主義と共産主義は衝突しないと主張し、民生主義は共産主義を包括するという考えを図解して説明している。孫文の態度は、理論的対立を回避する以外のなにもなく、結局は結論を提示できず宣言審査委員、臨時中央執行委員会委員、宣言起草委員による継続審議に付された。⁽⁵⁶⁾

このあと修正を経て採択された大会宣言中の民生主義の項には、労働者に労働法、養老制度、廃疾者救済制度の実現が約束されている。農民には、土地と資金を提供するため努力することが約束されている。そして「率直に言えばこれは農民と労働者のために奮闘することであり、同時にまた農民と労働者が自分自身のために奮闘することである」と述べられ、共産党員の意見が通ったかに見受けられる。しかし労働者への約束はともかく、農民への土地や資金をどのように準備するかは、農民銀行設立などの字句は見られるが具体性に乏しく、妥協の産物であることを物語る。⁽⁵⁷⁾

第三日は一月二十二日午前十時開会。議長の林森により、国民党章程（組織規約）審査委員が指名された。⁽⁵⁸⁾十九名の委員中、二名が共産党員の李大釗と毛沢東で、共産党員の国民党加入に反対する意見書を孫文に上申した鄧沢如も委員に指名された。

午後は二時開会。「規律問題決議」が通過し、党義の違反者に戒告や除名処分を行う規律条項が「国民党章程」に付加された。⁽⁵⁹⁾

第四日は一月二十三日午前十時開會。

午後は二時開會。午後の會議で審議中の大会宣言が通過する⁽⁶⁰⁾。宣言審査委員であつた黃季陸は、争点は民生主義と對外綱領であつたと述べる⁽⁶¹⁾。そして民生主義に関しては妥協の結果として表現に曖昧さが残されたが、對外綱領には海關と租借地の回収および不平等條約の破棄が明確にうたわれている。ところがボロジンによれば大会宣言の採択にさいし、孫文は海外の国民党組織の古參黨員の對外綱領への反発を危惧し、採択を躊躇した。そして以下に述べる兩者の葛藤が展開された⁽⁶²⁾。黃季陸は、海外支部の代表は列強に對決姿勢を示す對外綱領が原因で在留国の政府から圧迫を受けることを恐れたと述べる⁽⁶³⁾。海外支部の古參黨員とはいわゆる華僑であり、国民党には財源および活動の拠点として同盟会以来の重要な支持基盤であつた。孫文が、華僑黨員の活動に影響する對外綱領の採択に過敏になつても不思議はない。孫文は大会宣言の採決直前にボロジンを大会秘書処によび、大会宣言をとりさげ自分の書いた「国民政府のための綱領」を採択してはどうかと提案した⁽⁶⁴⁾。この「綱領」には、政府は人民の衣・食・住と輸送手段への要求を満足させると述べられており、題目と内容に照らして大会初日に採択された「国民政府建國大綱」に他ならない。ボロジンは孫文に對し、「國民政府のための綱領」の公布は結構であるが、この「綱領」と「大会宣言」を混同することはできないと述べ執拗に説得を試みた。そして、一月六日に行われた孫文とアメリカ公使シューアマンとの會見内容が断片的にしか報道されず、孫文が中國統一のための内政干渉をアメリカに期待しているかのような印象を内外に与え、孫文がこの印象を打ち消そうとしていた好都合な要因もあり⁽⁶⁵⁾、説得に成功する。孫文は議長席に戻つて議事を進行させ、大会宣言は採択された。

列強に對立姿勢を示す對外綱領を持つ大会宣言の通過は、現地の民族主義団体を支援して英、米などの勢力に對抗させるソ連政府とコミンテルン外交の勝利であつた。これにより、国民党にはソ連政府からの軍事援助受入れの資格が備わつたのであり、国民党改組と国共合作のめどがついたのである。

第五日は一月二十四日午前十時開会。大会宣言通過を祝い、北京のソ連政府代表カラハンからの電報が出席者に配付された。電報はカラハンが一月十五日に国民党代表大会の開会を祝い、孫文に打電していた。『国父年譜』はこの電報を、「於一月十五日拍発、二十三日到達」と記すが、カラハンの一月二十九日の電報は即日受信されている。⁽⁶⁶⁾一月十五日の電報も、即日受信されたと考えるのが自然であり、大会宣言が通過するまで伏せてあったと思われる。この事実からも大会の成功が樂觀視されていなかったのがわかる。孫文が大会中に動揺しているのである。

第六日は一月二十五日午前十時開会。ボロジンからレーニン死去を知らされた孫文が大会中に緊急動議を行い、国民党全国代表大会からモスクワに弔電を打つこと、服喪のため三日間休会することが決議された。⁽⁶⁷⁾

第七日は一月二十八日午前十時開会。審査中の国民党の組織規約が通過する。ボロジン作成の原案には、国民党総理は選挙によると規定されていた。⁽⁶⁸⁾しかし採択された国民党の組織規約では、孫文は国民党総理として全国代表大会主席および中央執行委員会主席に指名され、全国代表大会決定の差戻し権や中央執行委員会での最終決定権など全権を与えられている。⁽⁶⁹⁾国民党員が要求した結果であろうが、原案の修正過程を知る資料はない。国民党の組織規約の採決に対し、国民党員の方瑞麟が「本党党员不得加入他党」の一条を付加せよという動議を提出した。「本党の党员は他党に加入できない」の意図するところは、共産党员が党籍をそのままに国民党に加入すること（二重党籍）の禁止であった。黄季陸によれば、動議は黄季陸、林森、鄧沢如、謝持らが協議した結果であった。これに対し李大釗は用意した書面を会場に配付して登壇し、国民革命を行うため国民党に加入するのであり、孫文も承認している公明正大の行為であると訴えた。詳細で情を尽くした李大釗の話ぶりは、会場の人々を動かしたという。⁽⁷⁰⁾国民党側からも葉楚傖、汪精衛、廖仲愷、胡漢民らが発言し、共産党员の国民党加入は妥当であると同様の角度から力説した。その結果、方瑞麟の動議は否決され共産党员の国民党加入は承認された。⁽⁷¹⁾

一月二十九日と三十日には残りの議案が討議された。三十日の午前中には孫文の提案で廖仲愷が臨時動議を行い大

会宣言の対外綱領を修正し、さらに中央監察委員会委員および同候補委員、中央執行委員会委員および同候補委員を選出した。そして午後の孫文の閉会演説により、国民党第一次全国代表大会は終了した。⁽⁷²⁾

このあと一月三十一日から二月六日までの間に三回の国民党第一期中央執行委員会全体会議がひらかれ、執行部体制が整備された。⁽⁷³⁾ 一月三十一日の第一回会議で、廖仲愷、戴季陶、譚平山（共産黨員）の三名が中央執行委員会常務委員に推挙され秘書処を構成した。組織部長にも譚平山が就任した。譚平山はかつては同盟会以来の国民党員であった経歴により、孫文や廖仲愷の信任を得ていた。国民党組織部長への就任も廖仲愷の推薦であった。⁽⁷⁴⁾ 譚平山は国民党第一次全国代表大会で選出された中央執行委員会中、共産黨員の中で序列が最高位の中央執行委員でもあり、七月十一日に孫文を主席として成立する政策決定機関の政治委員会にも加えられる。⁽⁷⁵⁾ 譚平山はその前歴から、共産党と国民党のパイプ役をつとめた。このほか国民党中央の各部の部長と秘書が選出されたが、農民部長にはかつては中華革命党員であった共産黨員の林祖涵が推挙された。各部の実務を担当する秘書も、農民部秘書に彭湃、工人数秘書に馮菊坡、組織部秘書に楊匏安と、それぞれ共産黨員が就任した。⁽⁷⁶⁾ 以上の体制のもとに第一次国共合作は開始された。

第二章 第一次国共合作の展開

第一節 新生の政治勢力の実態

1 旧態依然とした軍閥の集合体

軍閥打倒を標榜して広州に出現した国共両党を核とする政治勢力の性格が、「軍閥的」であったのは皮肉である。

この軍閥的体質がやがて商人たちとの衝突である「商団事件」を引き起こす(四五頁以下参照)。当時、広東省中央部では、二二年六月から広州を占領していた陳炯明が楊希閔麾下の滇軍(雲南軍)に敗退し、滇軍のほか省外から侵入した軍隊と土着の軍隊による陸海軍大元帥大本营以下、大元帥府と記す⁽¹⁾が二三年の三月以来組織されていた。孫文を大元帥に、滇軍、桂軍(広西軍)、湘軍(湖南軍)、豫軍(河南軍)、粵軍(広東軍)、李福林麾下の福軍(李福林の名に由来)、吳鉄城の警衛軍、朱培徳の中央直轄軍が各地に駐屯していた⁽²⁾。そしてこの上を、国民党員を省長とする脆弱な行政機構がおおっていた⁽³⁾。

各軍は駐屯地の財政を掌握し半独立の状況にあり、互いに反目し自己の勢力拡大が関心事であり、国民革命など眼中になかった。各軍にとり大元帥の孫文は、広東省に駐屯するための政治的名分であった。彼らには、配下の兵士を養い自らの地位を保全し私腹を肥やしている状態が最善であった。ソ連軍事顧問団の一員のチェレパノフの云うように、国民党の仇敵であり強固な戦闘力をほこる陳炯明の軍隊などとは、積極的に事をかまえるつもりはなかった⁽³⁾。

彼らは「軍閥」以外の何物でもなく、省内の住民、主として都市の商人層に大きな負担を与えていた。国共両党を核とする広州の政治勢力が、軍閥の打倒と国家の統一という国民革命を実現する革命勢力となるためには、まず自らの

体制を整えねばならなかった。すなわち各軍を統率下におき同一の政治目標を与え(軍隊の整頓、すなわち「整軍」である)、行政体系を確立することである。しかし「軍閥」を内にかえた大元帥府体制は二五年七月の国民政府設立まで続く。国共両党と各軍とは、大元帥府のもとで相互依存していたからである。この時期、広州の大元帥府に対し、省内東部の東江地域からは陳炯明が、東北部の江西省からは呉佩孚の勢力が、省内南西部の南路地域からは陳炯明と同盟する鄧本殷が軍事圧力を加え、各軍の存在がなければ敵対勢力の侵入を引き起こし、国共両党が実質的な政治勢力として存在するのは不可能であった。

このような軍閥的体制は、やがて黄埔軍官学校で育成された軍事力を中心に整頓される。同時に国民政府が樹立されて財政統一と行政機構が整備され、国民革命勢力としての体制が整う。チェレパノフの手記などを参考に、大元帥府体制下の国民党と各軍との関係を確認しておく。「整軍」の経過を考察するにはこの点の理解が不可欠である。

まず、呉鉄城の警衛軍は広州市を地盤に警察力を兼ね、国民党の親衛隊的存在であった。呉鉄城は、公安局長および国民党広州市党部執行委員であった。⁽⁴⁾

省北部に駐屯する湘軍と省西部に駐屯する粵軍は、国民党の意向をよく体する軍隊であった。湘軍を率いる譚延闓や程潜は同盟会以来の革命党员であり、譚延闓は大元帥府の内政部長、程潜は軍政部長をつとめ、国民党の政策決定の中枢にいた。⁽⁵⁾湘軍の念願である湖南省への復帰は孫文の計画する北伐の第一段階に当たり、湘軍と国民党の利害は一致していた。二四年の九月に開始された北伐では譚延闓が総指揮官となる。許崇智の率いる粵軍も国民党の仇敵となった陳炯明と利害が対立し、国民党には地盤確保の上からも運命をともにする存在であった。

広州近郊にいた李福林の福軍は孫文に服従し、李福林は国民党広州市党部執行委員候補であった。そして広州市周辺の無数の土匪を抑えて国民党を支えていた。⁽⁶⁾滇軍の分かれである朱培徳の中央直轄軍も孫文の意向に逆らわない存在であった。また二三年十月から二四年九月の北伐開始までは、樊鍾秀の率いる豫軍が大元帥府に加わっていたが、

北伐挫折後も広東省内に引き上げず本省への復帰を目指して省外にとどまる。⁽⁷⁾

豫軍以外の各軍は、二五年七月の国民政府設立後に国民革命軍に編成される。⁽⁸⁾

問題は楊希閔麾下の滇軍と劉震寰麾下の桂軍であった。この両軍が広東に侵入して陳炯明を追ひ、国民党の広州復帰が実現された。しかも滇軍は最強の軍隊として大元帥府の軍勢力の要であった。しかし大部分の徴税機関を占拠し、大元帥府の財政困窮の最大原因でもあった。⁽⁹⁾ また土着の粵軍や福軍と収税をめぐり対立していた。滇軍と桂軍は本省への復帰をめざしており北伐に加わる意志はなく、外省人の気安さから土着勢力に気兼ねせずに苛酷な収奪を行い、都市の商人の怨嗟の的であった。滇軍内には楊希閔と范石生の対立がみられたが、外に對しては團結を保っていた。孫文は滇軍の主力を陳炯明と対峙させるため東部戦線に配置した。西部戦線に配置しては、雲南や広西の軍閥と取り引きする恐れがあった。⁽¹⁰⁾

以上のように、大元帥府の存在を支えていた中心兵力が住民の反発を招く最大原因となり、大元帥府の存在を内部から危うくしていた。楊希閔は国民党第一次全国代表大会で中央執行委員に選出され、劉震寰も監察委員候補に選出されていた。⁽¹¹⁾ 国民革命の核である国民党が住民の怨嗟の的である「軍閥」を党の中枢に抱えこんでいた。共産党側の研究と国民党側の研究を問わず、従来はこの事実には注目せず、楊希閔と劉震寰の率いた滇軍が省外からの軍隊（客軍）である点を強調し、楊、劉兩人を、大元帥府内にはいたが国民党の外側にいた対立物として位置づけ、やがては肅清されたとして処理していた。国共合作で出現した新しい政治勢力の、純潔性にかかわるからであろう。

以上の事実から、省内の住民とくに商人が楊希閔と劉震寰の苛酷な収奪を国民党の行為と見なしても無理はなく、商人たちの反発から発生する商団事件も、大元帥府体制の「軍閥的」性格のもたらしたものであった。共産党側の研究と国民党側の研究を問わず定説化している「革命的な広州の政権に対する英帝国主義者とその手先の中国人商人の挑戦」などという見方は、⁽¹²⁾ 国共合作による新生の政治勢力の負わざるを得なかった矛盾を無視し、歴史の真相をとり

逃すことにしかならない。英国側には商人たちの反発をきっかけにして、ソ連と結びついた「大元帥府」を倒そうなどという意図はなかった。

国民党も住人の怨嗟の的のまま留まっていたわけではない。二三年の十月には直隸派の曹錕が国会議員を買収して大總統に当選した事件を契機に奉天派と安徽派に反直隸派の大同団結を呼びかけ、一刻も早く北伐を敢行しようとしていた。孫文は国民党第一次全国代表大会終了後の二月二十日には北伐に向けての態勢立て直しを指示し、四月十二日には「建国大綱」を公布して軍事力による全国統一とその後の中華民国建設のプロセスを明らかにした。そして六月には着任早々のソ連首席軍事顧問のパブロフに対し、湖南省を主要な通過ルートとする北伐計画の作成を依頼した。⁽¹⁴⁾しかし一九二四年前半の北方の情勢は停滞しており、そのうちに商團事件を引き起こしてしまう。

ソ連軍事顧問たちは、広東省内の状況にどのように対処したのか。チェレパノフによれば、彼らは黄埔で革命軍育成に参加するとともに、各軍を「軍事委員会」の統制の下に編成する計画を作り上げた。計画は、各軍への国民党からの党代表の派遣、各軍に士官再教育の学校を創設し政治教育と統一された戦術教育をほどこすことを骨子としていた。そして陳炯明の打破に重点をおき、北伐には消極的であった。計画は七月十五日に「軍事委員会」の賛同をえたが、立案者のパブロフが東部戦線視察中に東江で溺死する不測の事態が発生し、頓挫する。パブロフの死後、孫文は独自に北伐の開始を決定した。⁽¹⁵⁾かくしてソ連軍事顧問たちは、当面は黄埔での革命軍育成に専念する。なおチェレパノフのいう「軍事委員会」は、一九二三年二月三日に組織され二四年七月十一日に改組される中国国民党本部軍事委員会であると考えられる。委員には蒋介石、廖仲愷をはじめ各軍の軍長が名を連ねている。二四年七月十五日に、蒋介石は孫文から各軍軍事訓練準備委員会委員長に任命される。⁽¹⁶⁾このあと二五年七月の国民政府の成立をまち、国民党中央と国民政府に新たな軍事委員会が成立する。新しい軍事委员会は、制度上は国民党と国民政府の両方に設置されたが、委員は兼任で機能は一体化されていた。

2 労農運動と国民党の矛盾

国民党による新しい労農路線の採用が、反帝国主義綱領の採用とともに国共合作成立の要となり、共産党員の国民党加入とソ連からの国民党援助に政治的名分を与えた。しかし国民党首脳には、労農路線を推し進めて状況を切り開く考えはなかった。彼らの当面の関心事は、既定路線である北伐遂行であった。孫文は八月に行う民生主義の連続講演では、一月の国民党第一次全国代表大会席上での理論対立を回避した態度を一変させ、マルクス主義の階級闘争理論を否定する。そして九月には、いわゆる江浙戦争の勃発をきっかけに、安徽派および奉天派との反直隷派連合のもとに打倒呉佩孚を唱えて北伐に出発する。共産党員たちは、国民党改組による新しい政治原則を棚上げにした旧来の軍事行動政策の復活であると批判するが、国民党側は批判を黙殺したまま既定路線を歩んでゆく。それでは労農運動はどのように展開され、広東省統一という国民革命遂行の最初の課題に、どのような役割をはたしたのか。

労働運動の場合、共産党員は二〇年代初頭から北京、漢口、上海、広州、長沙、済南などで労働者の組織化を始めていた。国民党と同様に、共産党員たちも広東省にいつまでも留まる考えはなく、労働運動を核に全国的規模での民衆への宣伝と組織化を画策していた。共産党員の広州での労働運動は陳炯明と連携して進行したが、陳炯明と孫文の分裂により運動は一時頓挫し、国共合作が成立への軌道に乗った一九二三年の春から再開された。これは、呉佩孚の了解のもとに北方で行われていた鉄道労働者の組織化が、二三年二月の呉佩孚の弾圧で挫折したあと、労働運動回復の期待をになって再開されたものであった。⁽¹⁸⁾

広州では、国民党が同盟会時代から船員の中に影響力をもち、大部分の労働者組織も国民党の影響下にあった。国共合作後、共産党員たちと連携し国民党側から労働者の組織化を推進したのは、廖仲愷である。⁽¹⁹⁾ 廖仲愷は北伐実行のため大元帥府軍需總監として軍費の捻出に当たるかと思えば、黄埔軍官学校の党代表や国民党中央工部部長および中

央農民部長（二四年十一月以降）を兼ね、八面六臂の活躍で国共合作を一身に体現した人物である。国共兩党をつなぐ廖仲愷の存在により、広州での労働者の組織化は、国民党の統制下に推進された。その結果、国民党は商人の武装自衛団の商団と衝突した際、労働者の一部を武装させ商団攻撃に参加させることができた。さらに楊希閔と劉震寰の肅清に際し、鉄道労働者にストライキを打たせて滇・桂兩軍を広州市内に釘付けにできた。⁽²⁰⁾

このあと二五年の六月の省港ストライキを契機に、労働者組織化の主導権がストライキ委員会を握る共産党側に移り、さらに廖仲愷が二五年の八月に暗殺されたあと労組の系列化をめぐる国共間の争いが深刻化する。そして広東省が統一された二六年初めからは、北伐遂行という既定方針を推進する国民政府と、省港ストライキを継続しようとするストライキ委員会との軋轢が発生する。⁽²¹⁾

農民運動の場合、広東省内の農民運動は、国共合作以前から海豊県で彭湃たち共産党員が開始していた。国共合作成立後の二四年六月に国民党は農民協会と農民自衛軍の設置を承認し、七月からは農民運動の活動家（農民運動特派員）養成のために、広州に農民運動講習所を開設する。そして国民党の名のもとに、主として大元帥府の支配地域内で組織的な農民運動が開始された。しかし農民運動を担当した彭湃らの共産党員は、国民党側の懸念をよそに最終的には地主との抗争から鄉村における農民による権力奪取の道を歩もうとしていた。

農民の最大の敵対物は鄉村の自衛組織である民団であった。民団は中華民國の成立後に出現し政府の許可を得て地主層により運営されていたが、経費の現地徴収という原則が乱用され、種々の名目で農民からの収奪が行われた。かくして鄉村に農民協会や農民自衛軍が組織されると、たちまち民団との間に流血を伴う衝突が発生した。

農民運動の場合も、国民党側から運動を援助したのは廖仲愷である。農民を国民党側に立たせることは国民党支配の確立に不可欠であると考えたのであろうが、農民協会と民団の階級闘争色を帯びた衝突は、階級闘争を否定する国民党員には厄介な問題であった。廖仲愷は二四年十二月に発生した広寧県での農民協会と民団の武力衝突に際し、共

産党員から軍隊派遣を要請されると国民党内の強い反対をおさえて広寧に甲車隊（装甲車隊）を派遣し民団を攻撃させた。しかし郷村での階級闘争で農民側を支持したためではなく、国民党の調停を該地の民団が拒否して一方的に農民協会を攻撃したことへの懲罰であり、さらには二カ月前の十月に発生した商団事件の際に民団が反大元帥府行動をとったことへの制裁でもあった。要するに統治者としての威を示したのである。したがって大元帥府の支配力が強化され民団がその權威に服するようになると、廖仲愷が農民協会と民団の衝突に際し積極的に農民協会を支持した事実はない。民団はやがて大元帥府所管の民団統率所（所長は李福林）の支配下に入り、行政組織の末端に組み込まれる。国民党の政治理論では農民協会と民団をとともに支配下に編入することは、「国民統合」の進展であった。孫文が民生主義により社会革命を未然に防ぎ平和裡に土地問題を解決しようとしていたことから考えて、民団が肯定され行政組織の末端に編入されるのは当然であった。⁽²²⁾

以上のとおり、農民運動の発展は必ずしも国民党支配の確立に寄与せず混乱を招くことにもなり得た。したがって国民党は大元帥府下でも国民政府下でも、支配地域の農民運動にほとんど資金を供給しなかった。⁽²³⁾ 農民運動が国民党の支配確立に確実に寄与するのは、敵対勢力との抗争に際してであった。最初の例は一九二五年二月の陳炯明への攻撃、いわゆる第一次東征である。このとき農民運動特派員たちは、軍費調達を行わない、住居に入り込まない、拉夫（人夫の徴発）を行わない、を旗じるしに東江一帯の農民を組織し、兵站、陣地構築、道案内などで東征軍に協力させ勝利に貢献させた。⁽²⁴⁾ 国民党は第一次東征の実績から、二六年初めに北伐開始を決定すると、豊富な資金を供給して北伐の道筋である湖南省の農民運動の発展を計画した。三月から毛沢東が農民運動講習所の所長となり、毎月の経費七九八〇元、講習生三〇〇名、期間四カ月という、それまでとは比較にならぬ規模で講習が行われた。⁽²⁵⁾ 毛沢東の所長就任と莫大な経費は、汪精衛の意向であった。⁽²⁶⁾ しかし広東省内の農民運動は戦線後方の安寧を確保するために抑圧される。そして湖南省の農民運動もやがては国民党支配の確立と対立することになり、これが引金となり国共合作は終

焉する。

3 国民党内の国民党員と共産党員の軋轢

合作は多くの問題点を抱えて出発し、国共間に軋轢が生じるのは時間の問題であった。合作後まもなく顕在化したのは、労農運動をめぐる政治路線の対立ではなく、共産党員の分派活動をめぐる対立であった。労農運動をめぐる対立は運動自体が進展していなかったという理由にもよるが、廖仲愷が両党間の緩衝地帯となりその激化を防いでいた。共産党員の国民党加入という合作形態が、国民党内での共産党員たちの活動を分派活動化させる前途を規定していた。そしてコミンテルンの諸決議は、民族独立運動における共産党組織の独立を無条件に肯定しており、共産党員たちが国民党内で分派活動を行うのは避けられぬところであった。加うるに国民党の組織部長には、共産党員の譚平山が就任していた。⁽²⁷⁾ 譚平山は一九二六年三月の中山艦事件発生までは組織部長の職にとどまる。

共産党員の分派活動をめぐる最初の対立は、合作の中心である広州市で発生する。広州市では二三年十一月に国民党組織の改組が行われ、共産党員は各地区の国民党組織に勢力を扶植した。ところが従来から市の行政部門を掌握していた孫科らの国民党員が国民党広州市党部を支配することとなり、党規約に基づき市内の区党部を統轄しようとしたことから対立が高まった。孫科らは六月一日に国民党中央に共産党員の言動取り締まりを要求した。国共合作後、共産党員は自分たちの国民党内での活動を容認するか否かで国民党員を「左派」と「右派」さらには「中間派」に分類して呼んだが、孫科らは真先に「右派」の名を冠せられた。六月十八日には中央監察委員の鄧沢如、張繼、謝持が、国民党内での組織的独立の必要を確認する社会主義青年団や共産党の決議文を証拠に、中央執行委員会に弾劾書を出した。そして六月二十五日には、張繼と謝持が孫科をともなつてボロジンをたずね、孫科の通訳により共産党員の分派活動の是非を問い糺した。これに対しボロジンは、分派活動は国民党を活性化させ国民党を再生させるなどと答

えたが、謝持らは国民党を死に至らす道だと反論し、結論は出ず気まずく別ただけであった。⁽²⁸⁾

このあと七月七日に国民党中央執行委員会は党務宣言を発表し、政綱（政治綱領）と党章（組織規約）を守る限り党派の別は問わないこと、中央執行委員会全体会議を開催し問題の解決を図ることを明らかにした。そして八月十三日の政治委員会、十九日の中央執行委員会全体会議、さらに二十日の政治委員会を経て作成された二つの草案が、八月二十一日の中央執行委員会全体会議に提出され、当面の解決策として「国民党内之共產派問題」および「国民党与世界革命之連絡問題」の二つの決議が可決された。前者は共産党員の国民党規律への専念を骨子とし、後者は政治委員会を中心に国民党とコミンテルンとの連絡機関設置を骨子としていた。⁽²⁹⁾しかし決議に基づく具体的措置は行われず、これらの措置が具体化するのには二六年三月の中山艦事件の後である。

表面的には、孫文をはじめ廖仲愷、汪精衛、胡漢民らの容共政策の推進者たちが状況を懸念した様子はない。国民党の組織規約による孫文の権力は絶大であり、ソ連の援助を引き出すためにも共産党の活動には目をつむっていたのかと思われる。しかし、広東商団と国民党の対立をめぐる国共間の意見の相違を背景に、以下の状況が存在したことも事実であった。ボロジンは一九二四年七月十五日付の報告にいう、「国民党の内部には共産主義者に対する態度について、右派と孫文を含めた左派との間にある程度の連合が生まれている。彼らは少々の例外をのぞき、すべてのものが程度の差こそあれ、自党が完全に孤立することを恐れなくてよければ共産主義者と一戦を交えかねない。そしてこの恐れだけが、右派が共産主義者に対して決定的な手段に出るのをいわゆる『左派』に手控えさせているにすぎない⁽³⁰⁾」。いずれにせよ国民党首脳は商団との対立や北伐準備にいそがしく、党内に混乱を起こしたくなかったであろう。矛盾が表面化し始めたとはいえ、両党間には種々の人間関係や思想上の共通点が存在した。そして回りを敵に包囲されている状況からも、合作継続が唯一の活路であった。しかし状況に納得できない張繼らは、はやくも孫文の死の直前の二五年三月八日に、共産党員の存在に反対する国民党員を糾合して国民党同志クラブを結成することになる。⁽³¹⁾

国民党内が容共派と反共派に分かれたように、共産党内も合作継続と国民党への態度をめぐり二派に分かれた。一派は、国民党の軍事行動や政略に対する過度の批判は差し控え、合作を継続しつつ労農路線の拡大を図ろうとするグループである。もう一派は、合作の継続を脅かすほど国民党の行動を真っ向から批判し、労農路線の即時実現を要求するグループである。大まかにいえば、前者は広州にいた共産党員であり、国民党とのパイプ役の譚平山、ソ連とのつながりから国民党中枢に参画し政治委員会委員をとめた瞿秋白、ヨーロッパで活動したあと二四年九月にパリから海路で香港に到着し十一月に黃埔軍官学校の政治部主任に就任した周恩来⁽³²⁾、農民運動を推進した彭湃などである。そして背後にボロジンが控えていた。ボロジンは現実的政治家としての行動と共産主義者としての理念に基づく行動を巧みに融合させていた。国民党の軍事行動や政略を容認して援助を与えつつも、これらの行動に反帝国主義と民衆

よりの色彩をもたせ、更には共産党員の分派活動や労農路線の発展をバックアップして、国民党をしだいに左傾化させようとした。一方、後者のグループは主として共産党本部がある上海の共産党員である。彼らは合作の中心現場である広州の政治的緊張やそれに伴う不可避の妥協とは無縁で、共産党の原則的立場から国民党の路線を批判した。急先鋒は中央執行委員であった蔡和森で、陳独秀も同様の態度をとっていた。しかし彼らの背後にはコミンテルン駐華代表ヴォイチンスキーがおり、国共合作の継続を理論面から保全していた。国民党に矛盾はあるが共産党員の努力で左傾化させられるというのである。⁽³³⁾

かくしてボロジンはソ連政府を代表して内側から合作を維持し、ヴォイチンスキーはコミンテルンを代表して外側から共産党員たちを制御し、両者相俟って国共合作を継続させた。そして国民党側からも時々の状況に応じ、「左派」として容共政策と連ソ政策を継続させる人間が出現する。以上の図式は国共合作の破綻までつづく。

第二節 国内政局の変化と国民党の対応

1 北伐の敢行

しばらく小康状態が保たれていた国共両党をとりまく政治状況には、やがて大きな変化が生じる。国民党は安徽派および奉天派との間に反直隸派の同盟を形成していたが、安徽派と直隸派の対立は極点に達し、二四年の九月には上海を中心に安徽派の盧永祥と直隸派の齊燮元とのいわゆる江浙戦争が勃発した。国民党はこれを機に北伐開始を宣言する。一方、北方でも安徽派と同盟する奉天派が直隸派と戦端を開き、いわゆる第二次奉直戦争が勃発する。また国民党と広東の商人たちとの対立が、十月初旬には武力衝突へと発展する。更に十月下旬に北方で発生した中央政局の変化に応じ、孫文が国民会議開催を唱えて北京に赴く。これらの出来事を軸に、国共合作の展開をあとづけていこう。

北伐は首席軍事顧問パブロフの不慮の死にもかかわらず、孫文の決断で既定方針どおり開始される予定であった。そこへ、九月一日に江浙戦争が勃発した。国民党は九月三日の政治委員会で北伐宣言の発表を決定し、四日に盧永祥から共同作戦要請の電報が到着したあと、五日の大本営軍事会議で進軍計画が作成され譚延闓が総司令に任命された。九月十二日には孫文は大本営を広州の北方百キロの鉄道の要所韶関に移し、各軍の集結を開始した。⁽³⁴⁾ 兵力は主力の湘軍が一万人、豫軍五千人、呉鉄城の警衛軍二千人、朱培徳軍三千人などであり、湖南省を通り漢口を目ざす部隊と江西省占領を目ざす部隊の二手に別れて進撃することになった。⁽³⁵⁾ 上海の共産党中央は、北伐は日本帝國主義と反直隸派軍閥のお先棒担ぎであり、自らの革命的政治スローガンを埋没させてしまうと批判した。⁽³⁶⁾ しかし北伐軍は一向に進発せず、この間に広州市では商団事件が発生する。

2 商団事件の勃発

商団は郷村の民団と同様の、商人たちの組織した自衛組織である。民国成立後の混乱の中で各地に出現し、上海を皮切りに広東省内でも二四年当時は九十八の商団が成立していた。⁽³⁷⁾ 国民党は商団の武力を評価し支配下に組み込もう

とするが、商人の国民党への反発が強く失敗に終わる。国民党と商人たちとの対立のきつかけは、二四年五月に広州市政府が馬路統業案という新税制を実施しようとしたことであつた。これは商人の有する營業権の価格査定を行い、その二割を市政府に納入させる計画であつた。しかし商人たちがゼネストに訴えてでも阻止する構えを見せたため、新税制は取り下げられた。⁽³⁸⁾

このころ商人たちはかねての計画に基づき、全省の商団を連合する商団総部の設立準備を進めていた。そして海外に大量の武器を発注し、商団長には香港上海銀行広州支店の買弁（外国企業と契約を結びその業務を全面的に下請けした中国商人）で広州総商會会長の経歴をもつ陳廉伯が就任する。国民党は商団総部に青天白日旗（国民党の党旗）入りの商団旗を授けて支配下に置こうとするが拒絶される。このあと廖仲愷が陳廉伯を尋ね国民党への入党を勧誘したが拒絶される。陳廉伯は廖仲愷に対し、政治的中立が商人の安全を保障する道であると述べた⁽³⁹⁾というが、民国成立以来、数多くの軍閥の侵入で被害を蒙っていた広州の商人たちには、北京の中央政府と対立する国民党に与するのは危険極まりないことであつた。

このあと七月下旬に商団側は、九江に駐防して収奪を行おうとした滇軍の部隊に対し、孫文ら国民党首脳を通じ無条件の撤退を求めた。そして撤退を承諾しない滇軍部隊と商団の衝突が発生し、商団は武力で滇軍部隊を撃退した。⁽⁴⁰⁾

この事件は商団と国民党との対決を決定づけた。国民党は商団が八月十三日に予定する広東全省商団総部結成大会の開催を許可せず、八月十日には折りから広州に入港中の商団発注の武器を積む Harvard（略して Hav、中国語表記——哈佛号）を拘留した。そして八月十四日には、危険を感じ八月十一日に香港に逃れた陳廉伯に逮捕令を発した。更に八月十六日の大元帥府會議は陳廉伯を武器密輸罪と内乱罪により処罰することを決議した。陳廉伯は八月四日に大元帥府から武器輸入の査証を得ていたが、査証の内容と有効期限が問題となり密輸だとされたのである。⁽⁴¹⁾

商団総部設立は、香港の英国勢力と結託した大元帥府打倒の陰謀であつたというのが従来からの定説である。陳廉

伯が英国金融資本の買弁であったことからくる先入主による。また孫文も、陳廉伯を帝国主義の走狗として断罪して⁽⁴²⁾いた。しかしこの定説には無理がある。第一に、英国側には商団総部設立を支援する意図はなかった。当時、列強間には中国内の各派に武器を供給しない武器禁輸協定が一九一九年以来結ばれていた。⁽⁴³⁾英国はヨーロッパ諸国や世界各地からの中国への武器輸出に関する詳細な情報を集めて監視体制をとり、広東商団の発注武器についてもノルウェーからHav号で中国に向かった時点から監視を続け、途中で拘留することも考慮の対象とされていた。⁽⁴⁴⁾『国父年譜』も、孫文にHav号の拘留を示唆したのは、孫文と親しかった広州の英国領事であることを認めている。⁽⁴⁵⁾広州で大規模な武力衝突が起これば香港・広州間の経済活動に被害が出るのは必定であり、英国の目的は衝突発生を未然に防ぐことであつた。それゆえにこそ火種となる大量の武器が商団側に渡るのは武器禁輸協定からも好ましくなく、大元帥府側に押収を示唆したのであろう。

英国側の干渉として常に言及されるのは、国民党が商団の根拠地である広州の西関地区を砲撃すれば、英国は香港の海軍力により干渉すると英国総領事が警告した事実である。これに対し孫文は九月一日に宣言を発表し、砲艦政策による内政干渉であると非難した。当時、商団は押収武器の返還を求めて八月二十五日から広州でゼネストに入り、⁽⁴⁶⁾国民党との緊張がたかまっていた。

英国の行動を外交文書であとづけると、以下のとおりである。英国総領事に対し、英国艦船による国民党の西関地区砲撃の阻止を求める商団側からの八月二十五日付の手紙が届いた。商団側は、一九二二年の陳炯明の反乱のさい孫文が永豊艦(後の中山艦)を指揮して広州市内の陳炯明軍と砲火を交えた事例を思い、同様の砲撃が再演されるのを恐れていた。八月二十八日付英国総領事の報告によれば、英国総領事は廖仲愷を尋ねて警告したが、廖仲愷は事前の警告に感謝すると述べ范石生の調停工作で商団との妥協が成立したと伝えていた。英国側の態度も決して高圧的ではなかった。英国側の警告には、西関地区への砲撃が行われれば広州の租界である沙面の上空を砲弾が飛び、居留民が危

陰に晒されるという香港の英海軍司令の判断も働いていた。しかしこのあとロンドンの英国外交当局者は、十月三十一日に北京の公使経由で事件に関する報告が到着した際、沙面は火線の上にはなく英海軍司令による判断は杞憂であつたと述べ、商団と国民党の争いに介入すべきであつたという判断を全く示していない。⁽⁴⁷⁾ 英国の一連の行動は商団側を支持するためではなく、衝突による被害を未然に防ぐためになされてゐた。武器返還交渉が破綻し商団と大元帥府の武力衝突が発生した際、英国は商団を援助する行為を一切行わなかつた。また大元帥府との武力衝突で商団がたちまち敗れ去つたように、兵力と装備において商団は大元帥府の敵ではなかつた。大元帥府側が大砲や機関銃を裝備する二万人の兵力を投入したのに対し、商団の実働部隊は小火器で武裝した三八〇〇人余りであつた。⁽⁴⁸⁾

以上の状況から判断すれば、商団総部設立の目的は、武力を基礎に政治的中立を確立して商人の利益を軍隊の不当な収奪から保全するためであり、大元帥府を敵にして事を構えるためではなかつた。商団にはその実力もなかつた。しかし従来態度を一変させ、一切の妥協を排して商団総部を設立しようとする商人たちの態度は国民党には脅威であつた。この脅威から国民党は商団総部設立大会を禁止し、密輸の口実のもとに商団発注の武器を押収した。

商団事件を複雑にしたのは外部の干渉ではなく、大元帥府内部の足並みの乱れであつた。孫文は対立が高まると、譲歩して衝突を回避しようとした。国民党の資金源である華僑と緊密な関係を持つ広州の商人たちとは、決定的衝突を避けたかったのであろう。これに比べ、廖仲愷や胡漢民らは商団総部が国民党の傘下に入らなかつたことに感情を害し、当初から対決姿勢をとつてゐた。廖仲愷は押収武器で労働者と農民を工団軍と農団軍に編成し、商団に対抗させようとした。⁽⁴⁹⁾ 共産黨員も商団への武力弾圧を主張し、商人がゼネストをやめない場合には政府が商店を管理することを提案した。しかし孫科らの反対で実現しなかつた。⁽⁵⁰⁾ 共産黨員の目には、スト破りに駆り出される商団を擁し香港の英国資本と関係をもつ広州の商人たちは、反動と映つたのであろう。一方、商業地区の西関を財源にする滇軍の范石生や廖行超、また土着勢力と結びつく福軍の李福林らは、大元帥府と商団の間に立ち衝突を避けようと腐心する。

共産党は彼らの調停を、大元帥府を英帝國主義と陳廉伯に売り渡すものと批判し、孫文にこれら「右派」を肅清し敢然と英帝國主義に宣戦するよう求めた。⁽⁵¹⁾

以上の状況下に孫文は動搖をくり返し、しばらくすると北伐軍を率いて韶関に赴き、あとは廖仲愷や胡漢民にまかせておくという態度であつた。衝突発生までの経過をあとづけてみよう。

武器の押収に対し商団側は即時返還を要求したが一蹴されたためまず仏山市でゼネストを実行し、八月二十五日を期して広州市でゼネストを行うことを決定した。この状況下に范石生の調停工作が開始される。范石生の調停案は八月二十六日に提示されたが孫文は同意しなかつた。しかし沙面の外交団が西関への威嚇砲撃を阻止する姿勢を示し、国民党も二十九日には調停案を受け入れた。その結果、陳廉伯らは大元帥府擁護の通電を打つ、商団は省長の管理下に編入される、銃器の返還に際し商団は大元帥府の軍費として五十万円を納付する、などを条件に押収武器を返還することになり、商団も三十日にはストライキを解除した。⁽⁵²⁾しかし黄埔に保管中の押収武器の相当数が黄埔の学生軍や大元帥府下の各軍に分配されてしまつており、当初の数目どおり返還するのは困難であつた。廖仲愷らにも、素直に返還する意志はなかつたと思われる。九月十五日には陳廉伯が大元帥府擁護の通電を発し、国民党側も逮捕令を取り消したが、新たに二百万円の公債購入などの条件をもちだし武器の返還を実行しなかつた。このため范石生は商人に対して面子を失い、商団側に立つて大元帥府に敵対するのではないかと噂された。国民党の真意を見てとつた商団側は十月四日に仏山市で會議を開き、武器の返還交渉はもはや枝葉末節であるとし、重税廃止と大元帥府が接収した公産の返還、全省の人民自治機關の回復などを要求し、十月十日を期して全省でゼネストに突入することを決議した。⁽⁵³⁾

ゼネストが北伐の兵站到多大の影響を与えるのは必定であつた。十月八日にゼネスト計画を知つた韶関の孫文は広州の李福林に電報でゼネスト中止の調停を命じ、一切の賦課と湘・滇・桂三軍戦時軍需籌備所の廃止を約束した。李福林は十月九日に広州総商会の代表と協議したが、ゼネストは予定通り開始された。このため孫文は相当額の北伐費

の上納と引き換えに、押収武器の中から四千挺を李福林の監視下で返還することを決定し、事態收拾を図ろうとした。⁽⁵⁴⁾ 孫文は蒋介石に李福林への銃器引き渡しを命じ、同時に黃埔を捨て北伐に加わるよう求めている。⁽⁵⁵⁾ ほとほと広州がいやになっていたのであろう。ところが十月十日に李福林監視下で銃の引き渡しが終わる商団側が武器を運搬しているとき、双十節（辛亥革命の端緒となった武昌での新軍蜂起の日。十月十日）のデモ行進中の黃埔の学生や工団軍の労働者が通るかかり、商団と衝突して双方の発砲により工団軍に死者が出た。⁽⁵⁶⁾ 商団側は銃を奪い返しにきたと思ったらしいが、孫文の命令が出た以上はデモ行進は商団への単なる示威であったと考えられる。しかしデモ行進は大元帥府側が武器奪還を狙って仕向けたという見方が当時からあり、⁽⁵⁷⁾ 真相は不明である。現場の責任者であった李福林は衝突により面目がつぶされたと激怒した結果であらう、工団軍の労働者を弾圧した。そのため商団と協同して労働者を惨殺したと共産党から非難された。⁽⁵⁸⁾

この事件は廖仲愷らに商団弾圧の恰好の機会を与えた。廖仲愷は工団軍団長の共産党員の施トを伴って韶関に赴き、孫文に商団対策の指示を請うた。一方、商団側も返還された銃器が予想よりも少なかったため態度を硬化させ、西関一帯にバリケードを築いて防備を固めた。⁽⁵⁹⁾ かくして態度を決めかねていた孫文も武力弾圧を決意し、韶関の北伐軍を商団攻撃のために広州に引き返させた。大元帥代行の胡漢民が各軍の意思統一を図り、商団との調停に当たっていた范石生や李福林も説得されて商団攻撃に参加することになった。そして十三日に沙面の領事団に商団攻撃が通告されたあと、楊希閔を総司令官に各軍が攻撃部署につき、十五日早朝に攻撃が開始された。戦闘では西関内部で発生した火災が商団を不利な戦況においやり、二十四時間の激戦の末に商団は敗退した。火災は、西関に潜入した工団軍所属の理髪工たちが放火した結果であった。⁽⁶⁰⁾

大元帥府と商団の戦闘では、蒋介石指揮下の黃埔学生軍が初陣を飾ったとされる。『民国十五年以前之蒋介石先生』の記述に基づくものであるが、⁽⁶¹⁾ 疑問である。商団側の資料の『広東扣械潮』には、詳細な戦闘描写にもかかわらず蔣

介石の名も黄埔の学生軍も記述されない。蒋介石が黄埔の学生軍と各軍付設の軍官学校の部隊を率いて参加する予定であったことは、ボロジンの報告からもわかる。⁶²しかしチェレパーノフによれば、攻撃に際して楊希閔は、蒋介石が商団平定作戦に参加するなら黄埔軍官学校の武装を解除して蒋介石を銃殺に処すると公言し、蒋介石もこれを危惧したという。楊希閔は蒋介石が戦功をたてるのを快く思わなかったのであろう。チェレパーノフは黄埔軍官学校から二個中隊の学生軍が商団攻撃に派遣されることになっていたと述べるが、他の各軍の戦闘を記述するのみで、肝腎の蒋介石指揮下の学生軍の戦闘を記述していない。⁶³

商団は敗退して郷村部に撤退し事件は一応の解決を見た。しかし戦闘終了後に各軍が西関地区で行ったお定まりの略奪と放火暴行の被害は甚大で、⁶⁴大元帥府は自己の存在を脅かす商団を鎮圧したが、かえって自らの軍閥的体質を白日のもとにさらけ出した。ところがこの直後にいわゆる北京政変が発生し、事態は新たな展開をむかえる。

3 北京政変と国民会議

北京政変とは、第二次奉直戦争の最中に呉佩孚麾下の勇将であった馮玉祥が反乱を起こし、国民軍を称して北京を占拠した直隸派内部のクーデターである。馮玉祥と呉佩孚の関係は以前から悪化していた。馮玉祥の勢力台頭を危惧する呉佩孚は馮玉祥を冷遇し、兵士を養う地盤を与えなかった。第二次奉直戦争が勃発すると、呉佩孚は軍費を充分に与えず馮玉祥を奉天派と戦わそうとした。馮玉祥は反乱を決意して奉天派と停戦し、同じく呉佩孚に不満な王承斌、胡景翼、孫岳を語らい、二四年十月十九日に秘密裡に部隊を北京に返した。そして二十三日には総統府を包囲し、二十四日には前年十月から大総統に就任していた曹錕に奉天派との戦闘中止の通電を打たせ、十一月二日には大総統を辞任させた。⁶⁵

馮玉祥の手際のよい行動は、日本の陸軍士官学校に留学したかつての同盟会会員で、のちに北京政府の教育部長を

務め当時は馮玉祥の顧問であつた黄郛が、日本の働きかけを受け工作した結果であらうと言われる。日本の支持する段祺瑞や張作霖は中央政界から失脚しており、彼らにかわつた呉佩孚は英米に接近していた。日本がこの状況を打開するため日本通の黄郛を通じて馮玉祥を動かし呉佩孚を失脚させ、段祺瑞や張作霖を再び中央政界に返り咲かせようとしたことは十分に考えられる。⁽⁶⁶⁾ただし馮玉祥はしたたかであり、日本側の思うようには行動しなかつた。馮玉祥が孫文に対して性急に北上を依頼したのも、段祺瑞や張作霖の主導による事態收拾にくさびを打ち込み、自らの存在をきわだたせるためであらう。馮玉祥はこのあと北京郊外の天台山に引きこもり政局の展開を覬望し、やがて北方の張家口に退き二五年の四月からはソ連からの軍事援助を受ける。⁽⁶⁷⁾

広州の孫文には、十月二十五日には馮玉祥から北上をうながす電報が到着した。孫文は二十七日に承諾の返電を打ち、十一月一日に政治委員会を召集した。そしてまず上海に赴いて国民党の政治主張を発表し、北方側が同意するならば共同行動をとるという方針が決定された。張作霖や段祺瑞と同盟して北伐による直隸派の打倒を計画していた国民党には、不確定要素が多いとはいへ、北京の政変は事態の好転であつた。十一月四日には胡漢民の大元帥職の代行と譚延闓の北伐指揮が決定された。十一月十日に「北上宣言」が発表され、国民諸階層の各団体から選出された代表による国民会議の開催と不平等条約破棄の政治主張が掲げられ、孫文は十一月十三日に北上の途についた。⁽⁶⁸⁾

北上は和平統一への試みであつたが、武力統一をめざす北伐も同時に進出した。譚延闓の指揮下に北伐部隊が韶関に集結し、十一月下旬には湖南へ、十二月初めには江西への進入が開始された。⁽⁶⁹⁾孫文は和戦両様の構えをとっていた。孫文は「北上宣言」中の政治主張が実現され事態が收拾されるとは考えていなかったと思われる。しかし商団事件や大元帥府内部の統制に苦慮し、三民主義の政治主張も空文にとどまり住民にうとまれるだけの広州を離れ、中央で全国的な政治宣伝を行う絶好の機会と考えたのであらう。

北京政変当初、共産党は北上の姿勢を示す孫文に対し、列強と軍閥の主催する和平会議への出席は中国革命におけ

る孫文の信用を失墜させる自滅の道だと論じ、北上に反対していた。⁽⁷⁰⁾ 孫文が軍閥や列強と、政治上の取引をすることを恐れたのである。ところが「北上宣言」が発表されると、国民会議の宣伝を全国的に行うことに意義を認め北上支持を表明する。⁽⁷¹⁾ 共産党は二三年八月に同様の国民会議を提起していたし、⁽⁷²⁾ 商団事件後に上海の共産党員たちが国民党に對し、広州を捨て全国的規模での革命宣伝の準備をするよう求めていた事実からすれば、この変化は当然であった。しかし共産党の当初の懸念には根拠があった。孫文は九月の北伐宣言発表と同時に李烈鈞を日本に派遣し、旧知の各方面に反直隸派戦争への支持を打診していた。これに對し日本側の反応は冷たく、支持は得られなかった。この状況下に北京政変が発生し、北上途中の孫文は日本を訪問する。⁽⁷⁴⁾ 孫文には「北上宣言」中の政治主張をくずすつもりはなかったであろうが、日本政府との何らかの妥協か、あるいは支持を得られると考えたのではないか。ところが日本当局者は孫文との交渉に⁽⁷⁵⁾ 応ぜず、孫文は十一月二十四日に神戸に到着したが東京に赴くことはできなかった。そして十一月二十八日に神戸商工会議所等の団体に招請され「大アジア主義」講演を行い、中国政局の收拾に對し日本に道義的に公正な態度を期待すると述べ、北京に赴くよりほかはなかった。孫文は十二月四日に天津に到着し十二月三十一日には北京に入るが、持病の肝臓ガンが悪化し、翌二五年一月二十六日には協和病院に入院し手術を受ける。⁽⁷⁶⁾

この間、北京では二四年十一月二十四日に段祺瑞が臨時執政に就任し政府を組織した。そして不平等条約履行と軍閥、官僚、政客による善後會議開催を主張し、国民党の主張する不平等条約破棄と国民會議開催に對抗した。段祺瑞は二五年二月一日には、国民党不参加のまま善後會議開催を強行した。⁽⁷⁷⁾ 一方、孫文の病状は悪化の一途をたどり、三月十一日にソ連、国民党、家族への遺囑(遺言)に署名し、三月十二日には逝去した。享年六十であった。⁽⁷⁸⁾ 広州の国民党は三月二十一日に宣言を発し、合法政府が組織されない状況においては、孫文の遺囑を守り革命を続行することを表明した。このあと、国民党は五月十八日から広州で中央執行委員会全体會議(二期三中全会)を開催する。會議では、絶対的権限を持つ孫文の総理の地位は空席とし、孫文の「遺囑」を党是とし、選挙による中央執行委員会を最高機関

とすることが決定される。⁽⁷⁹⁾

第三節 国民革命勢力の台頭

1 黄埔軍官学校と蒋介石

国民党は大元帥府の軍閥の体質をそのままに、一方では国民会議開催や北伐開始を試みたが低迷するのみであった。ところが一九二五年になると状況は一変する。陳炯明を打破したあと大元帥府内部の最大の障害物である楊希閔を肅清し、七月一日には国民政府が樹立される。この変化をもたらした原動力は、黄埔軍官学校で養成された新しい軍勢力であった。この軍勢力を核に、軍隊の整頓である整軍工作が推進される。

黄埔軍官学校設立の契機は、孫文が一九二二年八月に上海でマーリングとソ連政府からの軍事援助を協議したことであった。二三年の八月には蒋介石がソ連赤軍視察に赴き、ソ連赤軍に範をとる国民党直属の軍隊の建設が始められる。日本をはじめ列強も軍閥に軍事技術や武器を供与したが、新しい軍事思想と制度を中国に移植したのはソ連からの国民党への軍事援助の他には例を見ない。このほうが結果として金もかからず効果が大きかったのは、中国の必要としていたものが、まさしく新しい思想と制度であったからである。

二三年十一月二十六日の国民党臨時中央執行委員会第十回会議で、蒋介石が新しい「国民軍軍官学校」のち陸軍軍官学校と改称)の校長に、廖仲愷が同校の政治部主任に任命された。このとき蒋介石はソ連滞在中で、開学準備は廖仲愷の双肩にかかる。蒋介石は二三年十二月十五日に上海に帰着し、国民党第一次全国代表大会中の二四年一月二十四日に陸軍軍官学校準備委員長に任命された。しかし開学費用の捻出で他の国民党員と軋轢を生じ、二月二十一日には辞表を提出して広州を離れる。廖仲愷は二月二十三日に代理準備委員長となり、準備を進行させた。そして蒋介石を慰留し蒋介石と軋轢を生じた禁煙督弁(阿片取締りの最高責任者。実際には阿片の流通を統轄し大きな収入をあげ

ていた)の楊西敵を更迭して費用面の問題を解決し、四月二十日の蔣介石の復帰を実現する。このあと五月三日に孫文により蔣介石が陸軍軍官学校校長に任命され、九日には廖仲愷が党代表に任命された。そして六月十六日に軍官学校は開学された。廖仲愷は蔣介石とともに、新しい軍事力創出の責任者となった。⁽⁸⁰⁾

黄埔軍官学校に関する日本の研究で注目すべきは、竹内実、三石善吉、狭間直樹の三氏の研究であろう。⁽⁸¹⁾ 竹内実氏は中国近代史における黄埔軍官学校の意義を検討するという問題意識のもとに、設立前後の事情や組織と制度、更には教育の実態を分析している。意外なのは、制度面と思想面すなわち党代表制度の導入や民衆と結合した軍隊の建設という点ではソ連の方式に学んでいるが、日常生活上の規律や様式の点では日本陸軍の影響が極めて強い事実である。蔣介石はじめ、教育長の王柏齡、教練部長の何応欽が日本陸軍に留学していたからには当然であろう。

三石善吉氏は黄埔軍官学校の成立経過をソ連との関係から説き起こし、さらに成立後の展開を広範な資料に基づき克明に解明している。狭間直樹氏は、毛沢東が「新民主主義論」で第一次国共合作の三大政策であると主張した「連ソ・容共・扶助農工」のスローガンが、黄埔軍官学校の中から唱えられ始めた事実と経緯を明らかにしている。

黄埔軍官学校では、周恩来らの共産党員が政治教育で大きな影響力を発揮した。しかし校長の蔣介石の役割を抜きにして黄埔軍官学校は語れない。蔣介石こそが教育の責任者としてソ連赤軍の軍事制度とその軍事思想を中国のナショナルリズムに結びつけ、この基礎の上に新しい軍事力を確立する最大の役割を果たした。蔣介石が校長に選ばれたのは、孫文の側近として軍務についた前歴にもよるが、重要なのは彼には軍閥的背景がないことであろう。これは、諸軍閥がひしめく広州で北は陝西から南は広西に至る全国から募集した学生⁽⁸²⁾を教育し、国民的な軍事力に育てあげる責任者に不可欠の条件であった。蔣介石は、共産主義思想やソ連からの援助に一定の距離を保って接したが、ロシア革命の精神と経験に学ぼうとしたのは、その演説にも明らかである。蔣介石は二四年六月二十九日に第一期の学生に対し、ロシア共産党員に見られる革命への確固とした志と献身、および統制のとれた組織力こそが、革命成功の必須条

件であると訴えた。⁽⁸³⁾ 蔣介石のいう革命成功の必須条件が、ボルシェヴィズムの神髄であったことはいうまでもない。さらに蔣介石は、儒家の伝統である説得と綱紀を用いて革命軍の士官を養成した。⁽⁸⁴⁾ また二五年一月には、戦闘中の命令無視の退却に対し指揮官や兵士の銃殺を規定する革命連座法を制定し、⁽⁸⁵⁾ 軍隊の士気という内面的要素を制度面からも牽制することも忘れなかった。こうして形成される高い士気と団結力を誇る軍隊が、多くの場合は正反対の状態にあった軍閥軍との戦闘で大きな力を発揮するのは当然であった。蔣介石の軍人としての才能は、新しい革命軍を形成し、さらにはこれを維持する規律と精神を確立した点にあった。

蔣介石は、合作直後からの三民主義解釈をめぐる国民党員と共産党員の理論抗争や勢力争いに中立を保ち、黄埔軍官学校にも波及したこの争いを調停しようと努めた。⁽⁸⁶⁾ 内部抗争は軍閥打倒という当面の目標に、致命的弱点となるからである。共産党側の研究では、当時の蔣介石の言動は革命を装う欺瞞であったと見なされる。⁽⁸⁷⁾ しかし蔣介石は、国民革命に不可欠な団結した軍事力の養成に懸命になっていた。軍閥がひしめき国共間の軋轢が進行する中で、この軋轢を調停してひたすら革命精神を鼓吹し規律を作り上げようとする蔣介石は、革命陣営を統一する要であった。この事実は周りの人間にはよくわかっていたはずである。それゆえボロジンも蔣介石のもとでの軍権の統一を支持したのであり、これに対し蔣介石も周恩来を黄埔軍官学校政治部主任に据えるほか、多くの共産党員を黄埔軍官学校から生まれる党軍の戦闘単位 of 党代表に任命し充分に活動させた。⁽⁸⁸⁾ そしてこの新しい軍事力が、パブロフに次ぐ首席顧問として二四年十月に広州に到着したブリュッヘルらのソ連軍事顧問団の作戦計画を背景に、労働者や農民とも結びつき混乱した状況からの出路を切りひらいた。

黄埔軍官学校の存在は、国民党の追求する「軍事優先路線」と共産党の追求する「民衆運動路線」を両立させ、国共合作の実を發揮させる要であった。同時に、軍事顧問団を送りこみ国民党を實力を有する親ソ勢力に育てあげようとしたソ連外交戦略の要でもあった。それゆえにこそソ連政府は、一九二六年三月の蔣介石の最初の反共行動である

中山艦事件にさいしても、蔣介石に譲歩して彼を革命遂行の要に据えようとした。⁽⁸⁹⁾

蔣介石は新しい軍事力の創造に決然たる意志を秘めていた。蔣介石は一九二四年九月の北伐開始を疑問視し、九月十八日には黄埔軍官学校第一期生に対し、中国の内乱を平定し人民生活の安定をもたらすのは真の革命軍の出現にかかっていると述べている。そして広東商団と国民党の対立が激化した十月九日には、黄埔を放棄して北伐に加われとの孫文の電報に対し、黄埔を死守する意向を伝えている。⁽⁹⁰⁾ 黄埔を離れば、革命軍教育が挫折するのは明らかであった。しかし蔣介石が、九月十二日に孫文護衛のため黄埔学生軍の一隊を派遣していたのも事実である。⁽⁹¹⁾

2 共産党と黄埔軍官学校

上海の共産党中央は黄埔の革命軍建設をどのように見ていたのであろう。共産党は国共合作以前から、国民党の軍事路線を民衆無視だと批判していたが、合作後も同様の理由から革命軍創出に意義を認めなかった。一九二二年九月に陳独秀の「造国論」が発表され、真に独立した中華民国を作るため「国民軍」の建設が主張された。しかし力点は軍事力としての革命軍創出ではなく、革命軍に結集させることで民衆を連合させようという点である。このあと十一月に孫鐸の「国民運動、革命軍と革命宣伝」が発表され、国民革命における軍事行動の重要性を認め、革命軍を作る必要が確認された。しかし力点は「造国論」と同様に軍事力としての革命軍創出ではなく、軍事力を真に革命的にする革命宣伝の重要性であった。⁽⁹²⁾ このあと共産党中央の革命軍建設に対する積極的意見は見あたらない。軍閥混戦下では軍事力すなわち軍閥というイメージが強すぎたのと、軍事路線を進める国民党主導の軍事力創設を警戒し、さらには黄埔の状況が良くわからなかったという理由もあろう。一九二四年五月の中共中央委員会総会は「決議」の中で、ボロジンを国民党の軍事路線を支援していると批判した。さらにこのあと、中共中央委員会は黄埔軍官学校を国民党右派の巢窟であると非難し、ボロジンに黄埔軍官学校への支援を停止するよう提案したという。⁽⁹³⁾

共産党中央からの非難をよそに、二四年の十月から十二月には国民党直属の軍事力を整備するため下級士官と兵士が急募され、黄埔軍官学校の教職員を上級士官に加えた数千人の教導団が成立した。そして折から十一月に卒業していた黄埔軍官学校第一期の学生の多数が配属された。教導団は翌二五年四月には「党軍」と名称を改め、さらに国民革命軍第一軍へと発展する。⁽⁹⁴⁾

一九二五年一月に、社会主義青年団(二五年一月末に共産主義青年団と改名)の機関誌『中国青年』誌上で共産党員の惲代英が黄埔軍官学校学生の劉佩隆と論争している。劉佩隆は、労働民衆は散漫で革命運動では「軍」こそが決定的役割を果たし、「軍」も思想工作で革命化できると主張した。しかし惲代英は、軍事より民衆工作が千倍も大事であり、民衆が革命化してこそ「軍」も革命化すると主張し、⁽⁹⁵⁾黄埔の革命軍建設を評価する姿勢は見られない。

共産党中央が「軍」の役割をはじめて評価したのは、黄埔の教導団が広東省東部に出击し陳炯明を撃破した第一次東征であるが、その場合でも「軍」に協力した東江(広東省東部の大河)一帯の農民の果たした役割が重視され、黄埔の学生軍の戦功を認めつつも「軍事力」としての「軍」そのものの意義は高く評価されていなかった。⁽⁹⁶⁾しかしこのあと「軍事力」が目ざましい役割を果たしたからであらう、くだんの惲代英が一九二六年三月から開始された黄埔軍官学校第四期の政治部主任教官に就任するのは興味深い。⁽⁹⁷⁾

広州の共産党員は、当初から「軍」の重要性を認識していた。共産党広東区委員会には上海の中央党部にはない軍事部が設けられ、周恩来が部長をつとめた。⁽⁹⁸⁾そして五百名内外の黄埔軍官学校第一期の学生中、八十数名が共産党員であった。⁽⁹⁹⁾二五年二月には共産党員の学生を中心に中国青年軍人連合会がつくられたが、前出の劉佩隆もメンバーであったと思われる。中国青年軍人連合会は、二五年四月に成立した国民党員の学生からなる中山主義学会(後、孫文主義学会と改名)と大きな対立を引き起こすことになる。⁽¹⁰⁰⁾しかし黄埔では、当面は革命軍建設の大原則が堅持され、校長の蔣介石、ソ連軍事顧問団、国民党の政治路線を代表する廖仲愷、ソ連政府を代表するボロジンとその指揮下の

周恩来ら共産党員が協力しあっていた。その最初の成果は、陳炯明に対する第一次東征となって現れた。

3 第一次東征の勝利

第一次東征は北伐に比べ二義的な意味しか与えられなかった。孫文の北上と前後して開始された北伐は、北京政変による直隸派の勢力失墜を背景に順調な進撃を続けた。敵対していた江西の方本仁や陳炯明の部下の林虎も、北伐軍に内応を約束した。この間に、広州ではブリュッヘルを中心に陳炯明攻撃が計画された。ソ連軍顧問は寄せ集め部隊による北伐の成功を信じず、陳炯明を倒して大元帥府の勢力を強化することを第一の課題と考えていた。ブリュッヘルは孫文の承諾を得たのち、胡漢民、許崇智、楊希閔を交えて東征準備を開始した。しかし資金の欠乏と商団事件で大元帥府と軋轢を生じていた范石生の動向が懸念され、計画は進展しなかった。一方、北伐軍は快速進撃を続け、十二月十五日には江西の要衝である贛州を占領して大本營を韶関より移動させたが、この直後に方本仁や林虎が態度を豹変させた。林虎は北伐軍の後方に進出し、湖南の趙恒惕もこれに呼応して行動を開始した。北伐軍は大混乱に陥り広州へと敗走し、北伐は頓座した。⁽¹⁰⁾

北伐の失敗は東征開始を促した。陳炯明がこの機をのがさず、広州に進攻しようとしたのである。陳炯明は商団事件で大元帥府に恨みを抱く商人たちから、資金援助を得ていた。ブリュッヘルを中心に広州防御体制が整備され、陳炯明がすぐに進撃してこなければ一月中旬を期して先制攻撃をかけることが決定された。⁽¹⁰⁾かくして二五年一月になると黄埔軍官学校では「陳炯明を殺せ」がスローガンとなり、革命連座法が公布され東征準備が開始された。⁽¹⁰⁾また農民運動特派員による東江一帯の農民への働き掛けが計画され、民衆と結びついた革命軍の真価が問われることになった。進撃計画は、総指揮官の楊希閔が作成した原案にブリュッヘルが手を加え、三路に別れて進むことになった。しかし北路と中路を担当した滇軍と桂軍は東江地区に侵入したあと部隊を停止させた。その結果、南路を担当した粵軍と黄

埔軍官学校の教導団と学生隊だけで進撃することになり、チェレパノフを軍事顧問に二月三日を期して陳炯明の本拠地の汕頭をめざし攻撃に移った。⁽¹⁰⁾教導団には仇敵を討つという政治目標にとどまらず、占領地を得て財源を確保するためにも陳炯明打倒は不可欠であった。⁽¹⁰⁾

東征の経過は『民国十五年以前之蔣介石先生』にも詳しいが、チェレパノフの手記がより詳細である。それによれば広州―香港間の鉄道で南下し、二手に分かれて下車し連絡を保ちつつ東に進んだ。簡単な地図をもとに全員が徒歩で行軍し（司令部にはかこが用意されていたという）、随所で住民に道案内をたのむなど困難を極めた。通信連絡も周到でなく、占領地での徴税権を確保しようとして各部隊が行軍速度を乱し、順調に進軍したわけではなかった。しかし戦闘部隊の核となった教導団は、民衆との交歓会開催や党代表が革命精神を鼓舞して高い士気を保ち、多数の死傷者を出したが他の部隊を牽引した。かくして東征軍は計画どおりに淡水を攻略し、三月七日には汕頭を占領した。さらに十三日には残敵を棉湖に破り、東江一帯を制圧した。淡水や棉湖での激戦と黄埔軍官学校第一期卒業生と教導団の三分の一という高い死傷率は、軍閥間の戦闘では見られなかったことである。陳炯明側が評判どおりの精鋭で、教導団がこれに勝る士気を発揮したことがわかる。しかし戦闘終了後には、黄埔軍官学校や教導団にも規律のゆるみが出現した。⁽¹⁰⁾また東江一帯では許崇智麾下の粵軍が以前と変わらぬ苛酷な収奪を行い、住民の反発をまねいた。⁽¹⁰⁾しかし教導団が汕頭を占領して財源問題を解決し多数の武器を得て陣容を強化したことは、⁽¹⁰⁾国民革命勢力の確立に不可欠な、楊希閔と劉震寰の肅清を準備した。

4 肅軍と国民政府の成立

東征軍に参加したが部隊を停止させていた楊希閔と劉震寰は、各自の行動を開始した。

広西省では親国民党勢力の李宗仁と黃紹竑が勢力を二分し、広西への復帰をめざす劉震寰は状況に不満であった。

劉震寰は東征軍進發直後の二月六日に変装して雲南の唐繼堯をたずね、共同で広西省を平定した後、広東の大元帥府を転覆し、唐繼堯首班の新政権を樹立しようと提案した。これを受けた唐繼堯は広西省に侵入し、二月二十六日に南寧を占領した。広東の大元帥府は、唐繼堯と雲南省支配を争う滇軍の范石生を投入し、李宗仁および黃紹竑と連合させて反撃を加えた。戦いは一進一退をくり返し、二五年の八月に范石生軍は大挙して雲南省侵入を試みるが撃退され、結局は双方が疲弊して秋には終焉する。楊希閔には大元帥府の切り崩しを図る北方の段祺瑞から誘いの手がのびてきた。東征勝利後の、四月下旬と思われる。東征勝利による粵軍や教導団の勢力増大に直面した楊希閔は、段祺瑞の密使と香港で会見した。そして、大元帥府を転覆すれば広東の軍務督弁(軍政長官)に任命することを約束された。楊希閔と劉震寰の間には、相互協力の密約が結ばれた。⁽¹¹⁾

チェレパノフの手記を中心に、楊希閔と劉震寰の粛清経過をあとづけてみよう。東征終了後にブリュッヘルや蔣介石は許崇智を汕頭に残して四月初旬に広州に戻り、楊希閔と劉震寰の策謀の情報を四月上旬に得た。四月二十三日に広西省南寧付近で范石生軍が大敗したという情報が入ると、劉震寰は香港の唐繼堯の代表を広州に呼び、楊希閔と具体的行動を起こす準備を始めた。急遽、四月二十四日に大元帥府会議が開かれ、楊希閔と劉震寰への対抗策を許崇智と協議するため、ブリュッヘル、廖仲愷、蔣介石の三名が船で汕頭に赴くことが決定された。そして四月二十七日の船中で、この三名により楊希閔と劉震寰を武力弾圧する方針が決定される。

一方、楊希閔と劉震寰の部隊は四月二十八日以降は東江地区から広州市内に移動を始め、大元帥府側の李福林らの部隊と珠江をはさんで対峙した。⁽¹²⁾

この間、汕頭では北京から到着した汪精衛や広州から到着した朱培徳を交えて協議が行われ、ブリュッヘル計画に基づく攻撃部署が決定される。許崇智は隣接の福建省への侵入計画に忙殺され、楊希閔と劉震寰の武力弾圧には消極的であった。しかし福建省侵入は時期尚早であると説得され、自らは粵軍主力と東江一帯に留まるが一部の粵軍を

蒋介石指揮下の教導団とともに広州に向かわせることに同意した。攻撃計画は蒋介石の部隊が東から、李福林と呉鉄城の部隊が南から、譚延闓と朱培徳の部隊が北から、広東省西部に残留する粵軍の一部が西から、広州市内の滇軍と桂軍に攻撃を加えることになっていた。期日は六月十一日か十二日と決定された。譚延闓と朱培徳は、強力な滇軍と戦うことを恐れていたという。攻撃に先立ち大本營を珠江中の河南島に移し、貴重品を黄埔に運びこむ措置も決められ、五月十四日に汪精衛と廖仲愷が船で広州に帰り攻撃準備に取りかかった。この頃、楊希閔と劉震寰は「広州を共產党の手から解放せよ」とのスローガンをかけ反大元帥府の旗幟を鮮明にしたが、内部対立から足並みが乱れていた。その結果、全面衝突を遅らせるため大元帥府側と交渉を始める。大元帥府側でも胡漢民らが調停を行おうと画策し、対立は小康状態に入る。大元帥府側は楊希閔と劉震寰に忠誠宣言を要求し、朱培徳の部隊が省北部にとどまったままで南下せず、西からの粵軍の一部も広州市の西郊にまで達せず包囲網の形成が遅れる事態が出現する。

教導団を率いて広州に向かう途中で楊希閔との調停工作を知らされた蒋介石は、生ぬるいやり方に憤慨している。^(四)楊希閔こそが最大の軍勢力を誇って大元帥府下の各軍を睥睨し、黄埔軍官学校の創立により国民党の軍事指導者となるべく決定された蒋介石を、目の上のコブと見なした人物である。彼を肅清しなければ、教導団の発展と軍勢力統合の望みはなかった。しかし五月三十日に楊希閔と段祺瑞との間の秘密通信文を入手し、楊希閔と劉震寰の反乱の意志に変わりのないことが明らかとなった。

六月二日、大元帥府は楊希閔と劉震寰に対し駐防地域からの撤退と占拠中の財政機關の返還を命じ、四日には唐繼堯への通敵行為を弾劾し楊希閔を滇軍総司令から解任した。六日には蒋介石麾下の部隊が石龍より広州に向けて進撃を開始し攻撃の口火をきり、同時に廖仲愷が鉄道労働者や船員にストライキを打たせて敵軍の移動を封じた。^(五)そして六月十一日から十二日にかけて各部隊が四方から攻撃を加え、滇軍と桂軍は両日中に武装解除され楊希閔と劉震寰は逃亡した。滇軍と桂軍の武装解除による戦利品は各軍の部隊がそれぞれに収納したが、捕虜一万七〇〇〇人、小銃一

万六六〇〇、機関銃一二〇、大砲二〇門を数えたという。このあと直ちに蔣介石が広州衛戍司令に任命され、六月十五日には衛戍部隊以外の各軍に広州退出の命令が発せられた。

一方、許崇智麾下の粵軍主力は陳炯明と妥協し、汕頭を中立地帯とすることや東江一帯での国民党の党務には干渉しないことを条件に、六月十六日から十七日には広州に引き上げてきた。⁽¹⁶⁾これは占領地の放棄であるが独断ではなく、東征の打撃で陳炯明には反撃の力が残っていないと判断した結果であり、蔣介石も事前の相談に与っていた。⁽¹⁷⁾東江一帯は、十月には国民党側に再び占領される。

内部の敵を肅清した大元帥府は七月一日には廃止され、国民政府が樹立された。そして財政統一、軍隊の統合、民政の整頓が開始される。またこの時期にいわゆる省港ストライキが発生し香港の広州への経済支配が断絶したことは、広東の中央銀行(孫文の命により一九二四年八月に宋子文を銀行長に成立)紙幣の流通を促進し、国民政府の財政統一に貢献した。⁽¹⁸⁾かくして国民政府はその体制を固めはじめた。

第三章 広東国民政府における政治抗争と蔣介石の台頭

第一節 財政統一と整軍の進展

1 廖仲愷の暗殺

国民政府の成立は、国民党一全大会で採択された「国民政府建国大綱」の第一段階の達成であった。しかし新しい内部抗争が発生する。一九二五年三月の孫文の死後、国民党は複数の委員による中央執行委員会を最高機関として進んでいくことを決定していたが、孫文という党権力の中心が失われたことにより党内抗争がまきおこる。

争いは国民政府主席の人選問題から始まる。国民政府の最高機関は十六名の政府委員で構成され、主席には孫文の古くからの側近の胡漢民と汪精衛が候補にあがり、孫文北上中の大元帥代行であった胡漢民が有力視された。しかし胡漢民は楊希閔と劉震寰の粛清のさいの調停的態度から威信を低下させており、国民政府最大の軍事力となった粵軍の許崇智とも反目していた。その結果、汪精衛が主席に選出され胡漢民は外交部長に就任したが、外国語のできない彼には事実上の閑職であった。⁽¹⁾この事態は胡漢民の権威を楯に利権を維持しようとした広東省内の土着勢力の不満をまねいた。胡漢民の従弟の胡毅生らは文華堂というクラブを主催して不満分子を糾合し、「国民新聞」を発行して汪精衛、廖仲愷らの国民政府の中心人物に様々な中傷を加えはじめた。⁽²⁾

国民政府主席の人選に端を発した争いは、財政統一およびこれと不可分の関係にあった軍需の統一をめぐる争いへと発展し、廖仲愷の暗殺を惹起することになる。

国民政府成立後も、省内各地に駐屯する軍隊は駐屯地域の財政権を返還しようとしなかった。従来から財政統一の

急先鋒で国民政府財政部長に就任した廖仲愷は、国民政府成立を機に省内の財政機関を財政部の管理下に置こうとした。廖仲愷は黄埔軍官学校の党代表であり、その財政統一政策は、軍需の統一を基礎とし黄埔軍官学校の軍事力を核とする軍隊の再統合と表裏一体をなしていた。それゆえ蒋介石も財政統一を強く主張した。国民政府成立後の七月五日に汪精衛を主席に蒋介石をはじめ各軍の司令官で構成される軍事委員会が成立したが、蒋介石は七月七日に「革命六大計画」を提出し、その「第三項」で各軍に対して七月十五日を期限に占拠中の財政機関を国民政府に返還するよう求めた。⁽³⁾

財政統一の最大の障害は粵軍であった。粵軍は広東の土着勢力と結びつき、以前から楊希閔の滇軍につぐ軍事力を有した。そして省外から侵入した滇軍が広州市内の鉄道収入や阿片税、酒税、賭博税、公娼税などを占有した状況に不満を抱いていた。⁽⁴⁾ 滇軍の肅清後、粵軍が広州市内の財源をとり戻し地盤強化を図るのは当然であった。粵軍の士官たちは第一次東征成功による蒋介石の威信増大に強い不満を抱き、胡毅生の組織した文華堂に加入する者も出た。粵軍がとり戻そうとした財源は、胡毅生らはもとより広州に地盤を有する他の国民党要人も利害関係をもっていたはずである。そして廖仲愷の財政統一の第一歩は、当然のことながら肅清された滇軍や桂軍に占有されていた広州市内の財源の回収であった。したがって廖仲愷の財政統一が多方面の反発を招くのは必定であり、この反発が暗殺にまで発展したと考えられる。

八月二十日の朝、廖仲愷は国民党中央執行委員会のある惠州会馆に夫人の何香凝と車で到着した。そして歩きだしたとたんに会馆の中に潜んでいた六―七名の男たちが駆けよってピストルを乱射し、廖仲愷は三カ所を射たれて病院に運ばれたがほとんど即死であった。同行していた国民政府監察委員の陳秋霖も重傷を負って翌日に死亡するが、何香凝は無事であった。犯人は逃げさったが一名が廖仲愷のボディガードに射たれて重傷を負い、病院に収容されたあと間もなく死亡した。暗殺時の状況については、諸文献ともほぼ同様の内容を伝える。⁽⁶⁾

廖仲愷暗殺の真相は結局のところ謎であるが、彼の財政統一は他人の権力基盤を奪いとることであり、誰に殺されてもおかしくない状況にいた。何香凝が後にチェレバーノフに語った話は、事件の背景に国民党内の利権がらみの派閥抗争があったことを暗示しており興味ぶかい。何香凝によると、警衛軍の司令官で広州市の警察局長であった呉鉄城も暗殺を支持し、通常は惠州会館の玄関に配備される警察官が事件当日にはいなかったという。⁽⁷⁾ 呉鉄城は国民党広州市党部の中央執行委員であり、孫文の長子の孫科を中心に太子派とよばれる派閥を形成し、元老派とよばれた汪精衛や廖仲愷さらには胡漢民たちと対抗する関係にあった。⁽⁸⁾

何香凝はこのあと二七年三月の武漢での国民党二期三中全会で、中央執行委員候補兼商民部長の陳其瑗（広東省出身者）を、廖仲愷暗殺に係わったと告発する。何香凝は続く四月の政治委員会にもこの事案を持ち出して執拗に解決を迫る。この時の何香凝の発言内容や、会議に出席していた国民党要人たちの事件再調査への消極的態度は、廖仲愷暗殺事件の複雑な背景を示している。陳其瑗は事件との関係を否定するが、事態解決まで国民党の中央諸会議への出席を差し控えたい希望を表明し承認される。⁽⁹⁾

廖仲愷暗殺時に、広州では二五年六月から香港に対する中国人労働者のゼネストである省港ストライキが開始されていた。廖仲愷は国民党を代表してストライキを積極的に支援した。このことから廖仲愷暗殺の背景に香港の「英帝主義者」の存在を指摘する見方が当時からあった。⁽¹⁰⁾ しかしこれは、国民党内の派閥抗争の熾烈さを見落とし省港ストライキと廖仲愷の関係を誤って理解する皮相な見方であると思われる。英国側には、共産党員に大きな影響力をもち共産党員ほど頑なな反英思想の持主でない国民党員の廖仲愷は、交渉のための貴重なパイプであった。第二章で述べたが、廖仲愷は商団事件のさいにも外交団とのパイプ役を果たしていた。したがって、彼の暗殺はストライキの火勢に油を注ぐだけで、何の得にもならないことはわかっていたはずである。

2 反動勢力の一掃

廖仲愷の暗殺は、国民政府の基礎固めを頓挫させるかに見えた。蒋介石には大きな痛手であったと思われる。⁽¹⁾ 蒋介石は黄埔軍官学校党代表の廖仲愷と緊密に連絡しあっていた。軍官学校の政治面や財政面の問題は廖仲愷が処理し、蒋介石自身は革命軍の教育に専念することができた。廖仲愷は英語に巧みであり、同じく英語に巧みなボロジンとの間には緊密な意思の疎通があった。また労働運動や農民運動への理解から、共産党員とも密接な関係を維持していた。廖仲愷の存在は、蒋介石がボロジンや共産党員と均衡を保つうえで極めて重要な要素であった。しかし孫文が死去し続いて廖仲愷が暗殺されると、蒋介石とボロジンおよび共産党員との間の緩衝物がなくなった。そして新しく黄埔軍官学校党代表となった汪精衛が蒋介石との連携を欠き、一方的にソ連や共産党に接近すぎたため、蒋介石の孤立化と硬直化が始まる。

しかし廖仲愷の暗殺事件により、国民政府の財政と軍政の統一は一挙に推進されることになった。そのさい大きな力を発揮したのはボロジンの政治力と、蒋介石の率いる黄埔軍官学校の軍事力であった。廖仲愷暗殺事件直後の展開は、以下の通りである。

事件当日の八月二十日午後二時、政治委員会臨時会議が召集され対応策が協議された。汪精衛、蒋介石、許崇智の三名が政治・軍事・警察の全権を掌握する特別委員会を組織し、ボロジンも加わった。ただちに広州市内に戒嚴令がしかれ犯人逮捕の活動が始まる。調査の結果、病院で死亡した犯人のピストルが文華堂のメンバーである朱卓文のものであると判明した。胡毅生はじめ文華堂に加わる梁鴻楷ら粵軍第一師の将校にも、嫌疑がかかった。しかし特別委員会はただちに行動に移れなかった。ボロジン、許崇智、蒋介石の意見が対立したからである。ボロジンは廖仲愷暗殺事件を機に、国民党内の反共派を一掃しようとした。廖仲愷の容共的態度が反共派の批判をまねいていた事実を、強引に暗殺に結びつけようとしたのである。そして胡毅生との関係から容疑のかかった胡漢民はもとより、容疑を確

定できない鄧沢如、謝持、鄒魯らの逮捕を提案したという。しかし蒋介石と許崇智が反対し、実現しなかった。⁽¹²⁾

蒋介石はボロジンの主張する反共派の一斉逮捕に反対したが、文華堂に加わる粵軍の梁鴻楷らの将校の肅清には積極的であった。これにはボロジンも同意したと考えられる。整軍と財政統一が一挙に促進されるからである。蒋介石は早くから粵軍内への自らの影響力増大に努力し、粵軍の将校の李済深や陳銘枢は蒋介石を支持するようになっていた。⁽¹³⁾したがって梁鴻楷らの肅清にさしたる困難はなかったと思われる。李済深は蒋介石と行動を共にし、梁鴻楷らの部隊を武装解除する。そしてこのあと粵軍部隊を改編した国民革命軍第四軍の軍長に任命される。陳銘枢も蒋介石の権力確立に尽力し、北伐により武漢が占領されると、武漢衛戍司令を務める。

粵軍肅清には、軍長の許崇智の処遇が問題であった。彼は粵軍全体に及ぶ統率力を持たなかったが、梁鴻楷らの肅清は勢力基盤の喪失を意味した。許崇智は特別委員会で「梁鴻楷は反革命の役割を演じたかもしれぬが、永いあいだの友人であり手出しはできない」と述べたが、結局は逮捕を承認し八月二十五日に梁鴻楷を宴会に招き逮捕する。⁽¹⁴⁾

特別委員会による粵軍肅清を決定付けたのは、福軍司令官の李福林の胡毅生らに対する告発であった。李福林は八月二十三日に特別委員会に対し、胡毅生が福軍に対する教導団の攻撃に備えよと述べ戦闘準備を扇動したこと、文華堂に参加していた林直勉が日ごろから廖仲愷は殺さなければならぬと語っていたことを告発した。李福林の告発を受けた特別委員会は、八月二十四日に胡毅生、朱卓文、林直勉に逮捕令を発した。そして胡毅生と朱卓文は逃亡したが、二十五日には林直勉を逮捕し胡漢民をも拘束した。さらに二十五日夜半から二十六日にかけて黄埔軍官学校教導団と李済深の部隊を出動させ、国民政府に敵対した罪名により梁鴻楷らの粵軍部隊を武装解除した。⁽¹⁵⁾李福林の告発は内容といい、タイミングといい、仕組まれたものであろう。李福林は孫科を中心とする太子派のメンバーである。太子派が自分たちと廖仲愷暗殺との関係を払拭し、粵軍系の勢力をつぶす目的で行ったと考えられる。このあとただちに軍事委員会が召集され、旧来の各軍の名称を改め蒋介石の黄埔軍官学校教導団を国民革命軍第一軍、譚延闓の湘軍を

第二軍、朱培徳の中央直轄軍を第三軍、李済深の率いる粵軍を第四軍、李福林の福軍を第五軍とする国民革命軍の編成が決定された。⁽¹⁶⁾ こうして特別委員会による廖仲愷暗殺事件の処理はひとまず終了した。

次に行われたのは、林森や鄒魯らの反共派および拘束中の胡漢民への処分である。ボロジンが反共派排除に固執した結果であろう。まず九月七日の政治委員会で、林森と鄒魯を北京政府と外交問題を協議する代表団の主席および秘書として派遣することが決定された。これは体のよい追放であった。兩人が北京に向け出発すると、九月十五日の中央執行委員会で汪精衛が提案して兩人の代表権は取り消される。そして汪精衛の提案で、兩人にかわる中央執行委員会常務委員として共産党員の林祖涵と譚平山が就任する。さらに十二月には黄季陸らの反共派も広州から排除され、国民党内で共産党員が大量進出する素地ができあがる。⁽¹⁷⁾ 一方、九月十五日の政治委員会は胡漢民を外交使節の名目でソ連に送ることを決議したが、面目を救うため外遊は廖仲愷暗殺以前に決定されていたこととされた。胡漢民は九月二十二日に黄埔からソ連船に乗り出発する。⁽¹⁸⁾ 胡漢民は国民党の元老で元来は容共政策の支援者であった。林森や鄒魯のように放逐するわけにいかず、保護監察処分に付されたのである。

最後に残ったのは許崇智の処分である。梁鴻楷らの武装解除後も許崇智は依然として国民政府軍事部長(軍政部長とも記されるがこれは大元帥府の職名)であり、広東省省長でもあった。⁽¹⁹⁾ そして粵軍総司令として、粵軍のうち国民革命軍に改編されなかった一万五千人を配下に温存し、財政監督として多額の軍費を独占した。⁽²⁰⁾ このあと行われる陳炯明に対する第二次東征も、当初は許崇智が総指揮に任命されていた。⁽²¹⁾ 許崇智の存在は軍事体制統一の大きな障害であった。蔣介石は政治委員会で許崇智の財政壟断を非難する一方、李済深や陳銘枢に加え許崇智直系の部下の譚曙卿をも味方につけ、その追放を準備した。⁽²²⁾ その結果、九月二十日に許崇智は配下の部隊を武装解除され、すべての職務を解任されて陳銘枢に護送され上海に追いやられる。同時に広東省財政庁長の李鴻基と軍需局長の関道職が解任され、宋子文が国民政府財政部長兼広東省財政庁長に就任する。そして粵軍部隊を編入した国民革命軍第一軍の拡充が行わ

れ、譚曙卿が新設の第三師師長(当初は代理師長)に任命される。⁽²³⁾

3 第二次東征の勝利

国民政府の次の課題は、陳炯明をはじめ広東省内の敵対勢力を消滅し、広東省全域での支配権確立であった。国民政府をとりまく軍事的状況は次のようであった。陳炯明は第一次東征軍が引き上げると、休戦協定を破って勢力圏を拡大し二五年九月末には再び東江一帯を占領した。また北方の段祺瑞から陳炯明への援軍に差しむけられた三隻の砲艦が、香港に出現していた。さらに国民党第一次全国代表大会で中央執行委員会に選出されたが帰趨がややふやであった四川軍閥の熊克武が、貴州から湖南を経て八月に突如として広東省北部の北江一帯を占領した。そして内部争いの行われる広州を覬望して勢力拡大の機を窺っていた。省内の南西部(南路)には陳炯明と同盟する鄧本殷が勢力を維持していた。四方からの包囲に対し、国民政府は第二軍と第三軍により熊克武を監視し、鄧本殷には第四軍の陳銘枢を対峙させ、広州防衛部隊には第一軍第一師と第五軍をあて、残りの兵力をもって主力敵の陳炯明を攻撃することを決定した。⁽²⁴⁾第二次東征の開始である。

九月二十八日には蒋介石が軍事委員会から東征総指揮に任命された。七カ月前の第一次東征では楊希閔が総指揮であり、蒋介石は黄埔軍官学校教導団を率いたとはいえ、許崇智の粵軍の一部として参加していた。蒋介石の総指揮就任は、彼の台頭を如実に物語る。第二次東征は十月一日から開始される。開始二日後の十月三日、熊克武が陳炯明と通じた罪で逮捕され、北方からの脅威は取り除かれた。第二次東征軍は第一次東征と同様に三隊に分かれ(第一縦隊、第二縦隊、第三縦隊)、それぞれ北路、中路、南路の三方面に分かれて進んだ。北路は程潜の第六軍が、中路は李濟の第四軍が、南路は主力である蒋介石の第一軍と呉鉄城の警衛軍が担当した。⁽²⁵⁾各軍にはソ連軍事顧問が従軍したが、首席軍事顧問のブリュッヘルが広州を去ったあとソ連軍事顧問の影響力は低下し、作戦は主として蒋介石が決定した

という。⁽²⁶⁾東征軍は十月十四日に難攻不落を誇った惠州城を攻略した。そして十月二十八日から二十九日にかけて、第一軍を中心に敵の主力を河婆付近でとらえ、五千人を武装解除する大勝利をおさめた。この一戦で大勢は決し、十一月六日に蔣介石は陳炯明の本拠地の汕頭に入城した。⁽²⁷⁾

東部戦線での勝利が確定した十一月一日、国民政府は第三軍の朱培徳を総指揮として南西部の鄧本殷への総攻撃を開始し、十一月二十三日には鄧本殷を海南島に追い落とした。さらに十二月二十一日には第四軍による海南島進攻が開始される。⁽²⁸⁾かくして二六年初めには国民政府の支配は広東省全域に及ぶ。

第二節 国共合作の動搖

1 戴季陶の「孫文主義」提唱と西山會議派

国民政府の威信は高まり、その支配は隣接する広西省にも及んだ。広西の李宗仁と黄紹竑は従来から親国民党であったが、二六年の一月二十六日に広西省境の梧州で国民政府代表の汪精衛および譚延闓と会談した。このあと桂林で広西側代表の白崇禧と国民政府との協議が続けられ、六月一日には黄紹竑が広西省長に就任し、広西省は国民政府の体制下に組み込まれる。⁽²⁹⁾しかし一方では新しい対立が出現し始めていた。それは利権や地盤の争いではなく、国共合作の是非を問う政治路線上のイデオロギー争いであり、国民革命の前途に深刻な影響をおよぼす。

すでに国共合作の成立当初から、共産党の階級闘争理論と国民党の民生主義との理論上の矛盾が問題となっていた。孫文は二四年の国民党第一次全国代表大会では「民生主義は共産主義を包括する」と述べ、両党間の指導理念の矛盾を自らの個人的権威のもとに包みこんだ。しかし半年後の二四年八月の「民生主義講演」では、階級闘争理論を否定した。しかし間もなく孫文は死去し、問題はいまのまま残された。孫文亡き後、この問題に結論を下すのは、国共両党のいずれが国民革命で指導的立場に立つかを決定する重大問題であった。そして国民党を代表してこれに正面

から取り組んだのが、戴季陶である。

戴季陶は二四年一月の国民党第一次全国代表大会終了後に中央執行委員会常務委員と宣伝部長に任命されたが、共產黨員と対立し六月二十八日には広州を去った。これに先立ち五月十日には、黄埔軍官学校政治部主任にも任命されていた。⁽³⁰⁾ 戴季陶は二五年三月の孫文死去後に広州に戻り、五月十八日から開かれた国民党第三次中央執行委員会全体会議に出席し、国民党が孫文の「遺囑」を奉じることを誓う「総理遺囑を接受する」宣言を作成した。⁽³¹⁾ 戴季陶はこの前後に、北京や広州で民生主義に関する講演を盛んに行い、各階級連合の国民革命の達成こそ孫文思想の根本である民生哲学の実現であると主張し、階級闘争による社会革命を否定した。また、誠、仁、勇、知などの儒教の倫理徳目は革命実践の重要な精神要素であると主張した。そして五月に広州で「民生哲学系統表」を作成し、さらに六月に上海でこれを発展させた『孫文主義之哲学基礎』を完成した。続いて七月には、国民党の主義と組織の指導性を確認し国民革命での共産黨員との協力を承認する『国民革命與中国国民党』を完成した。戴季陶の主張は小冊子として発行された。⁽³²⁾

従来、戴季陶は反共主義者のレッテルを貼られるだけで、その主張が詳しく検討されることはなかった。毛沢東の「新民主主義論」に見られる三民主義解釈が優勢を占めたからである。戴季陶が儒教徳目を強調したことも、その主張が否定的にとらえられる原因であった。しかしその著作を読めばわかるように、戴季陶の主張は孫文の著述を基礎とし彼の独創ではない。また戴季陶は当初は容共政策の支持者であり、その立場は一概に共産黨員を国民党内から排除しようというものではない。要するに戴季陶の主張は、国共合作に際しての国民党側の原則を確認するものである。⁽³³⁾ しかし戴季陶の言動は、国民党内に存在した根深い反共の動きと合流する。その結果、反共を掲げる別の国民党中央が国民党西山会議派として出現する。西山会議派の名は、孫文の柩を安置していた北京西山の碧雲寺で分派結成の会議が開かれたことに由来する。孫文の柩は二九年六月に南京に葬られるまで碧雲寺に安置されていた。李雲漢

の記述を中心に西山會議派結成までの経緯をあとづけると、二五年九月に体よく広州を追われた鄒魯や林森らは海路をとったのであろう、途中で上海に到着した。彼らは共產黨員の進出についての対策を、国民党上海党部の戴季陶、葉楚傖、邵元冲さらには国民党同志クラブの謝持らと協議した。その結果、北京で會議を開催し反共の方法を協議することが決定された。

李雲漢は「反共」を旨とする国民党史家の立場から、当時の反共活動の複雑な背景を抽象化し、全てを肯定して整合的に説明しようとする。そして鄒魯の回憶録を引用し、北京で開催される會議は中央執行委員会全体會議であつたと述べる。しかし中央執行委員会全体會議開催の重大決定を、戴季陶ら上海の国民党員が広州の国民党中央への相談なしに決定したかは、甚だ疑問である。西山會議開催の背景には複雑な事情が存在した。

二六年一月の国民党二全大会での、汪精衛の西山會議に関する報告を見よう。⁽³⁵⁾ 汪精衛は、西山會議に参加した国民党監察委員の呉稚暉（名は敬恒。稚暉は字）からの手紙を引用し、「開催通知」には孫文の霊前で會議を開くと記され中央執行委員会云々の文字はなかったと述べている。汪精衛はさらに、會議参加のため北京に到着した戴季陶が鄒魯の国民政府転覆の陰謀を知り、馮自由から嫌がらせを受けて翌日には北京を去り、続いて邵元冲らも北京を去ったと述べる。そして西山會議とは、国民党員たちが碧雲寺に集まった時点で、鄒魯がこれを中央執行委員会全体會議に変えようと策謀して各所に通電を打ったものであり、参加者全体を同等に見なすべきではないと述べている。当時、北京に集まった国民党員の中に中央執行委員の半数がおり、これを中央執行委員会全体會議に切り換えることは不可能ではなかった。また戴季陶や邵元冲らが離脱した原因は、西山會議が突如として中央執行委員会全体會議に変化することへの抗議であつたことは十分に考えられる。

以上の経緯については李雲漢も、十一月十八日の予備會議に出席した戴季陶が、翌日には国民党同志クラブのメンバーに殴打されたため憤慨して北京を去つたことを確認している。さらに同じ予備會議の席上で議長をつとめた国民

党監察委員の呉稚暉が、一方的な反共行動をなすべきではなく李大釗らとも協議すべしという考えを表明したことを明らかにしている。呉稚暉はこのあと、西山会議派に全く関与しない。

十一月二十三日、林森の招集により国民党中央執行委員会全体会議として西山会議が碧雲寺で開催され、翌二六年の一月四日まで二十二回の会議が開かれた。会議では、共産党員の国民党籍取消し、政治委員会の取消し、ボロジンの解雇、中央執行委員会の上海への移駐、汪精衛の弾劾など十項目が決議された。しかし会議終了後に発表された共産党員の国民党籍取消しに関する「宣言」では、国民革命遂行において必要な時にはソ連と連合し共産党を友党視すると述べられている。また国民党の中の共産党員とは、理において別れざるを得ないが情誼において合することも不可ではないと結んでいる。⁽³⁶⁾ 西山会議開催前に陳独秀、蔡和森、張国燾ら中共中央は、葉楚傖、孫科、邵元冲らの国民党員と北京のソ連領事館で会談し、広州の国民党中央支持と国共合作の継続を確認しあっていたという。葉楚傖らは西山会議に関係したが、共産党からは中間派と目されていた。⁽³⁷⁾ 共産党を友党視する云々は、西山会議派が葉楚傖らの主張に妥協したためではないか。

以上の事実から、西山会議は反共の国民党員が開いた中央執行委員会全体会議であるという李雲漢の記述は再検討が必要である。

2 国民党第二次全国代表大会と西山会議派

広州では一九二六年一月に西山会議に対抗する形で国民党第二次全国代表大会が開催された。大会八日目の一月十三日に西山会議関係者への処分が討議され、審査委員会で作成された処分案が提出された。内容は、①永久党籍剝奪——鄒魯、謝持、②党籍剝奪一年——居正ほか八名、③書面の警告——張繼、葉楚傖、邵元冲ほか五名、④国民党第二次全国代表大会からの猛反省を促す訓令を受ける——戴季陶、であった。まず汪精衛が発言し、蒋介石ら黄埔軍官

学校側と協議した結果であると述べて修正案を提起した。すなわち、首謀者の鄒魯と謝持の党籍は剝奪すべきであるが、②の党籍剝奪一年の人物たちは鄒魯と謝持に陥れられたのであり、③の警告処分に変更すべきだ、というのである。そして意見は二つに分かれた。一つは、汪精衛の修正案を支持し、規律違反だが年来の同志たちであり、②と③の全員には反省を促す警告処分が適当であるという意見である。もう一つは、②と③の人物たちの従来からの反共的言動を厳しく批判し、規律違反であり少なくとも原案のままか、あるいは全員一律に党籍剝奪一年に処すべきだという意見である。中には、紛糾を招いた元凶である戴季陶の『国民革命與中国国民党』を焚書にせよという発言も見られた。代表的人物以外は発言者の党籍を確定できないが、前者が国民党員の意見を代表し、後者が共產党員の意見を代表したと考えてよい。ただし国民党組織部長で共產党員の譚平山は、規律問題に触れつつも寛大な処分を主張し、汪精衛の修正案を支持した。そして採決の結果、汪精衛の修正案が多数で採択され、西山会議関係者に対する処分は比較的ゆるやかなものとどまった。しかし全員に党籍剝奪一年の強硬処分を主張した共產党員の意見にも考慮をばらう必要があったのであろう、三日後の一月十六日に採択された「西山会議弾劾決議案」⁽³⁸⁾には、警告に対し二カ月以内に受諾の返事をしない場合には党籍剝奪処分に処すという新しい条件が付け加えられた。

このあと西山会議派は、鄒魯、謝持らを中心に上海に新執行部を設立し国内、国外で分派活動を展開する。広州の国民党中央から警告を受けたはずの張継と林森も西山会議派に同調する⁽³⁹⁾。そして広州の国民党中央は、彼らの活動に神経を尖らす⁽⁴⁰⁾。

一方、国民党第二次全国代表大会では反共的人物の大半が広州から排除されており、中央執行委員三十六名中の九名、中央執行委員会常務委員九名中の三名に共產党員が選出された。国民党第一次全国代表大会時の中央執行委員二十四名中の三名、中央執行委員会常務委員三名中の一名に比べ、共產党の勢力は増大したと言ってよい。各部門の責任者には、組織部長に譚平山が、農民部長に林祖涵が留任の形で選出され、宣伝部長汪精衛の代理に毛沢東が就任す

る。各部の秘書のほとんどは共産党員で占められた。⁽⁴¹⁾ 上海の共産党中央は国民党内の反発を懸念し、中央執行委員会への共産党員の進出を抑制する方針であったという。しかし方針に反して共産党員が多数選出されたのは、汪精衛の意向を受け入れた結果であるという。⁽⁴²⁾ 共産党員の進出は広州における新たな対立を表面化させる。そして対立の芽は、国民革命勢力発展の要である黄埔軍官学校で醸成されていた。

3 中国青年軍人連合会と孫文主義学会

黄埔軍官学校では一九二五年の一月二十五日に共産党員の軍人を中心に青年軍人社が結成され、大元帥府下の各軍にも働きかけ二月一日には共産党員の軍人を中心となる学会組織の中国青年軍人連合会が成立した。これに対し三ヵ月後の四月二十四日には、国民党員の軍人たちの学会組織として孫文主義学会(成立当初は中山主義学会、二五年十二月二十九日に孫文主義学会に改名。本書では一律に孫文主義学会と記す)が結成された。孫文主義学会が戴季陶の主張に賛同して結成されたことは、成立時期とその主張から考えて間違いない。⁽⁴³⁾ この二つの組織の確執が広州内の新たな国共対立を引き起こす。

容共政策を継続しつつも主導権を確保しようとしていた国民党員には、ボロジンや共産党員への憚りから両手を挙げて賛同するわけにはいかぬとしても、組織と主義における国民党の主体性と主導権を保持せよという戴季陶の主張は歓迎すべきものであった。孫文主義学会の成立を推進した黄埔軍官学校教育長の王柏齡によれば、黄埔軍官学校党代表の廖仲愷は孫文主義学会の成立を喜び、後ろ楯になろうと述べたという。⁽⁴⁴⁾ 廖仲愷は容共政策の推進者で、共産党からは国民党の最左翼と位置づけられていた。廖仲愷は青年軍人連合会結成大会にも出席し訓示を述べていた。⁽⁴⁵⁾ それゆえ意外の感がせぬでもないが、ソ連軍事顧問のチェレパノフも「左派は当初、孫文主義学会を支持して共産党とその増大する影響力に対抗させようとしていた」と述べており、この話は当時の広州の国民党員たちの実情をよく伝

えている。

黄埔軍官学校の孫文主義学会と青年軍人連合会の成立には、校長の蔣介石の承認が必要なことはいうまでもない。

蔣介石の孫文主義学会への思いには、廖仲愷のような具体的材料がない。張國燾は、広東の共産党組織の責任者であった陳延年が、孫文主義学会の背後に蔣介石の支持があるようだと述べたことを伝える⁽⁴⁷⁾。しかし蔣介石は両会の対立に対し、あくまで調停に努めていた。⁽⁴⁸⁾ソ連軍事顧問団と共産党員の存在が、蔣介石の台頭を支える一つの柱であったからには当然である。また広東省内の統一が進行しているあいだは国民革命勢力の結束が必要であり、両会の対立も一定以上に激化しなかった。ところが広東省内が統一され共産党員の国民党内での大幅な進出が日程にのぼった二五年の末頃から、両会の対立は一举に表面化して孫文主義学会と共産党全体との抗争に発展する。そして国民革命勢力の軍事力の要である蔣介石が調停的態度を捨てさり、共産党員の勢力伸長をはばもうと決意したことから事態は急激な展開を迎える。

4 孤立する蔣介石

蔣介石が第二次東征に勝利して汕頭で占領地行政の確立に腐心していた一九二五年の末、広州では十二月二十九日を期して、孫文主義学会が活動の公然化を目的に大規模なデモ行進を計画した。デモ隊の集会では、西山会議支持、ソ連顧問団に反対する、などが決議される予定であったという。⁽⁴⁹⁾蔣介石の率いる国民革命軍第一軍には政治部主任の周恩来(このあと実質的な党代表である第一軍副党代表に選出)を筆頭に二五〇名近くの共産党員がおり、各級の党代表をはじめとする政治工作に携わり大きな影響力を有した。周恩来は新しい占領地である東江各県の行政の責任者に就任し、蔣介石は共産党員を重用していた。⁽⁵⁰⁾蔣介石は十二月二十八日の夜に広州の汪精衛から、孫文主義学会がデモ行進を計画し西山会議支持のビラを散布するとの電報を受け取ると、ただちに広州に打電して孫文主義学会の計画の

禁止を命じた。⁽⁵¹⁾そして蒋介石からの電報到着後のことであろう、ソ連軍事顧問団を交えた孫文主義学会側と国民党当局者との話し合いが行われた。その結果、政治スローガン抜きだけのデモ行進だけが行われた。⁽⁵²⁾以上の事実、まだ蒋介石が共産党員とソ連顧問団に大きなわだかまりを抱いていなかったことを物語る。

蒋介石は占領地の処理をすませ、二五年の十二月三十一日に広州に戻る。そして翌二六年の一月の国民党第二次全国代表大会で中央執行委員会常務委員に選出され、二月一日には軍事委員会により国民革命軍総監に任命された。⁽⁵³⁾第二次東征の勝利により、蒋介石の地位は高まったかに見える。しかし二カ月の東征中に広州の状況は変化し、軍事指導者として台頭してきた蒋介石の地位は動揺し始めていた。

第一に、権力基盤とする国民革命軍第一軍に問題が生じていた。問題は第一軍第二師師長の王懋功であった。王懋功は第二次東征のさい広州衛戍司令代理に任命され、東征に参加せず広州に留まった。⁽⁵⁴⁾そして汪精衛やソ連軍事顧問主任のキサンカに接近し、直属上官の蒋介石の意向を体さなくなり始めていた。王懋功は許崇智の部下であったが、進んで蒋介石の麾下に身を投じて信任を得た投機的性格の強い人物であったという。王懋功は共産党員ではなかったが、共産党に入ったと噂された。⁽⁵⁵⁾国民革命軍の中核である第一軍の統制の乱れは、国民革命軍全体への蒋介石の統制力の喪失を意味した。第一軍第二師には党代表をはじめ多くの共産党員がおり、蒋介石の中には王懋功への憎しみだけでなく、共産党員へのわだかまりも生じたと考えられる。

さらに、王懋功が接近していたキサンカが蒋介石と対立し始めた。蒋介石は広東省統一後にはすみやかに北伐を実施すべきだと考え、汕頭滞在中から具体的計画を立案していた。そして二五年の十二月十五日に軍事委員会に対し「改革軍政建議書」を提出し、北伐実行への六項目の軍事力整備計画を提言した。⁽⁵⁶⁾ところがキサンカらのソ連軍事顧問は、蒋介石の北伐計画に同意しなかった。『民国十五年以前之蒋介石先生』には蒋介石とキサンカらとの不一致を示す記事が多出する。そして蒋介石がソ連軍事顧問たちの不同意に対し、次第に焦燥感をつのらせていく過程が見て

とれる。しかし、なにが理由でキサンカらが同意しなかったかは不明である。⁽⁵⁷⁾ 軍事力不足や民衆運動未発展などを理由にあげたかもしれぬが、明快な反対理由を提示せずに慎重論を唱えたことが、蒋介石の苛立ちを助長したのではない。北伐は国民党の既定方針であり、二四年の十月には失敗に終わったとはいえ北伐が試みられていた。しかもソ連軍事顧問団のすべてが北伐の実施に批判的であったわけではなく、二五年の七月に広州を去っていたブリュッヘルは北伐の成功を楽観していた。⁽⁵⁸⁾ チェレバーノフによれば、二六年二月に中国を訪れた赤軍政治部主任のブノフを囲み、軍事顧問たちの北伐に関する意見陳述が行われたが、早期実施可能論と慎重論の二つの意見があった。そしてブノフ自身は軍事顧問たちの意見を聴取するだけで、北伐の可否について何の結論も下していなかった。⁽⁵⁹⁾

以上の状況では、蒋介石がキサンカに大きな不満を抱くのも無理はなかった。キサンカと蒋介石の対立を調停すべきボロジンは、二月三日に譚平山をともし馮玉祥との合作条件を打診するため北方に赴き、⁽⁶⁰⁾ 広州には不在であった。蒋介石は二月十六日には参謀団を改組し政務官の地位にあるロシア人顧問の解雇を主張したが、狙いはキサンカの排除にあったと思われる。この主張が容れられぬと見るや、蒋介石は二月二十六日に王懋功を逮捕し、翌日には上海に追いやった。さらに汪精衛にキサンカの罷免を要求したが汪精衛は具体的措置を講じることができず、蒋介石は大きな不満を抱くことになる。

このほか二六年一月に黄埔軍官学校の政治教官である共産党員の高語罕が、国民党二全大会出席者たちに黄埔で講演し、蒋介石を刺激する言葉を吐いていた。高語罕は段祺瑞打倒と反革命との徹底的闘争の必要を訴えたあと、たとえ蒋介石でも反革命の言動があれば段祺瑞に対すると同様の態度で臨まねばならないと口走ったというのである。⁽⁶²⁾

以上のように一九二六年初めの広州の雰囲気は、蒋介石を東征の英雄として歓迎するものではなかった。そして国民党右派による様々な謠言がとびかい、共産党が暴動を起こし国民政府を転覆するとか、共産党が蒋介石打倒を準備しているとか、国民政府が共産化するなどの謠言まであったという。⁽⁶³⁾ 以上のような状況下に、中山艦事件が勃発する。

第三節 中山艦事件の勃発

1 事件の展開と蔣介石「計画説」

一九二六年三月二十日未明、蔣介石は第一軍第二師を動員し、造幣廠跡を司令部に広州市内に戒厳令をしいた。そして十八日夕から十九日夜半にかけ、国民政府軍事委員会海軍局所管の主力艦である中山艦（排水量七百八十トン。外洋を航行できる砲艦）を命令なく移動させ反乱を企てた罪で、海軍局代理局長の李之龍（共産党員）を自宅で逮捕し中山艦を拘束した。さらに第一軍中の共産党員の党代表を拘束し、ソ連軍事顧問団の住居を包囲し衛兵の武装を解除した。また前年六月以来の省港ストライキを指揮するストライキ委員会の建物を包囲し、労働者糾察隊の武器を押収した。しかし三月二十日の午後には李之龍以外の共産党員を釈放し、三月二十三日には李之龍の容疑はそのままに自らの独断的行動に対し国民政府軍事委員会に処分を請うた。⁽⁶⁴⁾ソ連軍事顧問団とストライキ委員会に対する包囲も解かれる。以上が中山艦事件であり、発生の日時から三・二〇事件ともよばれる。

この事件は、中山艦の不審な動きを共産党の反乱だと思いこんだ蔣介石の突発的行動であったとして処理された。蔣介石は事件直前まで種々の謠言に対し冷静を装い、蔣介石と頻繁に接触していた陳公博や包恵僧も全くの突発的出来事として事件を記録する。⁽⁶⁵⁾蔣介石も三月二十三日には軍事委員会に突発的行動であったと弁明し、共産党側もソ連側も中山艦の移動にまつわる策謀を疑いながらも、⁽⁶⁶⁾蔣介石の行動そのものは突発的出来事であったとして事件を処理しようとした。そして調査と審問により中山艦の移動は李之龍の恣意ではないことが判明したが、⁽⁶⁷⁾背後関係は調査されずに政治決着がつけられ、李之龍も七月に釈放される。⁽⁶⁸⁾かくして国民党とソ連の友好関係は維持され、国共合作は継続された。しかし国共合作の終焉後には、国民党側は共産党は蔣介石を中山艦でウラジオストックへ拉致しようとしていたと主張する。⁽⁶⁹⁾一方、共産党側は蔣介石の行動は突発的ではなく最初から仕組まれていたと主張するが、中山艦

を移動させた策謀に蒋介石が関与したとは断言せず、蒋介石がソ連に拉致されるのではないかと疑心暗鬼に陥った可能性も否定しない。⁽⁷⁰⁾

国民党側のいう蒋介石拉致説は、当時の状況から考えて成立し難い。蒋介石はコミンテルンとソ連の中国戦略遂行上の不可欠の存在であり、蒋介石に代わる軍事指導者は出現していなかった。蒋介石の拉致は、国民政府の軍事体制に大混乱をもたらしたであろう。事件当時の広州にはソ連赤軍政治部主任のブブノフを代表とする使節団が滞在したが、彼らの目的が北京や広州で情報を得てモスクワの中国政策決定に供することにあるのはいうまでもなかった。以上の状況下で、蒋介石の拉致などという政策の大転換をもたらす行動を、コミンテルンとソ連政府の指揮下にある中国共産党員とソ連軍事顧問団が独自に行うことはあり得なかった。李之龍が自宅で就寝中に逮捕された事実が、蒋介石の拉致計画がなかったことを示す。しかし事件は蒋介石が仕組んだという共産党側の主張も、突発説を否定してはおらず折衷的である。

これに対しチェレパノフは、中山艦事件は蒋介石の周到な計画的行動であったという議論を展開する。ソ連は中山艦事件を、状況を誤解した蒋介石の突発的行動として処理したが、真相をつかむため最大の努力を払ったはずである。チェレパノフは事件当時は北京にいたが、ボロジンらと合流して馮玉祥の支配地域經由で北京―ウランバートル―ウランウタを車で走破し、さらにブリュッヘルを加えて鉄路でウラジオストクに至り、このあと海路をとる一カ月の大旅行により四月二十九日に広州に帰着した。そして事件の目撃者から詳しく事情を聞き、各種の関係文書を検討したという。チェレパノフの「蒋介石計画説」⁽⁷¹⁾を紹介するとともに、他の資料に照らして検討してみよう。(一)内は筆者。

蒋介石は三月九日に第一軍の士官たちと協議し、行動を起こすことを決定した。彼らは成功を楽観視し、国民革命軍の第四軍(軍長は李濟深)と第五軍(軍長は李福林)、さらには第三軍(軍長は朱培德)の一部も行動に加わるものと期

待した。そして行動のさいには宣言を発表し、ビラを散布する用意をしていた。三月十九日に呉鉄城が蒋介石のところに呼ばれ二時間が過ぎた。しかし両者の間では合意が成立しなかったらしく、以後は呉鉄城は蒋介石のところには行かなくなる(この部分の記述は、チェレパノフが経緯を呉鉄城から直接に聞いたのではなく、間接的に知りえた情報であることを示す)。この日の深夜、蒋介石は戒嚴司令部となる造幣廠跡に移り会議を招集し、伍朝枢や古応芬も参加した(伍朝枢は国民党中央執行委員兼政治委員で広州市の市長。外交界の重要人物であった。⁽⁷²⁾国民党中央監察委員で広東省政府の民政庁長として省内に隠然たる勢力を有した。兩人は広州に残存した反共派の主要人物であり、古応芬は民政庁長として農村の地主勢力を支持したため共産党員から目の仇にされていた⁽⁷³⁾)。日が改まった三月二十日の午前三時、蒋介石は第一軍第二師師長の劉峙を使者に、朱培徳を戒嚴司令部に招いた。そして一時間後に到着した朱培徳に行動の決議文書を見せ参加を要請した。しかし朱培徳は参加を拒否し、そのまま譚延闓に会いに行く。蒋介石は他軍の協力を得られないまま午前五時に戒嚴部隊を招集し、共産党が砲艦(中山艦)を奪取して国民党に反乱を起こそうとしていると厳しい調子で非難し、劉峙が逮捕すべき共産党員の名前を読み上げ行動に移った。

以上の経過を、『民国十五年以前之蒋介石先生』と比較してみる。同書には、三月九日に行動が決定されていたなどという記述はない。しかし蒋介石は三月八日に汪精衛に会い、「革命の実権は外人の手に落ちてはならず、コミンテルン(中国語原文は「第三國際」)との連絡にも一定の限度を定め、自主の地位を失うべきではない」と痛論した。⁽⁷⁴⁾チェレパノフによれば、蒋介石が行動に先立ち準備したビラ(檄文)の主な内容は、「自分(蒋介石)は共産主義を信じ自身ほとんど共産主義者である。しかし中国の共産党員はロシア人にその身を売り渡し彼らの走狗となった。それゆえ私は彼らに「反対する」であつた。⁽⁷⁵⁾この檄文は行動を決定した三月九日の会議で作成されていたはずであるが、文面には十日後に発生する中山艦事件の行動理由となる共産党の反乱を未然に防ぐ云々は見られず、前日の三月八日に蔣

介石が汪精衛に痛論した内容を踏まえている。すなわち、中国人としての自主的立場を堅持する必要から行動に移ることをアピールしている。ここに見られる連続性は、三月九日に行動が決定されていたというチェレパノフの議論に信憑性を与える。このあとチェレパノフは、何者かが三月十八日に李之龍に電話で蒋介石の命令だと伝えて中山艦を黄埔軍官学校に回航させたこと、中山艦を回航させた李之龍が正式の命令書を要求すると蒋介石は命令は出していないと答えたこと、同時に蒋介石に虚偽の手紙が送りつけられ広州で政変が起こる危険や蒋介石がウラジオストクに巡洋艦(砲艦)の誤り。中山艦で送られることなどが記されていたという。チェレパノフのいう李之龍への電話や蒋介石拉致計画は、当時一般にそのように理解されていたものであり、チェレパノフもこれらの伏線が蒋介石の策謀であったとは述べていない。

しかし中山艦事件の貴重な証言を残した馬文車は、蒋介石が三月十七日早朝に衛戍司令部にいた馬文車に中山艦が黄埔に回航される陰謀があると述べ、馬文車が調査の必要を打診すると必要なしと答えて引きあげたと述べる。⁽⁷⁶⁾三月十八日の夕方より中山艦が動きはじめ、これを知った蒋介石が行動を準備したという事件後に確認された日時よりも一日前に蒋介石は中山艦の移動を知っていたことになり、蒋介石が中山艦を移動させる策謀を知らされていた傍証ではないか。

チェレパノフの観点を敷衍して事件直前の経緯を組み立てるならば、蒋介石は行動を起こすことを決定していたが、どの時点でどのようなきっかけを掴んでやるかについては未定であったということになるのか。

チェレパノフのいう三月十九日の呉鉄城と蒋介石の話し合いについては、『民国十五年以前之蒋介石先生』三月十九日条に「午前、汪精衛に会いに行く。帰宅し客とあう」とある。⁽⁷⁷⁾蒋介石が行動の決行を準備していたとすれば、決行に先立ちこの「客」に会っていることが「客」を呉鉄城だと見なす大きな鍵となる。呉鉄城は公安(警察)局長であり、第一軍第二師を除く国民革命軍の他の部隊が広州市内にいなかったのに比べ、⁽⁷⁸⁾呉鉄城の部隊は広州市の警備任

務を帯びていた。連絡なしに兵士を動員すれば双方の衝突が予想され、蒋介石は呉鉄城には是非にも事前に連絡しておく必要があった。事件当日に呉鉄城の部隊は汪精衛の自宅を保護の名目で包囲したというが、⁽⁷⁹⁾呉鉄城が事前に蒋介石から行動を知らされていたことを物語るのではないか。

『民国十五年以前之蒋介石先生』三月十九日条の記述には、毛思誠の原文への蒋介石の大幅な筆削が行われている。『蒋介石年譜初稿』の筆削前の記述は、「客に会った」あと、「汕頭に行つて禍を避けることを決定し」汕頭は東征勝利後には第一軍の主力が駐屯していた⁽⁸⁰⁾その途についたが、弱気を反省して広州に引き返し行動を決行したとなっている。蒋介石は何故に弱気になったのか。「客」が呉鉄城であり、呉鉄城が行動に同意しなかったからではないのか。

中山艦事件で李之龍の逮捕を指揮した陳肇英の回憶によれば、蒋介石は三月十九日に虎門要塞司令官の陳肇英をはじめ徐梓や欧陽格らの人々を密かに招集していた。そして陳肇英は汕頭に向かう蒋介石と同行してその弱気を諫め、気を取り直した蒋介石と再び広州に戻ったという。⁽⁸¹⁾以上のことから三月十九日の「客」とは、陳肇英ら三名であった可能性もある。しかし『民国十五年以前之蒋介石先生』には、三月七日条と三月二十一日条に、それぞれ名を伏せた「友」という記述がある。三月七日条には「珠村に友を訪れ風流を語る」とあり（珠村は広州市東方の郊外の村。黄埔軍官学校の演習地）、蒋介石は長時間を過ごしている。三月二十一日条には「終日、友とあう。東山（蒋介石の住居の所在地）と造幣廠（戒嚴司令部）の間を往来する」とある。三月二十一日は中山艦事件の真っ只中で、この日の「友」は是非にも名を伏せる必要があり、『蒋介石年譜初稿』も同じ文面である。ところが三月七日の友は、『蒋介石年譜初稿』には潘文治という人名が記されている。⁽⁸²⁾潘文治が何者かは分からないが、蒋介石は郊外に風流を求めただけであったと考えてよからう。そして潘文治は、前後の表記上の釣り合いを付けるために、すなわち三月二十一日の「友」を際立たさないために、『民国十五年以前之蒋介石先生』では名を消されて「友」と記されたと考えられる。

『民国十五年以前之蒋介石先生』では、以上の配慮が中山艦事件関連の記述に払われている。三月十九日に蒋介石

のもとに集まった陳肇英ら三名は都合が悪ければ何も記述しなければよく、記述するなら「友」とすべきである。「客」と記述したのにはそれなりの意味がある。このように考えると、三月十九日に蒋介石が会った「客」は、チェレパノフのいう呉鉄城であった公算が極めて高い。

このほか蒋介石が伍朝枢や古応芬と関係をつけていたことが、周恩来が後に書いた中山艦事件に関する短文に「蒋介石的地位更加強固了、不理(相手にしない)伍朝枢、古応芬」とあることからうかがえる。⁽⁸³⁾ また陳公博によれば、三月二十日の朝に譚延闓と朱培徳が蒋介石の親書を持って汪精衛を訪れている。⁽⁸⁴⁾ 朱培徳が蒋介石に戒嚴司令部に招かれ、その足で譚延闓を尋ねたというチェレパノフのことばを裏付ける。

さらにまた『民国十五年以前之蒋介石先生』三月二十二日条に、「午後、譚李等各軍長と、ソ連顧問および共産黨員への制裁について話す。等しく賛成を表す。公(蒋介石)嘆いていう「事前に此の挙に反対したものが、事後には自分の言葉を金科玉条と奉る。人心の変化は何故このように早いのか」とある。譚は譚延闓だが、李は李福林か李済深か分らない。李福林は広東の遊民あがりで、蒋介石や譚延闓と同席して重要問題を話し合う立場にはなかった。

さらに広東語しか話せなかったと思われ、『民国十五年以前之蒋介石先生』に李福林と蒋介石の直接の会話は出現しない。それゆえこの軍長は李済深と考えるのが自然で、李済深も蒋介石から事前に働きかけを受けていたことになる。⁽⁸⁵⁾ これは蒋介石らが三月九日の段階で李済深の国民革命軍第四軍の参加を期待していたというチェレパノフの言葉を裏付ける。また「李」軍長が李福林であっても、蒋介石が国民革命軍第五軍の参加を期待したというチェレパノフの言葉を裏付ける。

チェレパノフの「蒋介石計画説」は、他の資料によっても裏打ちされる。なぜソ連は、永いあいだこれを公表しなかったのか。事件当時は国民党との合作を維持するためである。国共合作の破綻後には、蒋介石への譲歩政策など中国革命の指導が誤っていたと非難するトロツキー派との論争が激化し、公表されることはなかった。⁽⁸⁶⁾ 日中戦争が始

また一九三七年以降の十二年間は、ソ連と蔣介石の協力関係が再開され、なおさら公表されることはなかった。三七年八月には中ソ不可侵条約が締結され、チェレパノフは再び軍事顧問として蔣介石のもとに派遣された。一九四五年八月には中ソ友好同盟条約が結ばれる。ようやく六〇年代になり国内および国際状況が変化して事件は時効となり、真相が日の目を見ることになったのである。

2 中山艦事件突発説

中山艦事件には、楊天石「中山艦事件之謎」⁽⁸⁷⁾という優れた専論がある。楊天石論文は、事件は蔣介石の計画的行動ではないという。当時しだいに孤立していた蔣介石は、ソ連と共産党と汪精衛が共謀して自分を排除しようとしていると思い、疑心暗鬼に陥った。そして西山会議派や孫文主義学会の捏造した共産党クーデターのデマを信じ、突発的行動に及んだという。楊天石論文の見解は目新しいものではない。一九二六年当時、中山艦事件に政治決着がつけられたさいの、蔣介石ら当事者たちの了解と軌を一にしている。

楊天石論文の立論の基礎は、南京の中国第二歴史檔案館所蔵の『蔣介石日記類抄』である。この資料は毛思誠が蔣介石の『日記』を分類摘抄し、『民国十五年以前之蔣介石先生』執筆の基本資料となった。⁽⁸⁸⁾『民国十五年以前之蔣介石先生』の中山艦事件に関する記述には抽象表現にとどめる筆づかいが顕著であるが、原資料の蔣介石『日記』により近い『蔣介石日記類抄』を全面的に使用する点で、楊天石論文は他の追隨を許さない。楊天石論文は書き出しで次のように言う。「〔内は筆者。〕

「〔事件後の〕六月二十八日、彼〔蔣介石〕は孫文紀年週〔記念週間〕の演説で語っている。三月二十日の事情が完全に明らかになる時があるとするなら、それは私が死んでからであり、その時になれば私の日記と同志各位にあてた質問と応答の書簡が公開されるだろう。そして当然、事件のすべてが白日のもとに明らかになろう」。いまこそ、この難事

件を徹底的に解明すべき時である。以下、私が見ることのできたこの時期の蒋介石の部分的な日記と、関係する書簡、資料に基づいて、この事件に考察を加える」。

楊天石論文が蒋介石の言葉どおり『日記』と関係書簡こそ事件の謎を解く鍵だと考え、意気込んでいることがわかる。楊天石論文はまず、四月二十日に蒋介石が第一軍から退出する共産黨員に行った事件の経緯説明をとりあげる。蒋介石は全面的に信じられぬと述べながらも、自分を連れ去ろうとする陰謀が噂され三月十九日に自分の居場所を再三確認した汪精衛（蒋介石は名を伏せるが、汪精衛であることは公然の事実であった）と李之龍の言動に極めて大きな不審を覚えたこと、さらに当日の夜間になっても機関を停止しない中山艦の動きを見て行動に及ばざるをえなかったと述べている。⁽⁸⁹⁾ 蒋介石が突発説を主張しているのはいうまでもない。

この経緯説明を、楊天石論文は『日記類抄』の記述と比較する。『日記類抄』の三月十九日条には、自分を陥れる策謀を察知した蒋介石が汕頭に退こうとしたが弱気を翻して広州に戻り行動に移ったことが記されている。次に楊天石論文は、この部分の記述を、事件で蒋介石と行動を共にした陳肇英や陳立夫の回想で補強する。陳肇英は蒋介石は汕頭に退こうとしたと述べ、陳立夫は蒋介石は上海に退こうとしたと述べるが、両者ともに蒋介石が弱気を翻して広州に戻り行動に移ったのは自分が蒋介石を諫めた結果であったと述べる。⁽⁹⁰⁾ 楊天石論文は、蒋介石が同行者に弱気を諫められて広州に戻った事実こそ、蒋介石の行動の突発性を物語ると考える。最初から計画しておれば、回りから促される芝居じみた行動を演じる必要はないという訳である。そして蒋介石と汪精衛の私信の原件をはじめ、中山艦事件に関するほとんど全ての資料を動員して中山艦事件突発説を補完する。

楊天石論文が信頼を置く『蒋介石日記類抄』の証拠能力を考えてみる。『蒋介石日記類抄』が蒋介石『日記』の原型を留め、蒋介石『日記』が蒋介石の具体的行動に基づくことは確かであろう。しかし行動の動機や真の目的を包み隠さず記述しているかは疑問である。人の目に触れることを念頭におき、自己を正当化できるように書いているはず

である。『蒋介石日記類抄』を軸にすえた楊天石論文の展開は緻密で濃みがないが、裁判で被告の自白を全面的に採用し、その正しさを証明する有利な傍証だけを固めるやり方と軌を一にしている。楊天石論文が突発説の証拠とする、蒋介石が弱気を諫められ広州に戻ったという経緯も、必ずしも蒋介石の行動の突発性を説明しない。蒋介石が緻密な計算と決然たる意志を秘めつつも、権力闘争では常に人に促された形をとる態度から考えれば、この間の行動は十分に計算されたものであったとも考えられる。これを裏付ける状況証拠がある。蒋介石は三月十九日に陳肇英らを呼び集めたが、行動を起こす気がなければ集める必要はなかったはずである。

『蒋介石日記類抄』⁽⁹¹⁾に見る蒋介石は、精神的に追いつめられている。これは『民国十五年以前之蒋介石先生』からも、確認できる。しかし一九二四年一月の国共合作成立以来、二五年六月の滇軍と桂軍の肅清、二五年八月の粵軍の肅清、さらに二六年二月の国民革命軍第一軍第二師師長の王懋功の逮捕など、内部の肅清に率先してたずさわった蒋介石が疑心暗鬼に陥り突発的行動に及ぶであろうか。蒋介石は広州衛戍司令で、広州には呉鉄城の警衛部隊以外に有力な部隊は存在しなかった。蒋介石の行動は近衛部隊の決起であり、戒厳令実施には何の困難もなかった。蒋介石が悩んだとすれば、ソ連や共産党員および他の国民党员たちの反応を読みきろうとする悩みではなかったのか。次章に見るとおり、中山艦事件後には共産党員も国民党员も蒋介石を恐れ憚る。中山艦事件により発揮された蒋介石の恫喝力は強烈である。追いつめられ突発的に行動する体の人物だと見なされておれば、あれほどの恫喝力を長期間発揮するのは不可能であった。人々には蒋介石の行動が、突発的でなかったことが感知されていたのである。

楊天石論文は『日記類抄』の過大評価と蒋介石への甘い人物評価(下世話に言えば、甘く見ていること)が重なり、偏った議論展開に陥っている。しかし結論部分で、蒋介石は右派のデマや挑発がなくても遅かれ早かれ別の事件を引き起こしてははずだと述べられており、筆者はここに楊天石氏の歴史家としての真骨頂を見る。

3 国共合作の軌道修正を狙った蒋介石

蒋介石は何を狙って中山艦事件を引き起こしたのか。事件当時、北京のソ連政府代表カラハンもチェレパーノフらの軍事顧問たちも、誰一人として蒋介石がソ連や共産党と決別するつもりだとは考えなかった。⁽³²⁾ソ連の援助と共産党員の存在は、蒋介石の権力を支える大きな柱であった。しかも蒋介石は北伐を前にしており、この時点でソ連や共産党と決別すれば、広州の「国民革命勢力」を解体させ北伐計画が水泡に帰すのは明らかであった。国共合作は中国国内に親ソ勢力を作ろうとするソ連外交の成果であり、その焦点は軍事顧問を派遣して蒋介石を中心とする新しい軍事力を育成することにあった。したがってソ連側は、蒋介石はソ連と離れられまいと判断し、蒋介石もソ連政府は現時点では自分との協力関係を断絶させられないと確信していたはずである。これは国共合作の継続を意味した。中国共産党員が不満を抱こうとも、彼らがソ連政府とコミンテルンの方針に従うのは自明であった。蒋介石は事件後、ソ連に反対せずキサンカやロガチョフに反対しているのだと述べる。そして共産党員を国民党権力の中樞から排除したが、指導を受け入れる限り互いに協力することを認める。

以上の状況をふまえるなら、中山艦事件は国共合作の軌道修正を狙った蒋介石の示威行為であった。広州市内の軍隊は蒋介石の国民革命軍第一軍第二師だけであり、実行にさしたる困難はなく彼の読みは見事に当たった。事件後、蒋介石はソ連と共産党（コミンテルン）から大きな譲歩をえる。するとたちまち手を組んだかに見えた反共派を切り捨て、国共合作を維持する要としての地位を手に入れる。

第四節 蒋介石のヘゲモニーの確立

1 汪精衛の追い落とし

中山艦事件後の蒋介石の行動は、汪精衛の追い落としからはじまる。汪精衛には他の国民政府要人のような財源や

配下の軍隊など固有の権力基盤はなかった。国民政府主席と軍事委員会主席の地位は、他の要人が胡漢民への対抗馬として選出したものであった。彼らには、汪精衛は自分たちの権力基盤を侵犯するまいとの安心感があつたはずである。汪精衛は国民政府の象徴すなわち御輿であり、その最大の担い手は蒋介石の国民革命軍第一軍であつた。中山艦事件で第一軍が汪精衛の頭越しに行動すると、汪精衛は権威を失墜する。陳公博の「回想録」によれば、汪精衛は自分の権威が無視されたと激昂するだけで何の対応策を講じた様子もない。⁽⁹³⁾

蒋介石は汪精衛の権威を否定したが放逐するのは不可能であり、汪精衛の自発的引退が必要であつた。蒋介石は表面は汪精衛と事件を結びつけず、三月二十一日の夕方には汪精衛を見舞い恭順の態度を示した。⁽⁹⁴⁾しかし事件直後に腹心の王柏齡が、汪精衛とキサンカは共謀して蒋介石を中山艦へ拉致しようとしたと述べていた。⁽⁹⁵⁾この話が信憑性に乏しいことは検証したが、蒋介石自身も同様の話を陳公博に語つたという。⁽⁹⁶⁾表面上の恭順とは別に、蒋介石は「キサンカ・汪精衛共謀説」が流布し、汪精衛に圧力が加わるのを期待したと思われる。

蒋介石は三月二十二日の午前中に自宅を訪れたソ連領事館の人物に、事件は個人的問題から起つたと弁明した。ソ連側は安堵し、個人的問題の原因となつたキサンカとログачョフを帰国せると言明した。⁽⁹⁷⁾事態収拾が汪精衛の頭越しに蒋介石とソ連側で進行し、ソ連が汪精衛を見限つたことがわかる。続いて同日の午前中に、蒋介石、汪精衛、譚延闓、朱培徳、伍朝枢、宋子文、陳公博、林祖涵、甘乃光およびソ連側代表を交えて汪精衛の自宅で政治委員会がひらかれ、ソ連軍事顧問団との友好関係の増進、意見の合わないソ連顧問の職務からの一時的離脱、汪精衛の休養の必要、李之龍の嫌疑の調査が決議された。⁽⁹⁸⁾汪精衛は病気でベッドに横たわり、蒋介石もほとんど発言せず会議は短時間で終了した。⁽⁹⁹⁾会議が蒋介石とソ連側との事前の合意を承認するだけのものであつたことを示す。このあと数日で汪精衛は姿を消す。ソ連に見限られ他の要人たちの支持も得られぬ汪精衛は存在理由を失つていた。汪精衛が再び姿を現すのは一年後である。そして彼に期待されたのは、肥大した蒋介石の権力を掣肘し、蒋介石と他の国民党员(共產

黨員を含む」との軋轢の調停であった。

汪精衛出奔後の三月二十六日、蔣介石は汪精衛に手紙を書き休暇を申請した。さらに譚延闓、朱培德、李濟深にも手紙を送り、休養したいので汪精衛に姿を現すよう促してほしいと要請した。蔣介石の態度は事態收拾への儀礼であり、ソ連が妥協し事態が平穩に処理されている状況で、国民政府の要人が自分の退出を承認するとは全く思っていなかったはずである。はたして同日の深夜三時に宋子文が要人を代表して蔣介石を訪れて慰留し、蔣介石も受諾した⁽¹⁰⁾。かくして汪精衛の排除と自らの権威確立という、蔣介石の計画の第一段階は完了した。汪精衛は五月にフランスに去る決心をし、渡仏する⁽¹¹⁾。

蔣介石は三月二十九日に「時局に対する意見書」と「党事を整頓する意見書」の執筆を開始し、三月三十日には北伐準備の意見書執筆にとりかかる。これらの意見書は四月三日に党中央に提出される⁽¹²⁾。そしてボロジンの四月下旬の広州への帰還を待ち、蔣介石とのあいだで協議が開始される。

2 反共派の排除

蔣介石の次の行動は、国共合作継続の障害を取り除くことであった。共産黨員とソ連軍事顧問団の追放をもくろむ反共派の抑制と、国共対立の火種である孫文主義学会と青年軍人連合会の解散である。

三月二十二日の午後六時に二つの会合が開かれた。一つは国民革命軍第一軍二十師の士官の会合で、共産黨員とソ連軍事顧問団の排除を求めている。もう一つは孫文主義学会の会合であり、蔣介石に孫文主義学会会員による第一軍内の共産黨員の監視を要求し、共産黨員の蔣介石謀殺のデマを流そうとしていた⁽¹³⁾。孫文主義学会の会合参加者の名前是不明だが、王柏齡、陳肇英、徐梓、欧陽格らが中心であったと考えられる。一方、国民党広州市党部を握る「太子派」の孫科と呉鉄城らも、共産黨員の排除を画策していた。広州市党部が大会を開き示威運動を計画しているとの密

告が四月五日に宋子文からあり、蒋介石はすぐに呉鉄城に手紙を書き計画を中止させている。⁽¹⁰⁴⁾ このほか四月三日には伍朝枢と古応芬が蒋介石を訪れ香港のイギリス側の意向を伝えたのであろう、蒋介石を憤慨させている。伍朝枢は四月十四日にも蒋介石をたずね、省港ストライキの解除と引き換えの借款供与というイギリス側の申し出を伝えており、四月三日にも同様の話を持ち込んだと考えてよい。蒋介石は申し出を拒否している。⁽¹⁰⁵⁾ この頃のことであらう、蒋介石は朱培徳を訪れ「自分が反革命でないことを示すために、しなければならぬことは何でもする」と述べた。さらに審判庁長の李章達を黄埔に呼んで同様の意向を伝え、「右派との関係をただちに断たねばならず、このために私は孫文主義学会の解散を決定した。同時に青年軍人連合会も解散する。呉鉄城は警備司令を解任されなければならず、かわって貴男が就任してほしい。このようにして我々は右派から実力を奪いとる。呉鉄城は上海に行く」と述べたとい⁽¹⁰⁶⁾う。そしてその言葉どおりに、蒋介石は反共派を排除する。中山艦事件後しばらくして、王柏齡と陳肇英が免職になり広州を去る。欧陽格と徐桴らも処分を受け、呉鉄城は逮捕されてしばらく虎門要塞に監禁された。⁽¹⁰⁷⁾ 李雲漢は呉鉄城の回想録を引用し、五月三十日に呉鉄城が逮捕され伍朝枢と古応芬も排除されたと述べる。⁽¹⁰⁸⁾ ところが『民国十五年以前之蒋介石先生』には、一連の出来事に関する記載がない。さり気ない極く少量の記事から、蒋介石とボロジンが五月二十七日に「反動派の肅清」を協議し、六月二日の記事から伍朝枢と古応芬が政治委員会委員をすでに辞していることを知るのみである。⁽¹⁰⁹⁾ 蒋介石に排除された人物たちは、やがて復職し国民党内で活躍する。それゆえこの時期に逮捕されたり放逐されたという記録は都合が悪く、意図的に伏せられるかあいまいにされたと考えられる。

青年軍人連合会と孫文主義学会への処置を見てみよう。青年軍人連合会は四月十六日に解散宣言を出し、これを受け蒋介石は翌日に孫文主義学会の幹部と協議し、二十日には孫文主義学会も解散宣言を出した。しかし解散宣言は蒋介石の意向を尊重するだけの儀礼であり、事実上は両会とも会員間の結束を保ち勢力の発展につとめていた。五月七日には両会の会員の乱闘事件が起こっている。⁽¹¹⁰⁾ 六月二十七日に、蒋介石を会長とし黄埔軍官学校の在校生、卒業生、

学校関係者が加入する「黃埔同学会」が成立し、両会はこれに吸収される⁽¹¹⁾。しかし事実上の対立は解消されることはなかった。

3 国民党二期二中全会の開催

蒋介石が中山艦事件後の布石を打っている間に、ボロジンは北京―ウランバートル―ウラジオストクを經由し四月二十九日に広州に帰着した。そしてただちに蒋介石との間で、党中央に提出されていた意見書についての協議がはじまる。協議にはしばらくすると張静江が加わる。張静江⁽¹²⁾（人傑が名。静江は字であるが本書では引用文以外は張静江を使用する）は呉稚暉や蔡元培と並ぶ国民党の元老で、二六年一月の国民党二全大会では監察委員に選出されていた。従来は上海に居を構えたが中山艦事件後には広州に移り、国民党の政策決定に参画する。張静江は蒋介石とは同郷（浙江省）で氣心の知れた親密な間柄であった。この頃から蒋介石は張静江らの浙江省出身者を登用しはじめる。大きな権力を手にしたがその分だけ孤立し党内の反発を買う立場に立った蒋介石は、氣心の知れた人間で自分の周りを固める明確な派閥を形成しはじめた。ボロジンは蒋介石の意見書のうち、後述する「国共協定事件〔事項〕」の原案である「党事を整頓する意見書」に強い抵抗を示した。しかし蒋介石との妥協はソ連政府の方針であり、北伐論者のブリュッヘルがボロジンに同行したことが何よりもそれを物語る。ボロジンは一定の抵抗を示したが蒋介石の「意見書」に同意した⁽¹³⁾。これらの「意見書」は内容はそのままに体裁を改め、五月十五日から二十二日まで開催される二期二中全会に提出された。

二期二中全会開催の必要は、四月六日に蒋介石が中央執行委員会常務委員会第十八次会议に提案し承認されていた⁽¹⁴⁾。二期二中全会の内容を知るには、従来は『民国十五年以前之蒋介石先生』によるはかなかった。同書の記事を「中国国民党第二次中央执行委员会全体会议紀錄」（国民党党史委員会蔵、謄写版印刷、以下、「會議記録」と比較すると、會議が

蔣介石主導であることを際立たせる若干の脚色といささかの省略や異同のほかは、事実をありのままに伝える（決議文の脚色は一切なく全く同じ文言である）。会議の内容を簡潔にまとめる『民国十五年以前之蔣介石先生』の記載を軸に、会議経過を跡付けてみよう。⁽¹⁵⁾（ ）内は「会議記録」との異同を示す。

五月十五日午前九時（三十分）開会。二十四名（二十六名）が出席し、議長には蔣介石（譚延闓、譚平山の三名）が推挙された。蔣介石、譚延闓（譚延闓、蔣介石の順）、孫科、宋子文、甘乃光、陳公博、林祖涵、伍朝枢により、四項目の「整理党事案」が提出され内容は次のようであった。

①中国国民党と共産党の関係を改善する。②党内の跨党黨員（国民党と共産党の両方に籍をおく共産黨員）の軌外行動と言論を糾正する。③国民党の党綱と党章の統一の権威を保証する。④共産黨員の国民党内での地位および国民党に加入した意義を明確にする。以上の四点を実行するため国民党と共産党の聯席會議を組織する（このあと聯席會議を国民党員五名と共産黨員三名で組織しコミンテルン代表を顧問とすることが提案されおおむね了承）。

これらの「案件」は原則を確認するだけで、具体的措置を規定していない。具体的内容をともなったのは、続いて蔣介石が単独で提出した「国共協定事件〔事項〕」であった。内容は以下のとおり。

①共産党はその黨員に対し国民党に対する言論と態度を改善するよう訓令すべし。とくに総理と三民主義に対する疑問や批判は許さない。②共産党は国民党内の共産黨員の全ての名簿を国民党中央執行委員会に提出し主席がこれを保管する。③中央党部の部長は跨党分子ではないものに限る。④国民党の党籍を有する者は党の許可なしに国民党の名義で党務會議を招集してはならない。⑤国民党の党籍を有するものは最高党部の命令なくしては別の組織や行動は許されない。⑥共産党とコミンテルンからの国民党内の共産黨員への訓令と方針（原文は「策略」）は、すべてまず聯席會議にかけ通過させなければならない。⑦国民党員は脱党許可を得るまで他党の党籍に入ってはならない。脱党して共産党に入った者は再び国民党に入ることができない。⑧黨員が上記の規定に違反すれば党籍をとり消し、程度に応

じた懲罰を加える。

以上の内容のうち、①、⑥、⑦の項目は、孫文在世中の二四年八月に決議された「国民党内之共產派問題」と「国民党与世界革命之連絡問題」に含まれていたと言える。「国共協定事件〔事項〕」が提出され内容が明らかになると、出席者たちを驚かせたという（「會議記録」にこの記述はなく毛思誠の脚色か）。②、③、④の項目が、出席者に衝撃を与えたことは十分に想像される。蔣介石はこの案件を単独で提出しており、四月三日に党中央に提出されていた蔣介石の「意見書」もボロジンとの協議も外部には伝わっていなかったと考えられる。

五月十六日には會議は開かれず、蔣介石は午前十時に會議場に赴き午後一時まで、提出ずみの各案件の内容をチェックした。後述するとおり、このあと「整理党事案」と「国共協定事件〔事項〕」の内容は、第一案から第四案までの「整理党務案」にまとめられる。

五月十七日は午前九時開会。国民党内の共產黨員の地位に関し二つの案件が（若干の字句の修正を経て）通過した。蔣介石は改めて中央執行委員会に中山艦事件への処分を申請した。これに対し中央執行委員会は、事件の全貌を公表できないからには罪案は成立し難いという判断を示し、蔣介石に今後の党事を指導し国民革命を導くべしという希望を表明し事件に終止符を打つ（この部分は脚色されている。「會議記録」には、「決議——第二次中央執行委員会全体会议は蔣同志に対し信任を表明し、それゆえ討議と処分の必要は一切ない」とあるだけ）。

五月十八日は午前（九時四十分）開会。蔣介石、譚延闓（譚延闓、蔣介石）、譚平山、伍朝樞、陳公博らにより、中央執行委員会に主席を設ける案件が提出され承認された。孫文の逝去後に主席は空席となり、會議のたびに臨時主席を選出したが、三全大会の開催までという制限を付け主席の設置が承認された。主席の職権に何の規定もなかったが、提案の文言には「党務の責任に一意専念することができ、国民革命の前途に裨益すること重大である」と述べられている。主席が中央執行委員会の決定を左右する立場に立つことは当然の了解事項であった（『民国十五年以前之蔣介石

先生』は、この案件の提出日を五月十五日に置き五月十八日の会議で通過したと記すが毛思誠の誤り。

五月十九日は午前（九時四十分）開会。張静江が中央執行委員会常務委員会主席に選出された。孫文の死後、国民党は合議制を建前としてきたが、蒋介石は国民党中枢を支配できることになった。

五月二十日は午前（十時）開会。（前日に提出されていた）蒋介石の黨員再登記案が可決され、三カ月以内に実行されることになった。張静江、譚延闓、蒋介石、吳稚暉、顧孟餘の五名が国共聯席會議の国民党側代表に決定した。共産党側も三名の代表を選定された（共産党代表の選定は毛思誠の誤りか。「會議記録」には、国民党側代表五名の他に蒋介石が提案して三名の国民党候補代表が選ばれた事実が記される）。

五月二十一日は（午前十時）開会。（党務を整理する案件〔原文は整理党務案〕に付す訓令が可決された⁽¹⁶⁾）。

最終日の五月二十二日は午前（十時）に開会。蒋介石は演壇に立ち、「整理党務案」の通過は共産黨員の活動の制限よりも、連ソ・容共の二大政策継続を保証すると述べた。そして革命には指揮の統一が必要であり、誤解を取り除く方法を決定したからにはその誠実な履行が国民党を発展させる、と強調した。終わりに蒋介石は、汪精衛の出馬の必要を確認し、同様に姿を隠していた胡漢民の出馬をも要求した。この言葉が蒋介石の本心でなかったことはいうまでもない。かくして二期二中全会は終了した。

4 党組織の再編

蒋介石は中山艦事件に終止符を打ち、第一人者の地位を確立した。続いて行われたのは二期二中全会決定の具体化であり、中央部門から着手される。五月二十五日には中央執行委員会に対し、共産黨員の譚平山と林祖涵が中央執行委員会常務委員会秘書からの辞任を申請した。毛沢東も宣伝部長代理からの辞任を申請した。譚平山は組織部長を林祖涵は農民部長を務めていたが、部長職からの辞任は申請していない。五月二十八日に、蒋介石を組織部長、顧孟餘

を宣伝部長代理、甘乃光を農民部長、邵元冲を青年部長とする新人事が張靜江から中央執行委員会に提案され、邵元冲を除き可決された。この結果、譚平山と林祖涵は組織部長と農民部長を辞任した。邵元冲は西山會議に出席して書面警告を受けており、警告受諾の返事のない場合は党籍剝奪処分処すという条件を付けられていた。邵元冲はこの直後に受諾の返事をしたのであろう、六月一日には青年部長に任命される。六月一日には、西山會議に出席し邵元冲と同様の処分を受けた葉楚傖も、張靜江が提案して中央執行委員会秘書長に任命される。反共的な邵元冲や葉楚傖に對し、顧孟餘や甘乃光は共産党からは国民党左派に分類されていた。新しい人事が左右のバランスに配慮したことがわかる。六月十一日には蔣介石の提案で陳果夫が組織部秘書に就任し、国民党組織の全面的再編に着手する。陳果夫は蔣介石が師事した陳其美の甥であり、張靜江と同様に従来は上海にいて表だった役割を演じることはなかった。しかし黃埔軍官学校の設立にさいしては上海で必要な物資を調達し兵士を募集するなど、蔣介石の権力確立を陰から支えていた。⁽¹⁸⁾ 陳果夫の組織部秘書への任命は、蔣介石の派閥形成を如実に示す。陳果夫はやがて、実弟の陳立夫とともに中央俱樂部を組織し、情宣活動を指揮して蔣介石の権力支配を支えることになる。

北伐への準備も進行した。五月二十七日には「高級訓練班」が開設され、国民革命軍第一軍を退出した共産黨員の党代表と士官が配属される。第一軍の二五〇名以上の共産黨員の大半が吸収された。蔣介石は四月三日の意見書で「訓練班」の設置に言及していたが、これは体のよい共産黨員の隔離であった。しかし「訓練班」開始のさいの蔣介石の演説からは、蔣介石が共産黨員の能力を高く評価し脱党させてでも自分の配下におこうとした実情がわかる。蔣介石は一連の措置は革命の指揮統一に不可避であったと述べ、国民党と自分は大きな痛手を被ったとの苦衷を吐露している。そして「共産党は組織ある団体であり、国民党にこれらの新進の黨員の加入がなければ国民党の革命への機能は失われていたかもしれない」、「私がもし共産黨員なら、革命の勢力を統一し早期に革命を成功させるために共産党を脱党し純粋な国民黨員となる」、「国民革命の成功を待つて再び共産党に入党しても遅くはない」とまで述べたの

である。⁽¹¹⁹⁾ 蒋介石はこのあと、黄埔軍官学校第一期卒業の逸材である共産党員の蔣先雲を、自分の秘書にとどめ置く。しかし、第一軍は共産党員の退出で団結を乱され戦力は弱体化した。⁽¹²⁰⁾ 第一軍からの共産党員の排除は、蒋介石には苦しい選択であった。「高級訓練班」は周恩来を主任に運営され、終了後の人員は多くが第四軍の葉挺（共産党員）の独立団に配属される。⁽¹²¹⁾

五月二十九日の午後、蒋介石とブリュッヘルの三時間以上の協議が行われた。続いて軍事委員会がひらかれ、湖南の唐生智援護の費用として、広西の李宗仁（第七軍）に二十万円を支給することが決定された。六月二日には唐生智が第八軍として国民革命軍に編入される。⁽¹²²⁾ 唐生智は一九二六年三月に呉佩孚との関係を断絶し国民政府に与することを表明したが、呉佩孚の攻撃を受け劣勢に陥っていた。⁽¹²³⁾ 広西省は一九二六年三月に国民政府の支配下に入り、李宗仁を軍長に国民革命軍第七軍が成立していた。

六月三日に蒋介石は馮玉祥に電報をうち、北伐を協議するため広州に来るよう要請する。六月四日には中央執行委員会臨時全体会議で、速やかな北伐開始を求め蒋介石を国民革命軍総司令に任命する「迅行出師北伐、任蒋介石為国民革命軍総司令案」が通過し、六月五日に蒋介石は国民政府により国民革命軍総司令に任命された。⁽¹²⁴⁾ 同時に国民政府は六月五日に宋子文、陳公博、陳友仁を全權代表に任命し、イギリス側との交渉を開始する。⁽¹²⁵⁾ 省港ストライキを解決し、北伐の後方基地となる広東省の安寧を確保するためである。

以上のように、党組織、軍隊、外交問題に布石を打ったあと、蒋介石は国民革命軍総司令として七月から北伐に出発する。

第四章 北伐開始後の第一次国共合作の実態

第一節 蔣介石の独裁権力

1 国民革命軍総司令

七月一日、蔣介石は国民政府軍事委員会主席（四月十六日就任）の職権により北伐動員令を発した。⁽¹⁾ このあと国民政府は、七月七日に全十条からなる「国民革命軍総司令部組織大綱」⁽²⁾を公布して蔣介石の独裁権力を明文化し、軍事と行政の全権力が蔣介石に集中する。

- (1) 国民政府は国民革命軍総司令一名を任命し、国民政府下の陸海空の各軍はその統轄に帰す
- (2) 国民革命軍総司令は国民政府と中国国民党に対し、軍事上すべての責任を負う
- (3) 総司令は軍事委員会主席を兼任する
- (4) 総司令部の参謀長は軍事委員会参謀部長がこれを兼任するか、あるいは総司令が要請して国民政府がこれを委任する
- (5) 総司令部は参事庁を設け、参謀長、総参議、高等顧問の若干名でこれを組織し、軍機に参与し総司令の職務遂行を助ける
- (6) 総司令部は軍事委員会内に設け、作戰の進行にともない随時前方に進出する
- (7) 政治訓練部・参謀部・軍需部・海軍局・航空局・兵工廠等の各軍事機関は、等しく総司令部に直属する
- (8) 出征動員令が下ったあと、すなわち戦時状態となれば、軍事に便ならしむるため、国民政府所屬の軍民財政

〔軍事・民政・財務・行政〕の各部や各機関は、ひとしく総司令の指揮を受け、その意図に従って事務を行う

(9) 総司令は出征時に治安委員会を設け、総司令の職権を代行させる。この委員会は政治委員会の指揮を受け、軍事に関する決議については、総司令部がこれを執行する

(10) 総司令部の編成および規則は、別にこれを定める

蒋介石は党権力の掌握にも手を打った。国民党の最高原則は党が国家を指導する（以党治国）⁽³⁾であり、党が権力の要であったからには当然である。国民党の総理として絶対的な権力を付与されていた孫文が死去したあと、最高権力機関は複数の委員で構成される中央執行委員会であった。蒋介石は二期二中全会で、中央執行委員会常務委員会に党規約にはない主席の暫定的設置を承認させ、張静江を主席に就任させていた。さらに蒋介石は、中央執行委員会に責任を負う小規模な中枢機関であった国民党政治委員会を支配しようとした。政治委員会は一九二四年七月に孫文を主席に創設され、孫文の死去後は汪精衛が主席となり、中山艦事件後には譚延闓が主席となった。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

七月五日、蒋介石は譚延闓と張静江に政治委員会を中央執行委員会常務委員会に合併することを提起した。張静江が主席の中央執行委員会常務委員会に権力を集中させようとしたのである。これに対し譚延闓と張静江は、新しく政治会議を設置し中央執行委員会常務委員会を政治会議に合併することを主張した。譚延闓が蒋介石への権力集中を避けようとして、若干の抵抗を試みたのである。しかし話し合いの結果、中央執行委員会常務委員会はそのまま残し、新しく政治会議を中央執行委員会内に設置することで合意が成立した。七月十日に蒋介石と張静江、譚延闓の協議が行われ、従来の政治委員会は機能を停止し新設の政治会議に編入することが決定された。七月十三日には、蒋介石自ら中央執行委員会常務委員会主席と政治会議主席に就任する。そして七月十七日に張静江が前者の、譚延闓が後者の代理主席に就任し職権を代行した（以後、兩人に代理を冠せず、単に主席と呼ぶ）。政治会議は中央執行委員会に対して責任を負うものであった。

蔣介石は党権力をも掌握したかに見える。しかし軍事と行政の権力が明確に国民革命軍総司令蔣介石に集中したの
に比べ、党権力の実体はあくまでも複数で構成される中央執行委員会であった。決して中央執行委員会常務委員会主
席の蔣介石一人に、集中するものではなかった。しかも主席は暫定的におかれていた。そして党権力は中央執行委員
会により集団的に所有されるという原則が、蔣介石の独裁権力に不満をいだく共産党員と国民党員たちに反蔣介石の
理論的根拠を与える。

2 指揮、軍需、後方の確保

蔣介石は党権力の掌握に問題を残したが、国民革命軍総司令指揮下の組織整備を進めた。総司令部内に政治部が設
置され、軍隊内の政治工作、民衆宣伝、占領地の各種行政事務を担当することになる。国民革命軍の各軍の政治部は、
総司令部の政治部（総政治部と呼ばれた）に直結し、総政治部は占領地行政の要となる。⁽⁷⁾ 総政治部主任の人选は重要で
あり、主任には国民党員で軍人の鄧演達が就任した。蔣介石と共産党との妥協の産物であった。⁽⁸⁾ 鄧演達は黄埔軍官学
校教育長も務め、共産党側の信頼を得ていた。

鄧演達は国共合作破綻後、モスクワを経由してヨーロッパに亡命し、一九三〇年に上海に戻ると中国国民党臨時行
動委員会を組織する。そして社会主義的政策を標榜して南京に首都を置く蔣介石の国民政府に対立するが、一九三一
年十一月に逮捕処刑される。⁽⁹⁾ しかし北伐開始当初には、決して反蔣介石であつたわけではない。『民国十五年以前之
蔣介石先生』に収録された夥しい記事に見るとおり、鄧演達は蔣介石の指示のもとに占領地行政や軍事上の任務を忠
実に遂行していた。国民革命軍の政治工作に従事した共産党員の包惠僧は、鄧演達が蔣介石を最後まで自らの上官と
見なし、あからさまな反蔣的言辭は一切弄さなかったと述べている。⁽¹⁰⁾

このほか総司令部には兵站総監部と軍需処が設置された。兵站総監には蔣介石の腹心で黄埔軍官学校第一期の軍需

部副主任を務めた俞飛鵬が、軍需処長には黄埔軍官学校第四期の經理主任教官を務めた朱希が就任した。⁽¹¹⁾これらの組織が使用する軍費は国民政府財政部が提供し、宋子文が部長を務めた。国民政府は北伐の軍費を得るため、一九二六年の春から石油専売や各種の付加税を開始した。預徴錢糧(地租の先取り)や北伐費という臨時徴税も行われた。この結果、民国十五年度(二六年七月—二七年六月)の平均月収は一千万を越え、同年の七、八、九月間の平均軍事支出は月額八百万ほどである。⁽¹²⁾占領地の徴税体系はすぐに整わず、数カ月間の軍費は基本的に広東省一省の収入でまかなわれた。⁽¹³⁾宋子文は蒋介石の言うなりにはならず、蒋介石は宋子文に規定の軍費を支給するよう何度も要求することになる。しかしともかく後方からの補給の持続が、国民革命軍の戦闘能力を維持し北伐の進展を支えた。

蒋介石は北伐の後方基地となる広東省の掌握にも万全を期した。七月十六日に総司令部參謀長の李濟深が軍事委員會から広州防衛の責任者に任命される。⁽¹⁴⁾七月二十四日には、蒋介石は省内を七つの警備区域に分け、それぞれに戒嚴司令を任命した。⁽¹⁵⁾

3 戦略と政治工作

国民革命軍の敵は、湖南、湖北に勢力を張る呉佩孚と、浙江、福建、江蘇、安徽、江西の五省連合軍司令に就任していた孫伝芳であった。北中国を支配していた張作霖は呉佩孚と敵対し、二三年の十月から国民党とは同盟関係にあり当面の敵対関係は発生していなかった。河北省北部や山西省北部を地盤にソ連からの援助を受ける馮玉祥は、国民革命軍の同盟者であった。

作戦の立案にはブリュッヘルが参画し、蒋介石と李濟深が立案していた作戦計画を変更させたという。当初の計画では、一翼が呉佩孚を敵として湖南省から湖北省の武昌に向かい、別の一翼が孫伝芳を敵として福建省から上海に向かうことになっていた。二面作戦の同時進行には彼我の兵力差や軍費供給の面からも無理があり、各軍の地盤確保の

争いが反映されていた。協議の結果、作戦は次のように改められた。全軍を三路に分け、第八軍の唐生智を総指揮とする西路軍(第四、六、七、八軍)は長沙から武昌を狙う。蒋介石の率いる中央軍(第二、三軍、および第一軍の第一師、第二師)は西路軍の右翼を守り、同時に広東をも守り、孫伝芳と交戦状態になれば南昌を攻略する。何応欽の率いる第一軍の第三師と第十四師は、広東の東部を守り福建からの脅威を防ぐ、である。⁽¹⁶⁾

第七軍軍長の李宗仁は、ブリュッヘルは中国の国内政治に口をはさまず純軍事的発言にのみ徹し非常にすぐれた戦略と戦術を示した、と述べる。⁽¹⁷⁾『民国十五年以前之蒋介石先生』には、ブリュッヘルの具体的役割を伝える記事は一切ないが、ブリュッヘルが常に蒋介石と総司令部にあり、蒋介石と協議していたことがわかる。⁽¹⁸⁾各軍の利害は対立し、権威ある人物がこれらの利害を度外視した作戦を立案しなければ、有効な軍事作戦は困難であった。將軍として卓越した名声を有したブリュッヘルが、大きな役割を果たしたことは間違いないだろう。

北伐は当面の敵を呉佩孚に限定して開始され、孫伝芳と張作霖には人脈を基礎に政治工作が行われ一時的な非敵対関係が作りだされる。政治工作の担当者は総司令部参事処の参議たちである。中心の総参議には、同盟会員で南京臨時政府参謀次長や広東軍政府参謀次長の経歴を持つ鈕永建が就任した。⁽¹⁹⁾鈕永建は日本留学の軍人で、人脈の広さを蒋介石が評価したと思われる。鈕永建は二六年九月には上海に組織される江蘇特務委员会の中心メンバーとなり、上海の国民党工作を担当する。⁽²⁰⁾参議には蒋介石とともに日本留学した張群をはじめ、蔣作賓、何成浚らの人々がいた。張群は参事処の本部づめだったと思われるが、蔣作賓は張作霖対策を、⁽²¹⁾何成浚は孫伝芳対策を担当した。⁽²²⁾このほか数多くの参議たちが、宣撫使の名のもとに福建、浙江、貴州に派遣され、弱小軍閥の買収工作に従事した。

包惠僧は、参議たちの買収工作が大きな力を発揮し、戦わずして多くの地域を国民革命軍の支配下に組み入れたと認める。しかしこのような工作は蒋介石一流の商人的取引であると批判し、問題の根本解決をあいまいにしてしまったと言いたげである。⁽²⁴⁾しかし夥しい数の軍閥の打倒は、莫大な軍費と兵力を必要とした。買収して帰順させる方法は

人も死なず費用も少なくて済み、戦闘につきものの放火略奪が発生せず民衆の被害も少なくて済んだ。買収工作は、現実的かつ有効な国内統一の第一段階であった。このあと南京に成立する蒋介石の国民政府は、北伐時に帰順させた軍閥たちを淘汰して中央集権化を図ろうとする。⁽²⁵⁾ 中華人民共和国の成立直前にも、国民党軍隊への利益誘導による政治工作が行われたことを考えれば、北伐時の買収工作の現実的意義を承認しなければならない。

第二節 蒋介石独裁と共産党および国民党各派との確執

1 共産党による対抗と譲歩

共産党は北伐開始後、蒋介石の独裁体制にどのように対応したのであろう。二六年の七月十二日から十八日まで上海で開かれた、中央執行委員会拡大会議の「中央政治報告」を検討してみよう。この「報告」は会議終了当時は公表されなかった。

二種類の「中央政治報告」が存在する。一つは、会議終了直後に中央執行委員会が作成した謄写版刷りの『中国共産党第二次中央拡大委員会決議案』に収録されている。『中国共産党第二次中央拡大委員会決議案』の冒頭には大会秘書処の声明が見られ、これは定稿ではなく諸決議の若干部分に秘書処で補充を加えた定稿を活字印刷で発行すること、各地の同志が決議内容を知りたがっているため、とりあえず若干部数を謄写版刷りで発行する、と述べられている。⁽²⁷⁾ この「中央政治報告」は、『蘇聯陰謀文證彙編』所収の「中央政治報告」に一致する。⁽²⁸⁾

もう一つは一九四二年刊行の『六大以前』⁽²⁹⁾に出現し、その後は一九八〇年の『中共中央政治報告選輯』⁽³⁰⁾さらに八八年の『中共中央文件選集』⁽³¹⁾に収録された「中央政治報告」である。これは一九二六年九月付の活字版『中国共産党第三次中央拡大委員会決議案』に収められており、当初の謄写版刷りを修正し定稿として発行されたと考えられる。⁽³²⁾ 二つの「中央政治報告」の文言はほぼ同一であるが、第四項の国民党各派に対する共産党員の姿勢に関する部分に異同

が見られる。「〔〕」は筆者、「（）」は原文。

二つの「中央政治報告」は、国民党員を各派に分類する。この部分にはほとんど異同がない。反動の右派（馮自由、馬素、孫科、古応芬）であり「活字版には孫科にかわり李福林の名がある」、左派（汪精衛、甘乃光など）および新右派すなわち中間派であり戴季陶や蒋介石などである。しかし、このあとが、大きく異なる。

謄写版刷りでは、「我々の国民党に対する政策は……左派と連合し、ならびに中間派に迫って反動派に攻撃を加えさせ、同時にまた中間派の発展を防ぎ、かれらが右を離れて左につくよう迫らなければならない。もしも我々の連合戦線の戦術がうまく応用されれば、民族革命の勝利は確実なものとなる」⁽³³⁾と述べられている。

これに対し活字版では、「我々は左派ならびに中間派と連合し、反動の右派に攻撃を加えなければならない。我々は左派を援助するだけで左派にとってかわることはできない。左派と連合して中間派をコントロールしてこれを左傾させることができるだけで、中間派を消滅させようとすることはできない。ちょうど我々が、社会の勢力の中で現在はまだブルジョアジーを敵視できないと同じように、ときにはまだ中間派を援助しなければならない」⁽³⁴⁾と述べられている。

中間派と目された蒋介石らに対する方針は、謄写版刷りの強硬路線から活字版の柔軟路線へと修正されている。どのような背景により、政策の根幹部分が修正されたのか。

中共中央の指導者は陳独秀であり、謄写版刷りの「中央政治報告」は彼の意見を反映しているはずである。このころ陳独秀は「国民政府の北伐を論ずる」を発表し、北伐は民衆を無視するものだとして批判していた。⁽³⁵⁾そこには北伐を推進する蒋介石ら中間派を援助すべしという見解は全く示されず、中間派に対する非妥協的な態度を主張する謄写版刷りの「中央政治報告」と軌を一にしている。

謄写版刷りの「中央政治報告」に重大な修正を加え、蒋介石ら中間派に対する融和政策を共産党の公式路線と定め

ることのできる人物はだれか。中国共産党を指導するコミンテルン駐華代表でなければならず、ヴォイチンスキーがその人物であった。ヴォイチンスキーの蒋介石らへの融和的態度は、共産党『中央政治通訊』⁽³⁶⁾（一九二六年九月）に見る瞿秋白の報告に明らかである。瞿秋白は上海の共産党中央から派遣され、八月中に二週間ばかり広州を訪れた。『中央政治通訊』は中国共産党中央の機密刊行物（おおむね週刊）で幹部黨員だけが回覧した。そこには、蒋介石と共産党の關係、ボロジンやヴォイチンスキーの言動、国民党各派の動向が何の憚りもなく討議されており、北伐開始後の国共合作の実情を伝える貴重な資料である。

瞿秋白の報告によれば、同じく広州を訪れていたヴォイチンスキーは、ボロジンと粵区（広東区）⁽³⁷⁾の共産黨員に対し、蒋介石ら中間派への融和政策を主張しボロジンと論争した。ボロジンと粵区の共産黨員は、中間派への妥協一辺倒ではなく、近い将来には国民党左派の指導権を回復すべしと主張していた。⁽³⁸⁾この主張は粵区の共産黨員が北伐に対して表明していた方針、すなわち「当面は北伐に協力しやがては民衆運動を發展させる」と、表裏一体をなしていた。ボロジンは、ヴォイチンスキーの意見に従えば中間派と左派の親密な合作を保全しなければならず、あるいは中間派と左派に平等に指導権を分担させることになると理解した。⁽⁴⁰⁾ボロジンが要約したヴォイチンスキーの考え、すなわち左派と中間派の合作をうながす方針は、活字版「中央政治報告」の修正部分と軌を一にしている。

瞿秋白の報告は、ヴォイチンスキーは長時間の議論の末に、左派指導権確立への準備をすべきだというボロジンや粵区の主張に賛成したと述べる。⁽⁴¹⁾しかしこの後もヴォイチンスキーは、蒋介石ら中間派への妥協方針を捨て去ることはなかった。⁽⁴²⁾

共産党側の蒋介石に対する方針には、非妥協的立場を主張する陳独秀、当面は妥協しつつ押さえ込もうと考えるボロジンや粵区の共産黨員、全くの妥協派のヴォイチンスキー、の三者があった。この後の展開ではボロジンらの方針が主流となるが、ボロジンらの方針は国共合作の現場にいた人々の考え出した最も現実的な方針であった。しかしヴ

オイチンスキーの妥協策が葬り去られたわけではなく、蒋介石に対する方針は、陳独秀、ボロジン、ヴォイチンスキーの三者の考えがからみあいながら展開する。そしてこれに国民党内各派の思惑がからみ、国共合作は北伐の進展とともに混乱の度合いを深める。

2 汪精衛の復帰をめぐる

北伐開始後の国共合作の最大の焦点は、すべての職務をはなれて国外に去っていた汪精衛の復帰問題であった。

李雲漢は、汪精衛復帰要求は共産党が策謀した蒋介石攻撃の最大の企みであると述べる。共産党には汪精衛は左派の領袖であり、その復帰要求は左派の指導権を確立し中間派を押さえこむ既定方針の第一段階であった。李雲漢は共産党策謀の証拠に、国民党中央執行委員会常務委員会第四十次会议（一九二六年七月十三日）と第四十一次会议（七月十七日）の会議録に見られる、国民党各省党部および漢口と上海の特別市党部からの汪精衛復帰要請電報を取り上げる。

そしてこれらの国民党支部は共産党員が牛耳っていたと述べ、汪精衛復帰要請は共産党の策謀だと主張する。⁽⁴³⁾ これらの国民党支部が共産党員に牛耳られていたか否かは、筆者には検討する術がない。しかし第四十次会议議録には、以上の国民党各支部の汪精衛復帰要請電報のほかに、同盟会以来の国民党員で中央執行委員の于右任らの、汪精衛復帰と蒋介石の北伐全面指導を要請する電報が見られる。⁽⁴⁴⁾ 李雲漢の共産党単独策謀説は簡単に崩れさる。李雲漢は于右任らの電報には全く触れていない。汪精衛復帰要請は、共産党と国民党各派を含む種々の動きの所産であった。⁽⁴⁵⁾

汪精衛の復帰は蒋介石には甚だ都合が悪かった。汪精衛は国民政府主席を辞任せず、一時的に職を離れただけであつた。⁽⁴⁶⁾ 中山艦事件処理にさいしての、蒋介石、共産党、国民党各派による暗黙の妥協であった。蒋介石は、自己の権力が確立されないうちに汪精衛が帰ってくればその処遇が問題になり、経歴から蒋介石より格が上の汪精衛に国民革命軍総司令の権力を掣肘されかねないと考えたはずである。汪精衛の復帰問題は十月十五日からの広州の中国国民党

中央委員・各省・各特別区市・海外総支部聯席會議（・は筆者。以下、聯席會議と簡稱）で協議され、汪精衛に復帰を要請することが黨員全体の意志として決議される。しかし事實は復帰の必要を確認しただけであり、実現は全くの未知数であった。汪精衛の帰国が二七年四月であったことがこれを物語る。以下、聯席會議終了までの汪精衛復帰問題の推移を論じる。

『中央政治通訊』の瞿秋白の報告は、一九二六年八月上旬から下旬の広州の動向を、以下のように伝える。「〔内は筆者。

瞿秋白は、汪精衛復帰〔原文は迎汪。汪精衛を迎え入れるの意。以下これに倣う〕のスローガンは黄埔軍官学校の國民黨員の中にも出現していると述べる。〔国民党〕右派が学校の特別党部を掌握し、對抗する左派が迎汪を唱えだしたという。瞿秋白は、黄埔では八〇％以上が左派であり、教育長の方〔方鼎英〕は右派に加担していないと述べ、蔣介石が浙江派に包囲され社会全体に反蔣介石の空氣が強く、この状況を緩和調停するものとして〔国民党内の〕多くの人物が迎汪を唱えていると報告する。そして、国民党中央での汪精衛復帰要求は次のようにして始まったという。

「八月二十何日かに、汪精衛が七月二十日ごろに出した手紙が〔広州に〕到着したが、〔そこには〕軍務と政務からは離れ、党事を専らにしたいとあった。何香凝〔廖仲愷の夫人。共產党は左派の指導者の一人と見なしていた〕はこの手紙を提出し、汪精衛の復帰を要求しようと主張した。顧孟餘〔同じく左派と目されていた〕は、しばらく待つことを主張した。このような状況を中間派の張静江や葉楚傖が感づき、恐慌をきたした。そこで左派の何人かがボロジン同志に相談した。ボロジンは、現在は軍事上にもその他の方面にも準備が無く、早くやり過ぎれば中間派は必ず左派を一掃してしまい、そうなれば汪精衛が帰ってきてても役に立たないという考えを示した。……〔汪精衛からの〕手紙を公開したあとのことについて、国民党中央から電報で蔣介石に意見を打診した。蔣介石はまだ正式に回答してこないが、一方で黄埔同学会に電報を打ち、「迎汪は倒蔣〔打倒蔣介石の意。以下これに倣う〕よりまだ悪い」と述べた。蔣介石が汪精衛の出馬に

反対しているのがわかる。……左派の何香凝らは、迎汪政策がないときには恐慌をきたしていたが、蔣介石が黄埔同学会に打った電報に接すると、またもや茫然としてなす術を知らない⁽⁴⁹⁾。

『民国十五年以前之蔣介石先生』は、汪精衛復帰要求に対する蔣介石の反応を次のように伝える。「〔内は筆者。民国十五年八月二十日条に、「午前、公〔蔣介石〕は広東からの電報を得て、後方で共産党員に迎汪の謀のあることを知る。これにかこつけて倒蔣をやろうというのである⁽⁵⁰⁾」とある。この記事は、『中央政治通訊』の瞿秋白の報告が、八月二十何日かに国民党中央が蔣介石に電報を打ち迎汪問題について意見を打診したと述べているのに対応する。このあと『民国十五年以前之蔣介石先生』には、一カ月以上も蔣介石の汪精衛復帰問題への反応を示す記事がない。蔣介石が北伐指揮に忙殺されていたことは、同書の第八編四、五、六、七に見る軍事や財政関係の膨大な記事からわかる。しかし汪精衛復帰問題は北伐指揮に影響する重大事であり、何の対策も講じなかったとは考えられない。

蔣介石は汪精衛復帰反対を、黄埔同学会への電報という間接的方法で広州の国民党员や共産党員たちに伝えていた。汪精衛復帰反対を公然と唱えるのは不可能であった。状況の調停役として汪精衛の復帰を望む国民党员たちに、正当な反対理由を提示できるはずがなかった。自らの権威が脅かされるという本音は、口が裂けても言えぬところであった。それゆえ黄埔同学会への電報による間接的な意思表示は、極めて心憎い方法であった。

『中央政治通訊』によれば、蔣介石は上海の共産党中央にも手を打っていた。八月末から九月初旬のことであろう。蔣介石は共産党員の胡公冕⁽⁵¹⁾を派遣し、陳独秀に汪精衛の帰国に賛成しないよう要請した。汪精衛が帰国すれば小軍閥に利用され、蔣介石と悶着を起こして国民革命の勢力を分散させてしまうという理由であった。上海の共産党中央は、九月十六日にコミンテルン遠東局との合同会議を開き、迎汪は倒蔣を目的とせず汪蔣合作を目的とするという決定が行われた。また、現在のままでは蔣介石は迎汪を受け入れないとの判断から、汪精衛復帰後も、報復はしない、整理党務案⁽⁵²⁾は取り消さないという譲歩案を蔣介石に提示することが決定された。そして蔣介石が迎汪を承認せぬときは一

歩退くこととし、迎汪のかわりに来たるべき国民党の拡大會議（十月十五日から広州で開かれる聯席會議）で左派の政治綱領を作りあげ、これを宣伝してその実行を蔣介石に迫ることが決定された。さらに蔣介石が左派の政治綱領を実行せぬ時には倒蔣も辞さぬが、その時には左派の政治綱領があるので蔣介石と手を切りやすいという、最終状況への判断も確認された。共産党中央の方針は、このあとヴォイチンスキーとの協議をへて一層具体的になる。すなわち、党の支配権（原文は党権。以下これに倣う）は汪精衛に渡すが軍事指導者の蔣介石の地位はますます発展させる、蔣介石は武漢で黄埔式の練兵を行い十個師団以上を練成し来たるべき奉天派との闘争に備える、蔣介石が懸念する湖南の唐生智との権力争いを調停する、などの新しい譲歩案が示される。⁽⁶⁴⁾

蔣介石は、共産党の譲歩にどのように対応したのか。『民国十五年以前之蔣介石先生』によれば、九月二十九日に汪精衛からの手紙が到着し、前事については何のわだかまりも持っていないことが伝えられた。蔣介石は返事を書いて汪精衛の出馬を要請した。⁽⁵⁵⁾ このあと十月三日に、蔣介石は汪精衛復帰を肯定する態度を明らかにする。広州の張静江と譚延闓に電報を打ち、汪精衛あての自らの電報を転送するよう要請し、さらに張静江と李石曾が自分の代理として汪精衛を迎えに行くように要請したのである。電報では、蔣介石は汪精衛を汪主席と呼び、早く出馬して共に大きな困難を担おうと訴えた。⁽⁵⁶⁾ 汪主席という呼びかけは、汪精衛の国民政府主席の地位を確認するものである。一連の事実は、蔣介石が共産党の譲歩案に、内心はどうあれ一定の譲歩を示したことを物語る。

3 事態收拾をめざした国民党聯席會議の開催

例により、李雲漢は聯席會議の開催は汪精衛復帰を画策する共産党の単独工作だと主張する。しかし充分な典拠が示されず説得力に欠ける。⁽⁵⁷⁾ 聯席會議終了後に国民党が刊行した『中国国民党中央各省区聯席會議宣言、會議之經過、會議決議案、擁護中央聯席會議宣伝大綱』所収の「聯席會議籌備之經過」⁽⁵⁸⁾は、會議の開催は第十六次（国民党中央政

治会議で決定されたという。第十六次政治会議は九月四日に開かれ、聯席會議開催の提案者は張静江であり十月一日に開催すると決定された。またボロジンにより、議事日程の原案を作成する委員会の設置が提案され、徐謙、孫科、ボロジンで組織されることになった。⁽⁵⁹⁾

中国国民党総章第三五条は、「全国代表大会の閉会期間、中央執行委員会は各省執行委員会および其の他の直轄党部の代表を召集し、一回の全国會議を開かなければならない」と規定している。⁽⁶⁰⁾ 聯席會議はこの規定に基づき召集されたはずである。

聯席會議開催までの経緯は、すでに引用した『中央政治通訊』の瞿秋白の報告が参考になる。「〔〕内は筆者。

瞿秋白は、汪精衛の復帰について共産党と国民党左派が協定を結んだと述べる。このとき共産党側は、武漢占領後に〔国民党の〕全国代表會議を開き、これにより汪精衛を擁立すること、この代表大会の代表は各地の党部から選出し、時期は十月、場所は広州で行うことを主張した。瞿秋白はさらに「この代表大会は中間派も開催を主張しているが、彼らは左派が大会を開こうと考えていることを知らない」とも述べている。⁽⁶¹⁾

中間派が開催を主張しているというくだりは、九月四日の第十六次政治會議で張静江が聯席會議を提案した事実に対応する。

九月二十日付の「中共中央致粵区的信」にも聯席會議に関する記述がある。「左派の群衆から李濟深にいたるまで、十月一日にKMTが召集する拡大会議に対し汪精衛擁立の声が極めて高い。我々は汪蔣合作を宣伝しなければならず、この大会で汪精衛を擁立するか否かは、その時の国民政府の内外の情勢を見て決定しなければならない」。⁽⁶²⁾

以上の事実から国民党と共産党を問わず、問題解決のステップとして聯席會議の開催を考えていたこと、国民党員の間には共産党以上に汪精衛復帰の要求が強く、共産党はむしろ模様眺めであったことがわかる。また、聯席會議の開催は当初は十月一日に予定されていた。「聯席會議籌備之經過」にも、十月一日開催予定の聯席會議が十月十五日ま

で延期になったと述べられるが、理由は示されていない。⁽⁶³⁾なぜ延期されたのか。中央執行委員会常務委員会の会議録を見ると、九月二十二日の第六十次会議以降、聯席會議日程の提案が数回行われ、十月五日の第六十三次會議で十月十五日に開会すると決定された。⁽⁶⁴⁾議事日程は徐謙、孫科、ボロジンの三名が原案作成に当たったが、延期の理由は、蔣介石の態度がはっきりしなかったからではないのか。ボロジンは汪精衛復帰問題で無理押しするつもりはなく、蔣介石の態度に注意を払っていた。ボロジンは蔣介石と共産党との交渉を知っていたはずであり、孫科と徐謙に形勢の展開を見守るよう主張したとしても不思議はない。そして十月三日の蔣介石の汪精衛復帰要請の電報を待って、ただちに十月五日の中央執行委員会常務委員会第六十三次會議で十月十五日の開会が決定されたと考えられる。

聯席會議には、三つの資料がある。一つは、「聯席會議籌備之經過」を含む『中国国民党中央各省区聯席會議宣言、會議之經過、會議決議案、擁護中央聯席會議宣伝大綱』⁽⁶⁵⁾である。もう一つは『中央政治通訊』の「K. M. T. 中央地方聯席會議經過情形」⁽⁶⁶⁾である。このほか国民党中央党史委員会が保管する「中国国民党中央各省区聯席會議會議録」以下、「聯席會議録」と略記がある。これらの資料から聯席會議の状況を再現してみよう。

聯席會議は前日の予備會議で譚延闓、徐謙、張靜江、宋慶齡、吳玉章が主席団に選出され、十月十五日から二十八日まで開催された。開會演説は譚延闓が行い、党と政府の一体化の必要性と党内の団結を訴え、自由な討論を呼びかけた。⁽⁶⁸⁾會議では大会宣言、四つの条例、十四の決議が採択されるが、宣言や決議は文言を見る限りずいぶん左傾したものである。実現はともかく共産党のいう左派の政治綱領を作る目的は達せられたといえる。農民問題では二五減租をはじめて明文化された。⁽⁶⁹⁾重要案件は、開會に先だつ十月七日からの提案起草委員会で準備され、おおむねそのまま通過する。提案起草委員会は政治會議で決定され、徐謙、顧孟餘、甘乃光、譚延闓、張靜江、李濟深、孫科であった。⁽⁷⁰⁾この顔ぶれは、国民党の勢力地図を反映し聯席會議の性格を物語る。一人一人に説明を加えておく。

徐謙は馮玉祥の代理人、馮玉祥は国民軍の指導者である。馮玉祥は二六年五月から八月まで徐謙とモスクワを訪問

し、国民党に入党したばかりであった。徐謙は二六年八月二十四日の中央執行委員会常務委員会第五十一次会議で、馮玉祥の国民党入党と国民軍総党代表就任の申請をしていた。⁽⁷¹⁾馮玉祥はやがて蔣介石の好敵手となるが、この時点での徐謙には目立った反蔣介石的言動はない。徐謙が馮玉祥の意を体して反蔣介石の急先鋒になるのは、国民政府が湖北省の武昌に移転してからである。

顧孟餘と甘乃光は、国民党左派の指導者として共産党から認められていた。⁽⁷²⁾

譚延闓は清末の進士でかつては立憲派に属し辛亥革命当時から政治舞台の大物であり、蔣介石からは一目も二目も置かれていた。その立場は中立的であった。

張静江は蔣介石の代理人であり、共産党からは中間派と目され、広州で勢力を増大させていた浙江人グループの中心である。

李濟深は広東土着の軍人である。北伐開始時に蔣介石から広州戒嚴司令に任じられたが、聯席会議では同じ広東人の汪精衛の復帰に極めて積極的であった。⁽⁷³⁾しかし農民運動や労働運動に対する態度により、共産党からは右派だと目されていた。⁽⁷⁴⁾

孫科は孫文の長男で太子派の総帥であり、蔣介石とは一線を画していた。共産党員からは右派と目されていた。⁽⁷⁵⁾国民政府の武昌移転後は、反蔣介石の急先鋒となる。

以上の人々は、共産党が左、中、右派に分類したように共産党に対する姿勢に差があり、政治主張にも相違が見られた。しかしそれ以上に、出身地域により互いに反目していた(広東対浙江、譚延闓は湖南出身)。農民運動や労働運動に対する態度から共産党に右派だと目された李濟深が、共産党が左派の指導者と見なす汪精衛の復帰に積極的であったのは、浙江人の蔣介石に対抗する広東派の総帥を望んだからだと考えると、納得しやすい。

聯席会議での第一の決議は、武昌占領(一九二六年十月十日)にともなう国民政府の武昌(湖北省)への移転問題であり、

国民政府は暫時広州に留めおく⁽⁷⁶⁾と決議された。譚延闓は開会演説で、国民政府の移転問題を第一にあげて⁽⁷⁷⁾いた。国民政府の移転は、このあと詳しく述べる。ここでは聯席會議の實際上の最大の懸案であった、汪精衛復帰問題に絞って話を進める。

4 蔣介石の巧みな対処と独裁の継続

蔣介石は十月三日の電報で、汪精衛復帰を表面的には承認した。しかしその具体化にはたちまち問題が生じる。汪精衛はどのような職責に復帰する⁽⁷⁸⁾のかである。汪精衛は国民党中央への手紙で、軍務と政務からは離れ党務に専念したいと述べていた。汪精衛が党務に復帰するならば、党中央の中央執行委員会に地位を占めねばならない。しかし中央執行委員会には暫定的だが党規約にない主席が設置されて蔣介石が就任し、張静江が代理をつとめていた。汪精衛が復帰するなら、この体制は変更されなければならない。

『中央政治通訊』の「K. M. T. 中央地方聯席會議經過情形」によれば、提案起草委員会では中央執行委員会常務委員会(原文は常務會議)と政治會議を十三名で構成される新設の政治委員会に吸収し、その主席を選出する提案が行われていた(提案者は不明)。しかし張静江が強硬に反対し提案は聯席會議に提出されなかつた。蔣介石の中央執行委員会常務委員会主席に変更がなければ、汪精衛が帰国しても希望どおり党務に専念することは不可能であった。

国民政府主席は譚延闓が代理をつとめ、制度上は汪精衛の国民政府主席復帰に問題はなかつた。しかし以前の汪精衛は、軍事委員会と党の政治委員会の主席を兼任する国民政府主席であつた。しかし中山艦事件により、汪精衛は軍と党の要の地位を喪失していた。汪精衛は、いわば両手をもがれた状態の、ただの国民政府主席として復帰するつもりはなかつたであろう。このことは国民党员たちにも理解されていたはずである。その証拠に、ただの国民政府主席としての汪精衛復帰の議論が行われた形跡はない。

『中央政治通訊』を読んで興味深いのは、蒋介石と張静江の間で汪精衛復帰問題の対策が協議された形跡がないことである。蒋介石は北伐の前線指揮に多忙であったが、使者を立てて意向を伝え合うことはできたにもかかわらずである。その結果、おそらく張静江は蒋介石と共産党の妥協を知らず、汪精衛復帰問題を極力避けて通ろうとする態度を示す。

張静江は聯席會議の席上、徐謙が提案した汪精衛復帰を要請する蒋介石の電報の公表を渋った。徐謙の意図は、電報の公表により左派が準備した迎汪決議案を提出しやすくするためであった。会場は紛糾したが、共産党員たちは左派に早く迎汪決議案を提出するよう要請した。⁽⁷⁹⁾迎汪決議案には国民党各支部が支部名義で連署し、聯席會議に出席した国民党各派の代表も連署していた。迎汪決議案が提出されると張静江もしぶしぶ蒋介石の電報を公表したが、「汪精衛は居所がわからず、どこへ尋ねてよいかわからない」と発言し会場の失笑を買っている。⁽⁸⁰⁾これとは対照的に、汪精衛復帰を要請した蒋介石の電報には同情が集まった。左派が提出した迎汪決議案は全会一致で通過したが、その文面には、「休暇を取り消して広東に帰り執務してください」とあるが、復帰後の職責への言及は全くない。決議がその場しのぎの形式的決議であったことを示す。決議ではこのほか、何香凝ら四名が聯席會議を代表して、張静江、李石曾に同行して汪精衛を迎えに行くことが決定された。⁽⁸¹⁾共産党員たちはこのあと間髪を容れず、蒋介石への譲歩という既定方針を以下のとおり主張した。汪精衛復帰は蒋介石の電報の主旨に一致する、汪蔣合作が不可欠である、汪精衛と蒋介石に対して同様の信任を示す、両者の対立を挑発しようとする動きを防ぐ、である。そして(国民党)左派により、慰蔣(蒋介石を慰める)の電報を打つ提案が行われ可決された。⁽⁸²⁾

汪精衛復帰問題には文字の上での決着がつけられただけで、国民党内の権力構造には何の変化もなかった。汪精衛を迎えに行くことなど、一切行われなかった。『中央政治通訊』の「K. M. T. 中央地方聯席會議經過情形」は以下のようである。「〔〕内は筆者。

「いまだ回汪〔汪精衛帰国〕は宣伝スローガンにすぎない。……現在、左派には依然として力がない。三月二十日〔中山艦事件〕の余威がなお存在している……。左派は三月二十日以後の鬱憤と迎汪憎張〔汪精衛を迎え張静江を憎む〕の感情により、気炎は甚だ盛んである。……中間派と右派への左派の攻撃は三月二十日以来の怒りを噴きだすためであり、左派の政治綱領の本当の意味を理解していない。……しかし彼ら〔左派〕も蒋介石の機嫌をそこねることを恐れ、中央党部には何の変動もない。最高執行機関は依然として中間派が握っている。それゆえ迎汪も空談に等しい」。⁽⁸³⁾

蒋介石は見事に実をとった。中山艦事件の威圧を底流に据え、表面は汪精衛復帰を要請する電報で共産党と左派の面子を立て、同時に自分の面子をも立てる。その一方では張静江に共産党との交渉を知らせずひたすら反汪の態度をとらせ、共産党と国民党各派からの攻撃に晒して彼らの鬱憤をはらさせる。そして実質的な権力地図には何の変化も起こさせない。実にしたたかであり、権力闘争における蒋介石の非凡さを如何なく示す。聯席会議は、蒋介石の独裁権力に何の変化も起こさず終止符を打った。この状況に対し、上海の陳独秀ら共産党中央は少々のいらだちをこめて粵区へ次のように申し送っている。（）は原文、「」は筆者。

「汪〔精衛〕が帰っても職がないわけではない。……国民政府主席、〔党の〕政治委員会主席〔張静江らが政治委員会を政治会議に改めたが、歴史系統を遡れば汪が依然として主席であることをさまたげない〕、軍事委員会主席、総党代表などの要職がある。……帰ってきて一つも職がなくても、事実上、彼はおのずから左派の中心、政治の中心、実力の中心になる。張静江は出てうせるべきだ。なぜまだあんなにたくさんの大権を握っているのか。……我々は躊躇せずに汪の帰国を要求しなければならない。現在、〔汪精衛と〕蒋介石との間には暗闘があるだけで、決して明争になることはない。蔣が軍事行動で反汪をやる可能性は決してない。実際には汪蔣合作はうわべの宣伝語にすぎず、内部には闘争があり、永久に続くものである。……粵区の同志たちの成り行きまかせの政策は誤りである。……三月二十日〔中山艦事件〕の余威を恐れ、汪の現時点での帰国を積極的に主張しようとしなのは、あまりに右である。また、蔣の主席〔中執常務

委員会主席)を必ずとり消し、そのあとで「汪精衛が」帰国するというのは、あまりに左であらう」。

以上の判断に基づく新しい動きの実現には、蒋介石の圧迫(いわゆる三・二〇の余威)をはなれた新しい政治の中心と、後ろ楯となる新しい軍事力が必要であった。そしてそれらは、十月に国民革命軍が占領した湖北省の武昌であり、武昌を実質的に支配した唐生智(第八軍)の軍事力であった。

第三節 蒋介石独裁体制の動揺

1 国民政府の所在地をめぐる争い

蒋介石の独裁権力に対抗する共産黨員や国民党員の新しい動きは、国民政府と国民党中央党部の所在地を焦点に展開する。すなわち蒋介石の行營(前線司令部)がある江西省の南昌に置くべきか、あるいは湖北省の武昌に置くべきかである。そして一九二六年末に武昌に組織された中央執行委員会及国民政府委員臨時聯席會議(臨時聯席會議と略記)と、二七年一月に南昌に組織された政治會議臨時會議が、国民党の最高権力を主張して争う。

新しい動きが顕在化したのは、一九二六年十二月七日の江西省廬山での廬山會議であった。蒋介石、ボロジン、国民党各派の代表が参加した。以下、国民政府と国民党中央の広州から武昌への移転問題と唐生智問題を中心に据え、聯席會議から廬山會議終了までの動きを分析する。

二六年十月の聯席會議から十二月の廬山會議終了までの動きは、経緯がたどりにくい。理由は資料的制約による。『中央政治通訊』はこの間の経緯をほとんど伝えず、一九二六年の十二月には休刊してしまふ。しかしまた、十月から十二月までの新しい動きが汪精衛復帰問題ほどには、明確な争点をもって開始されなかったからでもある。国民党史家は、汪精衛復帰を共産党の策謀だと決めつけたと同様に、ボロジンが十月から十二月の間に武昌への政府移転と唐生智抱き込みという陰謀をめぐらし、その結果が廬山會議以降の新しい展開として現れるのだという議論を展開

する。⁽⁸⁵⁾ 国民党史家の李雲漢や蔣永敬のいう「ボロジン陰謀説」を糺す形で、分析を進める。

第一に確認すべきは、国民政府と国民党中央の武昌への移転は、当初は蔣介石が性急に主張していた事実であり、李雲漢と蔣永敬もこれを承認する。⁽⁸⁶⁾ ボロジン、共產党、国民党各派は武昌への移転に慎重であった。蔣介石の性急さには理由があった。国民革命軍第四、第六、第七、第八の各軍で構成される西路軍の総指揮となった湖南人の唐生智が、湖南省と湖北省を占拠してライバルとなるのを阻止するためである。蔣介石は漢口と漢陽占領後の九月九日に張静江と譚延闓に電報を打ち、武昌も間もなく占領されるのではやく広州から湖北省に移動し政治権力を掌握するよう要請していた。⁽⁸⁷⁾ 蔣介石は九月十六日には唐生智と協議し、臨時政務會議を設置し湖北省を支配する取り決めを行った。⁽⁸⁸⁾ 蔣介石は九月十八日に再び広州の張静江と譚延闓に打電し、国民政府委員と国民党中央委員の何名かが、早く武漢に來て国民党中央政治委員會を組織し、臨時政務會議にとってかわるよう要請した。⁽⁹⁰⁾ ところが十月十五日からの広州の聯席會議は国民政府の武昌への移転を見送り、国民政府は暫時広州に留めおく⁽⁸⁹⁾と決議した。移転見送りの理由は示されなかったが、『中央政治通訊』によると中国中央部の武昌に国民政府が進出することにより発生する奉天派との摩擦を恐れたという。奉天派への危惧は、十月十六日の譚延闓の議案説明でも表明されている。⁽⁹¹⁾ 奉天派との非戦争状態の維持は、当面の安全を確保する大事であり、暫時広州に留まる決定は大した議論もなく承認された。

この決定に不満な蔣介石は、聯席會議開催中の十月二十二日に張静江と譚延闓に打電し、国民政府は広州に留めおき中央党部は武昌に移るよう要請した。⁽⁹²⁾ 当初は蔣介石こそが武昌移転の急先鋒であった。李雲漢と蔣永敬はどのようなようにして、ボロジンが国民政府の武昌移転を強行したというのか。

事実経過は以下のとおりである。十一月十六日、ボロジンは徐謙、宋子文、孫科、陳友仁らの国民党中央の要人たちと広州を離れ武昌に向かう。そして途中で南昌に立ち寄り、廬山での会談が行われた。李雲漢と蔣永敬は、ボロジン一行の広州出発は正式の會議決定をへていないボロジンの独断だと主張する。そして国民党中央と国民政府の武昌

移転は、ボロジン一行の出発後の十一月二十六日の政治会議第二次臨時會議で決定されたと述べる。⁽⁹³⁾しかし政治会議主席の譚延闓や中央執行委員会常務委員会主席の張静江を無視し、ボロジンは独断で要人たちと武昌に出發することができたのか。なんだか不自然な感じがする。事實は、ボロジン一行の武昌への出發は、蔣介石のたび重なる要請を受け入れた国民党中央の決定によるものであった。筆者は九六年夏に国民党党史委員会を訪れて「政治會議議事録」を閲覧したが、まず刊行資料により筆者が組み立てていた分析を提示し、そのあと「政治會議議事録」に基づく経緯説明を試みたい。

十二月九日付の『中央政治通訊』に事實経過の手がかりになる記述がある。⁽⁹⁴⁾便宜上、三つの部分にわけ(A)―(C)の傍線をほどこした。()は原文、「」は筆者。

「現在、またこの決定を変更し、武昌に行くことになった。この問題が発生したのは、蔣介石が電報により、中央党部は武昌に移り国民政府はなお広東に留めおくことを要請してきたからである。しかし中央党部と国民政府は同一の場所にあつてこそよいのだ。先週の政治會議の討論の結果、すでに国民政府と中央党部が武昌に移ることが決定され、江西での戦争の結果をまつて実行されることになった。^(B)現在、南昌も九江もすでに降った(押収武器は四万をかぞえ、捕虜も三千人以上である)。江西は問題とならなくなった。『遷都』も必ず実現される。十一月十六日に、すでに何人かの人物が湖北に向けて出發した」^(C)。

傍線部(A)は、蔣介石が十月二十二日の電報で国民政府を広州に留め中央党部は武昌に移るよう要請したことを述べる。傍線部(C)は、ボロジン一行が広州を離れ、武昌に向かったことを述べる。問題は傍線部(B)である。蔣介石からの来電のあと、政治會議が開かれて、国民政府と中央党部の武昌への移転が決定され、江西省での戦争が終わるのを待って実行されることになったと述べられている。ただし政治會議の開催期日は明記されず、先週(原文は「上星期」としか記されない。しかし江西省の重要都市の九江と省都の南昌が占領されたのは十一月五日と八日である。⁽⁹⁵⁾

したがって、江西での戦争が終了するのを待つて党中央と政府が武昌に移転すると決議した政治会議は、九江と南昌への攻撃戦が行われていた時期すなわち十一月八日以前に開催されたことになる。これは要するに、十一月十六日に出発したボロジン一行は、少なくとも政治会議決定に従っていたということである。

『中央政治通訊』の記述を裏書きする資料がある。上海で発行されていた日刊紙『時報』は一九二六年十一月十九日の記事の中で、広州の某要人の「談話」を以下のように伝える。すなわち、九江占領(十一月五日——筆者二日後に蒋介石の再度の要請を容れて党と政府の武昌移転が決定されたこと、十一月十六日にはボロジン一行が移転への調査と準備を行うため武漢に向けて派遣され護衛のため軍隊が同行したこと、である。⁽⁹⁶⁾

『民国十五年以前之蒋介石先生』にも、李雲漢や蔣永敬の主張する十一月二十六日武昌移転決定を覆す記述がある。蒋介石は十一月十四日の古応芬らに対する謝辞の中で、党と政府の武昌への移転が決定したと述べる。また十一月二十四日には、中央党部と国民政府の一週間以内の武昌移転に関し広州からの正式電報を受け取っている。十一月二十六日に政治会議臨時会議が開かれたことは確認できるが、政治会議主席の譚延闓は欠席し、出席者は張静江ら七名で会議の決定事項は不明である。⁽⁹⁷⁾

はたして「政治会議議事録」には、第三十五次(十月十九日)から第四十七次(十一月十六日)まで、国民政府武昌移転に関する決議は全く現れない。初めて出現するのは確かに李雲漢や蔣永敬の言うとおり十一月二十六日の政治会議第二次臨時會議議事録であり、以下の記述が見られる。

「中央党部と国民政府の遷移期日および準備案」——決議——①十二月五日以前に重要人員および重要文書の第一グループが発する。②第二グループの出発は、第一グループ到着後の電報を待つて期日を決定する。③各機関の普通文書は総司令部の兵站輸送にゆだね、広東省に関する文書は省政府に移す。④前方の各機関の所在地と配置は鄧択生(鄧演達)同志が電報で指示する。⑤移転費用は党部と政府が別々に予算を作成し主席が決定する。⁽⁹⁸⁾

筆者は「政治会議事録」で以上の事実を確認し、冷や汗がにじみでた。しかし気を取り直して子細に読み進むと、政治会議が十一月二十六日の決議に先立ちボロジン一行の出發に同意していたことを示す証拠を見いだした。ボロジン一行出發当日の十一月十六日の第四十七次会議事録には、一行の出發を取り沙汰する議論は全く現れない。勝手に出發していれば、大問題として議論されたはずである。そして十一月十六日には、ボロジンに同行した徐謙から政治會議あてに手紙が到着し、徐謙の依頼事項が受理されている。十一月十八日の第四十八次会議事録にも、同様の記述が見られる。ボロジンらに同行した代理外交部長の陳友仁が政治會議に手紙を寄せ、自分の秘書長の高承元を通じて政治會議との連絡を緊密に保つことを報告している。⁹⁹以上の事實は、ボロジン一行の出發が政治會議の合意を得ていたことを示す。十一月二十六日以前の「政治會議事録」に国民政府武昌移転に関する決議が見られないのは、奉天派への憚りから正式の決議が行われなかったためであろう。そして正式には決議されなかったものの、共産党の『中央政治通訊』に言うように、政治會議決定として合意されていたのである。そしてこのあと奉天派に対する新たな状況判断に基づき、十一月二十六日の正式決議に至ったものと考えられる。

李雲漢や蔣永敬は国民党の内部資料（この場合は政治會議事録）に基づき、この事実を認識していたはずである。それにもかかわらず「ボロジン陰謀説」を成立させるため、ソ連軍事顧問団の一員であったテルニー(Teruni)のボロジンあての報告をもち出す。

2 歪められたテルニー報告

テルニーは国民革命軍総司令部付の顧問で、占領間もない武昌の状況と唐生智の動向をつぶさに観察していた。報告は十月三十日に書かれ、ボロジンのもとに到着したのは、党中央と国民政府の武昌への移転を見送った聯席會議終了日（十月二十八日）からボロジン出發（十一月十六日）までの間だということになる。テルニー報告は唐生智の動向を詳

しく伝え、中央党部がすみやかに武昌に移るよう要請していた。かくして、この報告を読んだボロジンの心中に変化が起こり、新たな反蔣介石活動を展開するため十一月十六日の突然の出發が導かれたというシナリオが作られる。

テルニー報告は、一九二七年四月の張作霖の北京ソ連大使館強制捜査で押収された(炎による損傷が激しいというが、ソ連側が焼却しようとしたのであろう)。このあと日本語訳され『北京露大使館押収秘密文書』(宮崎正義編、謄写版印刷、機密、満鉄調査部、一九二七年)に収録された。この日本語訳に人名等の補正を加えた英訳が、一九五六年にマーティン・ウィルバー(Martin Wilbur)らにより解題付きで公刊された。李雲漢も蔣永敬も英訳の報告に基づき議論を展開しており、筆者も英訳に基づき話をすすめる。⁽¹⁰⁾

テルニーは、唐生智が蔣介石に替わるべくソ連や共産党に接近したがったこと、敵である上海の孫伝芳との衝突を避けたがっており最近まで孫伝芳の代表と交渉を進め蔣介石の敗北を望んでいたこと、孫伝芳の代表はまだ武昌にいることなど、唐生智の動向を逐一報告している。そして次のようにいう。文中の下線は筆者。

T'ang realized that I was objectively opposing his expansion by withholding actual help because I was supporting Chiang Kai-shek. He finally stopped talking about an adviser and our relations became such that Tang began to look around for a new friend. My relationship with the two generals is as follows: I have been working together with Chiang Kai-shek and simultaneously manipulating T'ang. I should like to inform you that Karakhan has expressed his approval of this relationship.⁽¹¹⁾

テルニーが蔣介石を支持して唐生智の権力拡大に反対し、カラハン(Karakhan 北京駐在のソ連大使)もこの方針に同意していることが述べられている。

さらに次のようにもいう。

In view of the importance of this problem, it is difficult for me to understand the Canton Government's atti-

tude. It is necessary that two or three Central [Executive] Committee members should come and set up the Committee here, since it is impossible to begin serious business or to establish the Party's power without it. (原)

テルニーは、(国民)党権力の確立のため中央執行委員が武昌に移ってくるよう要請している。ところが李雲漢も蔣永敬も、テルニー報告の唐生智批判という基本部分を無視し、以下の傍線部分すなわち武昌は「唐生智一人が支配している」だけを取りあげる。

The Kuomintang Provincial Committee lacks power and the ability to handle political affairs properly.

T'ang Sheng-chih alone is in command of the situation, with only Chen Gu Po [Chen Kung-po] (a lazy fellow) and Teng Yen-ta to challenge him. (原)

そしてこの傍線部分を、「武漢任唐生智一人任意擺布(李雲漢)」、「武漢任唐生智随意擺布(蔣永敬)」と訳出し、脈絡を無視して注(102)の傍線部分のテルニーが国民党中央執行委員たちの武昌への移動を要請している事実につなぎあわせる。⁽¹⁰⁴⁾かくして武昌には、唐生智支配という反蔣介石勢力結集の条件が整えられ、テルニーの意をくみとったボロジンはこの機をのがさず急遽武昌に向けて出発したということになる。

筆者が基本文献に使用する郭廷以『中華民國史事日誌』は、「ボロジン陰謀説」に関係する事実をどのように扱っているのか。同書は中華民国(台湾)の中央研究院近代史研究所の発行であり、記載事項はしかるべき内部資料をふまえているはずである。同書の一九二六年十一月十一日条には、「国民政府聯席會議議決政府北遷武漢」と記載されている。⁽¹⁰⁵⁾ただし依拠した資料は示されず、国民政府聯席會議の性質も不明である。しかしこの記載は、十一月十六日以前に国民政府の武漢移転が正式に決まっていたことを示す。十一月十六日条にはボロジンらの広州出発が記載され宋慶齡が同行している。⁽¹⁰⁶⁾李雲漢や蔣永敬の記述にはボロジン一行中に宋慶齡の名前はないが、故意にふせたとと思われる。「陰謀の一行」に、総理夫人が巻き込まれていては具合が悪いのである。以上の記載だけならば、『中華民國史事日

誌』は国民党史家の見解と真つ向から対立する。ところが十一月十六日条のボロジン一行出発の記事の終わりには、
「(10・30 総政治部俄顧問鐵羅尼曾促鮑北来)」というただし書きが付いている(傍線は筆者⁽¹⁰⁾)。テルニーがボロジンの武昌行きを促したという意味である。これは党史家たちの見解に配慮していることを示す。しかし同書の十月三十日条に記載されているテルニー報告の要約は内容を正確に伝え、特定部分だけを強調する筆遣いは一切ない。⁽¹⁰⁾そして十一月二十六日条には次のような記載がある。すなわち中央執行委員会臨時會議が開かれ、国民政府と中央党部の武漢への移転、十一月三十日かぎりでの會議開催の中止と文書発行の停止が決定された⁽¹⁰⁾、と。政治會議は中央執行委員会内に設けられており、この中央執行委員会臨時會議は、『民国十五年以前之蔣介石先生』十一月二十六日条の政治會議臨時會議を指すのかもしれない。中央執行委員会臨時會議の決定内容は、広州の国民政府が十一月三十日で執務を停止した事実(『国民政府公報』が停刊された)に一致する。以上の記載は何らかの資料に基づくと思われるが、詳細は不明。

『中華民國史事日誌』の記載は、同書が党史家の主張に配慮しながらも、歴史事実⁽¹¹⁾に忠実であろうとしたことを示す。政治問題の歴史的評価をめぐる、中華民國(台湾)の党機関と研究機関の微妙な関係を象徴していた。

3 唐生智への異なる評価

ボロジン一行は武昌に到着すると、逡巡をかなぐり捨て蔣介石の独裁権力と対決し始める。後ろ楯は、武昌を制圧していた唐生智であった。共産党や国民党各派は、唐生智をどのように評価したのか。

唐生智は一八八九年に湖南省に生まれ、一九一四年に保定陸軍軍官学校を卒業した。辛亥革命後の湖南省では、譚延闓、程潜、趙恒惕が覇権を争ったが、唐生智は趙恒惕に組みし湖南省南部に地盤を築いた。そして省長に就任していた趙恒惕を追放し、省都の長沙に覇権を確立する。一九二六年三月のことである。⁽¹¹⁾

湖南省は北伐の最初の関門で、国民政府にも敵の呉佩孚にも戦略上重要な地域であった。唐生智は国民政府とも呉佩孚とも交渉し、自らの覇権の承認を求めた。呉佩孚との交渉は決裂し、唐生智は国民政府側に立つ。しかし呉佩孚側の攻撃で二六年五月に長沙を放棄して湖南省南部に退いた。⁽¹¹³⁾唐生智は六月二日に第八軍として国民革命軍に編入されたが、六月四日に国民党中央執行委員会臨時全体会議は、速やかな北伐開始を求め蒋介石を国民革命軍総司令に任命する「迅行出師北伐、任蒋介石国民革命軍総司令案」を可決していた。⁽¹¹⁴⁾湖南省での状況の変化が北伐の開始を早めた。唐生智は当初から独走姿勢を見せ、国民革命軍編入直後の六月四日には国民政府に対し、衡州に湖南臨時省政府を樹立し省長に就任したことを通告した。⁽¹¹⁵⁾また北伐に際しては譚延闓の国民革命軍第二軍が湖南に進入しないよう要求していた。⁽¹¹⁶⁾かつての仇敵に自らの覇権が犯されることを恐れたのである。蒋介石がやっきになって唐生智をコントロールしようとした理由が理解されよう。

共産党員の唐生智に対する評価は、上海の党中央と粵区(広東)では大きく分かれた。『中央政治通訊』は、広東では国民党員も共産党員も唐生智を投機的で危険な人物だと見なし、共産党員の間には扶蔣抑唐(蒋介石をたすけ唐生智を抑える)の空気が存在していると述べる。これに対し上海の共産党中央は、唐生智の投機的性格を認めながらも積極的に評価しようとした。理由は以下の二点、すなわち唐生智には民衆運動を圧迫した事実が全くない、唐生智は汪精衛に親近感を抱き公言はしていないが汪精衛復帰に賛成している、であった。そして個人の親密さ、民衆組織、ソ連軍事顧問団の影響で唐生智を左傾させ、将来漢口で組織される国民党政治委員会に加えるべきだと主張していた。⁽¹¹⁷⁾共産党中央の方針を要約すれば、唐生智を左傾化させ蒋介石を牽制して汪精衛復帰への道を開き、さらに汪精衛に唐生智をコントロールさせるのである。このあと国共合作は概ねこの図式に従って展開するが、これを推進したのは共産党中央からその現実主義路線を場当たり的で矛盾に満ちていると批判されたボロジンである。⁽¹¹⁸⁾さらに徐謙や孫科を始めとする、種々の思惑を秘めた反蒋介石の国民党要人たちであった。かくして一九二六年十二月以降に武昌で出

現する反蔣介石勢力の結集は、当初から明確な青写真により構想されていたものではなかった。

4 独裁維持への蔣介石の努力——ソ連への働きかけ

蔣介石は、ボロジンや共産党が新たな行動を開始すると予想したはずである。そしてこれを押さえこむには、中山艦事件後の独裁体制と威嚇力（いわゆる「三・二〇の余威」）では、もはや不十分であると考えたはずである。蔣介石の新たな対抗手段は、ソ連と直接に交渉し独裁的地位を承認させることであった。ソ連が承認すれば、その指揮下のボロジンや中国共産党を抑えるのは困難でなかった。中山艦事件のさい、ソ連は二つ返事で蔣介石の独裁を承認したではないか。蔣介石の脳裡には、トルコの国民革命におけるソ連とケマル・アタチュルク（Kemal Atatürk、本名は Mustafa Kemal Atatürk は父なるトルコ人の意の称号）の關係が浮かんではずである。ソ連はケマルの共産党弾圧後も、英帝国主義に対する前哨基地としてトルコの価値を認め、ケマルとの友好關係を維持した⁽¹⁸⁾。

一九二六年十一月二十二日から、モスクワでコミンテルン第七回中央執行委員会全体会議が開かれた。蔣介石は以前は共産黨員で親交のある邵力子を国民党代表として派遣し、ソ連との交渉に当たらせた。邵力子が共産黨員の経歴をもちソ連に派遣されたことは、『包惠僧回憶録』や第一次国共合作の内情に詳しい『現代史料』に詳しく言及されている⁽¹⁹⁾。『民国十五年以前之蔣介石先生』民国十五年（一九二六年）十一月二十日条の記述もこれを裏付ける。「〔〕内は筆者。

「邵力子に電報をうち、相談したこと〔原文は所商事〕の結果を尋ね、事がおわれれば速やかに帰ってくるよう催す。電文にいう。邵力子同志……相談したことの結果は出ましたか。……事がおわれれば速やかに帰って下さい。中正〔蔣介石の本名。介石は字⁽²⁰⁾〕」。

邵力子は十一月二十二日からのコミンテルン第七回中央執行委員会全体会議に出席した。そして十一月三十日の第

十二回総会で国民党を代表して登壇し、中国革命完遂のためには被抑圧諸階層の連合が重要であり「国民党は共産党とコミンテルンの指導下に、その歴史的役割を完遂する」と演説していた。⁽¹²⁾ 以上の事実から、十一月二十日の蔣介石の電報にいう相談したこと(所商事)とはソ連との交渉を意味し、蔣介石は結果をはやく知っていたがっているのである。

邵力子のモスクワ行きには、蔣介石ら国民党中間派との妥協を主張するヴォイチンスキーが介在し、邵力子の演説にはヴォイチンスキーの意向が反映されているのではない。一九二六年七月の中共中央拡大執行委員会「中央政治報告」は、国民党中間派への対応策がヴォイチンスキーの意見により修正された。修正の背景には、中国革命が社会主義革命ではなくまだ民主主義革命の段階にあるという、マルクス主義歴史理論に基づく状況認識が存在する。それゆえにこそ、「ちやうど我々が、社会の勢力の中で現在はまだブルジョアジーを敵視できないと同じように、時にはまだ中間派を援助しなければならない」という民主主義革命の段階に即応する修正が行われた。⁽¹³⁾ そしてこの修正部分

は、邵力子演説の結びの部分「国民党は共産党とコミンテルンの指導下に、その歴史的役割を完遂する」に対応すると考えてよい。邵力子の言葉を敷衍すれば、次のようになる。中国の現在の歴史段階(社会主義革命ではなく民主主義革命の段階)では、国民党がその歴史的役割(一定の歴史段階における役割)を担う主役であり、なかならずその実

力派閥である蔣介石ら中間派が主導権を認められるべきである、と。「共産党とコミンテルンの指導下に」などという枕言葉は、表面は相手の面子をたてながらも実をとる、中国人一流の言辞である。

邵力子演説の二日前に行われた中国共産党代表譚平山の報告も、邵力子演説に現れる国民党中間派の主張を容認するものであった。譚平山は十一月二十八日の第十一回総会で、国民党の援助で引き続き国民革命を遂行しなければならず、国民革命のためには一定の条件下で帝国主義者と関係を持たない大ブルジョアジーとも連合する必要があると訴えた。そして国民党中間派が左へ歩みよる傾向にあり、左派と中間派の提携の可能性が生まれていると述べていた。⁽¹⁴⁾ しかし最終日の十二月十六日に採択されたコミンテルン中央執行委員会総会「中国情勢の問題についての決議」は、

中国共産党の任務に「右派と左派の間、革命の一層の発展と帝国主義との妥協の間を動揺している中央派〔中間派——筆者〕を徹底的に批判すること」を掲げた。⁽¹²⁴⁾ 中山艦事件後、コミンテルン内ではトロツキーたちがスターリンら主流派に対し、共産党員の国民党からの退出を主張していた。⁽¹²⁵⁾ 中山艦事件の張本人である蔣介石らの中間派に対する妥協はトロツキー派の格好の攻撃目標となり、妥協案を公式に承認することは不可能であった。邵力子は、中間派の主導権維持（蔣介石の独裁権力の維持）に関し、ソ連側から何の言質も得られなかった。⁽¹²⁶⁾ かくして蔣介石らの国民党中間派と連合するという二六年九月以来の中共執行委員会路線は、コミンテルンにより公式に破棄された。しかしこのあと水面下では、ヴォイチンスキーの対蔣介石妥協路線が存続する。⁽¹²⁷⁾ そしてこれがスターリンらの暗黙の了解を得ていたことは、容易に想像される。⁽¹²⁸⁾

ソ連に働きかける一方で、蔣介石は共産党員を自らの陣営にとりこもうと努力した。この間の動きは包惠僧の回憶録に詳しいが、象徴的な事例は蔣介石の秘書の蔣先雲が共産党員であった事実である。蔣先雲は黄埔軍官学校一期の卒業生で、⁽¹²⁹⁾ 中山艦事件後には共産党が国民党右派の支配下にあると見なした黄埔軍官学校特別党部の委員をつとめた。⁽¹³⁰⁾ 以下の『中央政治通訊』の一節は、蔣介石と蔣先雲の関係を如実に示す。「〔〕内は筆者。」

——黄埔生の迎汪と蔣〔介石〕のC. P.〔共産党〕に対する懷疑——

「昨日、黄埔の学生からまた報告があった。C. P.〔共産党〕が第四期の学生を利用して「迎汪倒蔣」を行っていると蔣介石が大いに怒り、ただちに第四期の学生に電報をうち次のように述べた。「中正〔蔣介石〕は必ずすべてを辞する。かくして諸君の倒蔣の目的を達してやろう」。この電報は蔣先雲によれば、まだ打電していないというが、事實はすでに打電されている。現在、蔣介石は〔蔣〕先雲を広東に派遣しC. P.と黄埔の関係を糺そうとしている。蔣〔介石〕は〔蔣〕先雲を、共産党員ではあるが自分の身内だとみなしている。それゆえ〔蔣〕先雲を広東に派遣し、共産党との関係をよくしようとするのである。実際には、今回の事は決して共産党員によるものではない。反動派や右派と

の関係をよくしようとすべきで、共産党との関係をよくしようとするには及ばない。「蔣」先雲は共産党の代表を自負しており、喜んでこの重要な任務を引き受けた。蔣「介石」が共産党を疑っていること、および「蔣」先雲がこれをやることになれており蔣「介石」に重んじられていることが分かる⁽¹³⁾。

蔣介石が共産党が黄埔軍官学校の四期生を利用して打倒蔣介石をもくろんでいると考え、蔣先雲を広東に派遣し共産党と黄埔軍官学校の関係を糺そうとした以上の内容は、『民国十五年以前之蔣介石先生』の民国十五年十一月十一日条、十一月十四日条、十一月二十一日条の記事に対応する⁽¹⁴⁾。

このあと蔣先雲は一九二七年の初頭に、共産党の命令で蔣介石の承諾なしに南昌から武漢に赴き、湖北省総工会糾察隊総隊長に就任する。さらに四月十九日に武漢の国民政府が北伐再開を決定すると、国民革命軍第十一軍二十六師七十七団の団長兼党代表となり、五月二十八日には河南省で戦死する⁽¹⁵⁾。

5 廬山会議の開催

十一月十六日に広州を出発したボロジンと国民政府の四人の部長（大臣に相当）の陳友仁（外交）、徐謙（司法）、宋子文（財政）、孫科（交通）さらに宋慶齡や王法勤らは、十二月一日に南昌の蔣介石のもとに到着した。蔣介石が南昌に立ち寄るよう要請していたと思われる。このあと蔣介石とボロジン一行との会議が廬山で行われ、この会議を境に党と政府の武昌移転の急先鋒であった蔣介石は態度を変化させ、移転に消極的となりやがて公然と反対することになる。

廬山会議の詳しい記録は公表されていない。国民党中枢の会議で記録はとられたはずであるが、『民国十五年以前之蔣介石先生』が経過を簡単に記述するだけである。李雲漢や蔣永敬もこの記述に依拠しており、一九九六年夏の国民党史委員会訪問のさい間接的に電話で蔣永敬氏に確かめてもらったが、他の記録はない（現存しない？）とのことであつた。『蔣介石年譜初稿』の記述も『民国十五年以前之蔣介石先生』と同一である。『民国十五年以前之蔣介石先

生』の記述を通して廬山會議と前後の状況を考察する。會議出席者の断片的回想が存在するが、状況の補足にはならない。⁽¹³⁶⁾

ボロジン一行が南昌に到着した翌日の十二月二日、蒋介石は広州の譚延闓に打電し、はやく武昌に向け出発し南昌にたち寄るよう要請した。このあと蒋介石はボロジンたちと協議し廬山で會議を開くことを決め、夜にはボロジン一行のため宴会を主催した。宴会終了後に、蒋介石は中央執行委員会秘書長でボロジン一行に同行した葉楚傖や南昌に来ていた鄧演達と、夜の十二時まで話しこんでいる。⁽¹³⁷⁾鄧演達からは武昌の状況を、葉楚傖からは広州の状況やボロジンの動向をきき、翌日からの會議の準備をしたのである。葉楚傖は全くの蒋介石側の人物であり、御目付役としてボロジン一行に同行していたと考えられる。葉楚傖はこのあとボロジンたちと武昌に赴く。この時点までの蒋介石には、党と政府の武昌移転に反対する素振りはいくも見られない。

十二月四日の朝、ボロジン一行と蒋介石は、會議開催のため南昌から廬山に向け車で出発し夕方に到着した。⁽¹³⁸⁾

翌十二月五日と六日、一行は名勝の廬山見物に時間を費やし、全員を交えた話し合いが行われた形跡はない。十二月五日の夜に、蒋介石とボロジンの話し合いが行われたが、内容はわからない。⁽¹³⁹⁾

十二月六日には蒋介石は南昌の陳公博に電報を打ち、廬山に来るよう要請した。陳公博は「国民党左派」と目されており、蒋介石はボロジンとの話し合いで態度の強硬なを知り陳公博を加えて対立を緩和しようとしたのであろうか。六日の夜には全員を交えた予備會議がひらかれ、蒋介石は、党务、政治、軍事について報告した。⁽¹⁴⁰⁾

廬山會議は十二月七日の午前十時に開始され、午後二時に休憩の後、午後四時に再開され同日のうちに終了する。以下の『民国十五年以前之蒋介石先生』の記述は簡略で、原文は百字余りに過ぎない。しかも蒋介石が一方的に議事をとりしきったように記述され、ボロジンらと蒋介石との対立状況は鮮明には伝わってこない。傍線と「」内は筆者。

「十時より會議。議決。(一)安国軍(張作霖を総司令、孫伝芳らを副司令とする北方の軍閥の連合軍。一九二六年十一月三

十日成立」問題に対しては、孫伝芳を消滅し、張作霖とは連絡する。(二)労働運動は緩和を主とする。農民運動は積極的に進行させ、土地問題解決の基本とする。公(蔣介石)いわく「農民問題を解決してこそ、労働者問題も同時に解決できる」。出席者はみなこれに同意する。午後二時散会。

四時開会。財政統一方案を議決。「ある人物が主席制の取消しを提案する。公(蔣介石)は、これを議論に付す。最後に公(蔣介石)自ら、請汪速回任案を提案する。出席者はみなこれに賛成する」。

会議の焦点に関する記述は傍線部分である。これは十月の広州での聯席会議でも問題になりかけた、中央執行委員会常務委員会主席を取り消す件である。主席には国民政府主席や政治委員会主席があるが、取消し可能と規定されていた主席職は中央執行委員会常務委員会主席しかない。暫定的という条件付きで蔣介石が就任し張静江が代理を務めていた。記事はこの動議に対するひとしきりの議論のあと、最後に蔣介石が「請汪速回任案」を提案し出席者がみな賛成したと伝える。ここで「請汪速回任案」の解釈が問題となる。「速回任」の三字だけなら「速やかに帰任する」と読めるが、汪精衛が帰任できるポストは国民政府主席しかない。中央執行委員会常務委員会主席の取消しをめぐる議論の席で、蔣介石が汪精衛の国民政府主席復帰を提案し出席者がみな賛成したというのは、全く不自然である。汪精衛の国民政府主席への復帰は、形式的にせよ十月の聯席会議の迎汪決議案で承認されており、再度確認する必要はなかった。したがって「請汪速回任案」は、「汪精衛に速やかに帰国し任にあたることを要請する案」と読むべきである。これは「請汪速回任案」の六文字に対する中国語解釈として充分に成立する。蔣介石は、汪精衛が帰ってきて蔣介石にかわり中央執行委員会常務委員会主席に就任するよう提案したのである。蔣介石は、党権の要である中央執行委員会常務委員会主席の地位を失いたくなく、汪精衛が帰ってくるまでとの期限をつけてでも維持したかったであろう。他の案件は「議決」と記されているが、この蔣介石提案に対しては「出席者がみな賛成した」と記されるだけである。蔣介石が口頭で約束したのであろうか。いずれにせよ自らの党権掌握に期限をつけることであり、蔣介石の

大きな譲歩であつた。⁽¹⁴⁾

以上のように考えると、ボロジンのこのあとの蔣介石への強気の態度は、蔣介石の譲歩を根拠にしているのではないか。廬山会議後の蔣介石の態度の急変も、自らの譲歩への対応策であつたのではないか。中央執行委員会常務委員会の主席は、このあと武漢の国民党二期三中全会で廃止される。したがって汪精衛がその職に就くことはなかった。

以上の経緯はその後の展開に重要な意味をもつが、前後の事情を知らずに傍線部の文面を読むなら事態の重要性を容易に見落とす。「ある人が提案する」(原文は、「有人提議」と記すだけでは、蔣介石の独裁権力を掣肘する提案を誰が行つたのかわからない。ボロジンかとも思われるが、なぜ明記しないのか。また「取消主席制」と記すだけでは、何の主席を取消すのかはわからない。『民国十五年以前之蔣介石先生』には、中央執行委員会常務委員会主席の取消し問題に関する記事は、これ以外に出現しない。この部分に限らず同書の記述は、蔣介石とボロジンの対立、および蔣介石と汪精衛の対立に触れることを極力避けているように思われる。この理由を考えると、中国近現代史研究で用される文献が国内や国外の「政治」を強く反映することが判り興味深い。『民国十五年以前之蔣介石先生』は、一九三六年の十月に脱稿した。当時、蔣介石は抗日への援助を打診すべくソ連に接近し、汪精衛とも合作して政府を組織して⁽¹⁵⁾いた。それゆえ第一次国共合作中のボロジンとの対立や汪精衛との対立を、あからさまに記述することはばかられた。編著者の毛思誠が、政治状況を配慮して記述を差し控えたと考えれば、説明がつく。

廬山会議は終了したが、蔣介石は十月の聯席會議を「三・二〇(中山艦事件)の余威」と巧みな政治手段で遠隔操縦したようには、廬山會議を牛耳れなかった。「三・二〇の余威」は、もはや効果を失つていた。十二月八日の午後、蔣介石はボロジン一行の武昌行きを見送り、⁽¹⁶⁾翌九日の広州の譚延闓と張靜江への電報で、譚延闓が暫く広州に留まることを提案した。⁽¹⁶⁾譚延闓は蔣介石とボロジンの対立に中立を保ち、代理主席とはいえ国民党中枢機関の政治會議を主宰していた。譚延闓は国民党の統一権力を維持し、これを象徴する人物であつた。蔣介石は、譚延闓が武昌に入らな

ければ、ボロジンらの行動には正統性が付与されないと考えたはずである。事実、このあとボロジンらは二七年三月七日の譚延闓の武漢入りを待ち、はじめて国民党二期三中全会を三月十日から開催し蔣介石の独裁権力を否定する。譚延闓が占めた重みがわかる。

ボロジン一行は一九二六年十二月十日に武昌に到着し、十三日にボロジンの提案で中国国民党中央執行委員・国民政府委員臨時聯席會議が組織され、中央執行委員会と政治會議が武昌で開かれるまで臨時聯席會議が最高職権を行使すると宣言された。⁽¹⁸⁾ 党規約にない強引なやり方で、中山艦事件後の蔣介石の強引さを彷彿させる。十二月七日と十一日には広州から党と政府の要人たちが二陣に分かれて行動を開始していた。譚延闓は十二月十一日に広州を出発し、十二月三十一日に南昌に到着する。⁽¹⁹⁾ ボロジンと武昌に入った孫科によれば、廬山會議に出席したさい孫科は蔣介石が国民政府と党中央(譚延闓一行をさす)を南昌に留めおくだろうと判断し、これが臨時聯席會議樹立の大きな要因となったという。⁽²⁰⁾ このあと蔣介石は、譚延闓らを二カ月にわたり南昌に留めおくことになる。

『民国十五年以前之蔣介石先生』は、十二月十五日当時の蔣介石の心境を以下のように記す。すでに蔣介石は、武昌でのボロジンらの臨時聯席會議樹立を知っていたはずである。蔣介石ペースで進んできた北伐を軸とする国民革命の展開には、重大な転機が訪れた。「〔内は筆者。

「十五日。公〔蔣介石〕朝めざめる。自らの苦境と人に深くうとまれたことを思い、心を痛め涙す。革命事業の艱難ついにここに至るかと感じ、嘆息やまず。⁽²¹⁾

6 暗闘から公然の闘争へ

武漢では参集した国民党中央執行委員と国民政府委員により、一九二七年一月一日を以て武昌、漢口、漢陽が京兆区(首都区域)に定められ、武漢国民政府がスタートした。⁽²²⁾ 一月三日の臨時聯席會議では、ボロジンが中央執行委員会

全体會議二期三中全会を三月一日に武漢で招集することを提案し、各中央執行委員に通知することが決議された。

一方、南昌の蔣介石は党規約無視の臨時聯席會議を承認せず、二七年一月三日には前年末に到着していた譚延闓を擁して政治會議を招集し、党中央と国民政府は暫時南昌に留めおく⁽¹³⁾と決議した。さらに一月七日には二期三中全会は三月一日に南昌で開催すると決定し、武漢側と対立し始めた。武漢の国民党員も臨時聯席會議の設置に全面的に賛成していたわけではなく、南昌と武漢の間では国民党規約に基づく手続き問題を焦点に党権力の代表権をめぐる論争が続く。ただちに対立が破局的に高まるわけではない。

武漢と南昌の対立が進展する中で、武漢側は、集団で構成される党権力は個人独裁に勝ると主張し「党権を高める運動」(提高党權運動)を展開した。また「愚昧な老いばれを打倒せよ」(打倒昏庸老朽分子)を唱え、蔣介石を代言する中央執行委員会常務委員会代理主席の張靜江に個人攻撃を加えた。中山艦事件で国民党の中枢から排除された共産黨員は北伐後の労農運動の発展を通じて勢力を増大させ、国民党地方組織の中で影響力を強化していた。そして「党権を高める運動」の実質的な推進役となる。蔣介石は中山艦事件後には腹心の陳果夫を国民党組織部長に就任させ、共産黨員たちが支配する国民党地方党部を支配下におこうとした。二六年十一月に組織部に党政訓練所が設立され、十二月には養成された工作員が各地に派遣され国民党地方党部の支配をめぐる共産党との対立が表面化しはじめていた。蔣介石は、相互に強い連帯のない武漢の国民党「左派」よりも、強固な組織をもつ共産黨員が自分の行く手に立ちただかると考えたはずである。国民党地方組織から共産黨員を排除する方針が、露骨に推進され始める。

共産黨員の排除は、蔣介石の勢力基盤であった広東省と江西省から開始された。

蔣介石は北伐開始に際し、国民革命軍總司令部參謀長の李濟深を廣州防衛の責任者に任命し、広東省内を七つの戒嚴地区に分け充分な布石を打っていた。二六年の十二月初旬に陳果夫、張靜江、李濟深の協力下に国民党廣州市党部の改組が断行され、廣州市内の十三の区党部も改組された。改組は表面は選挙の形式をとったが、抵抗がある場合に

は軍隊が差し向けられた。⁽¹⁵⁶⁾ このあと広東省では李済深の支配体制が続き、蔣介石が上海で共産党と決別した二七年四月十二日の三日後の四月十五日に、共産党員の逮捕が行われる。

江西省は省都の南昌に前線司令部である行営が存在した。また九江を拠点に大動脈の揚子江に望み、下流には南京と上海が、上流には武漢（湖北省の省都）が存在した。前面には孫伝芳が後方には武漢の「左派」の控える江西省は、是非にも支配を確立しなければならない土地であった。江西省内の国民党組織は共産党員が支配したが、蔣介石は二七年一月初めに、国民党中央組織部幹事の段錫朋⁽¹⁵⁷⁾の指揮下に江西省省党部の改選を行った。そして執行委員九名中の八名を占めた共産党員を一名に減らし、勢力地図を塗りかえた。しかし南昌や九江などの市党部は共産党が支配し、これらの都市の国民党市党部の支配をめぐる蔣介石側と共産党の対立は二月、三月には極点にまで高まる。⁽¹⁵⁸⁾ 蔣介石は二月二十一日には南昌で、次のように宣言していた。現在のように共産党員が国民党員を排除し圧迫を加えては、共産党の失敗にとどまらず中国革命勢力全体の失敗をもたらす。自分は国民党の指導者の一人にとどまらず国民革命の指導者でもあり、共産党員に良くないところがあれば制裁する責任を有しこれを行う権力を有する、と。⁽¹⁵⁹⁾

国民党地方組織の共産党員支配は、共産党の資料からもうかがえる。共産党中央は、共産党員が国民党工作を取り仕切っている状況を包辦（請け負い）と呼び、しばしば問題にしている。陳独秀は二六年十一月四日の「国民党問題についての報告」で、次のように述べている。「〔内は筆者。〕

「三月二十日のあと〔中山艦事件のあと〕左派はほとんど粉碎された。左派は何事であれまず共産党に意見を求め、共産党が言わないと行動しようとしなない。……共産党が請け負わなければ彼らには全く方法がない。以上は広東の状況である。上海では、更に完全に共産党の請け負いである。左派の指導者柳亜子は、我々がどんなに援助しても責任者としてふるまおうとしない。すべての工作は共産党がやっている。……湖南では、最近の全省代表大会で共産党分子が四〇％余りを占めた。左傾している者が一〇％余り、中立の者が二〇％余り、右派は一〇％余りである。湘区〔湖

南省区委員会は最初は放任の態度を取り、すべての議案を左派自身に起草させた。請け負いだといわれるのを避けるためであり、左派の能力と理論を考察するためでもある。しかし開会後一週間しても議論が紛糾して少しも成果があらず、共産党分子がやむなく出ていって請け負い、その結果、諸決議および選挙が我々の意見に基づき行われた⁽¹⁰⁾。

このほか江西省の国民党省党部について、共産党中央は一九二六年十二月に発した指令で、省党部の執行委員九名中、八名が共産党員であることを認めていた。そしてこの状態は国民党内の工作に硬直化をもたらしており、次回の選挙では右派は断固排除するがでるだけ左派を取り込むこと、我々は農民部・青年部・宣伝部の三つさえ押さえればよい、もし左派がたくさんいないのであれば社会的地位のあるまじめな老先生を入れよ、たとえ役に立たなくても居るだけで右派の加入を防げれば好都合である、と述べている⁽¹¹⁾。

共産党は一九二六年十二月に漢口で特別会議をひらいたが、国民党左派を積極的に援助し蒋介石らの右派に対抗させることが決議された。陳独秀の「政治報告」は次のようにいう。「〔〕内は筆者。

「多くのよい国民党分子は「我々は共産党の赤い政策に反対しているのではなく、反対しているのは共産党がいたるところで国民党の工作を一手に握っていることである」といっている。これは我々の同志が請け負っていることへの反響である。この請け負いは必ずしも意図的ではないが、その結果は、国民党もなく共産党もない（旗幟が鮮明でないということ）ということになってしまっている」と。また共産党員が民衆運動を包辦（請け負い）する結果、「国民党には民衆が存在せず、左派の民衆と左派の指導者たちとが隔たってしまった、有力な左派が形成されていない。我々と協力して右派と闘う有力な左派がなければ、結果は当然、我々だけが単独で民衆を率いて右派の軍事政治勢力と直接に衝突してしまうことになる。これは形のうえでは全くの共産党と国民党の衝突である」と。そして、国民党左派の存在を否定する広東の共産党員たちとボロジンを批判したあと、左派に対する援助とその育成を直ちに開始すべきことを力説した⁽¹²⁾。

しかし事実上、左派として援助しうる明確な政治集団は国民党内に存在せず、結局は共産党員が請け負う状況が出現する。そして陳独秀が予想したとおり、蒋介石と共産党との直接衝突に帰着することになる。

共産党員の包辦（請け負い）状況は、共産党員の国民党への加入がもたらした結果であった。この状況は国民党員と共産党員に信頼関係が存在する限り、各人の能力を有効に發揮させ革命工作に資するはずであった。しかし信頼関係が崩れれば相互排除を惹起し、暗闘から公然の抗争に陥る危険をはらんでいた。第一次国共合作は中国近代史に真に大きな作用を及ぼしたが、一面からいえば真に危うい協力関係でもあった。

7 国民党二期三中全会の開催

南昌と武漢の対立は武漢側の有利に展開した。二カ月の協議の後、国民党の新体制を決定する二期三中全会が一九二七年三月十日から十七日まで武漢で開催された。南昌に足止めされていた政治会議（代理）主席の譚延闓が、武漢での開会に傾いたためという。蒋介石は軍務多忙を理由に出席しなかったが、腹心の陳果夫らが出席した。⁽¹⁶⁾

二期三中全会は譚延闓が開会演説を行い、閉会演説は徐謙が行った。重要議案として、①党の指導機関を統一する決議案、②中央執行委員会軍事委員会組織大綱、③国民革命軍総司令条例、④外交を統一する決議案、⑤革命勢力を統一する決議案、が可決された。①―⑤の配列は内容分類のために筆者が行った。可決の順序は、①、②が三月十日、③、④が三月十七日、⑤が三月十三日、である。⁽¹⁶⁾

①により、汪精衛、蒋介石ら九名の中央執行委員会常務委員が選出された。蒋介石の中央執行委員会常務委員会議席は自動的に廃止された。すでに蒋介石は、辞任する旨を電報で伝えていた。⁽¹⁶⁾ 解任されるという面子の喪失を避けたのである。

②により、国民革命軍総司令の独裁権限が否定され、複数の委員で構成される軍事委員会が最高軍事指導機関とな

り中央執行委員会に責任を負うことになった。国民革命軍総司令は軍事委員会に從属し中央執行委員会に責任を負うこととなった。国民革命軍総司令が独占した権限である軍需と高級軍官の任命は、中央執行委員会の指揮下に軍事委員會が統轄した。

③により、国民革命軍総司令の職権が規定しなおされた。

④は、国民政府の外交部員以外は外国との交渉をしてはならぬというものであり、蔣介石側による列強との交渉を否定するためである。

⑤は、国共両党が聯席會議をもうけて合作の方法を協議する、であった。

国共聯席會議設置は二六年五月の二期二中全会でも採択されていたが、⁽¹⁰⁶⁾共産党の動きを国民党が監視する狙いをもっていた。ところが革命勢力を統一する決議案は、国共聯席會議設置の目的を国共両党が政治責任を共同で負担するためと述べる。共産黨員が国民黨員として活動した従来の国共合作の形態が、⁽¹⁰⁷⁾対等の同盟へと変質したと解釈される文面である。

以上の決議を採択したものの、武漢側には蔣介石にかわり軍事・財政・行政を指揮する体制は整っていなかった。これを見すかしたように、蔣介石側は三月十三日と十四日の會議で、中央執行委員会が三月分からの軍費を責任をもって支給するよう要請した。三月十五日の會議では孫科が発言し、湖北と広東以外の占領地域では多くの場合は軍事長官(前後の経緯から蔣介石を指していると思われる)が人員を任命して財政を管理しており、財政部のもとに財政を統一する必要があると述べた。そして財政部長が浙江省と江蘇省の財政処長を兼務する決議が通過したが、⁽¹⁰⁸⁾具体的措置がとられた様子はない。その結果、武漢側は体制の不備を理由に従来どおりの国民革命軍総司令の軍需支配を認めざるを得なかった。三月十七日通過の「国民革命軍総司令条例」は、「作戰地および警備地において」という文言を付け加えはしたが、総司令は「前線の軍・民・財・政の各機関を指揮しうる」と述べ、⁽¹⁰⁹⁾全権を承認した。軍需の支配

は国民革命軍の各軍を支配下におくことを意味し、北伐遂行の実権を掌握し続けることであった。蔣介石の権力を承認してしまった不甲斐なさからか、武漢側は当初は二期三中全会の諸決議を正式に蔣介石に通告しようとさえしなかった。⁽¹⁷⁾一方、蔣介石は、表面は武漢の党中央への挑戦はさけつつ、実質的にはこれまでどおりに軍事、行政、外交を処理しようとした。以上の状況を背景に、国共合作は上海でクライマックスを迎える。

第五章 蔣介石と共産党の全面衝突

北伐開始後、国共両党は孫伝芳支配下の上海を攻略するため、北伐軍に呼応する上海内部での工作を開始した。国民政府は一九二六年七月の北伐開始後、当面の大敵の呉佩孚に兵力を集中するため孫伝芳の中立化を図った。孫伝芳は形勢を傍観していたが、国民革命軍の急進撃に危機を感じ、二六年の八月下旬には国民革命軍に対抗する姿勢を示した。国共両党の上海での工作はこれより活発化し、一面での協力、一面での対抗のもとに進行する。上海は、揚子江を背後に控えるアジア最大の貿易港であった。欧米や日本の外国資本と中国の民族資本の企業や工場が林立し、生産、流通、金融の中心であり労働運動の中心地であった。清末以来の最大の租界の所在地であり、中国近代の都市の典型であった。租界には列強の外交機関があり、コミンテルンの代表が駐在し共産党の本部も存在した。国民党の本部も租界にあった。上海を占領し新しい支配を樹立するのは、中国国民革命の都市における帰趨に決定を下すことであり上海はその檣舞台となる。そして軋轢を繰り返しながらも合作の枠内にとどまり続けてきた蔣介石と共産党は上海で正面から衝突し、国共合作は急転回をむかえる。

第一節 第一次上海暴動

1 革命工作の開始

共産党は一九二三年七月の「時局に対する主張」⁽¹⁾以来、国民諸階層の代表で構成される国民会議の招集こそが中国に統一をもたらす唯一の方法だと主張していた。共産党中央は北伐の開始には民衆の力を背景にしない軍事行動だと

批判的であつたが、二六年七月十二日から上海で中央執行委員会擴大會議を開催した。そして「時局に対する主張」を發表し、国民會議實現のために「各自がその土地で直ちに立ち上がり、……地域の軍閥政權を打倒し、地方人民政府を樹立するまで戦う」必要を確認した。⁽³⁾ また「上海工作計画決議案」を採択し、国民會議の實現に向け上海市民の連合戦線結成を提起した。⁽⁴⁾ 七月十四日付の「敬しんで上海市民に告ぐる書」では、上海市政を民選の自治機関にゆだねることが提唱されている。⁽⁵⁾ 二七年三月に共産党が結成する上海臨時市政府委員會の起源が、ここに求められる。このほか「軍事運動決議案」が採択され、兵士・農民、労働者の中に共産党の指揮する軍事組織を作ることが決定され、上海の労働者糾察隊の組織化が開始される。「軍事運動決議案」は言う、「本党はプロレタリア革命の党である。常に武装暴動の準備をなすべき党である。民族革命の過程では武装闘争工作に加わり、進歩的軍事勢力を助長して反動の軍閥勢力を打ち碎き、しだいに労働民衆の武装勢力を發展させなければならない。これは同時に本党に、武装暴動を順序だてて準備する経験を得させることである」と。⁽⁶⁾ このあと国民革命軍の急進撃により、労働者糾察隊による暴動の実践は短時日のうちに日程にのぼる。

軍閥が割拠し匪賊が横行する当時の中国では、地主も農民も商人も自衛のために武装団体を組織し、上海での労働者糾察隊の組織化は特異なことではなかった。⁽⁷⁾ 一九二五年六月からの省港ストライキでは、スト防衛のため武装した労働者糾察隊が出現していた。⁽⁸⁾ この糾察隊の任務は糾察（逮捕・調査）の語のとおり、ストライキ破りを取り締まることであつた。ところが上海で組織される労働者糾察隊は暴動の実践という政治目標を持ち、ストライキ防衛という経済闘争の部隊とは質的に異なる存在であつた。

中山艦事件後、共産党は国民革命の主導権掌握への工作をほとんど放棄しており、上海で展開されようとしている自治運動でも主導権掌握を当面の目標からはずしていた。⁽⁹⁾ しかし労働者糾察隊による暴動の実践は、自治運動の主導権掌握に向かわざるを得ないことを意味した。暴動は権力奪取を目指す政治性の突出した行為であり、共産党は自ら

を「プロレタリア革命の党である」と規定していた。暴動が開始されれば、「順序だてて準備する経験を得させる」などという試験段階にとどめるのは困難であった。かくして共産党が上海の労働者糾察隊の創出を決定した時点で、上海での蔣介石との正面衝突は、その種をまかれていた。共産党の上海工作は、共産党上海区委以下、上海区委と略記)が担当した。上海区委主席団会議は九月三日に、上海の人民自治のスローガンと民衆暴動の準備を決議した。さらに九月七日には、暴動に向けて二千人の労働者糾察隊を組織することを決定し工作に着手した。⁽¹⁰⁾

国民党の上海工作は二六年九月四日に成立した江蘇特務委員会が担当した。中心人物は国民革命軍参議処の総参議であつた鈕永建である。鈕永建は上海出身の軍人で、すでに見たとおり辛亥革命時には南京臨時政府の参謀次長をつとめた。⁽¹¹⁾鈕永建たちの活動は国民党側の資料からは窺い知れないが、鈕永建たちは上海区委と頻繁に接触しており、その動向は上海区委の会議記録から知ることができる。北伐開始後、国民革命軍参議処からは各地の軍閥に使者が派遣され買収による寝返り工作が進行したが、上海工作の基本も軍閥の買収であつた。鈕永建は孫伝芳配下の夏超に目をつけた。夏超は同盟会浙江支会会長の経歴をもち、当時は浙江省省長兼警備隊司令として上海の南西百キロの杭州に駐屯していた。夏超と孫伝芳との間には暗闘があり、買収するには格好の人物であつた。⁽¹²⁾夏超に反乱を起こさせて部隊を国民革命軍に編入し、この部隊により上海を制圧しようという計画が進行する。鈕永建は同時に、夏超の反乱に上海内部から呼応する武装反乱を計画した。そして、共産党の労働者糾察隊による暴動計画との間に協力関係が成立する。

2 暴動計画の進行

鈕永建は九月中旬に呉稚暉らと上海に到着し、フランス租界に居を定め工作を開始した。⁽¹³⁾そして十月十一日になり上海区委との最初の接触が、代理を通じて行われた。接触までの一カ月近い空白期間は、鈕永建側が夏超や共産党の

動静を見定めようとしていたためであらう。十月十二日の上海区委會議記録によれば、鈕永建側はさぐりを入れる態度を示し話し合いの雰囲気は友好的ではなかった。鈕永建側は労働者糾察隊について質問し、上海区委の提案した一五〇〇人の武装計画に難色を示した。そして五〇人の決死隊があれば民衆を喚起でき、一五〇〇人の人数は必要ないと主張した。共産党が強大な武装部隊をもつのを恐れたことがわかる。暴動後の体制についての鈕永建側からの質問に対する上海区委の回答は、自治政府の樹立を提案せず、労働者、商人、学生が連合して緩衝的地位に就くというものであった。上海で発生する事態に政治上の中立的色彩をほどこし、列強や奉天派からの干渉(具体的には山東省を支配していた張宗昌の進入)を防ぐことを意図していた。これに対し鈕永建側は、夏超が行動に移らないことにならば、張宗昌の南下を危惧して孫伝芳が敗れても上海では行動に移るべきではないと述べるなど、消極的姿勢を示していた。⁽¹⁴⁾

このあと状況が一変する。十月十五日に夏超は国民革命軍への所属を宣言し、孫伝芳に反旗を翻した。同日、国民政府も孫伝芳討伐宣言を⁽¹⁵⁾発した。十月十日に湖北省の武昌が国民革命軍に占領されたことが夏超に決断をうながしたと考えられる。夏超は十月十六日に国民革命軍第十八軍軍長に任命され杭州の孫伝芳の憲兵隊を武装解除し、十七日には鉄道を使って上海へと軍を進めた。⁽¹⁶⁾ただちに鈕永建と呉稚暉が上海区委と直接に接触し、夏超の上海進軍に呼応する共同行動が協議された。十月十七日、十八日、十九日の上海区委の會議記録により、両者間の協議を再現してみよう。

十七日午前中の協議で、鈕永建は労働者と学生が行動の核だが国民党の指揮を受けると主張した。協議内容はこれ以上は不明だが、上海区委側は鈕永建の主張を受け入れたはずである。上海区委側は特別糾察隊として百人余りを武装させることとし、鈕永建に二百挺の銃を要求することを決定した。⁽¹⁷⁾武装準備では資金不足により銃器が不足していた。このあと暴動開始が決定されると、鈕永建は夏超への工作資金十万元の中から一万元を割いて上海区委に提供し、

上海区委はようやく百挺余りの銃を準備できた。⁽¹⁸⁾

一方、鈕永建側は孫伝芳側の海軍軍艦一隻の買収に成功し、秘密結社の青幫に働きかけ暴動参加者を集めていた。⁽¹⁹⁾ また上海に駐屯する孫伝芳配下の第十三団長で夏超の上海進攻を阻止すべく出動した王雅之への買収工作を進め、これは上海区委へも通告され、結果を見たのちに暴動発動の日時を最終決定することになっていた。⁽²⁰⁾

暴動後の新体制についても、上海区委と吳稚暉との話し合いが行われた。鈕永建との最初の協議の直後のことと考えられる。吳稚暉は上海区委の提唱する上海自治のスローガンに賛成せず、鈕永建の全権掌握と国民党が前面に出ることを主張した。これに対し上海区委側は、列強や奉天派からの干渉の危険を説いたと思われる。協議の結果、国民党による政権掌握の主張はそのままに、吳稚暉は上海和平維持会を組織し新しい政治機構とすることを提案した。⁽²¹⁾ 上海区委側が賛成すると、吳稚暉も上海和平維持会が労働者、商人、学生で組織されることに賛成した。⁽²²⁾ 引き続き協議が行われ、互いに相手の出方を探りつつも、十九日の段階で暴動発動のさいの具体的部署が決定された。

国共間では大筋の合意が成立し、夏超の上海進軍と暴動開始を待つばかりとなった。共産党は当面は上海の新体制の主導権掌握をめざしていなかったが、すでに主導権を国民党に譲りわたそうというわけでもなかった。上海区委の議事録から要約される共産党の方針は、以下のとおりである。共産党は鈕永建の政権担当能力を危ぶみ、政権の中心は商人階層だと考えていた。そして商人を代表に上海市民を前面に押し立てて政権をとらせ、国民党色や共産党色を取り除いて列強や張宗昌からの干渉を防ぎ、こうして成立した自治空間において労働運動をはじめ民衆運動の発展を図り勢力の基礎を固めるのである。具体的には、二五年九月に閉鎖された上海総工会を復活させ二十万人の労働者を傘下に組織すること、共産党員を一人に増加させること、があげられた。⁽²³⁾

3 虞洽卿について

共産党が上海商人の代表と見なしたのは虞洽卿であり、彼を新しい自治政権の中心に据えようという計画は、かつて虞洽卿を中心に進展した上海自治の先例と、共産党と虞洽卿との親密な関係を基礎にしていた。虞洽卿はオランダ銀行の買弁で汽船運輸会社の三北公司を経営して成功を収め、二四年八月に上海総商會會長に就任した。二四年九月に上海の支配をめぐり安徽派と直隸派が戦火を交えると、虞洽卿は暗に安徽派を支持し上海の中立化を図った。このあと安徽派が奉天派と結んで北京で政権を握ると、虞洽卿は安徽派の総帥の段祺瑞から以下の合意を得た。上海を「淞滬特別市」と改名して自治制確立への第一歩とする、上海に駐兵しない、総商會の指揮下に自衛組織として保衛団を組織する、である。このあと一九二五年に五・三〇運動がはじまり、共産党指揮下の上海总工会が反英・反日の労働者ストライキを展開すると、虞洽卿は上海総商會を指揮して募金をつのりストライキを支援した。総商會の姿勢は共産党からも評価されたが、虞洽卿個人に関していえば英国や日本の汽船会社が船員ストや波止場の労働者ストで業務を麻痺させている間に三北公司の營業を拡大させ大きな利益を得た。しかし一九二五年十月に上海が直隸派の孫伝芳の支配下におかれると、孫伝芳は安徽派の息のかかった虞洽卿に圧迫を加え上海自治計画を阻止する。虞洽卿は二六年夏の総商會會長の選出で落選させられ、八月には総商會指揮下の保衛団も解散を命じられた²⁴。

虞洽卿は孫伝芳に圧迫され、共産党や国民党には同盟者の資格を供える人物となった。共産党には虞洽卿は一定の枠内で共闘が可能な人物であり、当面の上海自治運動の看板に利用できる人物であった。国民党には虞洽卿は、将来の資金源である上海商人のとりまとめ役であった。商人である虞洽卿には商業活動の保全が重大事であり、政治的中立が肝要であった。国民党や共産党と共同して孫伝芳支配の打倒をめざすのは、政争に巻き込まれることを意味した。このあと虞洽卿が国民党や共産党と接触しつつも、日和見を決め込もうとしたのはやむをえない。上海区委の議事録から虞洽卿の動静を見てみよう。

虞洽卿は九月初めには、共産党の計画する波止場の荷揚げ労働者のストに対し、資金捻出の方法で上海区委にアドバースを与えていた。ストは国民党側との連絡のもとに計画されていたが、鈕永建側との具体的な接触については不明である。虞洽卿は自分が矢面に立たなければ、反孫伝芳闘争への援助にやぶさかではなかったことがわかる。⁽²⁵⁾ところが十月十七日に上海区委の代表が訪れて鈕永建や呉稚暉との間で合意したばかりの暴動決行と暴動後の政治体制を報告すると、虞洽卿は非常に狼狽した。政治抗争に巻き込まれる不安に恐怖したのである。しかし和平維持会の樹立と和平維持会への参加に同意した。そして上海区委側が、和平維持会の構成員は商人が多数を占め労働者と学生は少数にとどめる、スローガンは集会・結社・言論の自由の要求にとどめると述べると、大いに賛成した。一般的な政治権利の要求であれば、政治抗争に巻き込まれる危険は少ないと考えたのであろう。虞洽卿は破壊工作には鈕永建がたずさわることを希望した。⁽²⁶⁾暴動には参加しないということである。

共産党も国民党も商人の保衛団の武力に注目したはずであるが、保衛団の暴動参加は実現しなかった。鈕永建は十月十七日の共産党との協議で行動の核は労働者と学生だと述べたが、虞洽卿から暴動参加を断られていたためだと思われる。

共産党は当初、上海出身の張静江が虞洽卿と鈕永建の橋渡しをしたと危惧し、両者の離間が重要だと考えた。虞洽卿が国民党に取り込まれては困るのである。しかし十月十七日の虞洽卿と鈕永建との接触を通じ、両者の関係は進展していないと判断した。⁽²⁷⁾上海区委の会議記録には、虞洽卿が安徽派の軍人や奉天派の張宗昌とも関係をつけていることが報告され、「進歩的資産階級」は国民政府に投じるか奉天派と結ぶかを決めかねている、と述べられている。⁽²⁸⁾虞洽卿は一九二六年の夏に旧知の蔣介石とも関係をつけたが、⁽²⁹⁾多方面との関係維持こそ安全保障の基本であり、可能なら直隸派ともなんらかの関係をつけたかったはずである。

上海の状況は国民党、共産党、虞洽卿の代表する商人層の、三者三様の思惑のもとに進行していた。十月十八日の

上海区委會議記録に述べられるとおり、「我々は暴動を試してみるわけだが、前途がどうなるかは、まだ予測しがたい⁽³⁰⁾」であつた。

4 暴動の決行

上海暴動の必須条件である夏超の上海進攻は孫伝芳側に阻止され、十月二十二日に夏超の部隊は潰滅し、夏超は捕らえられ処刑される⁽³¹⁾。しかし暴動は決行される。暴動後の上海区委の議事録によれば、二十三日に夏超敗北の報に接したが、国民革命軍の九江占領と孫伝芳陣営での新たな反乱の情報に接し、状況を好都合に判断したため暴動が敢行されたという⁽³²⁾。しかし夏超の敗北以外は誤った情報であり、好都合な事態は発生していなかった。鈕永建側の孫伝芳陣営に対する寝返り工作も功を奏さず、孫伝芳側は夏超を消滅させ内部の結束を強化していた。そして大量に密偵をはなち、暴動計画に関する情報を詳しくつかんでいた。

十月二十四日未明、鈕永建側の武装部隊と労働者糾察隊は、暴動の第一段階である警察署襲撃による武器奪取を敢行した。しかし呼応するはずの海軍の一部は動かず、鈕永建側の部隊は待ちかまえた警察の保安部隊から銃撃を浴び退却した。労働者糾察隊も事前に各拠点を探知されて幹部が逮捕され、若干の小ぜりあいだけで暴動の芽は数時間内につみ取られた⁽³³⁾。暴動後の上海区委の議事録は、鈕永建側の部隊も労働者糾察隊も予定の人数を確保できず、命令系統も不備で暴動の情報が漏れていたことを確認している⁽³⁴⁾。杜撰な準備にもかかわらず暴発したのは、最高責任者の鈕永建の状況判断の甘さによる。これには、鈕永建側の武力を構成した会党たち(青幫)の、仕事をやらねば金にならぬという投機的態度が影響していたと考えられる。そして糾察隊のための銃器を必要としていた共産党も、鈕永建から暴動用の銃器を直前に支給されれば、勢いとして参加せざるを得なかったのである。暴動では青幫と共産党が共同行動をとることになったが、上海では青幫と共産党が労働者の組織化を通じ深くかわりあっていた⁽³⁵⁾。両者の関係は、

蔣介石と共産党の全面衝突に際しその姿を大きく浮かび上がらせる。

十月二十四日未明の出来事は暴動未遂であり、鈕永建側にも労働者糾察隊にも大きな被害はなかった。上海区委は二十四日午後の会議で以下の諸点を確認した。鈕永建は頼りにならない、資産階級は無力で投機的である、共産党は主体的に行動し暴動計画を推進し自己の勢力を築く準備をしなければならない、である。⁽³⁶⁾ 続く二十五日と二十六日の会議で周到な組織工作の必要が確認されたが、二十六日の会議ではレーニンの言葉「暴動は技術(原文は「芸術」)だ」への言及が見られる。⁽³⁷⁾ 一方、鈕永建側は従来どおり、軍閥の買収工作と新たな暴動計画を進行させる。共産党も表面は、軍事指導者の鈕永建と民衆運動のシンボルである虞洽卿を看板に掲げ工作を進行させる。

第二節 再開された暴動計画

1 軍事偏重から民衆運動の重視へ

第二次暴動計画はただちに日程にのぼった。国民革命軍が江西省の九江を占領したからである。九江は揚子江に臨む港をもち、省都の南昌に通じる鉄道の起点であった。国民革命軍は一九二六年十一月五日に九江を占領し、揚子江經由の上海や南京との交通路を遮断された南昌の孫伝芳側は混乱におちいる。国民革命軍は南昌攻撃の足場を固め、十一月八日には南昌を占領した。⁽³⁸⁾ 九江占領のもっていた戦略上の重要性がわかる。共産党上海区委の会議記録により、第二次暴動に向かう経緯をたどってみよう。

十一月六日の午前九時からの上海区委主席団会議の会議記録には、先立って行われた鈕永建との協議内容が報告されている。鈕永建は国民革命軍の九江占領をテコに、孫伝芳側の軍人への買収工作を強化していた。鈕永建は軍事偏重の第一次暴動を反省し、ビラ散布や演説により民衆を扇動した後に武装暴動を決心することを主張していた。また前回とは異なり、金でやとった青幫分子を動員しないと述べていた。これを踏まえ上海区委は、午後に行われる鈕

永建との協議では、鈕永建の主張する民衆を扇動する方針に賛成しゼネスト準備を提案する、政權掌握後の政治組織として前回と同様に上海各層の人民で構成される委員会の組織化を提案する、ことを決定している。この委員会は鈕永建を中心に組織化を呼びかけ、商人層の代表である虞洽卿を中心に据えることとされた。⁽³⁹⁾ 続いて午後四時から開かれた上海区委各部委党団書記特別会議と午後十一時からの上海区委主席団特別会議の会議記録を見ると、鈕永建が午後の協議で上海区委の提案に同意し、民衆への宣伝からゼネストへ、ゼネストから武装暴動へという手順の合意が成立したことがわかる。そして鈕永建のすすめる孫伝芳側の軍人たちへの買収工作の結果をまち、一週間以内に全体計画を実行する手はずになっていた。孫伝芳側では九江陥落を機に、江西省で国民革命軍と対峙していた周鳳岐や陳儀などの軍人が国民革命軍側に寝返ろうとしており、状況は武装暴動計画に有利に展開しつつあった。⁽⁴⁰⁾ 第二次暴動は、民衆動員に主眼がおかれた。上海区委の会議記録にはゼネスト準備の記述は多いが、武力行使のための労働者糾察隊配備に関する記述は見られない。鈕永建側は、広東から数百人の人間を上海に運び入れ武装力の主力にするという現実味の薄い提案をしたが、上海区委から民衆暴動の発動とこれに呼応する孫伝芳側の上海守備部隊の寝返りの妥当性を指摘され、これを承認した。買収工作が難航したらしい警察に対しても、上海区委は民衆の力で対抗できるという判断を示している。⁽⁴¹⁾ 十一月六日午前九時の上海区委主席団会議の会議記録には、「上海にパリ・コミューンを作り出す」と述べられており、⁽⁴²⁾ 共産党員たちはパリ・コミューンの特色であった全人民武装を理念としていたのかも知れない。

上海区委は第一次暴動の失敗で鈕永建の頼りなさや虞洽卿の投機性を痛感し、運動の主導権掌握の必要性を確認したが、前回と同様に鈕永建を軍事指導者に据え虞洽卿を民衆運動の中心人物に祭りあげようとする。これは以下の打算に基づく。鈕永建を軍事指導者に据えるのは国共合作の建前の実践であるが、鈕永建のすすめる孫伝芳側への買収工作に期待し、鈕永建を通じて工作資金を引き出すのである。虞洽卿を祭りあげるのは、発生する事態に政治上の中

立的色彩を与え、列強や奉天派の干渉への防波堤にするのである。そして共産党は、この状況下に成立する上海の自治空間で、労働者組織の拡大を中心に勢力を強化し発展への契機とするのである。

十一月十日から労働者や学生の宣伝隊が組織され、ビラ散布などにより「打倒孫伝芳」と「上海自治樹立」のスローガンが宣伝された。⁽⁴³⁾しかし十一月十二日の上海区委の会議記録によれば、宣伝隊の士気は高いが効果は芳しくなく、民衆に運動の政治的意味を理解させるにはほど遠かった。虞洽卿らは孫伝芳側の監視をのがれるという口実で、上海区委を遠ざけていた。⁽⁴⁴⁾しかも暴動開始の鍵である北伐軍の上海への接近が当面は期待できなくなった。北伐軍が南昌占領後にしばらく進撃を停止したのである。蔣介石は南昌に前線司令部の行營を設置し、軍容の建て直しを図った。また九江占領直後には国民政府の広州から武漢への移転が決定され、十一月十六日にはボロジンを含む政府要人が武漢に向け出発していた。⁽⁴⁵⁾江西省占領にともなう国民政府の軍事と政治の新しい体制固めが進行していた。

十一月十二日の上海区委の会議記録には、「鈕永建は現在すでに消極的である」と記されている。⁽⁴⁶⁾上海区委は十一月十九日に主席団会議をひらき、陳独秀の指示に基づき暴動の暫時停止を決定した。

2 上海自治運動との連合

この間、新しい情勢が発生していた。国民革命軍は張作霖の中立化をはかっていたが、張作霖は国民革命軍の南昌占領に危機感をつのらせ、対決姿勢を明らかにした。張作霖は十一月十日に奉天から天津に到着し、十四日に配下の張宗昌や上海から到着した孫伝芳の代表を交えて軍事会議をひらき、十五日には孫伝芳支援を決定した。十一月十八日には孫伝芳自身が天津に到着し援助を乞うた。その結果、十一月二十六日には張宗昌配下の部隊が揚子江北岸の浦口に到着した。十一月三十日には張作霖を総司令に張宗昌と孫伝芳を副司令とする安国軍が成立し、国民革命軍に対抗する陣容が整えられる。⁽⁴⁷⁾

張宗昌の南下を危惧していた鈕永建や共産党は情勢の変化を予想し、十一月十一日と十二日の両日には国民党上海市党部と上海総工会が、張宗昌の南下反対と上海自治を要求する宣言を發した。そしてこの宣言に呼応し、十一月十四日には九月に江蘇省と浙江省で開始された和平運動の延長として、江蘇、浙江、安徽の紳士たちの蘇浙皖三省連合会が上海に成立し、張宗昌の南下拒否と上海自治を要求する広汎な運動が展開される。⁽⁴⁸⁾十一月十九日には、孫伝芳配下の浙江省の軍人の陳調元や陳儀も地盤を侵蝕されることを恐れて南京で會議をひらき、張宗昌南下に反対を表明した。⁽⁴⁹⁾地域ナショナリズムがこの運動を支えていた。一九二〇年以降の中国では南北対立の戦争に巻きこまれるのを避けるため、各省で自治を要求する「連省自治運動」が発生していた。三省連合会の中心人物の沈鈞儒は、一九二三年末に浙江省自治を要求する運動を展開した人物である。⁽⁵⁰⁾暴動の暫時停止を決定していた鈕永建や上海区委は十一月二十四日にはこの運動に合流することを決定し、十二月六日に三省連合会を中心に、上海総工会、上海学生連合会、馬路商會連合会が加盟した上海市民公會が成立した(上海總商會は加盟せず)。しかし運動は孫伝芳側からの圧迫で、一九二七年の一月初めには停止状態に陥る。⁽⁵²⁾

この間、蔣介石は二七年一月初めに南昌で軍事會議を開き作戰計畫を決定し、一月下旬には孫伝芳を圧倒して上海に近づいていた。上海では鈕永建と上海区委の協力下に暴動計畫が再び日程にのぼる。しかし蔣介石と共産党の対立は激化し、共産党は一月下旬には、蔣介石が上海に入れば「共産党を正式に攻撃するかもしれない」と考えるに至っていた。共産党は、自分に敵対するであろう蔣介石に呼応することによってしか、新たな暴動と新体制を実現できないジレンマに陥った。二月、三月になり、蔣介石の率いる国民革命軍が上海に接近するにつれ、上海の政治的緊張はその度合いを深める。

3 第二次上海暴動の決行

蔣介石は全軍を西路軍、中央軍、東路軍に分け、進撃していた。上海をめざしたのは、何応欽を総指揮とし白崇禧を前敵総司令とする東路軍である。蔣介石直系の国民革命軍第一軍は東路軍に所属した。東路軍には、孫伝芳側を離脱し国民革命軍に編入されていた周鳳岐の第二十六軍と陳儀の第十九軍が加わっていた。⁽⁵⁴⁾周鳳岐の第二十六軍はこのあと上海で共産党と直接に衝突する。二七年二月十八日には第一軍の劉峙と薛岳の部隊が、上海南西一〇〇キロの杭州を占領した。翌十九日には周鳳岐の第二十六軍が杭州南東六〇キロの紹興を占領し、その先遣部隊が杭州と上海を結ぶ鉄道の中間点の嘉興付近に達した。⁽⁵⁵⁾

この状況下で中共中央は二月十五日に緊急會議を招集しており、東路軍が嘉興を経て上海南西四〇キロの松江に達した時、ゼネストを宣言し武裝蜂起を組織する方針を決定していた。⁽⁵⁶⁾党中央の決定を受けた上海区委は二月十六日の全体會議でゼネストと武裝蜂起の準備を決定した。また蔣介石に対抗するため、北伐軍と国民政府は肯定するが蔣介石は否定するという宣伝を行うことを決定し、⁽⁵⁷⁾翌十七日の上海区委「秘書処通信」で各所に指令を発した。「秘書処通信」は、蔣介石が南昌に国民党二期三中全会を招集しようとしている事態を革命の危機ととらえ、右からの攻撃と左派と右派の衝突にしなければならず、単純に共産党と国民党の衝突にしてはならない」と述べる。そして、軍事、行政、財政、外交での蔣介石独裁を九項目の罪状として告発することを決定したが、「文字の上で蔣介石の名前をあらさまにすることはできない。事実に基づく巧みな表現を用い、暗に蔣介石であることを示すだけである。我々は左派が反蔣のための政治綱領を出すよう求める。そしてこの政治綱領を宣伝して反蔣の理由を社会に知らしめ、反蔣は個人的利害対立や共産党の陰謀であるなどの誤解を招かないようにしなければならぬ」と述べる。「秘書処通信」の末尾には、「この通信は責任ある同志だけが見ることを許され、各方面で適切に応用する。見たあとはただちに焼き捨てよ」との但し書きがつけられた。⁽⁵⁸⁾

一方で衝突を準備し、一方で公然たる批判を差し控える方針で、国民革命軍總司令として全權を掌握する蔣介石に有効に対抗できるかは疑問であった。しかし上海区委は、以下の見通しを抱いていたという。「孫伝芳勢力の基礎が揺らぐ機に乘じ、ゼネストを挙行して労働者階級の勢力を集中し、孫伝芳勢力の根本的滅亡を促し政治上の指導的地位を獲得しなければならない。また相当の武装をも獲得しなければならない。かくして北伐軍が到着したあと、労働者階級の勢力はすでに顯著であり確立されている。我々は政治上で相当の地位を得て、一般民衆を導いて政權に参加し国民党新右派の反動を防止することができる⁽⁵⁹⁾」、と。

二月十八日の夜、上海総工会の代表者會議の席上に北伐軍が嘉興に達した知らせが伝わり、興奮した代表たちは上海区委や党中央の批准を待たず翌日からのゼネスト開始を決定してしまふ。出席した上海区委の趙世炎が同意したという⁽⁶⁰⁾が、上海総工会が先走ったのである。李立三によれば、十九日の早朝に電車が走っていないのを不審に思った瞿秋白が陳独秀に問い合わせ、陳独秀が上海区委に問い合わせてゼネストが開始されていることがわかったという⁽⁶¹⁾。

上海区委はゼネストを追認し、ゼネストから暴動へ、さらに労働者階級指導下の民衆政体樹立へという既定方針を実行に移そうとした。ゼネストは急速に拡大し、二、三日のうちにストライキ労働者は二十万人に達したという⁽⁶²⁾。再開されていた上海総工会の組織活動が発展していたことを物語る。しかし労働者たちは上海区委が期待する明確な政治意識をもってゼネストに突入したのではなかった。実情は、待遇改善を求めてストライキ慣れしていた労働者たちが、北伐軍の接近による変化を予感させる雰囲気の中で、上海総工会の指令に煽られてストライキになだれこんだものであった。ゼネスト開始時の上海総工会の通告が、「今回のゼネストは全くの政治的行動であり、決して経済的要求を提起してはならない」と確認している事実が事情を物語る⁽⁶³⁾。急遽、労働者や学生の宣伝隊が組織され、孫伝芳側の大刀隊による殺害の危険を冒し、「ゼネストで北伐軍に呼应しよう」、「ゼネストで孫伝芳を打倒しよう」、「民衆政權万歳」のスローガンが宣伝された。そして十一名が逮捕され、その場で斬首された(一名のみ射殺)⁽⁶⁴⁾。しかし一方的

なビラ散布やスローガンの高唱に終わったりしく、宣伝は民衆に浸透しなかった。労働者さえゼネストの政治的意味を理解せず、とまどっていた。商人たちはビラさえ受けとらなかった。⁽⁶⁵⁾しかし既定方針の実現を焦る上海区委は、労働者階級主導下の自治組織として鈕永建や虞洽卿が名前を連ねる上海市民臨時革命委員会を組織し、この臨時革命委員会の決定により労働者糾察隊の暴動を開始しようとした。

二月二十二日に上海市民臨時革命委員会が組織されたが、軍事指導者に据えられた鈕永建はともかく虞洽卿は参加を承認していなかったと思われる。虞洽卿は上海区委の主要メンバーで総工会委員長の汪寿華に、自分の名前が臨時革命委員会の委員として「国民日報」に掲載されたことに強い不満を表明し、政治には関与しない声明を新聞に出したが⁽⁶⁶⁾、鈕永建も事前に連絡のなかった上海区委の暴動計画作成に不満を抱き、呉稚暉の手記によれば、二月二十二日の夕刻に汪寿華から暴動命令を出すよう求められると、人を欺くようなことをするのは協力できないと大いに怒ったという。鈕永建は、共産党のもくろみを察知していたはずである。鈕永建は孫伝芳側の上海防備司令の李宝章と交渉を続けており、武装暴動の用意はなかったと思われる。北伐軍の接近をひたすら待てばよく、上海の政治体制は蔣介石の上海入城後に決定すればよいことであった。しかし鈕永建は上海区委の要求に抗しきれず、上海区委の計画した暴動開始時刻を少し過ぎた二月二十二日の午後六時に暴動開始の指令を発した。このあと、労働者糾察隊と警察の間で若干の衝突が発生したが、共産党の暴動計画はまたもや失敗に終わる。上海区委は二十三日の午後五時には暴動中止を決定し、二十四日朝には、上海総工会が労働者にゼネスト中止と復業の命令を出した。⁽⁶⁷⁾

『上海工人三次武装起义史』は、鈕永建の暴動開始命令の遅れが、海軍の砲撃を合図に糾察隊が兵器工場を襲い、武器を入手したあと各方面に攻撃をしかける作戦計画を狂わせたと主張する。共産党は、国民革命軍に気脈を通じる楊樹庄麾下の海軍の中に党支部を組織していた。そして何隻かの艦艇が暴動に参加することになり、計画とは一時間遅れの午後七時頃に若干の砲撃が行われたが、何の効果もなかった。⁽⁶⁸⁾暴動後の上海区委の会議記録や瞿秋白の「意見

書」では、作戰計画の不備は問題にされるが鈕永建の命令の遅れは問題にされていない。⁽⁶⁹⁾第二次武装暴動は、蒋介石の上海占領までに労働者階級主導の自治政体を樹立しようとした共産党の焦りの産物であり失敗に終わった。そして鈕永建らに共産党への一層の警戒心を抱かせた。共産党は北伐軍上海入城の直前の三月二十一日に、第三次武装暴動を挙行する。

第三節 蒋介石と共産党の衝突

1 共産党と会党勢力の連携——ゼネストの決行

白崇禧を前敵総司令に国民革命軍東路軍は急進撃を続けた。二七年二月二十四日には張宗昌が孫伝芳とともに上海に入り、三月初めには孫伝芳配下の李宝章に代わる張宗昌配下の畢庶澄が上海に進駐し防衛体制をしいた。孫伝芳軍は前線に出動した。⁽⁷⁰⁾

鈕永建や吳稚暉および虞洽卿と共産党の間には、不信任が高まっていた。しかし上海区委は三月初めに、上海市民の自治政体として上海市民代表会議を組織する提案を鈕永建らに行った。二月二十一日には吳稚暉や鈕永建を中心に国民党上海臨時政治委員会⁽⁷¹⁾が成立しており、共産党にはこの組織の中の楊杏仏⁽⁷²⁾ら国民党「左派」を育成する計画があったはずであるが、鈕永建は上海区委の提案に冷淡であった。虞洽卿も共産党とは一線を画した。⁽⁷³⁾

鈕永建らの態度は国民党二期三中全会の武漢での開催が決定されると軟化する。共産党との対立は、蒋介石を一層不利な立場におくと考えたのである。吳稚暉は我々の主張に不一致はないと語り、鈕永建は蒋介石は本来は革命的だが挑発する人間がいると共産党員に語ったという。鈕永建らは武装暴動はさておき、市民代表会議やゼネストについて上海区委と協議をはじめた。⁽⁷⁴⁾その結果、三月十二日に労働者、市民、学生、国民党員、共産党員を含む上海市民代表会議が開催され、執行委員会が成立した。しかし国民党二期三中全会が終了すると、鈕永建らは再び態度を硬化さ

せた。鈕永建は三月十八日の国民党上海臨時政治委員会ですべてを終わりにしたいと述べ、蔣総司令を代表しゼネストに反対すると述べた。ところがゼネストに賛成する白崇禧からの手紙が席上にもち出され（誰がもち出したのかは不明）、楊杏仏らの「左派」がこれを根拠にゼネストに賛成した結果、ゼネストは行われることになった。さらに国民党市党部の監督を受ける条件下に、市民代表会議の組織化も進行することになった。⁽⁷⁵⁾白崇禧は前敵総司令としての純軍事的立場からゼネストに賛成したのであろうか。白崇禧の諜報処長の弟が共産党員であつたらしく、この線からの働きかけが行われていた。⁽⁷⁶⁾白崇禧は広西省出身の軍人で、蔣介石とは必ずしも利害が一致せず、やがて李宗仁とともに桂系（広西系）とよばれる国民党内の反蔣介石グループの中心人物となる。

共産党は蔣介石と白崇禧の間の、さらには鈕永建と楊杏仏らの不一致をたくみにつき、ゼネストだけでなく武装暴動をも決行する。三月二十一日の朝、上海区委はゼネストと武装暴動の開始を決定し、正午を期して上海市民に決行を訴えた。ゼネスト参加者は短時間のうちに八十万人に達し、労働者糾察隊が市内の七つの地区で、北伐軍の接近に浮き足立つ警察と畢庶澄の上海警備軍を攻撃した。三月二十二日の夕刻までには糾察隊は勝利を収め、数千の武器を奪取して武装力を一挙に高めた。⁽⁷⁷⁾三月二十二日には共産党員の主導下にかれた上海市民代表会議により上海市政府委員が選出され、武漢国民政府の批准をへて上海市政府を正式に成立させることが決定された。上海市政府委員は翌二十三日から活動しはじめ、二十四日には武漢側から一連の事態を承認し、市政府を正式に機能させるための手続きを通告する電報が到着した。⁽⁷⁸⁾糾察隊も四月一日には武漢側から合法的武力として承認される。⁽⁷⁹⁾

共産党の強気の行動の背景には、青幫の指導者の杜月笙の協力が存在した。杜月笙は上海が北伐軍の手におちる前に、関係の深かった共産党員の汪寿華（上海総工会委員長）に、協力を申し出た。上海区委の会議記録から、杜月笙には二つの目的があつたことがわかる。一つは、黄金栄⁽⁸⁰⁾を通じて青幫が深くかわるフランス租界の治安維持に関し、総工会と連絡をつけることである。二七年の一月には、英国人水兵と中国人民衆の衝突をきっかけに、武漢と九江の租

界が中国側に管理をゆだねる事態が発生していた。⁽⁸¹⁾すでにフランス租界の警備責任者の総巡捕が総工会に接近してきていた。⁽⁸²⁾租界を武力解放されてはかなわないからである。さらに杜月笙は、フランス租界当局の承認のもとに自らとりしきる阿片販売⁽⁸³⁾についても、共産党側と協議しようとしていた。汪寿華は共産党員の会議の席上で、阿片販売にたずさわる人間は一人人もおり急いで禁止はできないと述べており、両者がなんらかの合意に達していたことも想像される。杜月笙側は協力の証として、資金援助の申入れやフランス租界の共産党員たちを孫伝芳側の密偵から保護し、通信連絡のために電話設置の手配までしてやっている。⁽⁸⁴⁾

三月二十一日のゼネストでは、参加者は前回の二十万人を上回る八十万人に達した。青幫が傘下の労働者や小商人を動員した結果と考えてよい。これに続く暴動では、杜月笙の生地、浦東で労働者糾察隊と杜月笙配下の武装力との間に協力関係が出現した。⁽⁸⁵⁾一方、鈕永建は暴動が始まると、すでに上海郊外の竜華に達していた白崇禧に上海への進軍を一日、二日おくらせるよう要請した。北伐軍の進軍が暴動を助け、共産党の勢力が増大することを恐れたのである。共産党は白崇禧に進軍を再三要求し、その結果、第一軍の薛岳の部隊が二十二日夕刻に上海に進入したが、暴動はほとんど終了していた。⁽⁸⁶⁾共産党はゼネスト、暴動、市民自治政府の樹立という、所期の目的を達した。あとはこの体制に依拠して、予想される蔣介石の攻撃に如何に対処するかであった。

2 共産党弾圧を決意した蔣介石

蔣介石は三月十五日に南昌を離れ、揚子江沿いに南京、上海へと向かい三月十六日と十七日には共産党支配下の国民党南昌市党部と九江市党部を、段錫朋の指揮のもと実力行使により解散させた。武漢側は九江や南昌から戻った人物たちの報告で、党部閉鎖の背後に蔣介石の意図のあることを充分に察知していた。三月十九日の中央執行委員会常務委員会拡大会議では、南昌市党部の回復と段錫朋らの党籍剝奪と逮捕令が決議されたが、蔣介石に対する処罰はた

めらっていた。蔣介石の実力をはばかっていたとしか説明できない。⁽⁸⁷⁾ 蔣介石は三月二十三日には安慶で、共産党支配下の国民党安徽省党部を国民革命軍総司令部特務処長の楊虎（青幫分子という）の指揮により破壊した。蔣介石自身は、一連の出来事が自分の差し金である証拠をつかまねよう中立的言辞を弄し続けたが、⁽⁸⁸⁾ 上海での共産党員弾圧を日程にのせたとと思われる。広州に打電し、李済深と黃紹竑に急ぎ上海に来るよう命じている。⁽⁸⁹⁾

蔣介石は三月二十六日に上海に入ったが、三月二十四日に発生した南京事件（国民革命軍第二軍と第六軍の兵士が外交官を含む外国人を殺傷した）により、上海の租界は一、二箇所の通路を残して鉄条網で封鎖され戒厳令がしかれていた。⁽⁹⁰⁾ 租界回収を唱える共産党が指揮する労働者糾察隊は、列強との関係調整を目指す蔣介石にはやっかいな存在であった。⁽⁹¹⁾ 蔣介石は国民革命軍総司令として、矢継ぎ早に対策をおしすすめる。三月二十六日には、武力で租界を回収しない声明を発した。⁽⁹²⁾ また虞洽卿と会い商人層の支持をとりつけ、鈕永建や楊杏仏らの国民党员と協議したはずである。この結果、鈕永建や楊杏仏は上海市政府委員からの辞職を宣言する。蔣介石は三月二十九日には上海市政府委員の就任式典に書簡を送り、国民革命軍総司令の職権に基づきしばらく市政府の成立を見合わせるよう要求した。しかし共産党員の委員を中心に、上海市政府は予定どおり開始される。⁽⁹³⁾

一方、蔣介石は黄金栄を通じ衛兵を連れフランス租界に出入りする許可を得た。公共租界当局も蔣介石に同様の許可を与えた。蔣介石は杜月笙と接触し、青幫と共産党を切りはなそうとしたはずである。共産党の勢力が大きくなれば青幫との衝突も予想された。青幫は共産党との対決を決意し、四月三日には上海総工会に対抗する労働者組織の上海工界連合総会が成立した。共産党と労働者糾察隊に対決する組織として、青幫の指導者たちが名を連ねる中華共進会も組織された。⁽⁹⁴⁾

一連の共産党対策に「合法性」を与えるため、四月一日には中央監察委員の吳稚暉が、共産党員の勢力伸長とボロジンの活動は「国民革命」を破壊するという弾劾文を中央監察委員会に提出した。四月二日には蔡元培を議長に、上

海に到着していた黄紹竑らを交えて国民党中央監察委員会が開かれ、共産党員の拘束と監視の必要、武漢の聯席會議や国民党二期三中全会の諸決議の再審議の必要を決議し、武漢側の非共産系の中央執行委員らに通告することが決定された。しかし直ちに通告はせず留保するとされた。⁽⁹⁵⁾

3 樂觀的な見通しを抱く共産党

緊迫する状況下に、共産党は労働者地区の閘北に進駐した薛岳の第一軍第一師への接近を強めた。労働者側に立ちうると期待したのであり、薛岳もこれに応じようとしていたことがわかる。しかし薛岳は蒋介石により移動を命じられ、閘北には反共色の強い劉峙の第一軍第二師が進駐してくる。⁽⁹⁶⁾

共産党は、糾察隊の武装維持が労働者の政治的地位を保証する鍵であり、蒋介石が武装解除にのりだせば武力で抵抗することを決定していた。⁽⁹⁷⁾しかし上海区委の會議記録からは、全面衝突に備えようとする緊張感が伝わってこない。この理由に、武漢側が蒋介石への攻勢に転じたことがあげられる。三月二十七日に宋子文が財政責任者として上海に派遣され、二十九日には国民革命軍總政治部主任の鄧演達、郭沫若に上海での總政治部弁事処設置を命じた。⁽⁹⁸⁾共産党は蒋介石との間に、国民党「左派」の緩衝地帯ができた⁽⁹⁹⁾と判断したはずである。蒋介石も攻撃的態度は示さず、三月末には周恩来（一月に武漢より派遣された）が蒋介石と長時間話し合い、蒋介石との接触は続けることが確認されていた。周恩来は、宋子文との接触も予定していた。陳独秀は蒋介石との協議を通じ衝突が緩和されるかもしれない、共産党側の準備も整うという判断を示している。⁽⁹⁹⁾

共産党の樂觀的判断は、四月一日に汪精衛がウラジオストクから海路で上海に帰還し、四月三日から宋子文らも交えて蒋介石側と協議した⁽¹⁰⁰⁾ことで助長された。汪精衛は共産党員の取り締まりに同意せず、四月五日には陳独秀と共同宣言を発し国共合作の継続を確認し、翌六日には密かに上海を離れ武漢に向かった。⁽¹⁰¹⁾蒋介石側も汪精衛が共産党員の

取り締まりに同意するとは考えていなかったはずであり、手続きとして双方の意見を確認しあったのである。予想どおり汪精衛は武漢に去った。汪精衛の上海への帰還は、事態の進行を一時的に遅らせただけであった。

しかし共産党は四月六日の上海区委會議で、汪精衛と陳独秀の共同宣言を高く評価した。共産党員と国民党員の誤解をとき、民衆の中に陳独秀の存在を知らしめたというのである。国民党「左派」を含む広汎な民衆を動員し、蔣介石の軍事力に対抗する基本戦略に大きく寄与したと見たのである。そして衝突を労働者糾察隊と軍隊との武力衝突に終わらせないために、蔣介石を市政府と衝突させようと考えていた。さらに蔣介石の糾察隊武装解除に対しては、労働者と共産党支配下の国民党員(原文は「国民党群衆」)のストライキおよび学生の授業ボイコットを發動し、民衆に労働者を援助させ全ての労働者がストを行って蔣介石軍の武装解除にたずさわるなどという、楽天的な見通しさえ抱いていた。そして宣伝工作ではあいかわらず打倒蔣介石を唱えることに躊躇し、攻撃に対する守りに徹することを確認していた。⁽¹⁰²⁾ 共産党の受け身の態度は、蔣介石との衝突を禁じる三月三十一日付のコミンテルンからの指令に基づくという見方もあるが、共産党には広汎な民衆工作を展開する時間的余裕も組織力もなかったのが実情である。四月六日の上海区委の會議記録には、「民衆の力をもって蔣介石の反動を鎮圧する。……我々は断固として労働者の武装を保持するが、事実として我々は衝突がしばらく遅れることを希望する」と述べられている。⁽¹⁰³⁾

蔣介石は着々と糾察隊の武装解除の準備を進めた。四月九日には共産党が接近していた第一軍第一師と第二師を率いて南京に移動し、共産党の影響の少ない周鳳岐の第二十六軍を上海にひきいれ白崇禧を戒嚴司令に周鳳岐を副司令に任命した。⁽¹⁰⁴⁾ 蔣介石の南京への退去は、武漢の国民党中央執行委員会からの四月二日付の上海退去の訓令に従っていたが、国民革命軍第一軍と労働者の衝突を避ける打算があったはずである。汚れ役は青幫と第二十六軍にやらせればよいのである。この間、共産党は四月七日から九日にかけて、国民党上海市党部青年部名義で「上海の学生に告ぐるの書」(告上海学生書)を『民国日報』に発表し、「帝国主義者」と「反動派」との衝突に備え、「努力して反革命勢力を

掃蕩し、革命の最後の勝利に到達せよ」と呼びかけるのみであった。^(四)

4 衝突の発生——四月十二日事件の実態

四月十一日午後、第二十六軍の兵士たちが、閘北など労働者地区の巡回を開始した。糾察隊総指揮部は、共進会（青幫）が軍隊と共同で攻撃するという密告を得ていた。しかし青幫はさておき国民革命軍は攻撃するまいと考え、各地区の糾察隊に警戒を促し同時に第二十六軍司令部に衝突のさいの援助を要請していた。^(四)一方、上海区委は蒋介石との衝突を先送りしようとしていた。上海区委の主要メンバーで総工会委員長の汪寿華は、杜月笙の招きで四月十一日の夜に杜月笙の邸宅を訪れ殺害されてしまう。汪寿華は危険を承知していたが、招きに応じなければすぐに衝突が発生するという共産党員たちの判断に従って出かけたという。^(四)杜月笙も、最初から汪寿華を殺害するつもりであったか否かはわからない。親交のあった汪寿華に糾察隊武装解除の最後の談判をし、決裂したのかも知れない。

以上の状況下に、糾察隊は四月十二日の早朝数時間で武装解除されてしまう。蒋介石側は共進会の青幫に糾察隊を攻撃させ、この衝突を白崇禧の命令により周鳳岐の第二十六軍に仲裁させ、秩序維持のため双方を武装解除するという名目で糾察隊の武器を押収しようとした。青幫と第二十六軍の兵士が共同で糾察隊を攻撃し武装解除した例がある。しかし総工会本部がおかれた閘北の湖州会館では、青幫の攻撃を第二十六軍が出動して仲裁し、援助にかけつけた糾察隊総指揮の顧順章は第二十六軍の士官と第二十六軍第二師の司令部に赴き対策を協議した。そして顧順章は双方の武器を押収するという白崇禧の命令に抗しきれず、湖州会館にもどり第二十六軍立ち会いのもとに糾察隊の武装を解除した。糾察隊総指揮部の商務印書館倶楽部の糾察隊も、同様の経緯をへて顧順章の立ち会いのもとに武装解除された。^(四)このような事実から大規模な武力衝突はなかったようにも思われるが、共同租界当局の『警務日報』によれば、市内十七カ所余りに分駐していた糾察隊側に死者百二十人、負傷者百八十人、第二十六軍と青幫側に死者一名、負傷

者二十五人が出た。そして小銃三千、機関銃二十、拳銃六百、弾丸八十万発余りが押収された。⁽¹¹⁾

総工会は四月十二日中に白崇禧に対し、労働者の再武装と総工会の保護を申し入れた。しかし拒否され翌十三日には、労働者にゼネストを呼びかけた。⁽¹²⁾ところが「打倒蔣介石」を唱えようとすると、労働者が動揺して今回の闘争は国共間の闘争かと疑い、共産党に事情説明を求めてくる者たちまでいた。⁽¹³⁾かくして四月十四日付の『時報』に発表される総工会のストライキ宣言は、蔣介石、白崇禧、周鳳岐を名指しで攻撃せず、軍当局と租界の中の敵が仕組んだ行為だと非難するのみであった。⁽¹⁴⁾

総工会は十三日の午後に、第二十六軍第二師の司令部に押収された武器の返還を要求して労働者デモを行った。そしてデモ隊が宝山路で第二十六軍と衝突し、軍の発砲で多数の死傷者が出た。発砲は準備されていたとする見方もあるが、⁽¹⁵⁾蔣介石側にすれば糾察隊の武装解除で目的は達せられたのであり、素手の民衆に発砲すれば武漢側や共産党から反革命の証だと非難されるだけで何の得もなかった。第二十六軍の発砲には偶発性が大きいのではないか。デモ行進に先だつ午前中には閘北の青雲路で軍隊と労働者の武力衝突が発生しており、第二十六軍第二師の司令部に向かったデモ隊が武装していたという報告もある。⁽¹⁶⁾一方、宝山路の事件を目撃した上海の知識人たちが、虐殺に抗議する手紙を蔡元培や呉稚暉に送りつけ、この手紙を新聞に公表したのも事実である。⁽¹⁷⁾事件後、白崇禧は十三日中に総工会を解散させ、十四日には上海市政府の閉鎖、国民党市党部の接収、上海学生連合会の解散などの措置を行った。⁽¹⁸⁾

しかし一方で蔣介石側は反動と見られることを避けようとしていた。四月十二日には、反共の国民党西山会議派の中央党部を閉鎖し、この事実を喧伝した。そして西山会議派から、共産党を肅清したにもかかわらず表向きはいまだに「打倒西山会議派」と「連ソ容共」を口にするのは姑息に過ぎる、と詰問される始末であった。⁽¹⁹⁾それゆえドキュメントアーフィラムで目にする四月十二日の上海路上での共産党員の公開処刑など行われるはずがなかった。このフィラムは、第二次暴動失敗の際の孫伝芳側の大刀隊による学生の処刑を写したものかも知れない。国共間にはいまだに

種々の人間関係が存在し、武装解除の現場にいた周恩来や顧順章でさえ逮捕されていない。陳独秀らは、四月上旬に中共中央が上海から武漢へ移転⁽¹²⁰⁾したため上海を離れていた。蔣介石の共産党員取り締まりはしばらく先である。四・一二事件直後の蔣介石には、一方的に武漢側と断交するつもりはなかった。少なくとも武漢側に先に行動を起こさせて断交にいたる手順をふみたかったはずである。蔣介石は、四月十四日に蔣介石非難の宣言を発表したコミンテルンは別として、ソ連の出方を見守ったはずである。四月十八日の南京での新しい国民政府の成立式典には、ブラゴダートフらのソ連軍事顧問団が招待され、蔣介石は演説でソ連との関係維持を確認していた。蔣介石の脳裏には、共産党弾圧にもかかわらず西欧諸国に対する戦略的重要性からソ連が友好関係を保ったトルコの指導者ケマル・アタチュルクが浮かんでいたかも知れない。このあと四月末にブラゴダートフは、北伐続行のための武漢側と南京側の戦線分担（武漢側は河南の奉天派の部隊と、南京側は山東の奉天派の部隊および直隸派の部隊と戦う）について蔣介石の同意を得た。そして五月八日に武漢に赴いてブリュッヘルにこれを伝え、合意を得た。⁽¹²¹⁾

共産党が呼びかけたゼネストは拡大せず、上海区委は四月十四日にはスト中止を決定した。十六日には武漢から到着した陳延年（陳独秀の息子）や李立三を中心に、上海工作の建て直しが協議された。十八日の会議では小ブルジョアジーを取り込みプロレタリアートの指導権を確立し、大ブルジョアジーとは闘争するという原則が確認されたが、もはや手も足も出ない状況であった。⁽¹²²⁾ 共産党は四月二十日には公然と蔣介石を非難し、二十五日には武漢で反蔣大会がひらかれる。⁽¹²³⁾ 蔣介石側も四月二十五日を起点として、楊虎の指揮のもとに上海での共産党員狩りを公然と開始する。⁽¹²⁴⁾

5 武漢国民政府側の対応

武漢側は四月六日に、国民革命軍総司令の職権に規制を加えなかったが蔣介石を第一集團軍総司令、馮玉祥を第二集團軍総司令とする国民革命軍の新しい編成を決議していた。四月八日には中央党部と国民政府の南京への移転を決

議し、四月九日には、「打倒蔣介石」を唱える郭沫若「今日の蔣介石を見よ」(請看今日之蔣介石)が公表されていた。⁽¹²⁶⁾

四月十一日の武漢の政治委員会第十一次会議で、前日に上海から到着した汪精衛が上海での行動を報告しているが、蔣介石側との具体的な協議内容には触れていない。しかし汪精衛は、蔣介石側に中央執行委員会全体会議(二期四中全会)の開催による問題解決を提案し、上海を去る直前の張静江への手紙で、会議は四月十五日前後に南京での開催が望ましく武漢側に提議するため一時的に上海を去ると述べていたという。⁽¹²⁸⁾ 政治委員会第十一次会議では汪精衛の報告のあと、到着したばかりの蔣介石の電報が披露された。四月十二日に南京で中央執行委員・監察委員合同会議を開催する通告である。この会議は、国民党二期四中全会に転化するものであった。対応策が協議され、汪精衛は蔣介石側の独走だと激しく批判しつつも、南京への政府移転が決定しているからには「我々は南京に行く。我々の到着を待つて二期四中全会(原文は「四次會議」を開く」と返電しては、と提案した。しかし政府の移転期日が未定で蔣介石側に一方的開会の口実を与えかねないとの理由で提案は葬り去られ、会議開催中止の電報を蔣介石側に打つことが決定された。⁽¹²⁹⁾

四月十三日の政治委員会第十二次会議では、蔣介石が発した中央執行委員と監察委員は四月十四日までに南京に来るようにとの通電が披露された。蔣介石側からのたび重なる通告の示すとおり、汪精衛は南京での二期四中全会開催の言質を蔣介石側にとられていたはずである。蔣介石側は汪精衛の張静江あての手紙には言及していないが、圧力をかけるにはその方が効果的である。ところが会議の席上に上海の国民党市党部から糾察隊武装解除の報告が入り、汪精衛が発言し「事は南京での会議より重大である。要するに反逆だ」と述べ、蔣介石側との対決姿勢が固められる。⁽¹³⁰⁾

武漢側は四月十五日の中央執行委員会常務委員会第七次拡大会議で、蔣介石の党籍剝奪、全職務からの罷免、逮捕を提起した。さらに四月十八日の政治委員会第十三次会議で、秘書処が起草した宣言と各級党部への訓令を修正のうえ可決した。⁽¹³¹⁾ しかし奉天派との対峙下で内部抗争を軍事衝突にまで発展させるのは得策ではなく、武漢側には蔣介石

に對抗する軍事的實力はなかった。四月十六日の上海での共産党特委會議は、武漢側の軍事的弱腰を批判している。⁽¹³²⁾
武漢側は蔣介石との対決はひとまずおき、奉天派に対する北伐を再開するため四月十九日には軍容を整えた。⁽¹³³⁾

蔣介石側は南京での二期四中全会に武漢側の参加を得られぬことを理由に、四月十六日には政治會議が一切を処理することを決議した。そして四月十七日に南京の政治會議は胡漢民首班の国民政府樹立を決定し、翌十八日には南京で国民政府の成立式典が行われた。⁽¹³⁴⁾ このあと南京の国民政府も武漢の国民政府も北伐を再開し、南京側は孔祥熙を武漢に送り込み武漢側との接触を開始する。⁽¹³⁵⁾ 列強諸国も事態の進展を見守っていた。

第六章 武漢国民政府の崩壊と第一次国共合作の終焉

第一節 武漢国民政府への異なる視点

1 政治的価値判断に左右される研究

武漢国民政府は国共合作を継続し、農政部と劳工部の部長(大臣)には共産党員の譚平山と蘇兆徴が就任し、省・県政府の要職にも共産党員が就任して急進的な農民運動と労働運動が展開された。⁽¹⁾コミンテルンは、一九二六年十二月の第七回拡大執行委員会総会で中国革命の非資本主義的發展を予想したが、⁽²⁾武漢国民政府はこの予想を担う存在であった。汪精衛も二七年五月には、孫文の資本節制や大規模工業の国有化政策に結びつけコミンテルンの見解を容認した。⁽³⁾しかし激化する農民運動は政府権力の基盤である軍隊との衝突を引き起こし、国共合作継続に解決不可能な矛盾を生み出すことになる。

武漢国民政府研究の白眉は、蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』(『ボロジンと武漢政權』)⁽⁴⁾である。蔣永敬は共産党員の指導した急進的労農運動が商業、工業、農業に大打撃を与え武漢国民政府の存続を不可能にしたと主張し、共産党の革命路線の破産を宣言する。しかし武漢国民政府崩壊の重要要因となった国民政府移転以前から続く武漢地域の経済的疲弊にはほとんど言及せず、わずかに労働運動との関連から税收低下が指摘されるだけである。⁽⁵⁾

これに対し共産党員の行動を擁護し労農運動を肯定するのは、劉継増らの共同執筆による『武漢国民政府史』⁽⁶⁾である。同書は蔣永敬に全く言及せず、労農運動に恐怖した国民党員が国民革命に不可欠な労農路線を放棄したため国共合作は終焉したと主張する。武漢国民政府崩壊の重要要因として経済の悪化を指摘するが、原因は帝国主義、南京国

民政府、奸商による経済封鎖であったと主張する。しかし後述するとおり、経済封鎖など存在しなかった。

日本の研究には坂野良吉「武漢国民政府論序説」⁽⁷⁾があり、克明な経済動向の分析に特色がある。しかし政治動向の記述は全面的に蔣永敬に依拠し、出版時期のわずかなずれから『武漢国民政府史』も参照していない。坂野論文は、武漢国民政府は国民革命の遂行をめざす「正統であるべき」政権であり、南京の「右派」に対抗する「左派」が指導したと主張する。そして急進的労農運動を規制して生産力を回復し、財政破綻を克服して政権の基盤である国民諸階層の連合戦線を維持しようとしたが、労農運動の抑制はすでに困難であり連合戦線は分裂し国共合作は破綻に導かれたと結論づける。坂野論文は『鮑羅廷與武漢政権』や『武漢国民政府史』ほどは「政治」に制約されないが、武漢国民政府は南京の「右派」に対抗する「左派」が指導したと述べる観点には疑問を呈したい。

2 寄りあい所帯の脆弱な政権

武漢国民政府で蔣介石批判の急先鋒であった孫科は、半年前には共産党から反共の「右派」と目されていた。孫科は国共合作終焉後も、広東閥の領袖として活発な反蔣介石活動を展開する。同じく反蔣介石の急先鋒であった徐謙も、蔣介石の挑戦者であった馮玉祥の代言人である。⁽⁸⁾孫科や徐謙の反蔣介石は「左派の革新イデオロギー」からではなく、派閥間の権力闘争の次元で行われていた。そして一方では、譚延闓のように蔣介石に融和的発言を繰り返す人物も存在した。

先行研究には次の事実に対する深刻な認識が欠如している。当時の中国の政治権力は軍事力が政権存続の要であり、軍隊が離反すれば武漢国民政府もたちまち崩壊する存在であった。兵士は生活費稼ぎの傭兵であり、一九二七年一月の中国共産党「中央政治報告」には、国民革命軍第七軍と第三軍の一部が給料未払いから騒動を起こした事実が報告されている。武漢国民政府の軍事力の要の第八軍でも給料未払いから不穏な噂が流れていることが、二七年四月十八

日の国民党第十三次政治委員会で報告されている。⁽⁹⁾ 軍費の滞りは兵士の離反を意味し、軍隊の指揮官たちは軍費が供給されなければ、その政治権力から離反した。武漢国民政府は財政難から軍費供給を滞らせ、やがて農民運動の激化により軍用米の供給にも支障をきたす。⁽¹⁰⁾ 給料も食糧もなければ政權維持の必須条件である軍隊を養えず万事休すであつた。

第二節 武漢国民政府の財政破綻

1 実情

武漢国民政府は湖北、湖南、江西を支配したが、首都圏の武漢一円の経済は辛亥革命後の軍閥の紙幣乱発で疲弊し、国民革命軍占領後の二六年末から二七年初めにも軍費を絞りとり破産寸前であつた。⁽¹¹⁾ 江西省も南部が南京国民政府に支配され財源の半分近くを押えられ、⁽¹²⁾ 中央部と北部は武漢国民政府が省政府主席に任命した朱培徳が支配したが、一銭の税収も武漢国民政府に送られてこなかった。⁽¹³⁾ 朱培徳は六月になると、共産黨員を省外に退去させる。⁽¹⁴⁾ 湖南省は唐生智が支配したが、財政は逼迫し二六年末には中央の財政援助を求める状態であつた。⁽¹⁵⁾ 国民政府管轄下の長沙や岳陽の海關収入も、労農運動の激化の中で民衆団体に横領されていた。⁽¹⁶⁾

一方、南京国民政府は江蘇、浙江、福建、広東、広西、安徽、四川の諸省を支配し、⁽¹⁷⁾ 経済の大動脈である揚子江河口の上海を押え豊富な財源を確保した。蔣介石は五月二日の南京での国民党中央政治会議で、北伐開始時と同様の国民革命軍総司令の大権を承認される。⁽¹⁸⁾ 揚子江下流の南京は上流の武漢に対し有利な位置にあつた。

武漢の国民政府は三月末に財政部長の宋子文を上海に派遣し、蔣介石側の財源掌握に対抗しようとした。宋子文は五百萬元分の湖北金融公債を携え上海に赴いたが蔣介石側に活動を規制され、南京国民政府の成立後は七月まで上海に留め置かれる。⁽¹⁹⁾ 武漢の国民政府は四月五日に、九百萬元の国庫券の四月十五日付の発行を決定していた。財政処長

の張肇元は、湖北、湖南、江西への割り当ては負担が過大で不可能と認め、国民政府が進出予定の河南、山東、直隸、陝西で軍隊に使用させ六カ月後に六%の利息を付け使用した省内の中央銀行で償還すると報告していた。⁽²⁰⁾ 武漢の国民政府が、支配地域から資金を捻出できなくなっていた状況を如実に示す。

2 現金集中条例の実施とその反動

武漢の国民政府は南京国民政府成立前日の四月十七日に「現金集中条例」⁽²¹⁾を公布し、金融機関からの現金の強制収用を断行した。

第一条 国民政府は金融を維持し現金を集中するため、特に本条例を公布する。何人といえども均しく遵守すべし。

第二条 およそ国税の納付、市場の流通は均しく中央ないし中国、交通各銀行の漢口通用紙幣に限る。

第三条 およそ現金あるいは他の商業銀行紙幣の所有者は、中央・中国・交通三行および各郵便局で随時三行の漢口通用紙幣と兌換すべし。

第四条 およそ銀両による収支は均しく法定紙幣を用い、毎元七錢一分の法定価格は随意に増減するを許さない。

第五条 財政部の特許なしには現洋・現銀の持ち出しを厳禁する。

第六条 およそ三行紙幣の受取りを拒み、現金を買い取り、あるいは紙幣価値を引き下げ、物品価格をつり上げ、その他本条例に違反する行為は、人民の告発をへて查明確定なれば、法律にしたがって厳罰に処す。

第七条 本条例は公布の日より施行する。

条例の公布後、武漢の国民政府は直ちに武漢の銀行や金融機関の現金(現金、現洋、現銀、現款などの文字が使われるが、各種の銀貨を意味する。以下、現金と記す)⁽²²⁾を差し押さえ、外国銀行にも軍隊を差し向けて現金の持ち出しを監視した。さらに国内銀行発行の各種紙幣を政府機関を通じ中央銀行発行の紙幣と交換させ、交換された中央銀行

発行の紙幣を差し押さえ中の各銀行の現金と交換しようとした。⁽²³⁾

現金集中は、四月十五日の国民党中央執行委員会常務委員会第七次会议でボロジンの提案で汪精衛、譚延闓、孫科、宋子文（上海に滞在中）、蘇兆徴による戦時経済委員会が設置され、四月十七日の戦時経済委員会からの説明後直ちに実施された。⁽²⁴⁾ ボロジンが立案者であるなら、革命の資金調達に手段を厭わぬボルシェヴィキの面目躍如である。

紙幣の乱発なら銀行にも住民にも対応の余地がある。割り引いて使用するか使用しなければよい。ところが破産寸前の政府が、現金との兌換性をもつ各種紙幣を一举に不換紙幣とし、銀行の所有する現金を政府の法定紙幣で吸収し、さらに法定紙幣を強制的に流通させようというのである。体のよい富の強奪で当時の政治権力に例を見ない暴挙ではないのか。武漢では商人たちが法定紙幣の受取りを免れようと保有物資の隠匿を図り、物価が高騰した。常用の貨幣の銅貨が直ちに高騰し、高騰した物資が銅貨で闇売買されはじめた。四月十八日には南京国民政府が成立したが、武漢の外国銀行は営業を停止し国内銀行も上海金融界が武漢との取引停止を宣言したため営業を行わなかった。四月十九日には郵便局が為替事務を停止し郵便切手もたちまち売り切れた。⁽²⁵⁾ 財産保全策として買い占められたのである。

坂野論文は躊躇しつつも現金集中政策に理解を示し、上海金融界の取引停止宣言や南京国民政府側が上海商人の要請に応じて発した指令を、武漢国民政府に対する「封鎖政策」と呼ぶ。『武漢国民政府史』は現金集中政策を擁護し、外部の対応をすべて「経済封鎖」と言いくるめる。そして上海商人の武漢との経済断交は「蒋介石の扇動下」に行われたと主張し、七月の南京国民政府による上海のソ連遠東銀行の封鎖を現金集中政策開始直後の出来事であったかに記述して「経済封鎖」を演出する。⁽²⁶⁾

上海金融界の取引停止宣言や郵便局の為替業務停止は、「封鎖政策」などではなかった。武漢では上海紙幣（申匯）の流通が禁止され為替は兌換の裏付けをなくしていた。どうやって商取引と為替業務が続けられるのか。武漢の商人はしたたかであった。彼らは銅貨での闇商売か大量の不換紙幣で物資を購入し上海へ運んだ。さらに武漢で通用する

紙幣を上海で安く買い、武漢で物資を購入したあと再び上海に運んで売り払った。この結果、四月の武漢の移出量は移入量の激減に比べ前月より増加した⁽²⁷⁾。正常な状態ではないが武漢・上海間には物資が流通し、武漢は経済封鎖に晒されていたわけではない。

3 「戦略的退却政策」の実施

状況の激変に対し武漢国民政府は四月十九日には金融討論処をもうけ、銅貨と現銀の公定レートの制定、上海紙幣の流通措置、指定機関での現金と紙幣との兌換を提起したが、準備できる現金が十分でなく空論に終わる⁽²⁸⁾。そして「戦略的退却政策」以下、「退却政策」と記すが実施される。政府が労資間を調停して労働運動を鎮静化させ、企業活動を再開させ税収の増加を狙いとした。武漢の労働運動は湖北省総工会（秘書長は劉少奇）が成立した二六年十月から急成長し、二七年四月までに三百回以上のストライキが行われ労働者の給料は二倍近くになったという。しかし労働者の過大な要求と無秩序な争議行為が産業活動を停滞させ、共産党でさえ争議の調停に腐心していた⁽²⁹⁾。「退却政策」は四月二十日にボロジンが第十四次政治委員会に提案し、若干の字句を修正して可決された。ボロジンは開催中の政治委員会に電話で「金融のことで提案がある」と申し入れ急遽かけつけて「退却政策」を提案した。「退却政策」提起の動機が金融の緊張にあったことを示す。「退却政策」は以下の通り。⁽³⁰⁾「〔内と傍線は筆者。

干渉による挑発を除くため、直ちに以下の方法を実行する。

1、中央の命令のもとに政府と工会（労働組合）で委員会を組織する。その目的は労働者の中に、特に外国商店（企業）の労働者の中に、革命の規律を執行するためである。同時に工会に懲戒委員会を組織し革命の規律を犯した労働者を調査して処罰する（その罪状は工会による特別条例に基づくものとし、特別条例は勞工部の許可を要す）。

2、政府は直ちに主要な外国商店および銀行と協議し、湖北、湖南、江西、安徽南部、河南南部、西は万県（揚

子江に臨む四川省の商港都市」までの企業活動を可能にする。政府と工会の代表で委員会を組織し、政府が外国商店および銀行との間に定めた協定を執行する。糾察隊は委員会の徴用を受け、必要な場合は現地の軍警がこれを援助する。

3、第二条に定める委員会の同意を得る以外は、外国商店および銀行に働く労働者はストライキをしてはならない。

4、政府は可能な限り速やかに一切の必需品の最高価格を定めねばならない。政府と銀行は協議して銅元の価格を定める。その方法は大量の銅元を購入し、しかるのちにこれを市場に放出して銅元の価格を下げることにする。その他の方法は経済委員会が別に定める。

5、直ちに失業局と失業者の食堂を設立する。

(附) 財政部は三万円の銅元を湖北省総工会に与え、労働組合員が組合の中で銅元と兌換できるようにする。その方法は紙幣の兌換停止が宣言される以前の交換レートで行われる。しかし一人当たりの毎回の兌換額には限度をもうけ、広く行き渡るようにする。

冒頭の文言の通り「退却政策」には列強の干渉を防ぐ装いが施され、ボロジンも提案説明で帝国主義の干渉を防ぐ必要を力説した。しかし列強諸国は、容共政策を継続する武漢の国民政府を敵視したわけではない。英国だけが、一月以来の漢口租界と九江租界の管理問題で武漢の国民政府と緊張を高め、三月下旬に発生した南京事件では強硬策を主張した。⁽³¹⁾五月には外相チェンバレンが議会で武漢国民政府への否定的態度を露にし、武漢の外交代表を召還し一時に武漢国民政府との公式接触を断絶する。⁽³²⁾しかし他の国々は、自国の経済活動を保全し武漢国民政府の推移を見守る態度であった。とくに日本は経済関係の維持を重視した。⁽³³⁾南京国民政府成立直前の四月初め、武漢では日本総領事が外交部長の陳友仁に排外行動の鎮静化と経済秩序回復を要請し、武漢側もその実現に努力する姿勢を示した。⁽³⁴⁾日本

と武漢国民政府との間には四月三日の漢口事件(中国人民衆と日本海軍陸戦隊の衝突)によっても緊迫関係は生じず、ボロジンは日本との接近を重視し、ベルリン—モスクワ—日本—中国の連合戦線に言及していた。⁽³⁵⁾ボロジンに、英国と日本を分断する目的があったことはいうまでもない。

四月十八日の南京国民政府成立後も、英国を除く列強諸国と武漢国民政府との「冷静な」関係は変化しなかった。列強諸国には、国民党内の政治抗争の帰趨が決まらない段階で南京が武漢のいずれかに肩入れすることは得策でなかった。⁽³⁶⁾ボロジンが「退却政策」に列強の干渉を防ぐ色彩を施したのは、労働運動鎮静化の大義名分であった。「退却政策」は、共産党との聯席談話会で汪精衛、ボロジン、新たにコミンテルンから派遣されたロイ、陳独秀らが協議し実行計画が作成された。⁽³⁷⁾共産党中央も各地の共産党の下部組織も「退却政策」を実行しようとした。しかし計画どおりは実行されず、武漢国民政府は崩壊に向かっていく。

4 「戦略的退却政策」の破綻

蔣永敬は、共産党中央の「退却政策」への努力と「退却政策」の有効性を認め、忠実に実行されれば武漢国民政府の破綻は遅れたと述べる。しかし共産党員の言行不一致により、計画通り実行されなかったと結論する。坂野論文も「退却政策」の一定の有効性に言及するが、商業の停滞、金融の破綻、生活不安の未解決に起因する労働者の独走という状況下では、「退却政策」が実現される可能性はなかったと判断する。⁽³⁸⁾『武漢国民政府史』も「退却政策」に触れ列強への「戦略退却」の実態を述べる。しかし「退却政策」を導いた混乱した経済状況を詳しくは取り上げない。⁽³⁹⁾「労働運動を肯定する」原則的立場との間に矛盾が生じるからである。退却政策が破綻した実情を、国民党政治委員会の速記録から検討してみよう。

武漢国民政府は「退却政策」を決定する一方で「現金集中条例」を維持した。条例を破棄すれば武漢の現金はたち

まち他の場所に移動したであろう。しかし商業の停滞を引き起こした条例の維持は、「退却政策」による経済活性化と矛盾していた。⁽⁴⁰⁾ 財政部長の張肇元は六月二十日の政治委員会第三十一次会議の席上で、次のように述べている。

「金融討論会でも討議したが、工場はまだなんとかやっていける。しかし商店が大変に難しい。……紙幣の価値が六割に低下しても商人は値段を上げれば同じことである。奉天でも紙幣を使っているが、商人が商売をしないなどとは聞いたことがない。紙幣の価値が一割に低下しても、商人は必死で物価をつり上げて商売をやっている。しかし商人はみな消極的な抵抗をしており、ひとつも品物を仕入れず、主人が逃げてしまったところさえある。これには非常に多くの原因があり、紙幣価値の低下だけの問題ではない⁽⁴¹⁾。張肇元は、「現金集中条例」に賛成でなかったのかもしれない⁽⁴²⁾。

企業活動の再開は順調に進まなかった。一例をあげれば、外国銀行のストライキ解除のために中国人行員の要求を入れ、スト中の未払い給料を武漢国民政府と銀行で負担することが決定されたが、⁽⁴³⁾ 武漢国民政府側に資金負担能力はなく未払い給料用の六千元余りは二カ月をへても支払われなかった。⁽⁴⁴⁾ 労働者の失業局設置も計画どおりに進まなかった。五月四日の政治委員会で勞工部長の蘇兆徴は月額六十万元の予算を提示したが、譚延闓が「どうやって維持していくのか」と疑問を呈したとおりの状況であった。政治委員会は失業局の設置と予算を承認したが、⁽⁴⁵⁾ 失業局が機能した形跡はない。

市民生活を安定させるための銅元の供給も滞っていた。中央銀行が供給を拒否したため担当することになった湖北省財政庁長の詹大悲の第二十五次政治委員会(五月三十日)での説明によれば、湖北平市銅元局から上海に材料購入のため二万九千五百元の為替を送り、材料の到着をまち(銅元と兌換性のある)銅元票を省税を担保に百万元をめどに発行する計画が立てられた。しかしロシア人顧問(氏名不明)が政治委員会からの正式通知がないことを理由に為替への署名を拒み、為替が振り出せなかった。⁽⁴⁶⁾ 為替は上海のソ連系銀行により引き受けられるはずであった。⁽⁴⁷⁾ ロシア人顧問

の署名拒否は、武漢国民政府の財政再建への不信任表明であった。第二十五次政治委員会はロシア人顧問への署名要請を決定できず、銅元票の発行を「申請どおり許可する」という決議を下した⁽⁴⁸⁾だけで、ロシア人顧問に署名が要請された形跡はない。銅元不足は続き、七月半ばに湖北紗廠連合会が労働者に支払う銅元と小額紙幣が全く手に入らない窮状を政治委員会に訴えている。総工会への三万円の銅元給付も空文にとどまったはずである。⁽⁴⁹⁾

状況の困窮化を助長したのは、武漢国民政府の権威のなさであった。武漢市内では軍人たちの民家接収による部隊司令部設置が問題化した⁽⁵⁰⁾が、国民政府軍事委員会は新聞紙上に禁止通告を載せただけで、通告は何の効力も発揮しなかった。そして、軍人の建造物占拠が新築を手控えさせ、生産活動に大きな比重を占める建築労働者の失業に関連すると指摘されていた。

蔣永敬は「退却政策」開始後も、アジア石油公司、スタンダード石油公司、英米煙草公司の製品が国民党下級党部、地方の人民団体、労働者糾察隊に没収されて転売され、営業再開も妨害されたことを詳しく紹介する。国民党下級党部を含め、これらの組織は共產党員の管轄下にあった。蔣永敬は「退却政策」と矛盾するこれらの行為を、共產党員の言行不一致に帰す。そして政治委員会速記録に見られる下部組織の不服従をなじる汪精衛らの発言をとりあげ、共產党員の暴走を印象付ける。⁽⁵¹⁾

武漢国民政府には体制一新に必要な資金もなく、軍人を抑える政治的権威（資金力に裏付けられる）もなく、共產党には労働組合や民衆団体に対する統率力が欠けていた。そして三者の間には悪循環が形成されていた。

5 逆産没収と労働運動

この状況の中で、武漢国民政府が「退却政策」の実を發揮する事件が発生した。労働者が資本家の財産を武漢国民政府に反逆する者の財産すなわち逆産として没収したとき、証拠不十分として撤回させ実行者を譴責処分にしたの

である。「逆産」の語は『漢語大詞典』第十卷(漢語大詞典出版社、一九九二年)に明代の用例が見えるが、没収の根底には資産は経済行為の賜物より政治権力を利用した産物だという通念が存在し、敵対する政治権力(湖北における呉佩孚や湖南の趙恒惕の旧勢力)に繋がりのある資産は没収されて当然なのである。逆産没収による収入は南京国民政府成立以前から武漢の国民政府収入のかんりの部分を⁽⁵²⁾しめ、四月以降は武漢国民政府財政部は逆産の管理と処分を統括しようとした。⁽⁵³⁾背景には逆産没収が民衆団体を含む各種機関により無秩序に行われ、労働運動や農民運動の激化と密接に繋がる状況が存在していた。生活に窮した労働者が、資産家の財産を逆産の名のもとに没収することは十分に予想された。⁽⁵⁴⁾

武漢国民政府は一九二七年の五月十日に、逆産の処分を定めた「処分逆産条例」を公布した。逆産の告発権限が民衆団体や個人に与えられ、逆産没収の執行と没収財産の保管権限が国民党の監督下に県・区・郷の自治機関に与えられている。武漢国民政府の権限は、没収財産の所属機関を決定することであり、分配は中央および各級の党部が組織する委員会にゆだねられた。⁽⁵⁵⁾条例の公布は事態の追認であった。さもなくば社会的混乱を助長する逆産告発の権限や没収保管の権限が、民衆団体や下級自治機関にまで与えられるはずがない。民衆団体と県・区・郷の自治機関には、労働組合と農民協会が含まれたと考えてよい。

はたして五月十二日に武漢市近郊の漢陽県で、共産党支配下の国民党漢陽県党部の指揮下に労働者による逆産没収が発生した。漢陽県商会会長の周文軒と副会長の周仲喧が「反動行為」を理由に逮捕され、財産と経営する八つの工場が「労働者管理委員会」に差し押さえられ処分されようとした。武漢国民政府はこの行為を、「退却政策」に基づく小資産階級との連合を破壊する証拠不十分な暴挙ときめつけた。ボロジンも下級党部の暴走を許さずとして国民党漢陽県党部の解散を主張した。その結果、没収財産を返還し国民党漢陽県党部を譴責処分に付すことになった。⁽⁵⁶⁾『武漢国民政府史』は事件に全く言及しない。「共産黨員暴走」の印象を与えるからであろう。蔣永敬は共産黨員が指導

した労働運動暴走の象徴とするが、その記述は興味深い。蔣永敬は事件が「処分逆産条例」に違反すると見なされた事実に触れるが、「処分逆産条例」の内容に言及せず条例を制定させた武漢国民政府下の実情を全く説明しない。逆産没収の日常化を説明すれば、事件を共産党の暴挙として取り上げにくくなるからである。⁽⁵⁷⁾坂野論文は事件を労働運動先鋭化の極とし、統一戦線崩壊の端緒と位置づける。⁽⁵⁸⁾

五月十二日の漢陽県事件は、逆産没収の日常化の中で発生した没収行為の一つに過ぎず、蔣永敬が強調し坂野論文も承認する「労働者の暴走」ではなかった。五月十日の条例発布後も明確な指揮系統がないまま各機関による逆産没収が進行し、資産家たちが恐慌をきたしていたことが五月二十三日の政治委員会で報告されている。⁽⁵⁹⁾武漢国民政府は漢陽県事件をやり玉に挙げ、泥沼の状況の責任を労働者に転嫁しようとしたともいえる。そして経済復興の糸口がかめぬままに、政府財政は悪化の一途を辿った。

五月二十三日の第二十三次政治委員会では、宝くじの性格をもたせた現金賞金付きの五百万元の債券(賞金総額は十万元)を発行する計画が討議された。小額の現金を餌に五十倍相当の紙幣を回収するのである。政府発行紙幣の無価値を承認する行為だとの慎重論も見られたが、金詰まりを楯に取る強硬論が大勢を占め原案どおり可決された。その際、極端な現金不足により北伐中の遠征軍の兵士に米はあるがおかずを買う現金がない状況が報告され、現金を賞金に使うと現金不足に苦しむ兵士の反発を買う故に兵士たちに賞金の趣旨を説明する必要も決議された。⁽⁶⁰⁾

武漢国民政府の財政は挽回不可能な地点に達し、崩壊の引金を待つだけとなった。崩壊は政権を支えた軍隊の離反により開始される。そして軍隊の離反を惹起したのは都市の労働運動ではなく、農村の農民運動であった。労働運動の激化による産業停滞から武漢国民政府の軍費供給が滞っても、農業国中国の生産基礎は農村にあり各軍は農村から軍費を捻出できた。ところが随所で発生した農民協会の米穀管理は、軍用米の供給をめぐる軍と農民協会の対立を引き起こした。農民協会の無差別な有産階級に対する迫害も、出身家庭が地主や富農であった士官たちの敵意を高めた。

かくして武漢国民政府の軍事力の要である唐生智の支配する湖南省で、軍と農民協会の衝突が発生する。

第三節 武漢国民政府下の農民運動の展開

1 農民運動と北伐

湖南省や湖北省での農民運動は北伐による旧体制の崩壊の中で展開され、出現した大混乱は国民党にも共産党にもコントロール不可能となる。そして存立を脅かされた軍隊との全面衝突を引き起こす。農民運動を指導したのは共産党員であり、武漢国民政府の農政部長も共産党員の譚平山であった。蔣永敬は、共産党員は農民運動を激化させ、混乱の中で政權篡奪の目的を達成しようとしたと述べる⁽⁶⁾。

共産党は農民運動を国民革命推進の基礎と位置づけており、北伐開始後の農民運動の発展は歓迎すべき事態であった。しかし農民運動の激化が国民党との合作を脅かすと、共産党中央はその「暴走」をくい止めようと腐心する。それにもかかわらず運動が「暴走」したのは、整備された党の指揮・命令系統が存在せず、農民協会の構成員や県レベルの「現場」の共産党員が突っ走ったからである。そして旧秩序が崩壊し始めると、その徹底的破壊をめざす民衆の暴力がたやすく出現する中国社会の特色が、状況を助長した。

広東省で開始されていた農民運動は地主との武力衝突を引き起こしていたが、政治体制を動揺させる事態は国民革命の根拠地を固める必要から抑制されていた。そして北伐開始後には海豊県や陸豊県での例外を除き、後方の安寧確保から一段と抑制された。これに対し北伐の道筋にある湖南省や湖北省の農民運動は、北伐援助の役割を担わされた⁽⁶²⁾。農業国中国では、有産階級は多かれ少なかれ土地に投資し地主の性格を有したが、彼らは広東省では国民党の政治支配を構成する要素であった。ところが湖南省や湖北省では、国民党が打倒しようとする旧勢力を支えていた。かくして湖南省や湖北省の農民運動では、地主を攻撃することは旧体制の勢力基盤への攻撃となり、国民政府の権力確立と

表裏一体をなすことになった。その結果、国民党には当初は地主と農民の衝突を調停すべき論拠は希薄であった。衝突に伴い進行する旧体制の崩壊は、歓迎すべきものであったからである。湖南省や湖北省では、地主たちの農民運動への攻撃や反感でさえも、国民党（共産党をふくむ）と国民革命軍への敵対だと見なされる状況が出現していた。北伐開始後の農民運動の実情を、比較的多くの資料が存在し国共合作を破綻に導く大問題を惹起する湖南省を中心に見ていこう。湖北省で農民運動が激化するのには二七年四月以降であり、その展開はおおむね湖南省の状況を踏襲する。

2 湖南農民運動と土豪劣紳の肅清

一九二五年の冬から国民党省党部の指導のもとに組織的農民運動が開始されたが、発展するのは国民革命軍の湖南省占領後である。湖南省は二六年八月に国民革命軍の占領下におかれたが、直ちに国民党湖南省第二次代表大会が開催され農民運動の擁護が決議された。このあと湖南の農民運動は飛躍的に発展し十一月には農民協会の会員数は一三六万人に達し、翌二七年六月には四五〇万人となる。同時期の広東では会員数は七〇万人の頭打ち状態であり、湖南の農民運動が北伐後に凄まじい発展をとげたことが分かる。⁽⁹⁾

二六年十二月に湖南省第一次農民代表大会が開かれ、数多くの決議が採択された。第一番目に置かれたのは、「貪官汚吏」と「土豪劣紳」を一掃する「鏟除貪官汚吏土豪劣紳決議」であった。「貪官汚吏」は、行政官吏の貪欲で汚職を行う者である。「土豪劣紳」は土豪が在地の豪族で、劣紳は郷紳の中の劣った者の意である。中国語の「土豪」には「(田舎で)財力と権勢を楯に人民を圧迫する人物」の意味もある。土豪と劣紳が別にされたのは、土豪が必ずしも知識人の郷紳とは限らないからである。決議は次のように述べる。「貪官汚吏、土豪劣紳は封建社会の産物で、軍閥政治の基礎である。国民革命勢力は湖南で表面上は軍閥政治を打倒した。しかしその社会的基礎である貪官汚吏、土豪劣紳は、まだ数多く存在している。……貪官汚吏、土豪劣紳を根本的に取り除かなければならない。こうしてこ

そ国民革命の勝利は保証され、帝国主義と軍閥の基礎が根本から消滅する」。貪官汚吏と土豪劣紳の財産を逆産没収する決議も採択された。⁽⁶⁴⁾

湖南省では農民運動が大発展した二六年十一月から十二月にかけて、地主の民団が農民協会を攻撃し多くの死傷者が出ていた。⁽⁶⁵⁾「鏟除貪官汚吏土豪劣紳決議」は民団の責任者を「土豪劣紳」として実名を挙げ告発するが、貪官汚吏は「調査未周、從略(省略)姓名」と記され、あまり問題にされていない。行政官吏である「貪官汚吏」の人数は限られていた。彼らは政治権力が交代すれば職を失うか新体制下で働くかであり、職を失えば遑って「貪官汚吏」として告発される可能性は少なく、新体制下で再就職すれば告発される可能性はより少なかった。これに比べ「土豪劣紳」は、地主・豪族という有産階級全体を対象とする範疇であり、広汎な人々に適用される可能性があった。そして当初は武力で農民運動を弾圧するなどの具体的行為を行った人物に冠せられていた「土豪劣紳」が拡大解釈され、有産階級全体が民衆を圧迫する財力と権勢を有する者として、誰彼なしにこの範疇に分類される危険におちいる。

農民協会の土豪劣紳肅清は、唐生智のかつての敵対勢力への制裁措置と密接に関連していた。唐生智は二六年六月に国民革命軍に編入されると七月には国民革命軍の湖南進入に呼応し、呉佩孚に支援された省内の葉開鑫を駆逐した。そして八月には湖南全省を支配下においた。唐生智は湖南省政府主席および国民党省委員会執行委員に就任し、毛沢東や夏曦らの湖南の共産黨員との間にも協力関係を打ち立てた。⁽⁶⁶⁾唐生智は二七年一月に、逆産差押え規則として「查封(差押え)逆産弁法」を提起し、かつての敵対者への大規模な逆産没収を開始する。⁽⁶⁷⁾同時に二七年一月には湖南省政府から土豪劣紳を処罰する「湖南省懲治土豪劣紳暫行条例」が公布され、国民革命への反抗にとどまらず、権勢を頼み民衆に種々の圧迫を加えた者は土豪劣紳であり罪状に応じ死刑を含む刑罰を加え財産は没収することが宣言された。⁽⁶⁸⁾長沙には土豪劣紳告発と処罰の機関として湖南省審判土豪劣紳特別法廷が成立し、各県にも同様の組織が作られた。特別法廷は通常は、農民協会、労働組合、国民党党部常任委員、県長により組織された。そして各地で土豪劣紳が肅

清されはじめ。ちなみに「土豪劣紳」の語は広東省第二次農民代表大会決議（二六年五月）にも見られるが、広東省の土豪劣紳肅清は海豊県と陸豊県での例外を除き、国共合作中に展開されることはなかった。⁽⁶⁹⁾

3 土豪劣紳肅清の実態

土豪劣紳の肅清は、国民政府の政治支配確立に必要な政策でもあった。国民政府は二七年二月に「反革命罪条例」⁽⁷⁰⁾を公布し、国民政府への敵対に死刑と財産没収で臨む姿勢を示したが、三月の国民党二期三中全会の席上では孫科が全国規模での土豪劣紳肅清の必要を公言していた。⁽⁷¹⁾財政難の武漢国民政府には、逆産没収の名による土豪劣紳からの財産没収は、財政補填の手段であった。四月下旬に、武漢の国民党と共産党は大地主の土地没収を盛り込んだ土地問題解決の草案を作成したが（公布されず）、⁽⁷²⁾背景には財政補填の緊急性が存在したはずである。問題は土豪劣紳の判定を如何に厳密に行うかであった。

土豪劣紳の要素には旧勢力との関わりがあるが、実際には権勢を頼み民衆に種々の圧迫を加えたという基準が拡大解釈された。そして国民党にも共産党にも整備された地方組織の系統が存在せず、土豪劣紳の判定と処分は共産党員が支配する農民協会や国民党の下級党部の判断に委ねられた。その結果、地方の資産家や名望家が誰彼なく土豪劣紳にされ、財産没収と死刑にさらされる危機に直面する。この大混乱に対し、湖南の支配者の唐生智も、湖南、湖北、江西を勢力下におく武漢国民政府も、有効な手だてを講じられなかった。当初は政治支配確立の必要から土豪劣紳の肅清路線を容認し、責任の一半を有したからである。

農民協会と国民党の下級党部が組織系統の不備から混乱していた状況は、共産党中央の以下の二つの指令に明らかである。⁽⁷³⁾（ ）内は原文。へ内は資料編纂者の注記。〔 〕内は筆者。

「我々の党（共産党）は、国民党の農村〔原文は鄉村〕党部の〔中の〕党と団〔共産党と共産主義青年団〕の作用を通じて、農

民協会と自治機関の工作を指揮してきた」——中央通告農字第八号（六月十四日）——。「農民協会の現在の最も危険な病状は、本党が多くの場合に党の指導力を欠いていることである。……農民協会組織の成分（貧農、中農などの階級）と農民協会機関（各級の農民協会）の成分の正確な調査が欠けている。……農民協会の会員数や武装農民の数も十分に把握できていない。……努力して共産党の党と団の工作を整頓し、農民協会の中の党と団は、党と団の機関（党の各級委員会）と密接な関係を持たねばならない。……こうしてこそ始めて正確な指導の準備がなされるのである」——中央通告農字第五号（六月初）——。

再び湖南省に焦点を当てる。湖南省で農民協会が絶対的権力を振るった事実、二七年三月末の毛沢東「湖南農民運動考察報告」に明らかである。「有土必豪」（土地を持つ者は豪族すなわち土豪）が唱えられ、長い着物を着ているだけで劣紳扱いされたというが、土豪劣紳の拡大解釈が横行したことを示す。毛沢東は農民協会による死刑執行の事実を記すが、財産没収については罰金や寄付の強要があったと述べるだけである。一方、二七年六月の共産党中央の一連の内部通達は、「財物の均分」、「田地、財産の均分」と述べ財産没収の事実を記すが、死刑の執行を記述しない。⁽⁷⁴⁾この相違は立場の違いによる。毛沢東は処刑という極限状況を積極的に肯定することで状況全体の肯定を促した。これに対し農民運動を抑制しようとする共産党中央は財産没収という修復可能な行為にのみ言及し、処刑という取り返しの付かない状況への言及を避けた。処刑禁止の通達をだせば、状況の全否定につながることを恐れたと思われる。蔣永敬は、湖南省財政局長が二六年十二月に武漢の聯席会議で行った「報告」や二七年八月に湖南で刊行された作者不明の『共産党禍湘紀略』の記事を引用し、「殺戮の横行した」湖南の状況を記述している。⁽⁷⁶⁾湖南省を中心とする各地の深刻な状況は、二七年五月二日の第十七次国民党中央政治委員会の討議に集約的に見られる。⁽⁷⁷⁾（内は原文。段落の設定と「」内は筆者。

汪精衛 現在、各地の県党部と農民協会は自由に人を逮捕し、死刑を執行している。将来はおそらく、死亡の

統計さえ調査が困難になるであろう。討論の必要がある。

徐謙〔武漢國民政府司法部長〕 中央の統一指揮がなければ國民革命ではなく、一種の暴動に過ぎない。國民革命の中で民衆が突出して暴動となることは免れないが〔以上は要約〕、中央の指揮と政府の法令を守らねば革命の弱点が見れてしまう。

目下のところ各県の党部と労働組合と農民協會は、常に工賊〔労働運動への敵対者〕と土豪劣紳を銃殺している。工賊と土豪劣紳は法律で定義しなければならず、重い罪と軽い罪を分けねばならない。量刑は法律によらねばならず死刑執行は政府の命令をまたねばならない。これらの法律に関して政府は反革命罪条例、審判土豪劣紳条例、武漢保安条例を公布した。審判機関には革命軍事裁判所、審判土豪劣紳委員會、武漢保安委員會がある。しかしこれらの機関には審判権があるだけで死刑執行の権限は無い。死刑執行の案件は政府に報告しその調査と許可を得なければならない。このようにしてこそ革命の權威は集中できる。私は〔以下の条例を設け〕民衆団体と民衆の自由な死刑執行を禁止することを提案したい。採決を求める。

(1) 公布された条例が死刑判決は政府に報告しその調査と許可が必要であると規定するにもかかわらず、審判機関が報告なしに死刑を執行したものはその委員會を解散し別の委員會を組織する。

(2) 公布された条例が死刑判決に關し政府への報告とその調査および許可の必要を規定していない場合は、〔その条例に〕「國民政府あるいは省政府に報告しその調査と許可のもとに執行する。湖北省の死刑判決は國民政府に報告しその調査と許可のもと行う」との規定を追加する。

(3) 本条例が公布されたあと、各地への郵便到着の所要日時を周知期間とし、その期間をすぎて民衆団体や民衆が勝手に銃殺を行った場合、指揮した民衆団体は即刻に解散し別の団体を組織する。個人が銃殺を指揮した場合は殺人罪に問うが、通常の殺人罪に比べ罪二等を減じる。

林祖涵〔湖南出身の共産黨員〕 湖南の土豪劣紳はすでに四、五十人を処分した。

汪精衛 四、五十人？〔そんなに少ないのかという反語口調を彷彿させる〕

林祖涵 この四、五十人に關しては、湖南の輿論は冤罪ではないと判断している。死刑の執行は中央により行われるべきだが、民衆団体に逮捕はできないのか？

汪精衛 以前の広東では、省港ストライキ委員会は反動〔的人物〕に対しても処罰するだけで銃殺などにはしなかった。現在はひどすぎる。県党部はみな人を殺せる。

〔林祖涵退席（これ以上の議論を続けると不利と見たのであろうか）〕

吳玉章〔四川出身の共産黨員〕 林〔祖涵〕同志が質問したことだが、民衆団体は〔土豪劣紳を〕逮捕して送ってくることはできないのか？

汪精衛 犯罪の動かぬ証拠があれば逮捕して送ってくることはできる。

徐謙 現行犯は誰でも逮捕できる。

議長〔譚平山、共産黨員——武漢国民政府農政部長〕 徐〔謙〕同志の提出した条例は、先ず何人かの審査に付すべきである。

汪精衛 提案者と玉章〔吳玉章〕、公博〔陳公博〕、平山〔譚平山〕同志の審査に付す。

決議——通過。

このあと五月九日の第十九次政治委員会で自由な処刑を禁止する条例が定まり、各地に訓令として送付することが決定された。また反革命事件処罰の指揮統一のため、軍事委員会が鎮圧権を行使し、革命軍事裁判所が審判権を行使するという執行体制の整備が決定された。しかし死刑執行の横行は湖南省や湖北省に止まらず、江西省や武漢国民政府の勢力が進出しつつあった河南省にまで波及していた。第十九次政治委員会では、江西省の九江人民審判委員会か

らの死刑判決の承認要請に対し、不承認のうえ江西省政府に管轄を移すことが決定されている。また河南省柳林県党部による二十四名の土豪劣紳処刑が報告され、国民革命軍の政治部を通じた指導を行うことが決定されている⁽⁷⁸⁾。

五月十二日の第二十次政治委員会には、湖南省の国民党省党部を代表して共產黨員の熊亨瀚が出席し湖南省の状況を報告した。熊亨瀚は土豪劣紳の処罰に関し、党中央の訓令に基づき民衆団体による逮捕と処刑を抑制していると弁明したが、反動派の攻撃に晒されていることを理由に、「反革命罪の処置に国民政府の調査と批准が必要だと規定するのは、理論上は当然だが客観的事実はこれを受け入れない。中央に何らかの援護手段を講じてほしい」と述べている⁽⁷⁹⁾。婉曲な表現で、状況が手の付けられない段階にあることを伝えているのである。その証拠に熊亨瀚報告から四日後の五月十六日の第二十一次政治委員会の席上に、(湖南省の)厘金局長が人民団体に銃殺された報告が到着した。以下はこの報告に対する政治委員会でのやりとりである。⁽⁸⁰⁾「〔内は筆者。

孫科 何という団体が銃殺したのか。

主席〔汪精衛〕 新化人民紀念五月紅色周年大会〔五月一日のメーデー記念の団体か?〕。

孫科 臨時の団体だ。

主席〔汪精衛〕 話にならん!

孫科 湖南省政府に返電を打ち、責任者の逮捕と法に基づき処罰させよ。

決議——通過。

五月十六日の第二十一次政治委員会では、国民党漢陽県党部と労働組合が行った逆産没収が、漢陽県長や商民協会代表列席のもとに審理されていた。そして政治委員会は「退却政策」の実を示すべく、漢陽県党部の譴責と没収財産の返還を決議していた。この席上に到着した湖南からの報せは、「退却政策」に冷水を浴びせかける以外の何者でもなかった。以上の状況下に、農民協会と軍隊が衝突する「馬日事变」が五月二十一日に湖南省の長沙で発生する。

第四節 国共合作崩壊への道

1 反乱の前奏

馬日事変の発生より早く、五月十三日には湖北省西部に駐屯する国民革命軍独立第十四師の夏斗寅が共産党肅清を唱え、南京国民政府の支持のもとに武漢国民政府に反乱を起こした。しかし五月十九日には鎮圧され、夏斗寅は南京側に吸収される。⁽⁸¹⁾ 李雲漢や蔣永敬は、この反乱は「労働運動と農民運動の暴走」への抗議であり、対応に苦慮した武漢国民政府は事件の深刻な性質を隠蔽しようとしたと述べる。⁽⁸²⁾ 夏斗寅が「通電」を発して労働運動と農民運動の激化を「暴民政治」と非難し、共産党員と徐謙や鄧演達らの国民党員の排除を訴えたのは事実である。⁽⁸³⁾ しかし政治主張を述べたてるのは反乱の際のお定まりの行動であり、すぐに南京側に吸収されたことから夏斗寅の反乱は南京側の買収工作を受け入れたためだと考えるのが「当時の常識」である。夏斗寅の独立第十四師の政治委員を務めた経歴を持つ包惠僧（共産党員）が説得に派遣され克明な回想記録を残しているが、反乱が労働運動と農民運動への抗議であったという記述はなく、夏斗寅と唐生智との反目が示唆されるだけである。⁽⁸⁴⁾

李雲漢や蔣永敬の記述には脚色がある。一例を挙げれば、李雲漢はもとの文脈とは異なる文脈で五月十八日の第二次政治委員会での汪精衛発言を引用する。「」は李雲漢の記述部分。『』が汪精衛発言からの引用部分。「」内は筆者。

「汪兆銘〔汪精衛〕は政治委員会会議の席上で意気阻喪し、『夏斗寅のことで市場が大混乱している。これ以上新聞に報道しなければ人心はさらに恐慌をきたす。明日は新聞に発表してもよい。さらに省と市の両党部による宣伝〔情宣〕工作を行う』と述べている」⁽⁸⁵⁾。

李雲漢の言わんとするのは、汪精衛は慌てふためき事実を隠そうとしたが止むなく公表することになった、である

う。しかし汪精衛発言の前後には、引用されていない譚延闓、汪精衛、于樹徳の発言が存在する。⁽⁸⁶⁾以下、関連する発言のみを連続して示し介在する発言は省略した。「」内は筆者。

譚延闓 「前略」本日の飛行機の偵察では、反乱軍は「中略」五、六百人で「中略」、すでに葉挺が兵を率いて接近し包囲の形式をとった。おそらく三日以内に完全に討伐できる。

汪精衛 「李雲漢の『引用部分』」

汪精衛 今回の変動は小事にすぎず、人心鎮静の工作は省と市の党部がやればよい。

于樹徳「共産黨員」 要するに、彼らは譚変「通常の軍隊の反乱」したのだ。

汪精衛 宣伝「情宣」が過ぎると、却って夏斗寅を持ち上げてしまう。

李雲漢が引用した汪精衛発言の真意は、もとの文脈では「大したことはないが黙っていると却ってよくないので発表しよう」である。そして汪精衛は「意気阻喪」などしていない。

夏斗寅の反乱は軍事的に制圧することで決着がついた。しかし続く馬日事変は農村部の大混乱への武漢国民政府体制内部からの深刻な抗議であり、全局面の動向を左右した。

2 馬日事変の発生

五月二十一日に湖南省の省都の長沙で、国民革命軍独立第三十三団の許克祥が第三十五軍の部隊と協同して省農民協会などを攻撃し、監禁中の「土豪劣紳」を釈放した。農民自衛軍と労働者糾察隊の武装も解除された。馬は数字の二十一をあらわす韻字であり、馬日事変と称される。五月二十八日に許克祥らは中国国民党湖南救党委員会を組織し、新たな国民党省党部とした。事変の背後には武漢に駐屯中の第三十五軍軍長の何鍵⁽⁸⁷⁾（湖南出身）が存在した。唐生智の部下の何鍵は二七年の二月に第八軍第二師の師長から新編成の第三十五軍軍長に昇進し、⁽⁸⁸⁾唐生智は武漢国民政府の軍

事力の要であった。馬日事変は武漢国民政府の根幹に亀裂を走らせた。事変の報告は北伐の前線にいた唐生智からの電報により、二十四日に武漢に到着した。翌日の第二十四次政治委員会は、譚平山と陳公博ら五名を長沙に派遣し湖南省党部と省政府を指揮して事変の調査と処理に当たらせることを決定した。事態を重視したボロジンも同行することになった。⁽⁸⁹⁾ボロジンらは二十六日に長沙に向けて出発したが、途中の岳州で許克祥らの態度が強硬なことが判明し（ボロジンたち一行の逮捕と銃殺を要請する許克祥からの電報が岳州駐屯の部隊に到着していたという）、やむなく武漢に引き返した。⁽⁹⁰⁾かくして唐生智が出馬して事変解決がはかられる。

馬日事変直後に唐生智は国民党軍事委員会に打電し、事変解決の条件を提案していた。①国民政府支持、②ソ連との連合、③労働組合と農民協会を支持する、④押収された武器を労働者と農民の糾察隊に返還する、⑤蔣介石と張作霖に反対する、⑥北伐を継続する、⁽⁹¹⁾である。以上の条件からは唐生智権力の構成要素が見て取れる。六月三日には唐生智の部下の周瀾が軍隊と労働団体の双方を抑制するため長沙に派遣されたが、不調に終わる。⁽⁹²⁾その結果、六月十三日の政治委員会第二十八次会议で、唐生智に全権を委任した事件解決が決定された。この決定は直前の軍事委員会で、唐生智、毛沢東、譚延闓、程潛ら湖南出身者と汪精衛が協議した結果であった。⁽⁹³⁾

3 馬日事変の真相

事変直後の国民党政治委員会で、湖南の当事者たちが行った二つの報告がある。裁判での証言に等しく、馬日事変の多くの資料⁽⁹⁴⁾の中でも第一に依拠すべき資料である。はじめに取り上げる彭瑞初の報告は、六月十三日に唐生智への全権委任が決定される直前の第二十八次政治委員会の席上で行われ、彭瑞初は許克祥らの処罰を求め武漢に来ていた湖南省・市・県党部および民衆団体請願代表団の代表であった。彭瑞初は労働運動を積極的に擁護しており共産党員であったと考えてよい。⁽⁹⁵⁾報告に先立ち、彭瑞初から七項目の請願が国民党中央に提出されていた。①許克祥の討伐令

を出す、②湖南省党部の回復、③唐生智の湖南への復帰、④許克祥らの銃殺、⑤湖南の偽省党部を解散する、⑥湖南省総工会の回復、⑦殉難者への救援。

彭瑞初の報告と政治委員会の対応を要約して紹介し、⁽⁹⁶⁾他の資料とも対照し事変の真相を考えてみる。段落の設定、①、②、③の数字、「」内は筆者。

彭瑞初 湖南の農民と労働者の運動に幼稚な欠点はあるが、①絶対に党と政府の指導下に活動してきた。②北伐に必要な軍用米の供出も、湖南省内での消費量を減らす無理をして中央の命令に従ってきた。③反動派が革命軍人の家族を騒がせ責任を農民協会と労働組合〔原文は「農工団体」に転嫁した。当初は彼らを全力で鎮圧してきたが、夏斗寅の反乱以後は謠言が飛び交い手だてがなくなり、数日後ついに二十一日の大虐殺〔馬日事変〕を引き起こした。このあと白色テロが拡大し、一万人近くの死者が出ている。中央が許克祥を鎮圧せず事態を放置している。湖南の民衆は多少なりとも中央に対し失望している。

初めに、③の軍人家族への迫害から考えてみる。彭瑞初の入場に先立ち、第二十八次政治委員会では汪精衛が直前の軍事委員会での協議内容を報告した。汪精衛は、毛沢東が農民協会の軍人家族迫害を認め、原因を国民党も共産党も眼中にない会党の哥老会が農民協会を牛耳る事実にと述べている。汪精衛には毛沢東の発言を脚色する必要はなく、毛沢東の発言は湖南の状況を熟知する人物の言葉として重みを持つ。毛沢東は二七年三月の「湖南農民運動考察報告」で、農民協会の基層組織「郷農民協会」の中心を、「緑色の長い上着を着ている者〔長い上着は農民の衣服ではない〕、「賭博や麻雀を打つ者」〔本業のないやくざ者〕と表現したが、彼らを貧農や赤貧と呼んでいた。⁽⁹⁷⁾しかし内部の報告では会党の存在を肯定したのである。

農民協会に会党分子が含まれることは、共産党中央も認めていた。⁽⁹⁸⁾特に湖南では清朝末期の一九〇〇年代を通じ、哥老会を中心とする会党が同盟会と連絡し、清朝打倒をスローガンに大規模な武装蜂起を敢行していた。⁽⁹⁹⁾会党の勢力

がこのあとも温存されたことは容易に想像される。北伐による旧体制の崩壊と軌を一にした要因もあるが、湖南農民運動の爆発的發展と秩序破壊のすさまじさは、農民運動が哥老会などの旧来の民衆組織と重なって拡大した結果だと考えられる。⁽¹⁰⁰⁾ 蔣永敬は、毛沢東が哥老会の存在を肯定したのは混乱の責任を哥老会に転嫁するためだと述べ、⁽¹⁰¹⁾ それ以上の論及を避ける。農民運動が共産党にも制御できなかった事実は、共産党員が政権奪取のため農民運動を激化させたという蔣永敬の主張への反証となり、論及を避けるのは当然である。

農民協会の軍人家族への迫害は哥老会の存在如何によらず、無差別に土豪劣紳を告発すれば軍人の家族が告発されるのは必然であり、土地の没収さえ行われた。第二十次政治委員会(五月十二日)で通過し混乱を恐れ公布が控えられた革命軍人土地保障法条例が、急転直下に五月十六日の第二十一次政治委員会で適用が決定され、司法部長の徐謙は軍人家族の土地没収状況を速やかに調査し軍人本人からも申告させるよう指示していた。⁽¹⁰²⁾ 馬日事变直後の「共産党中央政治局決定」(五月二十五日)も、問題解決の条件に軍人の没収産業(産業とは土地や家屋などの不動産)の全面返還を挙げている。⁽¹⁰³⁾

以上いづれの資料も、反動派が革命軍人の家族を騒がせ責任を農民協会と労働組合に転嫁したという、彭瑞初の報告を覆す。

次に①の、湖南の農民と労働者は絶対に党と政府の指導下に活動してきたという説明は、汪精衛から反論された。汪精衛は「中央が……適切な時期まで公布を保留すると決定した土地問題決議案が五月中旬の『長沙日報』に国共兩党聯席會議の名で公布されたのはどういうことか」と質問した。質問は彭瑞初を難詰するものではなく、農民と労働者も良くない点を認めるべきだというものであった。彭瑞初は「代表らは中央の訓告を大きな誠意をもって受け入れる」と答弁し、その要請により陳公博が外に控える湖南の代表たちに中央の方針を説明することになった。そして、馬日事变解決のため唐生智への全権委任が決定された。⁽¹⁰⁴⁾ ②の、軍用米の供給はこのあと論じる。

次に六月二十日の政治委員会第三十次会议で、事件当時の湖南省代理省長の張翼鵬が行った報告を見てみよう。張翼鵬は事変後に辞任し、政治委員会の要請で湖南から武漢に来ていた。報告は彭瑞初と対照的で、ほとんどの内容が他の資料で裏打ちされる。張翼鵬は八項目を事変発生の原因にあげ、事変後の状況も説明する。要約して紹介する。段落の設定と「」内は筆者。

張翼鵬 馬日事変発生の原因は、

- 一、農民協会が米の流通を禁止したことを主要原因とする軍用米と民間米の不足。
- 二、農民協会と労働組合による過大な抛出金の強要。
- 三、法令に基づかない農民協会による土地没収。
- 四、農民協会と労働組合による、土豪劣紳を名目とする手続き無視の逮捕監禁の横行。
- 五、「農民協会と労働組合が」官吏を勝手に逮捕したり死刑に処したりして税収の体系を破壊した。
- 六、「農民協会と労働組合が」軍人家族の財産を没収し、さらに家族を侮辱した。
- 七、「農民協会が」軍人を誣告し死に至らしめた。また「軍用米」購入係の軍人を数名殺害した。
- 八、「農民協会が」軍用米の購入のために湖南に派遣されてきた中央政治部学生隊の兵員を逮捕して武装を奪い取った。総指揮「唐生智」が購入した軍用米を奪い取り分配した。そして米の流通を禁止するだけでなく、前線の食品を途絶させようとした。これらの行為が単純な頭の持ち主である軍人「原文は武装同志」を深く恐怖させ特に刺激した。

さらに最大の原因「直接の引金」は、「農民と労働者側が」十九日、二十日、二十一日夜の三日連続で、軍に対し攻撃姿勢を示したことである。

自分は当初は革命の過程で紛糾は免れないと考えたが、革命事業完成のためには農民組織を指導し訓練しなけ

ればと考えるにいたっている。今回の事変を考えるに、「省政府は」中央の指令に基づき、「紛糾した状況を是正する」命令を何度も出し調査もしたが、各級の党部や団体は布告文書と命令書をしまいこみ全く指令に従わなかった。

事変後には黨員同志は弱点をさらけ出し、各級の執行委員会の半数以上の者が長沙を離れ、民衆を指導し状況の安定を取り戻す手段が講じられていない。その結果、民衆団体が本当の農民を駆り立てて四方から「長沙に」迫る混乱を生じさせた。農村では「壮年男子の」強制徴発が行われ、従わなければその場で死刑に処せられている。圧迫に耐えかね、数千の民衆を集め良くない執行委員を死刑に処したりしている。農民を糾合して解放すると称し相互に争っている。これらの状況から、農民が立ち上がったのかあるいは立ち上がったのは本当の農民でないのかを、研究する価値があるように思われる。⁽¹⁰⁶⁾

張翼鵬の報告は出席していた共產黨員から異議を申し立てられることはなかったが、一点だけ無理がある。五月十九日、二十日、二十一日の三日連続の農民側と労働者側の軍への攻撃姿勢が、馬日事変の引金だと指摘する点である。馬日事変の背景には何鍵による計画が存在し、五月十一日には早くも長沙で軍と労働者糾察隊の衝突が発生していた。⁽¹⁰⁶⁾労働者、農民側の挑発行為があったにしても、軍側はすでに攻撃の準備を固めていたはずである。それゆえ労働者、農民側が一方的に攻撃姿勢を示したという議論は説得性に欠ける。毛沢東は六月十三日の軍事委員会で、五月二十一日には軍側が先に攻撃し農民協会側は自衛のために反撃したと報告し、了承されていた。⁽¹⁰⁷⁾このほか張翼鵬が馬日事変の原因として掲げる八項目のうち、二、三、四、五、六、は、すでに確認した「土豪劣紳」への財産没収と死刑執行に類する行為であり、改めて検証する必要はない。問題は、一、七、八で指摘される米の供給、特に軍用米供給と農民運動の矛盾であり、国共合作を破綻に導く重大要因となる。

4 軍用米の確保と武漢国民政府

四月下旬から五月下旬にかけて、武漢では民間用の米だけでなく、軍用米の確保も危機に瀕していた。原因は農民協会による米の独占管理であった。農民協会の米管理は、湖南省では二六年十二月の第一次湖南省農民代表大会で決定された。「民食問題決議案」は、地主や商人に操られ貧窮農民を苦しませる米価を安定させ、米を現地の農民に確保する必要措置であると説明している。⁽¹⁰⁸⁾食糧管理は非難される行為ではない。問題は管理された米が農村内に抱え込まれ、小作人↓地主↓市場あるいは自作農↓市場という流通が途絶え、都市部や他省に米が全く出回らなくなったことである。深刻化する状況は、政治委員会の討論に反映されている。以下の発言は要約し、省略したものもある。〔〕内は筆者。

政治委員会第十五次会议（四月二十五日）

陳公博 現在、漢口には八万担〔一担は六〇キログラムに相当〕の米しかなく、毎日七千担を消費するので十一日分の米しかない。湖南と江西に米はあるが禁輸のため運んで来ることができない。

主席〔孫科〕 中央の名で両省〔湖南と江西〕に打電し、禁輸をしばらく解禁させなければならない。⁽¹⁰⁹⁾

政治委員会第十六次会议（四月二十七日）

陳公博 米の欠乏が甚だしい。劳工部、省党部、总工会、農民協会の四つの機関の名義で湖南に米を送ってくれるように頼める。十万元を湖南に送り、まず十万担の米を送ってくれるように頼もう。

このあと陳公博と孫科の討論を通じ、蘇兆徴（劳工部長、共産黨員）⁽¹¹⁰⁾が中心になり財政部から十万元を借り、湖南に米を買いに行く方針が固まる。また米を売却したあと借入金を財政部に返還することになる。

徐謙 民食（民間用の食糧）はもとより救済しなければならないが、軍用米が大事である。聞くところでは、北伐軍は一週間の食糧しか持っていないという。これこそ、〔湖南に米を要請する〕恰好の理由になる。

陳公博 民食を救済するというのが一番よい言い方である。軍用米だと言ってはならない。前回は唐生智軍の軍用米でも、上海から買い付けたのである。

孫科 一部の軍人が軍用米に名を借りて米の商売をしている。それで農民協會を怖がらせてしまっているのだ。主席〔譚延闓〕 次のように決定しよう。四つの機関で食米購入委員會を組織し、財政部から十萬元を受け取り米を買いにいく。そして中央から湖南省党部に電報を打ち農民協會に対し武漢の民衆の食糧を救済することの重要性を説明する。⁽¹¹⁾

このあと、林祖涵（共産黨員、政治委員會委員）と熊亨瀚（共産黨員、国民党湖南省党部執行委員）が、湖南の米事情を報告している。

政治委員會第十七次會議（五月二日）

林祖涵 米の問題は目下のところ詳しい統計はないが、およそ五十万石（一石は約一八〇リットル。重量単位として使用されるときは六〇キログラムに相当）は余裕がある。しかし湖南では米の禁輸が甚だしく、同じ省内でも甲区の米を乙区に運ぶことができない。軍用米を運ぶには証明書がいるが、証明書を持って軍用米だと言い張るものが非常に多い。農民協會が湘陰で軍用米を差し押えて調べたところ証明書が無く、二千石だといったが実際には六千五百石もあった。省党部と農民協會は軍用米の供給を承認するが、軍事委員會から証明書を出してほしい。⁽¹²⁾

政治委員會第二十次會議（五月十二日）

熊亨瀚 軍用米も民間用米もたえず供給しなければならぬ。五月九日から北伐宣伝週間を開始し米の確保に努めている。各県に食糧委員會を設置し、買い集めたあと經濟委員會に報告させている。軍事委員會が毎月の米の必要量を經濟委員會に通知すれば、どれだけでも運んで来るし絶対に責任を持つ。買い付けのために人を派遣するな。彼らには現地の状況がわからず、容易に衝突が発生する。少数の奸商が軍用米に名を借り密輸を行うか

も知れない。北伐宣伝週間の開始以後、民衆に第二次北伐の重要性を知らしめ三度の食事を二度に減らしてまで供給すべき食糧の確保に努めている（このあと、議事の最終段階で以下の決議が行われた）。

決議——湖南省党部と省政府に、軍用米一千石と民間用米四千石を毎日送るよう電報を打つ。江西省党部と省政府に、民間用米四千石を毎日送るよう電報を打つ。⁽¹³⁾

しかし湖南からも江西からも米は到着せず、武漢の米不足は深刻化してゆく。

政治委員会第二十二次会议（五月十八日）

主席（徐謙） 商民協会の本党本部庶務課への報告では、精米工場（原文は機器工廠）は米を売り尽くし、大小の米屋が店を閉め中央（銀行）の紙幣をうけとらない。

蘇兆徴 金は送ったが（湖南の）米が来ない。

陳公博 湖南にだけ頼っている駄目だ。安徽、江西にも援助を要請する。

蘇兆徴 湖南の米は本来はここ二、三日で来てるはずだが、道が通じず阻まれているのだ（熊亨瀚の約束不履行を、同じ共産党員の立場から言い繕おうとしているのか？）。

主席（徐謙） 江西省政府に、援助の米を急いで準備し直ちに送れと電報を打とう。

決議——通過。⁽¹⁴⁾

米の大生産地で武漢への重要な食料供給地である湖南省からは、全く米が送られてこなかった。四月二十七日の政治委員会での陳公博の発言にあきらかとなり、唐生智でさえ上海から軍用米を買いつけていた。しかし唐生智ほどの政治力も資金力もない何鍵などの湖南出身の軍人には、上海からの買い付けなどの回避手段はとれなかったのではないか。湖南の軍人たちが米を商品に利殖を図っていたことは事実であろうが、米の供給断絶は利殖の喪失にとどまらず兵士の食糧の欠乏を意味した。そうなれば兵士の離散や反乱が予想され軍人には死活問題であった。加えて農民

協会の軍人家族への無差別な攻撃は彼らの危機感を助長した。その結果が、馬日事変による農民協会への攻撃であった。

しかし長沙で農民協会を攻撃しても、広大な地域に数百万人の構成員を擁する農民協会の全活動を抑制するのは不可能であった。馬日事変一週間後の五月三十日の第二十五次政治委員会で、孫科は湖南省での農民協会全体の活動停止の必要を訴え、国民革命軍第二軍軍長の魯滌平の家が財産差し押さえされたと報告している。⁽¹¹⁶⁾ 一回の馬日事変で問題が解決されないことは、何鍵らには理解されていたはずである。しかし行動を起こさねばジリ貧に追い込まれるとの恐怖から、状況に対し異議を申し立て国民党中央に判断を迫ったのであろう。何鍵は六月十三日の第二十八次政治委員会に電報を寄せ、湖南の状況を説明し自らの立場を釈明していた。⁽¹¹⁷⁾ そして第二十八次政治委員会では、唐生智、毛沢東、譚延闓、程潜らの協議を踏まえ馬日事変の平和解決が合意されたのである。

馬日事変は、「反動軍官の反革命政変」⁽¹¹⁸⁾ という偏った見方ではとらえきれない出来事であった。農民運動の発展が、生存に不可欠な食糧供給をめぐる武漢国民政府の政治権力を支える軍の存立を脅かしたのである。

農民協会の軍人家族への迫害は規制することが可能であり、この規制は農民運動全体の抑制を意味せず共産党にも受け入れることができた。しかし米禁輸と軍の存立との矛盾は質的に異なる問題であった。食糧確保に関しては、農民協会も軍も生存のための正当性を主張したのであり、国共合作が直面した構造上の矛盾であった。軍用米の確保には、最終的には軍隊の食糧徴発しかなかったであろう。この事態は、農民運動の発展を国民革命の基礎と位置づける共産党には容認できなかった。したがって行き着くところは国民党と共産党の協力関係の破棄、すなわち国共合作の終焉を意味した。唐生智に全権をゆだね国共合作の継続を図ろうとした緊急対策は、解決不可能な矛盾を一時的に封じ込めるだけであり、実効を奏するはずはなかった。唐生智は六月二十二日の政治委員会で「米の欠乏が甚だしい。軍用米すらまったく方法がない」と述べたあと六月二十六日に長沙に帰る。⁽¹¹⁹⁾ しかし何らの有効な措置を講じることが

できず、国共合作の崩壊を待ち民団を増強して農民運動の肅清をはかることになる。⁽¹²¹⁾

以上の状況を背景に、国民党、共産党、ボロジン、ロイの四者により、国共合作を継続し状況を打開する方法が模索された。しかし馬日事変をきっかけに、国共合作は破綻に向かう。

第五節 国共合作崩壊の開始

1 合作継続への最後の努力

共産党は四月末から五月初旬まで武漢で五全大会を開催し、「土地問題決議案」で土地所有の変革が国民革命達成の唯一の原則であると確認し、土地再分配の必要を肯定した。しかし「平均享用地権」や「平均耕地」など孫文の「平均地権」を敷衍した抽象的表現を用い、土地没収という表現を避けていた。わずかにその結語部分で、大地主と反革命派の土地は革命の勢いの赴くところで没収されると述べただけであった。⁽¹²²⁾ 同じ頃、武漢国民政府中央土地委員会では、大地主の土地没収を盛り込んだ土地問題解決の「決議案」が立案されたが、五月十二日の第二十次国民党政治委員会で実施保留が決定されていた。⁽¹²³⁾ いずれの事例も、国共合作の続行をにらんだ当然の配慮であった。

馬日事変発生後、ボロジンは農民運動の暴走を土地の「ゴロツキ〔原文は地痞〕と哥老会」の責任に帰し、国民党への譲歩を主張して農民運動の目標を減租減息（小作料と借金の利息の減額）と農村自治のレベルへと後退させようとした。陳独秀もボロジンに同調し、「農民運動ゴロツキ論」（農民運動はゴロツキがやっている）が共産党政治局の党是になり、「真の農民の手に農民運動を取り戻せ」が絶対命題になった。⁽¹²⁴⁾ しかし「退却政策」は有効に作用しなかった。

共産党中央は地方党部をコントロールしておらず、農民協会中の非農民（「ゴロツキと哥老会」と真の農民（農業従事者）との線引きは困難が予想された。農民協会の牛耳る「ゴロツキと哥老会」が、農民協会からの排除に甘んじるはずがなかった。共産党中央は六月十四日の「中央通告農字第八号」で、会党を首領層と民衆部分に分断し民衆部分を

農民協会の中で訓練教育せよと通達するが、⁽¹²⁵⁾極めて困難な方針であった。

一方、馬日事変後間もない六月一日に、共産党にコミンテルンからの緊急訓令が到着した。内容は、労働者と農民の武装、武漢国民政府内の反動軍人の処罰、農民の手による土地没収、国民政府の改組、の実行である。⁽¹²⁶⁾訓令は、五月十八日から三十日までモスクワで開催されたコミンテルン第八回拡大執行委員会総会の「中国革命の諸問題」決議を踏まえていた。「中国革命の諸問題」決議は、武漢国民政府をプロレタリアート、農民、小ブルジョアジーさらには中ブルジョアジーの一部による連合体でありプロレタリアートと農民のヘゲモニーが次第に確立されるべき存在だと位置づけており、⁽¹²⁷⁾訓令はこの観点を敷衍したものであったが、背景にはコミンテルン内の政治抗争が存在した。

コミンテルン第八回拡大執行委員会総会では、国共合作の指導方針をめぐるトロツキーらとスターリンら主流派の論争が頂点に達していた。トロツキーは汪精衛ら「左翼国民党」の国民革命への「裏切り」を予告し、武漢国民政府とは別の権力組織として労働者ソヴィエトと農民ソヴィエトの樹立を要求した。さらに労働者と農民を武装させソヴィエトに反対する軍人の銃殺を主張した。これに対しスターリンらは、従来どおり汪精衛らを中心とする武漢国民政府を政治権力の要に据えようとしていた。⁽¹²⁸⁾緊急訓令は、国民党中心の武漢国民政府を維持する一方では労働武装と土地没収という二面作戦を提起しており、トロツキー派からの論難を封じ込めるスターリンらの政治戦術であった。内容には「反動軍人の処罰」が含まれるが馬日事変に触発されたのではなく、たまたま馬日事変の発生と軌を一に打電されたと考えられる。⁽¹²⁹⁾この訓令は、現場の実情を無視していた。

ボロジンも陳独秀も、訓令の実現不可能を理解していた。ロイだけが原則論を振りかざして訓令どおりの強硬路線を主張し、⁽¹³⁰⁾その実行を促すべく訓令を六月初めに汪精衛に提示することになるが、陳独秀は六月中旬にコミンテルンに書面を送り訓令は妥当だが即時実行は不可能であると訴える。⁽¹³¹⁾この間、六月上旬に再度コミンテルンから電報が到着し、速やかに許克祥に反撃し農民の土地没収を許可せよとの指令が伝えられたという。そして軍事部長の周恩来と

湖南省委員会書記の毛沢東を中心に武装蜂起の計画が進行したが、ボロジンらが決心できず実現しなかったという。⁽¹³³⁾

共産党中央は表面はコミンテルンの意を体し、六月八日の『嚮導週報』誌上に「中国共産党より全国農民大衆に告ぐ」(六月四日)を発表し、湖南農民の武装、許克祥ら反動軍官の打倒、大地主と資本家の土地を農民へ、を宣言する。⁽¹³⁴⁾

しかし六月初めの「中央通告農字第五号」や「中央通告農字第七号」では、各省の省委員会や農民協會中の共産黨組織に対して、土地分配の不可、米禁輸の緩和、土豪劣紳の逮捕処罰への慎重姿勢を求め、農民運動の全般的抑制を指令していた。⁽¹³⁵⁾ 以上の状況のもとで、馬日事変の平和解決が図られていた。

2 悪化する食糧事情

深刻化する米事情は急展開を告げ、六月十五日の第二十九次政治委員会では次のような討議が行われていた。⁽¹³⁶⁾ 傍線と「」内は筆者。

主席〔孫科〕 湖北省总工会から武漢食糧供給委員会に上申書が来た。米を買いつけるために湖南に派遣されていた蕭光球が金を奪われた状況と明細を報告し、指示を求めている。奪われてしまったからには、どうしようもないのではないか。

吳玉章〔共産黨員〕 どれだけなくなったのか。

主席 十万元を受け取っていたが、三万九千五百元しか残っていない。

このあと多少の討議があり、問題を財政部の管轄下におき、財政部から金を受け取っていた蘇兆徴が残った金を財政部に返還することになった。さらに次のような討議が行われた。

主席〔孫科〕 漢口特別市商民協會の報告によれば、「江西省の」九江には買い付けた米が一万六千石あるが、小型の船では運搬できない。方法を講じるよう求めている。

汪精衛 軍事委員会は昨日、二つの迫撃砲と二つの機関銃での米船保護を決定した。

主席〔孫科〕 漢口米業工会の報告では各精米所の米は三千石にみたく、二、三日分しかない。精米所の多くは休業し、休業していないところは包囲されている。状況は急を告げ、救済措置を求めてきている。

汪精衛 どんな方法があるのか。

詹大悲 江西では、まだ四万石〔の米〕を買い取る。運輸に問題が出ているのだ。

主席 昨日すでに、軍事委員会は軍船で護送することを決定した。

張肇元 明日にも出発できる。

決議——米の輸送について、軍事委員会は軍船による輸送保護を決定したと〔漢口特別市商民協会に〕通告する。

湖南での米買い付け金の強奪に関する討議から、次のことがわかる。蕭光球の所持した金額は十万元で総工会の管轄下にあることから、彼は四月二十七日の政治委員会決定に基づき十万元の現金を携えて湖南に派遣されたのである。事前に共產党のルートを通じた湖南への連絡があったことも考えられる。強奪事件の日時は明示されないが六月十五日に報告されており、六月初旬の事件と思われる。湖北省総工会からの上申書には金を奪った人物が特定してあつたはずであるが、出席者たちの会話では全く触れられていない。言わなくても分かっているという雰囲気伝わってくる。吳玉章にいたっては、孫科の「奪われた〔原文は「搶」〕という表現を「なくした〔原文は「丟」〕と言い換え、何かを庇う姿勢である。蕭光球も責任を追及されず、残った金を返すだけで事件は処理された。不可抗力であつたと認定されたのである。以上のことから金を強奪したのは農民協会の関係者であつたことは間違いなく、湖南の農村の状況は手の着けられない状況にあつた。この事実の前には、三度の食事を二度にして米を供給したと述べた五月十二日の第二十次政治委員会での熊亨瀚の報告や、湖南省内での消費量を減らしてまで中央の命令に従ってきたと主張した六月十三日の第二十八次政治委員会での彭瑞初の報告は、虚ろにしかならない。⁽¹⁷⁾

米の輸送に関する討議でも、誰の手から米を保護するかが言及されていない。唐生智が上海から米を購入したからには、南京国民政府側の攻撃ではあるまい。海賊の攻撃か。両者の攻撃であれば討議されたはずである。かくして、意図的に言及せず当事者たちが了解していたことと言え、農民協会による米禁輸（米の積み込みの阻止であろう）であり、これを威嚇するために軍船が必要であったと考えるのが自然である⁽¹³⁾。

3 各省の状況

この間、江西省の政治状況にも顕著な変化が現れた。六月五日には朱培徳が軍隊内で政治工作に携わる二十数名の共産党員を省外に退去させ、労働団体にも軍隊を差し向け監視下においた。朱培徳は共産党員に礼をつくし、共産党も事態を冷静に受け止め両者の衝突が発生したわけではない。六月中旬には武漢国民政府の調停で労働団体も監視を解かれる⁽¹³⁾。しかし朱培徳の行動は、国共合作の状況に対する異議申し立てであった。

武漢国民政府直轄の湖北省の状況も混乱の一端を辿っていた。五月三十日の第二十五次政治委員会での徐謙の発言が、状況を象徴している。徐謙は、共産党支配下の国民党湖北省党部が貪官汚吏を処罰する独自の「懲治貪官汚吏条例」の施行を求めたことに反論した。ちなみに湖南省では、「懲治貪官汚吏条例」がすでに二七年の一月末に施行されていた。段落の設定と省略記号、「」内は筆者が補った。

徐謙 貪官汚吏を処罰するのは正しい。……しかし中央党部には黨員背誓罪条例（黨員の誓約違反を罰する条例——内容未詳）がある。そして湖北の官吏も大半は（国民）黨員である。彼らに貪官行為があれば、黨員背誓罪条例に基づいて懲治すべきであり、このようにそれぞれが勝手にやるのは大いによろしくない。

湖北の懲治土豪劣紳条例も考えなければならない。理解しておくべきことは、人民裁判は一種の宣伝であり大事件があった時に人民の注意を喚起するため人民審判委員会を作るのはかまわない。しかし永遠に成立させてお

けば、結果は必ず誰であろうが何事であろうが拍手と挙手で銃殺できることになる。審判土豪劣紳委員会が成立したさい、自分はこの点につき発言した。……いわゆる土豪劣紳には全く基準がない。摘発されている土豪劣紳は、多くは怨恨による復仇である。本来の土豪劣紳が、正義の人物に姿を変えて復仇していることさえある。河南ではこの例が非常に多い。^(四)

徐謙の発言は、国民党と国民政府の支配確立を目的とする「懲治貪官汚吏条例」や「懲治土豪劣紳条例」が無秩序な民衆運動と結びつき、かえって国民党と国民政府の支配を損なう状況を出現させていたことを示す。湖北省独自の「懲治貪官汚吏条例」施行に反対する発言は、国民党員自身が「懲治貪官汚吏条例」を適用されて反革命扱いされる危険のあったことを示す。「懲治貪官汚吏条例」が施行されていた湖南では、すでにこの事態が発生していたのではないか。

ここで、中国社会の伝統的な政治社会風土について考えておきたい。徐謙の述べる武漢国民政府下の状況は、反革命告発を口実に個人的復仇が行われた事実を含め、四十年後に発生する文化大革命の混乱を彷彿させる。毛沢東の「湖南農民運動考察報告」には告発された人物が三角帽子をかぶらされて街中を引き回されたこと、偶像破壊や伝統的な社会文化習慣の打破が実行されたこと、が記されている。そしてこれらの現象は、文化大革命時にそっくりそのまま出現する。

文化大革命は共産党の党内闘争として始まり、毛沢東の党内部の敵への反撃として開始された。武漢国民政府下の土豪劣紳や貪官汚吏の粛清は、国民党の党外部の敵への攻撃として開始された。それゆえ出発点は様相を異にしていた。しかし両者ともに旧体制打破をスローガンに民衆運動が発動され、さらに民衆運動が暴走し体制の破壊そのものが自己目的化し、大混乱の中で民衆運動を指導する立場の国民党員(文化大革命の場合は共産党員)までもが民衆側から告発される危険に陥った(毛沢東は例外)。告発された人物が土豪劣紳(文化大革命では牛鬼蛇神)として三角帽子を

かぶせて引き回されることも共通していた。⁽¹⁴⁾ 国民党员への土豪劣紳扱いは、国民革命軍の軍人家族の土豪劣紳扱いをもつて、その事例と見なすことがきよう。中国社会では四十年を隔てて、同様の因果関係のもとで類似性のある大混乱が出現した。牽強付会の気味はあるが、このように考えを巡らすのは筆者一人ではあるまい。

4 共産党との平和裡の分離をめざした国民党

内部崩壊寸前の武漢国民政府は、外に向かって最後の光芒をはなっていた。唐生智を総指揮に四月十九日から開始された北伐は奉天軍を打破し、六月一日に先頭部隊が河南省の要地である鄭州に到達した。南京と武漢に中立を保った馮玉祥も五月五日から奉天軍攻撃を開始し、陝西省より東に進み五月三十日には先頭部隊が鄭州に達した。⁽¹⁵⁾

六月十日から三日間、鄭州で汪精衛ら武漢国民党首脳（共産党员の于樹徳を含む）と馮玉祥の会談が行われた。⁽¹⁶⁾ 武漢側は馮玉祥の支持を得るため陝西省、甘肅省、河南省の支配をゆだねるなど、その大きな権力掌握を承認した。⁽¹⁷⁾ しかし馮玉祥は六月二十日に江蘇省の徐州で蔣介石ら南京側の要人と会見し、翌二十一日の武漢国民政府への電報で共産党の専横を非難し、南京と合同して北伐を完成させるべきだと主張した。⁽¹⁸⁾

武漢国民政府は山西の閻錫山にも、日本の陸軍士官学校で閻錫山と同期の武漢国民政府委員の孔庚を通じ働きかけた。孔庚は六月十七日に太原に到着したが、閻錫山は共産党员やボロジンの専横を理由に武漢国民政府への不満を表明し、閻錫山周辺は反共一色で固まっていた。⁽¹⁹⁾ 閻錫山は六月二十四日には、馮玉祥と共に南京国民政府の軍事委員会委員に選出される。⁽²⁰⁾

六月二十八日には第三十五軍の何鍵が再び共産党を弾劾し、武漢国民政府と唐生智に対し共産党との分離を要求した。そして第三十五軍と李品仙の第八軍の兵士が、武漢市内の労働組合、湖北省総工会、全国総工会の建物に進駐した。何鍵の行動を事前に察知した共産党は、二十八日に湖北省総工会糾察隊の武装を自発的に解除し衝突を避けていた。⁽²¹⁾

武漢国民政府は絶対の窮地に陥り、政權維持に必要な条件をどれ一つ満たしていなかった。「金はなし」、「地方への統率力はなし」、「食糧の米もなし」、「軍隊の支持もなし」であった。国民党側には万事休すとの判断があったはずであり、どのように共産党と手を切るかだけの問題であった。そして事實は、国民党側は共産党の出方を待っていたといつてよい。決して国民党側から先に分裂を仕掛けたわけではない。ロイがコミンテルンからの緊急訓令を六月初めに汪精衛に提示したことが国民党と共産党の分離の引金になったという指摘がある⁽¹⁹⁾。汪精衛も国共合作破綻後の二七年十一月に広州の中山大学で行った講演「武漢分共之経過」で、ロイが訓令を見せたことが自分に分共（共産党との分離）を決意させ六月中旬には軍人たちに訓令を見せ共産党に対する警戒体制を敷いたと述べている⁽¹⁹⁾。しかし後述するとおりコミンテルンからの訓令は七月半ばまで政治委員会委員の間だけで討議され、国民党は慎重に対処していた。汪精衛の言葉はあとから考え出された自己弁護である。汪精衛は六月十三日に、毛沢東を交えて唐生智らと馬日事変の平和的处理を話しあっていた。六月三十日の共産党中央常務委員会第三十三次会议記録には、前日に汪精衛がボロジンに共産党員は自分と協力したがいらないと訴え、共産党中央が汪精衛に書簡を送り誤解であると釈明することを決定したと記されている⁽¹⁹⁾。国民党政治委員会速記録からも、汪精衛の反共の布石は少しも伝わってこない⁽¹⁹⁾。

共産党は七月三日に中央拡大会議を開いた。陳独秀は選択肢として、①国民党を離脱し独自の政策を行う、②退却を実行し国民党内に留まる、③独自の政策を行うが国民党内には留まる、を提示した。そして、①は不正確、③は不可能であり、唯一の道は②であると述べたという⁽¹⁹⁾。その結果、農民と労働者の利益が保証されることを条件に労農運動の組織と行動を国民党の指導と監督下におくことなど、十一箇条の決定が採択された⁽¹⁹⁾。これらの決定はやがて機會主義の最たるものとして批判されるが、国共合作を維持するやむをえざる対応策であった。七月四日の共産党中央常務委員会では、毛沢東が発言し唐生智が何鍵を肅清するかもしれないねという判断を示している。そして、擁唐反蔣（唐生智擁護、蒋介石反対）が決議された⁽¹⁹⁾。当面は武漢国民政府を支持するという決定である。

ところがこの直後に、事態は急変する。一向に状況が打開されぬことに業を煮やしたコミンテルンから、共産黨員は国民党内には留まるが武漢国民政府からは退出せよという指令が到着した。コミンテルンは七月上旬の中央執行委員会会で「中国革命の現情勢についての決定」を採択し、これに七月十三日の日付を与えて七月十四日のプラウダ紙上に公表するが、この「決定」の末尾におかれている①から⑦までの中国共産党に対する要求を、公表に先立ち新しい指令として打電したと考えられる。その内容は、①武漢国民政府から示威的に退出せよ、②武漢国民政府の政策を全面的に暴露する原則的政治声明を出せ、③国民党からは脱退するな、④労働者大衆に決定的行動の準備をさせプロレタリアートの当面の闘争を指導せよ、⑤土地革命を展開し、プロレタリアートの指導のもとで労働者・農民・都市貧民の革命攻勢によるブルジョア民主主義革命の完成をめざし労働者と農民を系統的に武装せよ、⑥戦闘的な非法法党组织を樹立せよ、⑦中国共産党の指導部を改造せよ、であった。⁽¹⁵⁾

共産党はコミンテルンの指令を直ちに実行に移し、七月十二日に党中央を改組し、張國燾、李維漢、周恩來、李立三、張太雷で臨時中央常務委員会を樹立した。⁽¹⁶⁾そして七月十三日付で「中国共産党中央委員会対政局宣言」を発し（国民党側に伝わるのは七月十六日）、武漢国民政府首脳は反革命軍人を擁護し孫文の主義と政策を損なっていると非難した。さらに共産黨員は武漢国民政府を退出するが国民党から退出する理由はなく、「連ソ・容共・扶助農工」の孫文の三大政策を守る真の国民黨員とは共同奮闘すると述べた。このあと共産黨員は、武漢国民政府の各機関から退出しはじめた。

このころ国民党はロイの提示したコミンテルンの訓令を政治委員会委員の間で討議していたが、七月十四日の政治委員会議長団会議で対応策が立案された。骨子は、責任者をモスクワに派遣し孫文の連ソ政策の趣旨を明確化すること、国民党の主義と政策に違反する言論や行動を行う共産黨員を制裁する（抑える）、である。そして翌十五日の中央常務委員会拡大会議第二十次会议により、この対応策をもとに新たな方針が決議された。要点は、①一カ月以内に第

四次中央執行委員会全体会議を開催し対応策について最終決定を行う、②第四次中央執行委員会全体会議開催まで国民党の主義と政策に反対する言動を制裁する、③責任者をモスクワに派遣し連合の方法について真剣に討議する、であった。このほか農民と労働者の保護、共産党員の身体を自由を保証することが決定された。同時にロイが提示したコミンテルンからの緊急訓令は、非公開と決められていた。⁽¹⁰⁹⁾この間、七月十四日の政治委員会主席団会議には、欠席した孫文夫人の宋慶齡を代弁して外交部長の陳友仁が発言し、立案された対応策は孫文の「連ソ・容共・扶助農工」の三大政策の放棄であると反論していた。⁽¹¹⁰⁾

このあと七月十六日に、共産党の武漢国民政府からの退出宣言が武漢市内に出現する。国民党政治委員会主席団は「容共政策之最近経過」と題する声明⁽¹¹¹⁾を発表し、共産党へのコミンテルンからの緊急訓令を暴露して内容を指弾し、共産党員の武漢国民政府からの退出宣言は国共合作を破壊する最大の意志表示であると非難した。しかし声明の末尾には「本党は総理の遺教に基づき、いまだ共産党(の行為)に対しては努めてこれを耐え忍ばんとするものである」と述べられ、国共合作継続への余地が残されていた。

国民党の対応は穏和であった。中国共産党が主張するように七月十五日を境に共産党員への逮捕や迫害が発生したのではない。中国第二歴史檔案館編『中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料』中の「政治委員会速記録」は、七月十三日の第三十七次政治委員会以後の一カ月間の記録を伏せている。⁽¹¹²⁾公表すると、国民党は七月中旬以降は共産党員に残酷に対処したという「公式の歴史観」にひびが入るからである。

七月十八日の第三十八次政治委員会では、共産党員たちの武漢国民政府機関からの辞職が次々に報告されているが、国民党員たちは共産党員を同志と呼び、辞職を非難する発言はない。共産党の決定に従ったやむをえざる行動であると冷静に対処していた。それどころか譚平山や蘇兆徴に対しては、国共合作中の行動を肯定する発言さえ見られる。このほか議長の譚延闓により、孫文夫人の宋慶齡が中央執行委員会あてに「意見書」を送りつけ、この「意見書」が

十八日付の新聞に掲載されていることが報告された。しかし王法勤の「すべて見た。読み上げる必要はない」との発言のあと、別の議題に移っている。宋慶齡の意見書は議論の対象にされていない。⁽¹⁶⁾ 宋慶齡は「意見書」で、武漢国民政府指導部は孫文の定めた労農民衆を基礎とする中国を樹立するという路線を逸脱したと批判し、国民党中央執行委員会からの退出を宣言した。新聞紙上に「声明」として発表された宋慶齡の「意見書」は、中国共産党側の研究では「国民党左派」を象徴する事件として特筆される。しかし共産党との連絡のもとに破滅の様相を呈していた労農運動の沈静化に努力していた当時の国民党中央には、宋慶齡の「声明」は唐突であり、事情をわきまえずに何を言うかという反発があったはずである。孫文の階級闘争への観点から判断しても、宋慶齡の「意見書」が正鵠を得ていたかは疑問である。それゆえに議論の対象とならなかったであろう。宋慶齡は八月下旬には陳友仁とモスクワに赴く。武漢国民政府の状況に不満であった国民革命軍総政治部主任鄧演達も、七月初めに辞任して声明を発表し、宋慶齡らと前後してモスクワに赴く。⁽¹⁶⁾

国民党は七月二十二日の中央常務委員会第二十一次拡大会議で、第四次中央執行委員会全体会議の開催期日を八月十五日と決定した。さらに七月二十五日の第四十次政治委員会では、一兩日中にソ連に帰国するボロジンにロシア共産党中央政治局あての連名の親書(汪精衛が起草)を託すことを決定した。親書はボロジンの努力を讃え、連ソ容共政策継続の協議を求めている。しかしこれに続く討議では、国民党が民衆を虐殺していると述べる社会主義青年団のビラ「全国の労苦民衆に告ぐ」が問題となり、事実無根の言動を許す中共中央に警告を発することが決議された。⁽¹⁶⁾ その結果、翌七月二十六日に政治委員会主席団の「本党政策の統一案」が発表された。内容は、①国民党と国民政府機関および国民革命軍内の共産党員は即日に関共声明を出せ、出さなければ職務を停止する。②国民革命時期に共産党員は国民革命の妨害活動を行ってはならず国民党の名義で共産党の工作をしてはならない。③国民党員は党中央の批准なしに他党に入ってはならず違反した者は反党分子と認める⁽¹⁶⁾である。しかし「本党政策の統一案」の発

表後も共産党員の逮捕や拘束は発生せず、翌二十七日の第四十一次政治委員会の討議の状況からも、「本党政策の統一案」が直ちに実行されたとは思えない。七月二十七日午後三時にボロジンは列車で漢口を去り、鄭州、洛陽を経由する帰国の途に就いた。汪精衛や上海から帰還したばかりの宋子文が見送り、武漢国民政府は帰路の安全を保証する護衛の兵士を派遣しボロジンの身边は労働者護衛兵が固めていた。武漢国民政府外交部の二人の秘書がボロジンの全行程に付き添い、一名は陳友仁の息子のペルシイ陳であった。ボロジンはソ連と友好関係にある馮玉祥の勢力圏を経由して帰国したが、鄭州で馮玉祥の歓待を受ける。⁽¹⁰⁸⁾

国民党側の態度は礼を尽くしていた。共産党とボロジンに掌を返す強硬な態度をとれば南京に対抗してきた武漢の大義名分が崩れ去るだけであり、面子を保つためにも礼を尽くす必要があった。特にボロジンの礼遇は、対ソ関係を良好に保つために不可欠であった。

ボロジンが武漢を去ったあと午後四時からの第四十一次政治委員会の席上で孫科が発言し、東京の英字新聞紙上の七月十四日付モスクワ電によればコミンテルンは中共に対し国民党内には留まるが武漢国民政府から退出し労働運動を推進せよと指令した、と報告した。コミンテルン中央執行委員会「中国革命の現情勢についての決定」は七月十四日のプラウダに掲載されており、モスクワ電はこれに基づいていたはずである。モスクワ電はコミンテルンの指令を五項目に分けて伝えたが、内容はコミンテルンからの中国共産党への七項目の指令と大筋同じである。議長の汪精衛は、我々の我慢に対する彼らの無軌道ぶりを全国に知らせるべきだと主張した。孫科は国民革命時期に共産革命を唱えるのは反革命であり、国民党の各級党部に共産党員の反革命行為を通過し注意を促そうと主張した。しかし外交部長の陳友仁はモスクワに電報で事の真偽を糾す必要を主張し「通訳は呉之椿。英語―北京語あるいは広東語―北京語かは不明」、于右任も日本の新聞からの情報だけでは共産党は否定するであらうし国民党員も疑いを抱くかも知れぬと述べた。陳友仁はこのあとモスクワに赴くが、于右任も馮玉祥との関係からソ連に近い位置にいた。譚延闓らもモ

スクワへの問い合わせに同調した。その結果、国民党の各級党部、省政府、軍部に共産党員の反革命行為に注意を促す通達を発し、事の真偽をモスクワに問い合わせ中であることを併記することが決定された。しかしコミンテルンへの問い合わせ電報は八月一日段階でも打電されておらず、以後も打電された形跡はない。

武漢の国民党员たちの共産党員への対応は何ら機先を制するものではなく、いまだ模様眺めの状態であった。数週間前までは会議の席上で同志と呼びあった仲であり無理からぬところであろう。「七月十五日反革命政変説」をとる共産党側の研究は事態をどのように記述し、自らの主張を強弁するのであろう。

『武漢国民政府史』は、国民党が共産党員と労農運動の保護を云々したのは人民を欺くためであり、実際には第三十五軍の何鍵をはじめとする反動的軍隊が共産党員を逮捕し労農運動を弾圧していたと述べる。この記述には逮捕や弾圧を記録する史料名が示されていない。しかし第三十八次と三十九次の政治委員会速記録によれば、七月中旬に第三十五軍などが引き起こしていたこれらの事件は、国民党中央の調停により収拾され国民党が共産党員の逮捕を容認した事実はない。このほか、七月二十五日の第四十次政治委員会で汪精衛が共産主義青年団のビラに憤慨して「もう一度騒げば逮捕するしかない」と述べた言葉が、共産党弾圧に向かう象徴的発言として特筆される。しかし、民衆を虐殺したという事実無根の内容に憤慨して発せられたという汪精衛発言を惹起した脈絡は全く無視されている。このほか『武漢国民政府史』は馮玉祥の『我的生活』を引用し、汪精衛が帰国途中のボロジン⁽¹⁰⁾を殺せという「密電」を馮玉祥に打ったというが、馮玉祥はボロジン一行に変装した鄧演達⁽¹¹⁾がいたなどと記しており、「密電」が信じるに足らないことは容易に想像がつく。楊天石「武漢汪精衛集團分共前後」は、七月二十五日の第四十次政治委員会で孔庚が行った第三十五軍や十五軍の共産党員殺害や労働組合弾圧の報告を取り上げるが、孔庚発言のあと国民党がこの事態を容認せず対応策を決議した事実には言及しない⁽¹²⁾。

そして『武漢国民政府史』も楊天石論文も、八月一日の共産党員の南昌暴動後の国民党の弾圧を、七月中旬からの

既定路線の発展であったかに記述する。国民党は八月一日以後は共産党弾圧に踏み切るが、反乱に対して攻撃に転じるのは当然の態度であり、これを「七月十五日反革命政変説」に結び付けるのは牽強附会の最たるものである。

第六節 南昌暴動

1 暴動計画

七月十二日に成立した共産党臨時中央は、張發奎の率いる第二方面軍を武漢国民政府から離脱させて広東に帰還させ、この軍事力を背景に新たな革命の根拠地を建設し土地革命を実現する計画を立案した。⁽¹⁷²⁾ 第二方面軍は広東出身の国民革命軍第四軍を母体とし、その主力の第四軍と第十一軍は「旧」第四軍中の第十二師と第十師が二六年十一月に「軍」に昇格したものであった。兩軍には多くの共産党員が含まれ、張發奎は反蔣介石の急先鋒で一貫して労農運動の擁護を唱えていた。⁽¹⁷³⁾ 第二方面軍所屬の第二十軍を率いた賀龍も、やがて共産党に入党する。

北伐開始後に第四軍は勇名を馳せたが、広東出身の軍人たちは唐生智らの支配する武漢国民政府に不満で、広東で再起を期そうと考えていた。家族と生活基盤を広東に持つ彼らは、湖南出身の軍隊の離反を招いた農民運動や労働運動の激化に何の反発も感じておらず、共産党との分裂は戦闘力を弱めると考える者たちさえいたという。⁽¹⁷⁴⁾ 共産党が張發奎を動かそうとする背景にはこのような状況が存在し、第二方面軍は江西省の九江―南昌をむすぶ線上に展開していた。しかし七月二十日前後には張發奎が汪精衛支持に傾いていることが明らかにになり、九江に派遣されていた李立三らから共産党単独の武装暴動が提起され決定された。共産党臨時中央の一員であった張國燾は回想録『我的回憶』の中で、暴動はモスクワの承認なしに決定され、状況に不満な多くの共産党員たちは成否を度外視し国民革命の気概を示そうと考えたこと、臨時中央が安全を度外視し奮闘する決心を固めて中共中央の命脈を守ったのはこのような心情に励まされたからだ、と述べている。⁽¹⁷⁵⁾ 以下に述べる南昌暴動の経緯は、主として張國燾に基づく。⁽¹⁷⁶⁾

コミンテルンは七月十三日付の決議で労働者と農民の武装暴動を提起し、七月二十三日にはコミンテルンから派遣されたロミナツゼが武漢に到着した。このあとロミナツゼの主導下に八月七日には共産党の緊急会議が開かれ新たな臨時政治局が組織され、土地革命を推進する農民暴動の実行とこれに呼応する労働者暴動の準備が決定される。そして九月には共産党員の軍人と労働者たちに支援された江西・湖南省境での農民暴動である「秋収暴動」が敢行される。また十二月には労働者の暴動により広州に広州コミューンが出現する⁽¹⁷⁾。

しかし共産党員たちが独自に計画した南昌暴動は、厄介な問題であった。当時、国民党内の各派はソ連政府との外交関係維持を望んでいた。蔣介石の南京国民政府、汪精衛と唐生智の武漢国民政府、さらには馮玉祥も然りであった。親ソ勢力の扶植という外交原則からソ連政府にも各派との外交関係の維持は重要であった。コミンテルンの指令下に共産党員が「秋収暴動」を指導したとしても、農民を主力とする暴動であるかぎり中国国内の階級闘争の問題であり外交問題に発展する気遣いはなかった。すでに南京国民政府は共産党員弾圧を開始していたが、ソ連との外交関係は維持していた。ところが国民革命軍中の共産党系部隊が大挙して国民政府に反乱を起こすとすれば、問題は別であった。国民革命軍中のソ連軍事顧問たちは共産党員たちと親密な関係にあり、ソ連軍事顧問の反乱への関与が疑われる危険があった。そうなれば国民党各派もソ連との外交関係を断絶させる恐れがあった。しかも當時はソ連軍事顧問たちが武漢国民政府をはなれて帰国の途中であり、反乱への関与が問題化すれば彼らが拘束される恐れがあった⁽¹⁸⁾。帰国を前にしていたボロジンにも嫌疑が及んだであろう。スターリンらは南昌暴動を望まなかったはずである。それゆえ筆者は張国燾の言う、コミンテルンはソ連軍事顧問の暴動への関与と参加を禁じ実質的に暴動の実行に承認を与えなかったのは真実だと判断する。以上のような配慮の結果であろう、武漢国民政府も南京国民政府も、南昌暴動後もソ連との外交関係を維持した。南京国民政府がソ連との外交関係を断絶するのは、十二月の広州コミューンにソ連領事館員の参加が判明した後である⁽¹⁹⁾。当時のソ連側の関連資料が明らかになれば詳しい事情が判明しようが、以上の推論

はおおむね的を得ているはずである。

張国燾によれば、状況は以下の通りであった。⁽¹⁸⁰⁾七月二十三日に武漢に到着したロミナツゼに張国燾は当日の夜に南昌暴動計画を説明し、ソ連の援助とくに軍事顧問の援助を打診した。ロミナツゼはモスクワの指示を仰がねばならないと述べたが計画の続行に同意を与えた。七月二十六日には首席軍事顧問ブリュッヘルも出席し、ロミナツゼとの会談が行われた。ブリュッヘルは張発奎との協議に基づき、以下の発言を行った。張発奎は麾下の部隊を広東に帰らせることに同意している、張発奎が部下の葉挺らに共産党からの離脱を迫らないなら張発奎とともに広東に帰るべきである、張発奎と分裂しても暴動に参加する五千から八千の劣勢な兵力では国民政府の他の軍を打破して広東まで帰ることはできない、しかし張発奎が上記の条件に同意しないのであれば南昌で行動を起こすのみである。ところがロミナツゼは南昌暴動に使う経費はないと述べ、コミンテルンから到着した電報はソ連(軍事)顧問の暴動関与と参加を禁じ、成功の見込みがなければ暴動中止が最善で張発奎の部隊から共産党員を退出させ農村で活動させよと命じていると伝えた。そして南昌に赴きコミンテルンの命令を伝える役目を、張国燾に与えようとした。ロミナツゼは暴動決行を迫る張国燾に対し、電報はスターリン自身の決定にブハーリン(コミンテルン政治書記局員)が署名して打電されており如何ともしがたい、国際問題や中ソ関係を考慮し我々の知り得ない多くの要因に基づいて決定されており不服従は規律違反の罪に問われる、と言い放った。これにより出席者たちの意見は暴動中止に傾き、まず張発奎との連合を実践し不成功なら国民革命軍第四軍中の共産党員を農村に送りこみ活動させることになった。そして張国燾と前敵委員会が合同で事態の処理に当たることが決定された。張国燾は暴動が勃発した場合にはどうすべきかを質問したが、ロミナツゼは阻止すべきだと言うだけで責任ある意見を述べるのを望まなかった。かくして張国燾は、二十六日晚に武漢を発ち南昌に向かった。

2 暴動の決行

張國燾は船で九江に到り、さらに汽車で三十日の朝には南昌に着いた。そして暴動準備を完成させていた周恩来らと会議を開き、コミンテルンの命令を伝えロミナツゼやガレンの考えを提示し計画の再考をうながした。しかし葉挺以外の全員が暴動決行を主張し、非共産党員の賀龍に暴動計画が伝えられていることも中止不可能の要件として強調された。三十一日には、暴動計画を察知した張發奎が汪精衛や孫科と九江に到着し廬山で対策を協議していることがわかり、決行以外に道はなくなった。こうして南昌暴動は張國燾の要請で予定の七月三十一日より一日だけ延期されたが、八月一日には決行された。⁽¹⁸⁾

八月一日の未明、南昌では葉挺の指揮する国民革命軍第十一軍二十四師、朱徳の第三軍教導団の一部、暴動後に共産党に入党する賀龍の第二十軍により、南昌に駐屯中の第三軍、第六軍、第九軍の各部隊が武装解除され南昌は共産党員の支配下におかれた。このあと第十一軍十師と第四軍二十五師も暴動に加わる。しかし第十一軍十師と第二十軍の一部はやがて離脱する。暴動参加の兵力は二万数千といふ。⁽¹⁹⁾この間、暴動を鎮静しようと汽車で南昌に向かっていった張發奎は、途中で暴動部隊に阻止され引き返していた。⁽²⁰⁾

同日のうちに南昌には国民党革命委員会が組織され、主席団には譚平山や惲代英らの共産党員と、宋慶齡、鄧演達、張發奎らの国民党員の名があげられ、政治スローガンには三民主義が掲げられた。⁽²¹⁾武漢国民政府から退出するが国民党内には留まるというコミンテルンの方針に基づいており、中国国民革命は民主主義革命段階(国民党との統一戦線時期)にあると規定するコミンテルンの歴史認識に従ったものであった。張發奎はもちろん、鄧演達も宋慶齡も国民党革命委員会に参加していなかった。しかし鄧演達と宋慶齡は武漢国民政府を批判して武漢を離れ、それぞれ八月中旬と九月初めにモスクワに到着して歓迎をうける。⁽²²⁾それゆえ事前の了承はなかったであろうが、共産党員たちがまったく鄧演達と宋慶齡の意向に反して名前を使っていたわけでもなかった。

共産党員たちは当初の計画に従い八月三日から五日にかけて南昌を放棄し、新しい勢力基盤を作るべく広東をめざして退却を開始した。しかし南京国民政府側の銭大鈞や黃紹竑の部隊の追撃や迎撃にさらされて十月初めには壊滅状態となり、張国燾や周恩來らの指導部は海路で香港に逃れたあと上海に戻る。⁽¹⁸⁶⁾ その結果、共産党の新執行部は南昌暴動の政策面と軍事戦術上の欠点を批判し、周恩來らに警告を与え張国燾の臨時政治局候補委員と中央執行委員の資格を剝奪する。⁽¹⁸⁷⁾ 事態が不都合に展開した場合に現場に責任をとらせ中枢の権威を守ろうとするコミンテルン一流のやり方であり、陳独秀が総書記を解任されたのと同質の出来事であった。とくに張国燾に対しては、コミンテルンの指令を歪曲して伝え南昌暴動の延期を画策したとの批判が行われたが、張国燾は上海の新執行部に手紙を送り批判に対し釈明していた。⁽¹⁸⁸⁾

この間、八月七日にはロミナツゼの指揮下に武漢で共産党の緊急会議が開催され、陳独秀らを一掃した新執行部が成立し新政策が確定されていた。九月には、「国民党左派」の旗のもとでの暴動の実行という方針が取り消され、共産党単独での暴動路線が展開されはじめる。共産党は十一月に「国民党左派」⁽¹⁸⁹⁾との決別を決定する。この結果、モスクワで「国民党左派」の主導による中国国民革命の続行を訴えていた鄧演達は、十二月になるとソ連を去ることを余儀なくされ、やがて宋慶齡も行動をとるに⁽¹⁹⁰⁾する。

南昌暴動は共産党との積極的決別を手控えていた国民党の態度を一転させた。武漢の国民党は八月八日の第四十四次政治委員会で、逮捕を含む共産党員の国民党からの除名を発令した。続いて南京からの李宗仁を中心とする接触があり、武漢と南京の国民党は合流に向かって進みだす。⁽¹⁹¹⁾ かくして国共合作は終焉する。

共産党にとり、南昌暴動は張国燾の言うとおり革命の命脈を保つ効果をもたらした。武漢国民政府下での共産党の「革命路線」は、農民運動のすさまじい展開に翻弄され破綻を告げていた。⁽¹⁹²⁾ ところが南昌暴動は限られた地域内の短時間の出来事であったが、現実には破綻していた「国民党左派」との統一戦線による民主主義革命達成という政治理

論を究極までおし進め、この理論に基づく政治体制を出現させてみせた。そして共産党の国民革命理論に幕引きをもたらし、次の革命段階への先鞭をつけた。また中国共産党独自の発案であったところに、コミンテルンの傀儡に止まらない中国共産党の個性をも示し得た。一九三三年には南昌暴動決行の八月一日が中国労農紅軍（後の人民解放軍）の建軍記念日と定められ、今日に到っている。

結びにかえて

1 異なった「中国」を追求した共産党と国民党

国民党と敵対関係に陥った共産党には、伝統的に政治支配の手薄な各地の省境（省と省の境）一帯で遊民を吸収して自らの軍隊（紅軍）を組織し、ゲリラ（遊撃）戦で国民党支配に反抗するほかに勢力発展の道はなかった。これは中国の伝統的農民反乱の踏襲にはかならなかった。都市部では共産党の地下工作が進行したが、もはや労働運動の復興は望めなかった。かくして一九二一年の共産党結党以来、外来の新思想が実験的に試みられたといえる中国の共産主義運動は大きく変貌し、中国社会の実情に則した展開を開始した。すなわち「社会主義の衣を着た」伝統的農民反乱への道である。しかし一方で共産党は、厳格な党組織と党の指導する軍を原則とする「ボルシェヴィズムの組織論」、階級闘争により社会主義社会の実現をめざす「ボルシェヴィズムの運動論」を堅持した。これによりそのゲリラ活動は、コミンテルン直属の世界共産主義運動の一翼としての名実を保った。

コミンテルンは辺境でのゲリラ活動に意義を認めず、都市のプロレタリア運動に連動すべき存在としか見なさなかった。しかしゲリラ活動の結果、一九三一年には江西省の瑞金に中華ソヴィエト共和国臨時政府が樹立された。この間、ゲリラ戦が活動の中心となった結果、共産主義運動に占める軍事力の比重が圧倒的となり、軍に足場のない人間は権力を維持できないという共産党政権の性格が形成された。国民党軍や日本軍との闘争の過程では、優勢な軍隊に対処するゲリラ戦術が確立され、農村が都市を包囲するという新しい革命戦略が構築された。これらの戦術や戦略は、第二次世界大戦後のアジアや南米で、植民地支配に対する民族解放闘争の中で実践された。

蒋介石を中心に南京に国民政府を組織した国民党は、ボルシェヴィズムの組織論と、一党独裁を堅持した。党が軍を指導する原則が貫かれ、国民党中央執行委員会により選出される国民政府軍事委員会の組織や政治訓練の重視など、黄埔軍官学校以来の伝統はうけつがれた。そして揚子江中・下流域の豊富な経済力と優勢な軍事力により辺境の共産党勢力の消滅を図り、一方では国民党内の反蒋介石の政治家や軍人たちに打撃を与え、次第に蒋介石を核とする政治権力が強化された。また一九二八年の中央銀行の設立、三一年の関税自主権の回復と厘金(国内関税)の廃止、三五年に決定された法定紙幣による通貨統一など、国家資本主義的方法により新しい中国の建設がめざされた。そして、一九三一年にはじまる満州からの日本の軍事圧迫が、挙国一致の体制を出現させる背景となりつつあった。しかし三七年からはじまった日本の全面的軍事侵略は、国民政府の国家建設を押し止め、さらに国民政府にかわる一九四九年の中華人民共和国の出現は、その「敵」であった国民政府の国家建設の「実績」を顧みらせない状況をもたらした。

ようやく一九七二年になり、旧ソ連で国民政府の経済建設を評価するメリクセトフ『中国における官僚資本——一九二七年—三七年の国民党経済政策と国家資本主義の発展』(ソ連科学アカデミー、一九七二年。中嶋太一訳、アジア経済研究所、所内資料、一九七五年)が出現した。これ以後、国民政府を肯定的に評価する研究上の動きが出現する。日本では野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』(東京大学出版会、一九八一年)が、いち早く国民政府の経済政策を個別のテーマごとに詳しく論及した。新しい研究上の趨勢は南京国民政府の前史である国共合作の研究にも影響し、偏った政治的観点からの研究は減少した。

第一次国共合作の破綻後、共産党はもとより、国民党も原則的にはボルシェヴィズムの組織論を維持していた。組織上は、両党の相似性は極めて大きかった。国民党*期*中全会(中央執行委員会全体会議)は共産党*期*中全会と同じで、国民党と共産党を入れ換えても通用する。しかし両党はその建設すべき国家体制について異なった観点を有し、国民党は国家資本主義的方法により、共産党は社会主義を標榜して新しい中国の建設を追求した。そして互いに

「赤匪」、「帝国主義、地主、資本家の手先」と非難し激しい内戦を展開した。この内戦は三四年の共産党の江西省瑞金の放棄に見るとおり国民党に有利に展開していた。

2 国共内戦に重大な影響を与えた日中戦争

一九三〇年代後半から本格化した日本の中国侵略は国共内戦を中断させ、さらに両党の勢力基盤に異なる作用を及ぼし中国史の動向を決定する重大要因となる。

国民政府の経済、政治、軍事の基礎は都市にあり、都市により農村部を統治した。都市が日本軍に占領されれば政權の基礎は失われ、被占領地でその政權機構が機能するのは不可能であった。一九三一年の満州事変以来、国民政府は拡大する日本の軍事侵略に譲歩を重ねた。蔣介石は対日戦争を覚悟し準備を進めたが、全面戦争が始まれば都市を中心とする経済建設と、その力を背景に推進された国内統一が水泡に帰するのは明らかであった。南京国民政府の対日譲歩はやむをえざる対策であった。

共産党の勢力基盤は広大な農村にあり、行政機構は簡素で柔軟性に富んでいた。日本と全面戦争が始まって日本軍を広大な中国の大地に引き込めばよく、国民政府の正規軍とは異なり、日本軍との正面衝突を避けるゲリラ戦で対処するのであり、損害も少ないことが予想された。コミンテルンの指令があったとはいえ、抗日のため国共内戦を停止せよという主張は、共産党が国民党の包囲攻撃を免れる絶好のスローガンであった。しかもこれにより共産党は、高まる抗日機運を最大限に利用し、抗日民族統一戦線という新しい戦略のもとに中国革命の主導権を国民政府と争うる確固とした足場を手にした。

日中間に全面戦争が始まると、日本軍の都市占領によっても共産党は何ら勢力基盤を破壊されず、かえって南京国民政府の行政機関が消滅した農村部にその支配力を浸透させた。そして大衆動員方式や新しい「単位」制度に基づく

社会組織の建設を中心に、生活の細部にまで党の指導の貫徹する独自の支配システムを形成した。かくして共産党は日中戦争中に、日中戦争直前のじり貧状態を脱し大きな勢力圏を作りあげた。そしてこの勢力を基礎に日本降伏後の一九四六年から再開された国民党との大規模な内戦に勝利し、一九四九年には中国大陆に中華人民共和国を樹立した。国民党は台湾に移り中華民国国民政府を維持し、国際連合では「中国」を代表したが、事実上は亡命政権と化していた。

しかしこのあと国際情勢の変化も手伝い、国共両党の展開には大きな差異が現れた。

3 一党独裁をめぐる異なった状況

台湾に移った国民党は内戦状態を理由に戒厳令を布告し、一党独裁を続行した。これよりさき一九四七年の春には、全島に波及した国民党支配に抗議する民衆暴動をきっかけに、日本時代に養成された台湾の知識人たちが、国民党支配に不服従の嫌疑をかけられ大量に逮捕・殺害される事態が発生していた（二・二八事件）。このような矛盾を露呈しながらも、国民党は経済活動に対して基本的に制約を加えず、一九四九年に開始され一九五三年には完成して大量の自作農を生み出した農地改革と、アメリカの経済援助を背景とする一九五三年からの数次の四カ年計画により台湾の経済発展を促進した。日本時代からの港湾施設や鉄道が残り、質の高い労働力が存在したことも幸いした。また政治活動に対しては、少なくとも「参加しない自由」は保証した。

このあと八〇年代になりアジアの冷戦構造が緩和され、台湾経済の急成長により大量の中産階級が出現して社会の安定に寄与するという状況下に、国民党は一党独裁を放棄しはじめた。一九八六年の九月には、野党である民主進歩党（民進党）が結成され、続いて政治犯の釈放が行われ戒厳令も解除された。一党独裁の放棄は蔣介石の長子である蔣経国により指導された。蔣経国は、台湾が国連の安全保障理事会の代表権を失い国連を脱退して国際的に孤立した危

機を背景に、一九七二年に行政院長に就任した。そして大規模な投資により経済発展の急成長を確実にするとともに、李登輝らの台湾省出身者を大量に登用し政治体制の改革に着手した。一九七五年に蒋介石が死去すると、蔣経国は七八年には中華民国の総統に就任する。蔣経国は一九八八年に逝去したが、副総統の李登輝が憲法（一九三六年に草案が公布されたが日中戦争で日の目を見ず、四十六年末に修正補足され四十七年一月に公布された）の規定により総統に就任し、政治体制改革を続行した。そして、国民党の中枢を独占する大陸出身の外省人に対し権力拡大を望む台湾出身の国民党員（党員数の八割）の支持を背景に、政治の民主化が一層促進された。一九九一年十二月には国権の最高機関である国民代表大会の改選が行われ、台湾独立の是非を民衆にアピールした民進党が二五％近くの票を得た。さらに九四年の憲法改正をうけ九六年には住民の直接選挙による総統選出が行われ、李登輝が当選した。国民党が台湾で実行した複数政党制による一党独裁の放棄と法治主義の推進は、確固とした流れとなっている。

共産党は国共内戦に勝利し、一九四九年に毛沢東を指導者とする中華人民共和国をつくりあげた。中華人民共和国には共産党以外の政党である民主党派が存在し、「主権は全人民に存する」と明記する憲法とこの主権を行使する選挙に基づいて構成される人民代表大会が存在する。しかし外観とは裏腹に、人民民主独裁の名のもとに共産党の一党独裁が貫徹された。

共産党の一党独裁の本質は、一九五八年に共産党幹部に語った毛沢東の言葉に言い尽くされている。「法律に依拠して多くの人を治めることはできず、習慣の養成に依拠しなければならない。……憲法は私が参加して制定したものだ。しかし私は記憶していない。……我々の毎回の決議はすべて法律である。会議も法律である。治安条例も習慣を養成してこそ遵守される。……我々の各種の憲章にもとづく制度は、大部分、九〇％は関係当局が作ったものだ。我々は基本的にはこれらに依拠せず、主として決議と会議に依拠する。……民法と刑法に依拠せず秩序を維持する。人民代表大会と國務院の会議は、人民代表大会と國務院の会議であり、我々は我々のものに依拠するのである」（スチュ

アート・シュラム『毛沢東の思想』、北村稔訳、蒼蒼社、一九八九年、一八八頁。

以上の毛沢東の言葉に對置しうる欧米民主主義流の種々の理念、たとえば三権分立、法の下の平等、基本的人権などは、資本主義社会で生み出された否定されるべき理念として、「資産階級民主」(ブルジョア民主)の名のもとに葬りさられた。またボルシェヴィズムの階級闘争理論は、全国民を「出身階級」と「階級成分」に基づいて区分し、独裁する側と独裁される側に分別した。一九三三年に中華ソヴェト共和国臨時政府の土地改革で実行された方法の再来である。その結果、知識人たちが名目上は知的労働者として労働者階級の一部分であると認定されたにもかかわらず、地主、富農、資本家の家庭の出身であるという「出身階級」を理由に事実上は独裁される側に立たされた。そして社会の発展に寄与することから締め出された。さらに法による統治(法治)よりも政治スローガンを掲げた大衆運動を擁して共産党支配を浸透させる政策が繰り返された結果、一党独裁理論の固定化がもたらされ、経済や思想の分野だけでなく日常生活の隅々まで共産党支配が貫徹された。なかならず独裁され改造されるべき存在と位置づけられた知識人たちは、政治活動に「参加しない自由」すら保証されなかった。そして理念のみが先行する社会主義建設が追求され、農業を中心に旧来の生産機構が破壊された。

一九七九年に開始された鄧小平体制下では、停滞した経済を發展させるため對外開放政策と資本主義的生産様式の導入が実施され、「实事求是」の名の下に一定の思想解放が行われた。共産党内からも、社会主義社会で発生する疎外の問題が提起され硬直した一党独裁体制を修正しようとする理論提起が行われた。しかし一方では一九八二年「憲法」の前文に、社会主義の道、プロレタリア独裁、中国共産党の指導、マルクス・レーニン主義及び毛沢東思想、を堅持することが明記され(「四つの基本原則」と呼ばれる)、一党独裁理論は至上のものとして固定された。そして絶対的権力の維持をはかる共産党と、権力の相対化を要求する学生・市民との必然の衝突として、一九八九年の天安門事件が発生した。

「四つの基本原則」の堅持により一党独裁が固定されている限り、鄧小平体制下で開始された資本主義的経済活動により生み出されるはずの社会勢力が共産党権力の相対化を促し、いわゆる「中産階級の出現による民主化」に寄与する可能性は見いだしにくい。一定以上に活動規模を拡大させれば社会勢力として強大化し、最終的には共産党支配と絶対的に対立する存在にかなり得ないのではないか。政治支配と経済活動の永久対立という構造が固定化されているのではないか。あるいは、政治支配と経済活動は一九九二年以来唱えられる「社会主義市場経済」共産党の政治支配のもとでの資本主義的経済活動に示されるとおり相互に浸食することなくその「分」を守り、相互に補完しあうという奇妙な「中国の特色をもつ社会主義」が相当期間続くのであろうか。それとも経済の発展に対応する政治体制改革の枠組みが考えだされ、共産党の一党独裁体制は解消される方向に進むのであろうか。

ボルシェヴィズムは両刃の剣であった。混乱のなかで権力を奪取し新しい体制をつくりあげるには、厳格な中央集権組織と革命的信念はきわめて有効であった。しかし厳格な中央集権組織は抑圧的な官僚組織に転化する危険をはらんでいる。また革命的信念は言論の自由に対立し教条に墮する危険をはらんでいる。はたして共産党が中国大陸で権力を掌握すると、指導を名分とする党組織の社会組織への浸透と支配、さらには言論統制の出現など、ボルシェヴィズムは「社会主義」の名のもとに新たな抑圧体制を作り出すことになってしまった。

あとがき

筆者は一九七三年の三月に、「中国革命指導をめぐるコミンテルンの動向」を卒業論文に京都大学文学部現代史専攻を卒業した。論文では中国国民革命の指導をめぐるスターリンとトロツキーの理論抗争に焦点を絞り、トロツキーの見解を支持して第一次国共合作の開始から終焉までを論じた。手前味噌だが、口頭試問で中国科学史の山田慶兄先生からご好評を戴いたことが懐かしく思いだされる。

現代史専攻はユニークな専攻で、二十世紀の各国史のどれかを選んで研究するということであり、教授の今津晃先生はアメリカ史のご専門、助教授の松尾尊允先生は日本史のご専門であった。それゆえ演習もアメリカ史、日本史、中国史さらにはイギリス史、ロシア史、朝鮮史など、盛り沢山でいろんなことを学べる場であった。もともと大学紛争で余り授業はなく、今津先生からはもっぱらオーソドックスな研究スタイルと研究者の矜持の大切さを、松尾先生からは綿密な史料処理に基づいて生み出される重厚な研究の何たるかを学んだ。ようやく四回生になり大学院への進学を自覚し、入試で選択するフランス語の学習に日仏会館に通う一方で、大学図書館で歴史研究に関係する本を系統的に読もうと決心した。手始めにとりかかったのが『トロツキー選集』であり、途中で「中国革命論」に出会い、それまで日本語文献を通じて理解していた状況とは随分違うではないかと驚き、よし真相を解明してやろうと思ったのが国共合作との馴れ初めであった。

卒業論文執筆当時はソ連も健在でベトナム戦争も終わっておらず、中国も文化大革命の真っ最中であり、「政治」の季節たけなわであった。保管しておいた「卒論」を読みなおすと、苦笑いをさそうような「過激な」表現にもでくわす。時代の雰囲気を反映したのであろう。

一九七三年四月に大学院に進んでからは、京都大学人文科学研究所の研究班に所属し、中国近代史を学び始めた。東洋史の素養が全くなく西洋かぶれの少々生意気な学生であったと思うが、班長の島田虔次先生はじめ諸先生と諸先輩ならびに同学諸氏の温かいご批判の中で、研究者の卵としての素養を養うことができたと思っている。

しかし当初の筆者は中国プロパガーの研究をやろうという気持はもたず、国際関係論的視点や、「一国社会主義」か「永久革命」かという今日では甚だレトロな視点から中国革命の問題を扱おうかなどという、漠然とした研究上の見通しを抱いていたにすぎなかった。しかし国際関係論的視点からの中国革命研究には、中国語に加えてドイツ語もロシア語もやらねばならず（大学院の最初の半年は初志貫徹でこれら三つの外国語に挑んでいたのだが）、そのうち虻蜂取らずになるのではという危惧と当時の京都の研究状況も勘案し、中国プロパガーでいこうと進路を定めた。

かくして生み出された修士論文が、本書でもしばしば引用した「第一次国共合作時期の広東省農民運動」である。農民運動をとりあげたのは、「国民党には農民問題を解決できなかったのだ」という卒業論文の結論とも関連するが、社会経済史的側面からの中国近現代史研究が「正統」であった当時の研究状況を反映していた。そしてこの修士論文は研究誌上でも取り上げられ相応の評価を得たのであるが、筆者自身は農民運動をこれ以上やっても中国近現代史の流れを理解する鍵は見つからないという思いを強くしていた。要するに、農民問題や労働者問題を核に置くマルクス主義者流の歴史分析には、かなりの無理があるのではないかと考えるに至っていた。

このあとまもなく、東京から竹内実先生が京都大学人文科学研究所にお出でになり、先生の主宰された現代中国研究班にも所属して「現代中国」を学ぶことになった。そして竹内先生の「実事求是」の学風に魅力を感じ、国民党と共産党を等距離において見るなどという当時の研究者の卵としては「大それた」立場を次第に築きつつあった。一九七六年には竹内先生のお供をして台湾を訪れ、国民党党史委員会で李雲漢先生にお目にかかるという貴重な機会を得た。この時の李雲漢先生との出会いとその後の不思議なご縁については、「ある個人史——山東の革命家、陳幹」竹

内実編『転形期の中国』、京都大学人文科学研究所研究報告、一九八八年三月）の中で触れた。やがて一九九五年には、李雲漢先生と並ぶ著名な国民党史家であった蔣永敬先生にもお目にかかり、御著書を戴くことになる。

筆者は一九七七年に三重大学に職をえて、一九八一年の九月から翌年七月まで文部省在外研修員としてロンドン大学アジア・アフリカ学院に在籍した。のちに筆者がその著『毛沢東の思想』〔結びにかえて〕参照を翻訳することになる、ロンドン大学教授スチュアート・シユラム氏（竹内実先生の友人）の推薦による。このロンドン滞在は、筆者の第一次国共合作研究を促進した。筆者は、本書における基本資料の一つである毛思誠『民国十五年以前之蔣介石先生』をロンドンまで携え、暇にまかせて克明に読み進んだ。そして文中の蔣介石の数多くの真摯な演説に動かされ、「なるほど、この人は真面目な人だ。共産党の批判にいうような人ではない」との確信を得た。同時に読んでいたのは、本書で何度も引用した国民党の軍事顧問であったチェレパノフのロシア語の『回想録』である。こちらの方はロシア語辞書との首っ引きでなかなか進まず、帰国後しばらくして極めて正確な中国語訳がでたので、引用の際の確認しかロシア語は読まなくなるのだが。

ロンドン大学滞在中には、月曜日から金曜日まで研究室を共有し昼食も共にしていた香港中文大学政治系の李南雄教授から、研究上の大きなヒントを得た。本書のモチーフになっているボルシェヴィズムと国民党および共産党の関係である。李南雄氏は台湾出身でアメリカのシカゴ大学で中国現代史研究により学位を得た人物である。日本でも著名なタン・ツォウ（Tang, Tsou. 中国名は鄒譚）教授の弟子であり、タン・ツォウ教授が著名な国民党員で『中国国民党史稿』（序章注（4）の著者、鄒魯の子息であるという話もうかがった。彼はある日の会話の中で、中国語であったか英語であったか忘れたが、「国民党も共産党もボルシェヴィキだぞ」と言い放ったのである。一九二四年の国民党改組に照らせばその通りなのだが、「仇敵同士」の国民党と共産党が「似た者同士」とは腑に落ちず、理屈では分かっていても筆者には研究の基礎にこの観点を据える覚悟が定まらなかった。ところが帰国後にこの観点を、京都大学人文

科学研究所に客員教授として滞在中の中国社会科学院の楊天石先生にぶつけたところ、肯定的なお答えを得た。公式の場での発言ではなく、私的な打ち解けた雰囲気での真情を吐露されたと思われるお答えであった。

この頃（一九八二、八三年）から筆者の中で、第一次国共合作研究を進める理論上の基軸が定まり始めた。また文化大革命も終わり鄧小平時代に入り、中国大陆から第一次国共合作時期の数多くの史料が刊行されたことも幸いした。一九八四年にジェローム・チェン（陳志讓）『軍紳政權』を翻訳したことも（本書、序章注（2）、軍閥時期への理解を深めた。いくつかの研究論文を執筆しているうちに台湾の状況が変化し、やがては国共合作関係の原史料が公開されることになる。これらの全てが、本書の執筆に好都合に働いた。

一九九六年八月には、筆者は国民党党史委員会を公式訪問した。主任の李雲漢先生はすでに七月に退官され一カ月の差でお目にかかれず、かわって主任に就任されていた旧知の陳鵬仁先生のご厚情を被った。七六年の李雲漢先生との出会いとその後の海峡兩岸（中国と台湾）の政治状況の変化に思いを馳せ、二十年は夢かとの感を強くした。ともあれ本書の刊行により、筆者と第一次国共合作との二十年以上の付き合いには一応の終止符が打たれる。今後はこれまでにコメントしようにも時間がなかった様々な問題を取り扱い、「自由な研究の境地」に遊びたいと願っている次第である。なお筆者は本書で、李雲漢、蔣永敬、楊天石の三先生の「政治に制約された」記述に対し忌憚のない批判を加えたが、三先生が「歴史家」としての立場にお立ちになり、心中ではこの批判を諒とされることを確信している。

本書の執筆にあたり、以下の方々から種々のご援助を得た。記して感謝する。

京都大学人文科学研究所の狭間直樹先生からは貴重な史料の原件コピーの閲覧を許され、研究所の助手を務められた江田憲治氏と石川禎浩氏の両氏からも関係史料の提供をうけた。

立教大学名誉教授の戴国燁先生には、一九九四年に史料公開直前の国民党党史委員会で李雲漢先生との再会をはた

させていただき、一九九六年八月の公式訪問への路が開かれた。

立命館大学の夏剛、文楚雄のお二人には、中国語表現の背後にある深い意味について常にご教示を得た。立命館大学文学部東洋史専攻の大学院に学んでいた台湾の黄英哲、許育銘の両氏からは台湾の政治状況の最新情報を提供され、国民党の動向を知る大きな助けとなった。

本書に採録した論文の原題と初出は以下のとおりである。序章と「結びにかえて」は、初出論文をもとに大幅に書き変えた。第六章は書き下ろしである。

序章——「中国国民革命とボルシェヴィズム」霞山会『東亜』二九〇号、一九九一年八月

第一章——「第一次国共合作の成立について」京都大学文学部史学科『史林』六三卷三号、一九八〇年五月

第二章——「第一次国共合作の展開について」京都大学文学部史学科『史林』六六卷四号、一九八三年七月

第三章——「広東国民政府における政治抗争と蔣介石の台頭」京都大学文学部史学科『史林』六八卷六号、一九八五年十一月

第四章——「北伐開始後の第一次国共合作の実態——蔣介石と共産党の関係を中心に」狭間直樹編『中国国民革命の研究』、京都大学人文科学研究所研究報告、一九九二年三月

第五章——「破綻した国共合作——一九二七年、四・一二事件再考」(上)(中)(下)霞山会『東亜』三一五号・三一六号・三一七号、一九九三年九月、十月、十一月

「結びにかえて」——「清末から現代に至る、中国近代化の限界と可能性」問題と研究出版『問題と研究』第二一卷九号、一九九二年六月

最後に、本書の出版を推進して下さり数々の貴重な御指摘を戴いた岩波書店編集部の林建朗氏に感謝する。本書の出版には立命館大学文学部人文学会から助成金を得た。

一九九八年四月

北
村
稔

注

- (192) 結党以来の共産党古参党员で武漢中央軍事政治学校(黄埔軍校分校)政治部主任の施存統は、国共合作破綻直後に共産党を離党する。国民党中央日報副刊に発表された声明によれば、共産党の進める革命路線と国民革命に矛盾を見いだしたことを理由としていた。このあと施存統にならって離党声明を発表する共産党员が続出した(石川禎浩「施存統と中国共産党」, 京都大学人文科学研究所『東方学報』第68冊, 1996年)。共産党の革命路線にゆきづまりを感じる党员が多かったことを物語る。

着したが、7月18日にウラジオストク行きの船に乗船したところを官憲に逮捕され、しばらく後に蒋介石の命令で謝罪のうえ釈放された(第五章注(122)A. B. Благодатов, c. 270-276, 中国語版 321-328 頁)。

- (179) ソ連首席軍事顧問のブリュッヘルが武漢を離れ帰国のために上海に向かうのは南昌暴動後の8月11日であり、上海では蒋介石に会っている(郭廷以前掲書, 第2冊, 1927年8月11日条)。蒋介石もブリュッヘルと別離を惜しんだことを回想している(前掲, 蔣中正『蘇俄在中国』, 51-52頁)。12月の広州コミューン事件では共産党員と行動をとともにしたソ連領事館副領事らが逮捕後に銃殺され、翌日に国民政府はソ連との断交を宣言した(郭廷以上, 1927年12月13日条, 同14日条)。以上の経緯は、『日本外交文書』昭和期I第一部第一巻の「上海, 矢田総領事報告」(944-949頁)に詳しい。
- (180) 張国燾前掲書, 第2冊, 683-903頁。
- (181) 張国燾同上, 697-703頁。注(176)の張国燾の手紙によれば, 延期の理由は, 宣言文の内容修正や軍事行動の準備万全を期したためという。
- (182) 南昌八一起義紀念館編『南昌起義』, 4-8頁。張国燾は小銃が一万数千丁しかなかったと述べており(張国燾同上, 712頁)。ブリュッヘルの推測した五千人から八千人が実数に近いかもしれない。
- (183) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 420-423頁。張發奎は九江に到着後, 29日と30日の両日に第二方面軍の師長以上を招集した。しかし葉挺と賀龍が到着せず, 南昌を離脱してきた士官の報告もあり暴動の決行を確認していた。
- (184) 『南昌起義』, 20-25頁。
- (185) 鄧演達の動向は, 張光宇『鄧演達伝』, 武漢大学出版社, 1993年, 170-183頁, に詳しい。宋慶齡は, 尚明軒『宋慶齡年譜』(中国社会科学出版社, 1986年), 蔣洪斌『宋慶齡』(江蘇人民出版社, 1987年), 呂明灼『宋慶齡伝』(上海人民出版社, 1988年), 劉家泉『宋慶齡伝』(北京文聯出版社, 1988年)等に詳しい。武漢国民政府外交部長の陳友仁も宋慶齡に同行してモスクワに赴く。
- (186) 「大事記」8月各条, 9月28日, 10月3日条(前掲『南昌起義』)。張国燾第2冊, 710-740頁。『周恩來年譜』1927年10月上中旬, 11月上旬条。
- (187) 中央臨時政治局擴大會議「政治紀律決議案」(1927年11月14日), 『中共中央文件選集』第3冊, 478-484頁。
- (188) 注(176)。この点に関し前掲『中国共産党歴史(上巻)注釈集』は, コミンテルン指令の電報原件は見つかっておらず, 「成功の見込みがないならやるな」という電文の文言解釈上の意見対立であったと述べる。
- (189) 「中国共産党的政治任務と策略的決議案」(8月21日), 「關於左派国民党及蘇維埃口号問題決議案」(9月19日), 「中国現状と党的任務決議案」(11月10日), 前掲『中共中央文件選集』第3冊, 327-342, 369-371, 445-467頁。
- (190) 注(185)。
- (191) 「第四十四次政治委員会速記録」(謄写版印刷), 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 426-427頁。

- (165) 宋慶齡の「声明」は英文で執筆され7月14日の日付があるが、新聞発表は7月18日。「声明」の日付から7月14日発表説が支配的だが、呉伝煌「宋慶齡退出武漢国民政府声明の発表時間」(『党史研究史料』1985年11期、四川人民出版社)が報道記事を比較検討し7月18日発表説を確定している。「第三十八次政治委員会速記録」中の譚延闓発言も7月18日発表説を裏打ちする。英文の「声明」は武漢の『人民論壇報』に掲載されたが、原文は未見。『人民論壇報』は1925年に北京で創刊された国民党の英字新聞で、27年春に張作霖の圧迫を受け武漢に移り27年中に停刊した(郭衛東主編『近代外国在華文化機構綜録』、上海人民出版社、1993年。『人民論壇報』の英文名は未詳)。27年7月21日の『晨報』紙上に、「原文は英文である」と注記した「声明」の中国訳が掲載されているが、『宋慶齡選集』(人民出版社、1992年)中の中国語訳と比べると、固有名詞に若干の相違はあるが、前者が文言で後者が現代文である点が異なるだけである。宋慶齡らの動向は注(185)参照。
- (166) 「第二十一次常務委員会拡大会議速記録」(蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』、408頁)、「第四十次政治委員会速記録」(謄写版印刷)。
- (167) 蔣永敬同上、417-418頁。
- (168) 「第四十一次政治委員会速記録」《汪精衛報告》、アンナ・ルイズ・ストロング『ボロジン脱出記』、淡徳三郎訳、改造社、1930年、29頁、34頁。ストロングはボロジンとモスクワまで全行程をとにした。
- (169) 第四十一次、第四十二次(8月1日)「政治委員会速記録」(謄写版印刷)。
- (170) 『武漢国民政府史』、514-515頁、第三十八次、第三十九次、第四十次「政治委員会速記録」、前掲『我的生活』第38章。
- (171) 注(151)。「第四十次政治委員会速記録」(謄写版印刷)。
- (172) 前掲『中国共産党歴史』上巻、216頁。
- (173) 張光宇、前掲書、137-140、245-247、172、291-292頁。
- (174) 張国燾前掲書、第2冊、676頁。
- (175) 『中国共産党歴史』上巻216頁、張国燾同上、676、673頁。
- (176) 張国燾は暴動後の27年11月に上海の中共臨時政治局拡大会議に手紙を送り、暴動を制止しようとしたという批判に弁明したが、手紙は『中央通訊』に掲載され、南昌八一起義紀念館編『南昌起義』(中共党史資料出版社、1987年)に収録されている。張国燾が回想録で記述する暴動に至る経緯は、この手紙の内容に自身の記憶を肉付けしたものである。『中国共産党歴史』上巻の記す南昌暴動直前の状況は、張国燾の記述をまとめた感がある。原史料の提示がないままに、行動決定などの日時が張国燾と一致する。中共中央党史研究室編著『中国共産党歴史(上巻)注釈集』(中共党史出版社、1991年)の記述も同様である。コミンテルンから派遣されたロミナツェの言動や共産党員との協議の日付が張国燾と一致するにもかかわらず彼を登場させず、原史料名も示されない。いずれも、1938年に毛沢東と対立して共産党を離党し、共産党史では反徒と扱われる張国燾からの引用を憚ったのである。
- (177) 『中国共産党歴史』上巻、219-229頁。
- (178) 軍事顧問であったブラゴダートフは数人の顧問と七月初めに武漢を離れ上海に到

- 説」の存在に言及する(張国燾, 第2冊, 691頁注(5)). しかし蔣永敬は馮玉祥の「電報」(注(145))の文言に「ボロジン解雇」とあるのに対し、「(未だ解雇されず)」と注を付している(『鮑羅廷與武漢政權』, 382頁). ボロジンが武漢を去った7月27日の第四十一次政治委員会で汪精衛は「本党顧問ボロジン帰国」と述べており(「第四十一次政治委員会」速記録, 謄写版印刷), ボロジンが解雇された形跡はない.
- (153) 注(151).
- (154) 「中国共産党中央執行委員会告全党黨員書」, 『中共中央文件選集』第3冊, 277-278頁.
- (155) 「中共中央常委会第三十四次會議記錄」(注(151)). 『中国共産党歴史』上巻も中共中央常務委員会での毛沢東発言を引用し, 毛沢東が共産党独自の武力の保存を力説した点を指摘する(198頁). 毛沢東は唐生智に期待しつつ一方では武漢国民政府との決裂に備え共産党独自の武力の保存を主張したのである.
- (156) コミンテルン執行委員会「中国革命の現情勢についての決定」, 村田陽一編訳『コミンテルン資料集』第4巻, 219-223頁. 村田同書, 巻末注(170)資料解説.
- (157) 『中国共産党歴史』上巻, 199頁.
- (158) 『中共中央文件選集』第3冊, 198-208頁.
- (159) 国民党中央常務委員会拡大会議第二十次會議速記録(蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 402頁). 「制裁」は抑えるの意. 汪精衛は8月5日の国民党中央常務委員会拡大会議第二十三次會議で, 「共産党と我々が合作している時は彼らを大目に見て制裁することができた. 現在では彼らは我々の敵である」と述べている(蔣永敬同書, 422頁).
- (160) 『吳玉章回憶錄』, 中国青年出版社, 1978年, 150頁. 前掲, 陳公博『苦笑錄』(邦訳)もこの間の事情を補足する.
- (161) 『革命文獻』第16輯. 声明についての解説は, 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 414頁注(39).
- (162) 歴史事実に忠実であろうとする『国共両党關係通史』でさえ, 「“七一五”反革命政変」と記述する(293頁).
- (163) 同書は, 「政治委員会速記録」の原史料は第四十六次會議(8月15日)までしかなく, 第二十六次と第二十七次および第三十八次(7月18日)から第四十五次(8月10日)までの速記録は欠落していると述べる(991頁). しかし同書(1986年9月刊)と前後して刊行された『武漢国民政府史』(1986年7月刊)には, 欠落しているはずの政治委員会第四十次會議(7月25日)と第四十四次會議(8月8日)の速記録が引用されている(515-516頁). 楊天石「武漢汪精衛集團分共前後」(注(151))にも, 第四十次會議と第四十二次會議(8月1日)の速記録が引用されている. 「政治委員会速記録」は謄写版印刷の冊子で複数部作成され, 政治委員会委員たちに配付されていた. 全国の資料を網羅しうる中国第二歴史檔案館は, 少なくとも第四十次, 第四十二次, 第四十四次の記録を含む別の「政治委員会速記録」の存在を確認できたはずである. 第二十六次會議と第二十七次會議の速記録はともかくも, 第三十八次から第四十五次會議までの速記録の欠落は, 中国大陆での資料保存状況に照らし明らかに不自然である.
- (164) 「第三十八次政治委員会速記録」(謄写版印刷).

- (136) 『中国国民党第一，二次……』，1253 頁。
- (137) 熊亨瀚も彭瑞初も意図的に虚偽の報告をしたのではなく、共産党の政治的立場を守ろうとする余りに実情と矛盾する発言をせざるをえなかったと考えたい。
- (138) 武漢の米事情について、『武漢国民政府史』は「漢口民国日報」の5月中の記事を引用し、5月中には湖南からの米が到着し江西からも続々と米が到着していたという(353 頁)。しかし「漢口民国日報」は『武漢国民政府史』自らがいうとおり、共産党員の指導下にある国民党湖北省党部の新聞であった(248 頁)。したがってその記事は、熊亨瀚や彭瑞初の報告と同様に現実を正確に反映しているとはいいがたい。
- (139) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』，354-370 頁。
- (140) 国民党政治委員会で湖北省党部を代表して発言する共産党員の董用威は、湖北省政府委員兼省政府農工庁長であり、国共合作破綻後の8月には逮捕令を発せられる(「第四十四次政治委員会速記録」，謄写版印刷)。董用威は民衆の土豪劣紳銃殺を容認する発言を行い(蔣永敬同上，258 頁)，五月の漢陽県の逆産沒収事件でも第二十一次政治委員会(5月16日)で県党部と労働組合を擁護する発言を行っていた(『中国国民党第一，二次……』，1165 頁)。
- (141) 『中国国民党第一，二次……』，1219 頁。
- (142) 共産党「中央通告農字第五号」や「中央通告農字第七号」には(注(75))，「罰戴高帽子，游街示衆」(高い帽子をかぶらせ引き回して民衆の目にさらす——高帽子は高い三角帽子で死者の印)と記されている。文化大革命時の紅衛兵を彷彿させる「童子軍」や「童子団」という子供の集団も，反革命摘発の前衛として活動していた(前掲『共産党禍湘紀略』，「中国共産党中央執行委員会告全党黨員書」[『中共中央文件選集』第3冊，278 頁]，「国民党第二十九次政治委員会速記録」[『中国国民党第一，二次……』，1256 頁])。
- (143) 張光宇，166-171 頁。『北伐戦争史』，282-292 頁。
- (144) 『武漢国民政府史』427 頁。第二十八次政治委員会「汪精衛報告」(『中国国民党第一，二次……』1229-1231 頁)。
- (145) 郭廷以，第2冊，1927年6月20日条，21日条。馮玉祥の電報は『国聞週報』第4巻25期(1927年7月3日)。
- (146) 第三十三次政治委員会(6月29日)「孔庚報告」，『中国国民党第一，二次……』，1289-1292 頁。孔庚の略歴は，前出『中国国民党名人録』による。
- (147) 『中国国民党大事記』，解放軍出版社，1988年，1927年6月24日条。
- (148) 前掲『中華民国史事紀要』1927年6月28日条，「第三十三次政治委員会速記録」(6月29日)(『中国国民党第一，二次……』，1296-1297 頁)，前掲『機會主義史』。
- (149) 前掲『国共兩党関係通史』，288 頁。
- (150) 注(131)。
- (151) 楊天石「武漢汪精衛集團分共前後」，上海檔案館『檔案与史学』，1996年第1期，38 頁。
- (152) 郭廷以，第2冊の1927年6月5日条は，武漢政治會議(ママ。政治委員会の誤りか)がボロジン(を)国民党顧問から解雇したと記す。張國燾も「ボロジン6月5日解雇

- (122) 中国共産党第五次全国代表大会「土地問題決議案」, 前掲『中共中央文件選集』第3冊, 60-71頁。
- (123) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 278頁, 300-304頁。『中国国民党第一, 二次……』, 1152頁。
- (124) 蔡和森『機會主義史』(『共匪禍国史料彙編』第1冊)。『共匪禍国史料彙編』第1冊は、台湾で編纂された中華民国開国五十年文献の付録で「極機密」の内部発行書。『機會主義史』は編者の史料解題によれば、蔡和森が1927年9月に発表した。蔡和森は27年5月の共産党五全大会で中央政治局常務委員に選出され9月当時は解任されていたが、翌28年の共産党六全大会で中央政治局常務委員に選出される。
- (125) 注(98)。
- (126) 訓令の到着期日を6月1日としたのは、中共中央党史研究室『中国共産党歴史』上巻, 195頁に基づく。村田陽一編訳『コミンテルン資料集』第4巻の巻末注(161)も、訓令が6月1日に武漢の共産党政治局会議で読み上げられたと述べる。しかし両書とも典拠を示さない。以下の注(131)に掲げた汪精衛の証言も6月1日訓令到着説の根拠となる。訓令の内容は村田同書, 207-208頁。
- (127) コミンテルン執行委員会「中国革命の諸問題」決議(1927年5月30日), 村田陽一編訳『コミンテルン資料集』第4巻, 179-190頁。
- (128) トロツキー「中国問題に関する第二の演説」, 「中国問題に関する第一の演説」(Leon Trotsky, *Problems of the Chinese Revolution*, Pioneer Publisher, 1932)に収録。本書では日本語版のトロツキー『中国革命論』[第4章注(127)], 86-87頁, 76-77頁に依拠した。
- (129) 村田陽一, 前掲書, 第4巻の巻末注(148)の資料解題では、「中国革命の諸問題」決議に軍隊内の反革命分子粛清の文言が補充された経緯が述べられるが、馬日事変が議論された形跡はない。村田同書, 207-208頁に掲げられた『スターリン全集』第10巻所収のコミンテルン執行委員会「訓令」(5月の日付がある)には、「譚平山の旅行についての懸念にはいくつかの根拠がある」という文言が唐突に出現しており、馬日事変直後の譚平山らの湖南への派遣を意味すると考えられる。コミンテルンは「訓令」打電直前に馬日事変発生 の報告を受けたのかも知れない。
- (130) 前掲, 蔡和森『機會主義史』。
- (131) 汪精衛「武漢分共之経過」, 『革命文獻』第16集。汪精衛は提示された期日を6月1日と述べる。
- (132) 「陳独秀給共産國際の電報」, 前掲, 彭明主編『中国現代史資料選輯』第2冊, 441頁。
- (133) 『中国共産党歴史』上巻, 197-198頁(蔡和森『機會主義史』の内容を骨子にしている)。蔡和森はコミンテルンからの電報を一度だけとし、前後二度到着したはずの電報の内容を混同している。最初の緊急訓令に許克祥の人名はなく、馬日事変の発生確認後に二度目の電報が到着したと考えれば説明がつく。
- (134) 「中国共産党告全国農民群衆」, 前掲『中共中央文件選集』第3冊, 164-166頁。
- (135) 注(75)。

- 清朝打倒に貢献したが、中華民国成立後には明確な政治目標を持たずに活動を公然化させ社会不安を惹起した(中国会党史研究会編『会党史研究』, 学林出版社, 1987年)。
- (100) 広東農民運動では社会の反発を避けるため農民協会の会員は生産に従事する農民に限り、会党分子を排除していた。この事実が、運動を爆発的發展にまで至らせなかった要因の一つであるとも言える(第二章注(22)北村稔論文)。
- (101) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 347頁。
- (102) 『中国国民党第一, 二次……』, 1152頁, 1172頁(1138頁の譚延闓も参照)。
- (103) 前掲『中共中央文件選集』第3冊, 136頁。
- (104) 『中国国民党第一, 二次……』, 1234-1235頁。前掲『武漢国民政府史』も第二十八次政治委員会速記録を引用しこの間の経緯を述べるが(395頁), 意図的偏向が加えられている。汪精衛の彭瑞初への質問は共産党員を難詰するためだとの前提のもとで前後の脈絡を無視して引用され, 彭瑞初の「代表らは中央の訓告を大きな誠意をもって受け入れる」という答弁や, 彭瑞初の要請に基づく陳公博の湖南の代表たちへの方針説明などには一切言及されていない。
- (105) 『中国国民党第一, 二次……』, 1263-1265頁。
- (106) 『湖南近百年大事記述』(第2次修訂本), 580-581頁。何鍵の密命による軍の意図的行動とされる。
- (107) 同注(93)。
- (108) 前掲『第一次国内革命戦争時期的農民運動』, 348頁。
- (109) 『中国国民党第一, 二次……』, 1090頁。
- (110) 蘇兆徴は1885年広東省生まれ。同盟会員の経歴をもち, 1921年に中華海員工人聯合会を創立し25年には共産党に入党した。同年の省港ストライキを指導し, ストライキ委員会委員長となる。国共合作破綻後の28年にモスクワに赴くが病を得て帰国し, 29年に上海で死去した(前掲『中共党史簡明詞典』)。
- (111) 『中国国民党第一, 二次……』, 1098-1099頁。
- (112) 『中国国民党第一, 二次……』, 1104頁。
- (113) 『中国国民党第一, 二次……』, 1142-1143頁, 1157頁。
- (114) 『中国国民党第一, 二次……』, 1184頁。
- (115) 前掲『第一次国内革命戦争時期的農民運動』, 303頁。注(111), (112)。
- (116) 『中国国民党第一, 二次……』, 1225頁。
- (117) 『中国国民党第一, 二次……』, 1240頁。何鍵の電報の具体的内容は分からないが, 汪精衛(議長)の説明でその趣旨が分かる。
- (118) 前掲『中国共産党歴史』上巻, 193-195頁。
- (119) 『中国国民党第一, 二次……』, 1280頁。
- (120) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 351頁。
- (121) 『湖南近百年大事記述』(第2次修訂本), 584頁。唐生智による農民運動肅清開始の日時は明記されない。7月の政治委員会速記録には関連記事は見られず, 国共合作破綻(8月)後と判断した。8月6日には唐生智は程潜らとの連名で, 南京の何応欽らに共同討共(共産党討伐)の電報を打つ(郭廷以前掲書, 第2冊, 27年8月6日条)。

- (75) 「中央通告農字第5号」,「中央通告農字第7号」,『中共中央文件選集』第3冊, 156-163頁, 173-177頁.
- (76) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 230頁注(14), 263-264頁.
- (77) 『中国国民党第一, 二次……』, 1108-1110頁.
- (78) 『中国国民党第一, 二次……』, 1130-1134頁.
- (79) 『中国国民党第一, 二次……』, 1142-1143頁. 湖南の国民党省党部が共産党支配下にあったことは, 第四章第三節で述べた. 熊亨瀚は1894年湖南生まれ. 日本留学のあと1924年に中国国民党に入党し, 25年5月には国民党湖南省党部執行委員となった. 26年春に共産党に加入し国共合作破綻後の28年に逮捕され刑死した(范宝俊, 朱健華主編『中華英烈大辞典』, 黒龍江人民出版社, 1993年).
- (80) 『中国国民党第一, 二次……』, 1170頁.
- (81) 張光宇前掲書, 272-273頁. 郭廷以前掲書, 第2冊, 1927年5月19日条. 前掲『包惠僧回憶録』, 337頁.
- (82) 李雲漢『從容共到清党』, 693-699頁. 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 311-324頁.
- (83) 「夏斗寅等為班師東下撲滅共匪電」, 前掲『革命文獻』第16集.
- (84) 『包惠僧回憶録』, 334-335頁.
- (85) 李雲漢『從容共到清党』, 695-696頁.
- (86) 『中国国民党第一, 二次……』, 1179-1180頁.
- (87) 郭廷以前掲書, 第2冊, 5月21日条. 李雲漢『從容共到清党』, 700-702頁.
- (88) 張光宇前掲書, 145頁.
- (89) 『中国国民党第一, 二次……』, 1202-1204頁.
- (90) 李雲漢『從容共到清党』, 705頁.
- (91) 前掲『中共中央文件選集』第3冊, 139頁.
- (92) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 334-338頁.
- (93) 『中国国民党第一, 二次……』, 1232頁.
- (94) 中国現代革命史資料叢刊『馬日事変資料』, 人民出版社, 1983年, がある.
- (95) 離党して政治活動を退いたと思われる. このような人物は国民党側や共産党側の各種の『人物伝』に収録されない.
- (96) 『中国国民党第一, 二次……』, 1232-1235頁.
- (97) 前掲『毛沢東集』第1巻(第2版), 215頁, 219頁. 『毛沢東集』第1巻(注(74))の「湖南農民運動考察報告」では, 「緑色の長い上着を着ている者」, 「賭博や麻雀を打つ者」, 「赤貧」の記述が削除された.
- (98) 中央通告農字第8号(1927年6月14日)は, 農民協会中の会党を首領と群衆に分離し群衆を教育せよと述べる(『中共中央文件選集』第3冊, 189頁).
- (99) 前掲『湖南近百年大事記述』(第2次修訂本), 247-264頁. 会党は清代前期に出現した秘密結社で全国の都市と農村に広がり, 中華人民共和国成立後には肅清された. 多くの会派に分かれ, 主要構成員は失業した農民, 手工業者, 兵士, 遊民であった. 「反清復明」(異民族の清朝に反対し漢民族の明朝を復興させる)の政治スローガンを共有し, 社会生活の相互扶助組織の性格を有した. 辛亥革命にさいし同盟会と連絡して

七年的中国』，正中書局，1981年，所収）を引用している。

- (62) 第二章注(22)北村稔「第一次国共合作時期の広東省農民運動」。湖南省出身者を中心に26年3月に開始された第6期農民運動講習所(所長は毛沢東)に対し、汪精衛は農民運動の敵対勢力への打撃を期待し多額の資金援助を承認していた。
- (63) 国民党湖南省第二次代表大会「關於農民，工人，商民運動決議案摘要——關於農民運動決議案」(26年8月)，湖南省誌第1卷『湖南近百年大事記述』(第2次修訂本)，湖南人民出版社，1979年，556頁。「一九二六年十一月分湖南各県農民協會會員統計」，『第一次国内革命戦争時期的農民運動』，人民出版社，1953年，258-259頁。「一九二七年全国農民協會會員統計」(武漢政府農民部，1927年6月調査)，『第一次国内革命戦争時期的農民運動』，18-19頁。
- (64) 湖南省第一次農民代表大会決議案(1926年12月)「鏟除貪官汚吏土豪劣紳決議案」・「沒收逆産問題決議案」，『第一次国内革命戦争時期的農民運動』，332-336頁，373-374頁。
- (65) 『第一次国内革命戦争時期的農民運動』，282-283頁。
- (66) 李雲漢『從容共到清党』，572頁。国民党党史委員會蔵の夏曦「湖南党務政治報告」に基づく。
- (67) 注(15)栃木論文。
- (68) 『長沙大公報』(1927年1月29日)，『湖南近百年大事記述』(第2次修訂本)，572頁，576頁。3月には湖北省でも「湖北省懲治土豪劣紳暫行條例」が作られる(『第一次国内革命戦争時期的農民運動』，397-398頁)。27年1月に湖南省で「懲治貪官汚吏條例」が作成され(『長沙大公報』1月18日)，直ちに施行されたようである。湖北省でも27年4月に「湖北省懲治貪官汚吏條例」が出現するが，「中央の批准をまって云々」の文言が冠せられている(『漢口民国日報』4月24日)。両條例とも「貪官汚吏」の規定に汚職行為だけでなく国民党支配への反抗が含まれ，死刑を含む刑罰が科せられる。5月30日の国民党政治委員會第二十五次會議では，混乱を恐れた徐謙が「湖北省懲治貪官汚吏條例」の施行に難色を示す。
- (69) 「広東省第二次農民代表大会宣言」，『第一次国内革命戦争時期的農民運動』，199頁。海豊県と陸豊県の例外的状況は，衛藤藩吉「海陸豊ソヴェト史」，衛藤藩吉『東アジア政治史研究』，東京大学出版会，1968年，94-97頁，に詳しい。
- (70) 前掲『武漢国民政府資料選編』，366-367頁。
- (71) 国民党二期三中全会「第五日速記録」(3月15日)，『中国国民党第一，二次……』，850-851頁。孫科の発言は，毛沢東が農民の手による土豪劣紳打倒の必要を主張した直後に行われ，毛沢東の発言内容を引き継いでいる点が注目される。
- (72) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』，278-304頁。草案は5月12日の第二十次政治委員會で暫時保留として採決(『中国国民党第一，二次……』，1151-1152頁)。
- (73) 前掲『中共中央文件選集』第3冊，190頁，161-162頁。
- (74) 毛沢東「湖南農民運動考察報告」，竹内実監修『毛沢東集』第1巻(第2版)，蒼蒼社，1983年。『毛沢東選集』第1巻(人民出版社，1951年)の「湖南農民運動考察報告」では，「有土豪劣紳」以下の記述が削除された。

- (46) 『中国国民党第一，二次……』，1214-1216 頁。
- (47) 上海には「ソ連の遠東銀行」が存在した(蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』，177 頁)。郭廷以，前掲書第 2 冊，1927 年 7 月 4 日条に，南京の政治會議が「武漢と関係のある上海の遠東銀行を封鎖する」決定を下した，とある。以上の出典と為替にロシア人顧問のサインが必要であった事実からソ連系銀行と判断した。
- (48) 注(46)。
- (49) 「第三十七次政治委員会速記録」(7 月 13 日)，『中国国民党第一，二次……』，1323 頁。
- (50) 「第十八次政治委員会速記録」(5 月 4 日)，『中国国民党第一，二次……』，1122 頁。4 月 5 日の第九次政治委員会では，軍人たちが支給済の軍費を国民政府の中央銀行に預けず，私人名義で商業銀行に預金している事実が報告されていたが(同上，1015 頁)，軍人が武漢の国民政府に信頼を寄せず政權基盤が脆弱であったことを示す。
- (51) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』，190-193 頁(第二十一，第二十二，第二十九，第三十六，第三十七次の「政治委員会速記録」に基づいている)。
- (52) 余捷琮論文は，武漢国民政府時代の財政当局者の証言として，少なくとも総収入の 30% を占めたと述べる。逆産没収の決定は，26 年 12 月 15 日の武漢での臨時聯席會議で行われていた(「臨時聯席會議第二次議事録」，謄写版印刷)。
- (53) 「第二十三次政治委員会速記録」，『中国国民党第一，二次……』，1198 頁。当初は，蔣介石の任命した武漢衛戍司令の陳銘枢(第四章参照)が逆産清理処長として管理と処分に当たり，多くの場合は没収に代わる贖いとして資金の提供を強要した。陳銘枢は 3 月下旬に武漢を去り蔣介石のもとに赴いた。南京国民政府も蔣介石の統率下に逆産没収を行ったが，Parks M. Coble, Jr., *The Shanghai Capitalists and the Nationalist Government 1927-1937*, Harvard University Press, 1980, pp.32-36 に詳しい。
- (54) 5 月 12 日の第二十次政治委員会では，漢陽鉄工廠労組による前所長の財産没収が審議され，財政部と工人部に処置させることが決定されていた(『中国国民党第一，二次……』，1156 頁)。
- (55) 「処分逆産条例」，前掲『武漢国民政府資料選編』，376 頁。
- (56) 第二十一(5 月 16 日)，第二十四(5 月 25 日)，第二十五(5 月 30 日)「政治委員会速記録」，『中国国民党第一，二次……』，1163-1166 頁，1204-1205 頁，1217 頁。
- (57) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』，248-253 頁，304 頁。
- (58) 前掲『中国国民政府史の研究』，68 頁。
- (59) 注(53)。
- (60) 『中国国民党第一，二次……』，1189-1190 頁。會議では財政責任者の張肇元が，債券の購入者は「当れば[現金の]賞金ももらえるし，当らなくても債券と[発行済の]整理金融公債と交換したり，債券で逆産を購入できるので損はしない」と述べている。
- (61) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』，256 頁。汪精衛が国共合作破綻後の 27 年 11 月に広州の中山大学で行った報告「分共以後」(蔣永敬編『北伐時期的政治史料——一九二

- 非難について」(電報, 1927年4月5日), 外務省『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第一卷, 外務省, 1989年, 文書番号436.
- (32) 李恩涵『北伐前後の「革命外交」(1925-1931)』, 中央研究院近代史研究所, 台北, 1993年, 81-82頁.
- (33) 「幣原外務大臣テイリー英国大使会談」(1927年4月4日), 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第一卷, 文書番号433.
- (34) 「第十二次政治委員会速記録」《陳友仁, 汪精衛, 譚延闓発言》(4月13日), 『中国国民党第一, 二次……』, 1055頁.
- (35) 漢口事件と武漢国民政府側の配慮は, 「漢口四三事件経過調」, 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第一卷, 文書番号518. ボロジンの発言は「第八次政治委員会速記録」(4月1日)および「第九次政治委員会速記録」(4月5日), 『中国国民党第一, 二次……』, 1005-1006頁, 1021-1022頁.
- (36) 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第一卷の「六 南京事件, 付 漢口事件」の文書類から, 列強諸国の武漢国民政府および南京国民政府との交渉過程がわかる. 武漢の「政治委員会速記録」からも外交上の緊張は見いだせない.
- (37) 聯席談話会は二期三中全会で決定された国民党と共産党の聯席会議かと考えられるが詳細は不明. 4月25日の「第十五次政治委員会速記録」に汪精衛が条文化した実行計画が記録されている. 「外国人の生命財産の保護」, 「外交部と交通部が交渉する主だった企業名」, 「失業問題の解決」が挙げられているが, 施行方法までは記録されていない(『中国国民党第一, 二次……』, 1079, 1081頁).
- (38) 『鮑羅廷與武漢政權』, 188-189頁. 『中国国民政府史の研究』, 62-64頁.
- (39) 『武漢国民政府史』, 178-185頁, 352頁.
- (40) 「現金集中条例」による混乱は湖南省と江西省でも深刻であった. 湖南省では紙幣が紙切れとなり, 湖南省財政庁は新たに大量の不換紙幣を発行した. 軍人たちが各商店に, 「現金集中条例」の換算レートでの武漢国民政府指定の紙幣と銅貨との交換を強要した. 7月には長沙で商人のストライキが発生し, 全省の商業活動はほとんど停止した. 江西省では, 政府指定紙幣の受取りを拒否したものは死刑に, 価値を割り引いたものは無期懲役に処すとの布告がだされた結果, 商業は完全に停頓した(余捷琮論文).
- (41) 『中国国民党第一, 二次……』, 1274頁.
- (42) 4月25日の第十五次政治委員会に汪精衛が「現金集中を行わなくてもよいと主張する人間がいるが……これではだめだ」と述べており, 現金集中について意見の不一致があったことを示す(『中国国民党第一, 二次……』, 1080頁).
- (43) 「第十六次政治委員会速記録」(4月27日), 『中国国民党第一, 二次……』, 1098頁.
- (44) 「第三十一次政治委員会速記録」(6月22日), 『中国国民党第一, 二次……』, 1279頁. 国民党中央工入部の活動費は4月段階で一カ月1万元に満たなかった(「第十一次政治委員会速記録」[4月11日], 同上1049頁).
- (45) 「第十八次政治委員会速記録」, 『中国国民党第一, 二次……』, 1122-1123頁.

- (14) 「第二十八次政治委員会速記録」(6月13日)《陳其瑗報告》、『中国国民党第一，二次……』，1235-1238頁。
- (15) 「湖南財政局長張開理關於湖南財政狀況報告」，彭明主編『中国現代史資料選輯』第2冊，中国人民大学出版社，1988年，341-342頁。湖南省財政の研究に板木利夫「国民革命期における地方政府」(前掲『中国国民政府史の研究』)がある。
- (16) 「第十七次政治委員会速記録」(5月2日)，『中国国民党第一，二次……』，1105頁。
- (17) これらの省では南京国民政府の反共政策が支持され，共産党員の逮捕と肅清が行われていた(前掲，李雲漢『從容共到清党』，645-669頁)。
- (18) 「国民革命軍総司令部組織大綱」，前掲，『革命文献』第15集。
- (19) 余捷琮論文。郭廷以，前掲書第2冊の1927年3月27日条と4月9日条も，宋子文の上海派遣と活動状況を記す。宋子文の動静は，吳景平『宋子文評伝』，福建人民出版社，1992年，51-63頁，に詳しい。
- (20) 「第九次政治委員会速記録」(4月5日)，『中国国民党第一，二次……』，1014-1016頁。この国庫券は，宋子文の提起により1月段階で決定していたもの(『宋子文評伝』，45-46頁)の再確認であったと思われる。
- (21) 前掲『武漢国民政府資料選編』，240-241頁。
- (22) 当時の中国経済の実情に関し，黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』，名古屋大学出版会，1994年，から多くの教示を得た。
- (23) 前掲，余捷琮論文。のちに1935年になり南京国民政府が行う法定紙幣による通貨統一策(「結びにかえて」参照)も，武漢での現金集中条例と同様の内容を備え，現金の集中管理を政策の軸としていた。しかし南京国民政府の場合は政権の安定を基礎にしており，明確な通貨統一の目的を有した。そしてより緩やかな手順をふむものであった。これに比べ1926年の武漢国民政府の行為は，破産寸前の政治権力が力づくで現金を取り込むに過ぎなかった。両者の間には大きな距りがある。法定紙幣が出現する歴史的経緯は，卓遵宏『中国近代幣制改革史(1887-1937)』，国史館，1986年，に詳しい。
- (24) 「第二届常委会第七次扩大会议记录」(『中国国民党第一，二次……』，931頁)，『武漢国民政府資料選編』，240頁。
- (25) 余捷琮論文。
- (26) 坂野論文(『中国国民政府史の研究』62頁)，『武漢国民政府史』，350-351頁。『武漢国民政府資料選編』も「反対経済封鎖」の項目を設け，多くの資料を収録する。現金集中政策開始後も上海のソ連系銀行が機能していたことは，注(47)参照。
- (27) 余捷琮論文。『武漢国民政府史』，351頁。
- (28) 余捷琮論文。
- (29) 王永璽主編『中国工会史』，中共党史出版社，1992年，167頁，175-177頁。
- (30) 『中国国民党第一，二次……』，1071，1074頁。「第十四次政治委員会速記録」に見る「退却政策」の原案と，蔣永敬が使用する「決議録」所収の修正案(『鮑羅廷與武漢政權』，179頁)に顕著な違いはない。
- (31) 在上海矢田総領事より幣原外務大臣宛「英総領事が南京事件に対する日本の態度

注

民党第一次、二次……』、930、1062頁。宣言と訓令は、前掲『四・一二反革命政変資料選編』、302-308頁。

(132) 「特委會議記錄」(1927年4月16日)、『……起義』、458頁。

(133) 郭廷以、前掲書第2冊、1927年4月19日条。

(134) 李雲漢『從容共到清党』、630-632頁。

(135) 「孔祥熙調停寧漢分裂資料一則《紀孔庸之博士調停寧漢分裂》」、前掲『檔案與歷史』、1989年第6期。李茂盛『孔祥熙伝』、中国国際広播出版社、1992年、46-47頁。武漢の「第十七次政治委員会速記録」(5月2日)には、南京に滞在中の武漢側代表に蔣介石が接触してきたことが報告され、孫科は党ではなく政府の名義で接触させろと主張している(『中国国民党第一次、二次……』、1112頁)。

第六章

(1) 「武漢国民政府委員部長表」(前掲『辛亥以後十七年職官年表』)。『国共両党関係通史』、230-231頁。

(2) 第7回拡大執行委員会総会「中国の情勢の問題についての決議」・《中国革命の一般的展望》は、「革命国家の構造は……プロレタリアート、農民、及びその他の被搾取階級の民主主義的執権であるだろう。それは非資本主義的(社会主義的)発展への移行期の革命的反帝国主義政府であろう」と述べる(村田陽一編訳『コミンテルン資料集』第4巻、111-112頁)。

(3) 「第十八次政治委員会速記録」(5月4日)、『中国国民党第一、二次……』1114-1115頁。

(4) 序章注(19)。

(5) 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』、228-229頁。

(6) 劉繼增等『武漢国民政府史』、湖北人民出版社、1986年。

(7) 坂野良吉「武漢国民政府論序説」(以下、坂野論文)、中国現代史研究会編『中国国民政府史の研究』、汲古書院、1986年。引用文献中で特筆すべきは、中央研究院『社会科学雑誌』第7巻4期(1936年)の余捷琮「民国十六年武漢の集中現金風潮」(以下、余捷琮論文)である。余捷琮は国民政府成立前からの湖北省財政を克明に分析し、武漢国民政府の財政が破綻を運命づけられていたことを考証している。余捷琮は執筆時に武漢の商工會議所から当時の資料の提供を受けている。

(8) 第四章注(75)、(71)参照。

(9) 前掲『中共中央文件選集』第3冊、4頁。「第十三次政治委員会速記録」、『中国国民党第一、二次……』、1064頁。

(10) 第六章第四節第四項参照。

(11) 前掲、余捷琮論文。

(12) 「第二十次政治委員会速記録」(5月12日)《陳其瑗報告》、『中国国民党第一、二次……』、1146頁。

(13) 「第十七次政治委員会速記録」(5月2日)《譚延闓發言》、『中国国民党第一、二次……』、1113頁。

- (104) 注(102), 『……起義』, 448 頁.
- (105) 郭廷以, 前掲書第2冊, 1927年4月9日条.
- (106) 『中国国民党第一次, 二次……』, 910 頁.
- (107) 『……起義史』, 269 頁.
- (108) 『……起義史』, 270-271 頁.
- (109) 鄭慶声「汪寿華烈士之死」, 前掲『檔案与歴史』1988年第2期.
- (110) 『……起義史』, 274-278 頁.
- (111) 「上海公共租界工部局警務日報摘訳」, 1927年4月14日条(『檔案与歴史』1987年第1期).
- (112) 『……起義史』, 285 頁.
- (113) 「中共上海区委各部委産総会議記録」(1927年4月14日午後4時), 『……起義』, 453 頁.
- (114) 『時報』, 1927年4月14日.
- (115) 『……起義史』, 287 頁.
- (116) 注(111).
- (117) 胡愈之「關於“抗議書”的説明」, 前掲『文史資料選輯』第70期.
- (118) 『……起義史』, 289-291 頁.
- (119) 「西山會議派關於清党等問題致蔣介石吳稚暉等人的四封函」, 『檔案与歴史』1987年第3期.
- (120) 中共中央党史研究室『中国共産党歴史大事記』(人民出版社, 1989年), 1927年4月条.
- (121) 前掲, 村田陽一編訳『コミンテルン資料集』第4巻, 150-152 頁.
- (122) A. B. Благодатов, Записки о Китайской Революции 1925-1927гг. НАУКА, 1979, с. 235, 241-243. 同書中国語版, 『中国革命紀事(一九二五年—一九二七年)』, 三聯書店, 1982年, 278 頁, 287-289 頁. 成立式典での蔣介石の演説は「蔣介石在慶祝国民政府建都南京歡宴席上講演詞」, 前掲『四・一二反革命政变資料選編』, 285-292 頁.
- (123) 「中共上海区委各部委産総会議記録」(1927年4月14日午後4時), 「特委會議記録」(1927年4月16日), 「特委會議記録」(1927年4月18日), 『……起義』, 455 頁, 457-460 頁, 461-469 頁.
- (124) 前掲『中国共産党歴史大事記』, 1927年4月20日条, 4月25日条.
- (125) 『……起義史』, 291-292 頁.
- (126) 郭廷以, 前掲書第2冊, 1927年4月6日条, 同4月9日条.
- (127) 注(88).
- (128) 李雲漢『從容共到清党』, 619 頁. 汪精衛の手紙の写真版が国民党中央党史会に保存されているという. 『革命文献』第16集(1978年影印再版)所収の汪精衛「武漢分共之経過」では, 汪精衛自身も同様の経緯を認めている.
- (129) 「第十一次政治委員会速記録」, 『中国国民党第一次, 二次……』1047-1050 頁.
- (130) 「第十二次政治委員会速記録」, 『中国国民党第一次, 二次……』1052, 1057 頁.
- (131) 「第二届常委会第七次擴大會議議事録」, 「第十三次政治委員会速記録」, 『中国

- (86) 『……起義史』, 188-191 頁。「中共上海区委各部委産総聯席會議記録」(1927 年 3 月 23 日)には、冒頭の総括に、鈕永建が右派と結んで労働者を殺そうとしたと記されている(『……起義』371 頁)。
- (87) 「中国国民党中執会第二屆常委会第一次擴大會議速記録」, 『中国国民党第一次, 二次……』, 872-880 頁。
- (88) 郭沫若「請看今日之蔣介石」(1927 年 4 月 9 日), 中共中央党校党史教研室『中共党史參考資料』(二), 人民出版社, 1979 年。
- (89) 黄紹竑「四・一二政變前夜の秘密反共會議」, 政治協商會議文史資料研究委員會編『文史資料選輯』第 16 輯, 中国文史出版社, 1986 年。
- (90) 郭廷以, 前掲書第 2 冊, 1927 年 3 月 24 日条。
- (91) 共産党は 3 月 23 日の「中共上海区委關於復工通知及宣伝要点」で、上海市民の一致協力による租界回収の必要を確認していた。しかし 3 月 26 日の「中共上海区委召開活動分子會議記録」には、「帝国主義者は神経過敏で我々が武装して租界を回収すると恐れているが、そんな決定はしていない」とある。しかし 3 月 30 日の「特委会議記録」には、「武力で租界に突入するな」とコミンテルンから電報があった」とあり、租界の武力回収が現実味を帯びていたことがわかる(『……起義』, 370 頁, 408 頁, 438 頁)。
- (92) 郭廷以, 前掲書第 2 冊, 1927 年 3 月 26 日条。
- (93) 『……起義研究』, 84 頁, 76-77 頁。
- (94) 前掲『上海幫会簡史』, 122-124 頁。
- (95) 「中国国民党中央監察委員会委員吳敬恒呈中央監察委員会文」(1927 年 4 月 1 日), 「中国国民党中央監察委員会在上海開會記録」(1927 年 4 月 2 日), 「国民党中央監察委員会咨」, 『四・一二反革命政變資料選編』, 人民出版社, 1987 年, 105-119 頁。
- (96) 「特委会議記録」(1927 年 3 月 23 日晚 9 時), 『……起義』, 376 頁。『……起義史』, 254 頁。
- (97) 「中共上海区委召開活動分子會議記録」(1927 年 3 月 26 日午後 6 時), 『……起義』, 406-407 頁。
- (98) 郭廷以, 前掲書第 2 冊, 1927 年 3 月 27 日条, 3 月 29 日条。郭沫若「脱離蔣介石以後」(「蔣介石のもとを去って」), 小野忍, 丸山昇訳『郭沫若自伝』第 4 卷, 平凡社, 1971 年, 151 頁, 159 頁。設置された総政治部上海弁事処は、このあと 4 月 6 日に蔣介石の命により閉鎖される(前掲, 李雲漢『従容共党清党』, 620 頁)。
- (99) 「上海区委主席団會議記録」(1927 年 3 月 31 日午前 8 時), 上海市檔案館『檔案与歴史』1987 年第 1 期。
- (100) 郭廷以, 前掲書第 2 冊, 1927 年 4 月 1 日条, 4 月 3 日条。
- (101) 『李宗仁回憶録』, 462-463 頁。李宗仁は汪精衛との協議に出席した。
- (102) 「中共上海区委召開活動分子會議記録」(1927 年 4 月 6 日), 『……起義』, 449-451 頁。
- (103) 江田憲治「瞿秋白と国民革命」, 狭間直樹編『中国国民革命の研究』, 京都大学人文科学研究所, 1992 年。

- (62) 「特委會議記録」(1927年2月24日午後9時), 『……起義』, 150頁. 江田憲治「上海五・三〇運動と労働運動」(『東洋史研究』第40巻第2号, 1981年)は, これより1年前の上海総工会の動員人数を22万人とする. 当時の上海の人口200万人中, 労働者は70万人という(前掲『中共中央文件選集』第2冊, 545頁).
- (63) 「上海総工会為举行同盟罷工の通告」(第2号), 『……起義』, 123頁.
- (64) 『……起義研究』, 39-40頁, 45-46頁.
- (65) 「中共上海区委特別通訊」(第1号)(1927年2月21日), 「中共上海区委各部書記聯席會議記録」(1927年2月24日午前10時), 『……起義』, 131頁, 140頁.
- (66) 「特委會議記録」(1927年2月24日午後9時), 『……起義』, 152頁.
- (67) 『……起義研究』, 125頁.
- (68) 『……起義史』, 103-107頁.
- (69) 「特委會議記録」(1927年2月24日午後9時), 「中共上海区委各部書記會議記録」(1927年2月25日), 瞿秋白「上海“2・22”暴動後之政策及工作計画意見書」, 『……起義』, 148-166頁.
- (70) 前掲, 『北伐戦争史』, 237頁.
- (71) 郭廷以, 前掲書第2冊, 1927年2月21日条.
- (72) 名は銓. 字は杏仏. 1893年-1933年. 1912年と24年に孫文の秘書を務めた. アメリカ留学生. 1932年に上海で宋慶齡らと民権保障同盟を結成し翌年に暗殺された(前掲『中国国民党名人録』).
- (73) 「特委會議記録」(1927年3月2日晚9時), 「特委會議記録」(1927年3月2日晚), 『……起義』, 261頁, 273頁.
- (74) 「特委會議記録」(1927年3月5日晚9時), 『……起義』, 279-280頁. 『……起義研究』, 73頁.
- (75) 「中共上海区委主席団會議記録」(1927年3月19日朝8時), 『……起義』, 335頁.
- (76) 『……起義研究』, 73頁.
- (77) この間の経緯は, 『……起義史』, 162-192頁に詳しい.
- (78) 『……起義研究』, 74-75頁.
- (79) 「中国国民党中央執行委員会政治委員会第八次會議速記録」(1927年4月1日), 『中国国民党第一次, 二次……』, 1010頁.
- (80) 青幫の指導者の1人. 1868年-1953年. 26歳でフランス租界の巡捕(巡查)に採用され唯一の中国人督察長にまで昇進した. 60歳で退職後も租界警務処の顧問を務めた. 杜月笙は黄金榮の徒弟から身をおこした(胡訓琨, 賀建『上海幫会簡史』, 上海人民出版社, 1991年, 101-103頁).
- (81) 袁繼成『近代中国租界史稿』, 中国財政経済出版社, 1988年, 265-270頁.
- (82) 「特委會議記録」(1927年3月2日晚8時), 『……起義』, 253頁.
- (83) 前掲『上海幫会簡史』, 109頁.
- (84) 「特委會議記録」(1927年3月2日晚8時), 「特委會議記録」(1927年3月2日晚9時), 「特委會議記録」(1927年3月4日晚), 『……起義』, 253頁, 262頁, 273頁.
- (85) 『……起義史』, 175頁.

- (36) 「中共上海区委臨時主席団會議記錄」(10月24日午後4時),『……起義』,36-39頁.
- (37) 「中共上海区委各部書記臨時聯席會議記錄」(10月25日午前8時),『……起義』,42-50頁.「中共上海区委召開活動分子會議記錄」(10月26日午前8時),『……起義』,51-61頁.
- (38) 曾憲林等『北伐戦争史』,四川人民出版社,1990年,169-171頁.
- (39) 「中共上海区委主席団會議記錄」(11月6日午前9時),『……起義』,67-70頁.
- (40) 周鳳岐は12月11日に,陳儀は12月30日に国民革命軍に編入される(郭廷以,前掲書第2冊,1926年12月11日,30日各条).
- (41) 「中共上海区委各部委党団書記特別會議記錄」(11月6日午後4時),『……起義』,71-73頁.「中共上海区委主席団特別會議記錄」(11月6日晚11時),『……起義』,74-79頁.
- (42) 注(39),『……起義』,70頁.
- (43) 『……起義研究』,33頁.
- (44) 「中共上海区委召開活動分子會議記錄」(11月12日),『……起義』,85-92頁.
- (45) 第四章注(106).
- (46) 注(44),『……起義』87頁.「中共上海区委主席団會議記錄」(11月19日),『……起義』96-97頁.
- (47) 郭廷以,前掲書第2冊,1926年11月各条.
- (48) 『……起義研究』,33頁.蘇浙皖三省連合会の詳細な研究に,笠原十九司「上海市政府の成立基盤——上海全浙公会の活動を中心に」(中国現代史研究会編『中国国民政府史の研究』,汲古書院,1986年)がある.
- (49) 郭廷以,前掲書第2冊,1926年11月19日条.
- (50) 李新等主編『民国人物伝』第2巻,中華書局,1980年,322頁.
- (51) 「上海区委主席団會議」(11月24日晚8時),『……起義研究』,175-176頁.
- (52) 『……起義研究』,34-36頁.
- (53) 「上海区委全体委員会會議記錄」(1927年1月25日午前9時),『……起義研究』,184頁.
- (54) 前掲『北伐戦争史』,227-229頁.
- (55) 郭廷以,前掲書第2冊,1927年2月18日条.『北伐戦争史』,233頁.
- (56) 『……起義研究』,38頁.
- (57) 「中共上海区委第一次全体會議記錄」(1927年2月16日),『……起義』,118頁.
- (58) 「中共上海区委秘書處通訊」(第11号,1927年2月17日),『……起義』,119-122頁.
- (59) 「中共上海区委告同志書」(1927年2月25日),『……起義』,170-171頁.この文書は第二次暴動失敗の2日後に出されたものであるが,上海における共産党の戦略を最も端的に示すものである.
- (60) 『……起義史』,92-93頁.
- (61) 『……起義研究』,39頁.

- 日),『……起義研究』,168-169頁.
- (13)『……起義研究』,16頁.『……起義史』,34頁.
- (14)「上海区委主席団會議記録」(10月12日),『……起義研究』172-173頁.
- (15)郭廷以,前掲書第2冊,1926年10月15日条.
- (16)『……起義史』,40頁.
- (17)「中共上海区委主席団臨時會議記録」(10月17日午),上海市檔案館編『上海工人三次武装起義』,上海人民出版社,1983年,11-12頁(以下『……起義』と略記).會議記録には鈕永建との協議日時は記されないが,報告中の「今晚」,「明天」などの言葉から17日午前中であつたことが判る.
- (18)『……起義史』,38-39頁.『……起義研究』,19頁.
- (19)『……起義研究』,19頁.
- (20)郭廷以,前掲書第2冊,1926年10月16日条.「中共上海区委主席団會議記録」(10月19日午前10時),『……起義』,26-27頁.
- (21)「中共上海区委主席団臨時會議記録」(10月17日午),『……起義』,11-12頁.
- (22)「中共上海区委主席団會議記録」(10月19日午前10時),『……起義』,26-27頁.
- (23)「中共上海区委召開特別活動分子會議記録」(10月18日午前8時),『……起義』,15-25頁.
- (24)虞洽卿の経歴は,陳来幸「虞洽卿について」(京大人文科学研究所『五四運動の研究』第2函,同朋舎出版,1983年)に依拠した.
- (25)「上海区委主席団會議記録」(9月7日午後9時),『……起義研究』,156-157頁.
- (26)「中共上海区委主席団臨時會議記録」(10月17日午),『……起義』,12頁.
- (27)「上海区委主席団會議記録」(10月12日),『……起義研究』,174頁.「中共上海区委主席団臨時會議記録」(10月17日午)[『……起義』,12頁].
- (28)「上海区委主席団會議記録」(9月7日午後9時),『……起義研究』,156頁.「中共上海区委召開特別活動分子會議記録」(10月18日午前8時),『……起義』,23頁.
- (29)前掲,陳来幸「虞洽卿について」.
- (30)「中共上海区委召開特別活動分子會議記録」(10月18日午前8時),『……起義』,25頁.
- (31)「夏超被俘遇害史料一則(夏超反正記)」,上海市檔案館『檔案与歴史』1989年第6期.
- (32)「中共上海区委各部書記臨時聯席會議記録」(10月25日午前8時),『……起義』,47頁.
- (33)『……起義史』,47-49頁.
- (34)「中共上海区委召開活動分子會議記録」(10月26日午前8時),『……起義』,55頁.「中共上海区委臨時主席団會議記録」(10月24日午後4時),『……起義』,37頁.
- (35)この事実に関しては,福本勝清氏が『蒼蒼』第44号,45号(1992年6月,8月)の「中共党史余話」②③で,E. J. Perry論文「上海工人罷工与無産階級的政治潜力」(『上海……[ママ]通往世界之橋』,上海社会科学院出版社,1989年)に依拠して,興味深い議論を展開している.多くの教示を得た.

- (161) 「中央局給江西地方信」,『中共中央文件選集』第2冊,469-470頁。
- (162) 『中共中央文件選集』第2冊,562-563,567頁。
- (163) 李雲漢『從容共到清党』,541-544頁。
- (164) 柴孟源,前掲書,316-326頁。
- (165) 李雲漢『從容共到清党』,544-545頁。蔣介石の辞職電報は、国民党二期三中全会の第三次會議(3月13日)で全文が読みあげられた(『中国国民党第一,二次……』,824-825頁)。
- (166) 「聯席會議組織大綱案」,『中国国民党第一,二次……』,712頁。
- (167) 第1条には、民衆運動を統一し農民運動と労働運動は共同で指導すると述べられ、第3条には、共產党は責任ある同志を国民政府と省政府に参加させる、と述べられている(『中国国民党第一,二次……』,774頁)。
- (168) 『中国国民党第一,二次……』,825,834-836,851頁。
- (169) 武漢国民政府資料選編編輯組『武漢国民政府資料選編』,内部発行,1986年,126頁。26年7月決定の「国民革命軍総司令部組織大綱」は、国民革命軍総司令の全権行使に文言上の制限を加えていなかった。
- (170) 4月1日の政治委員会第八次會議での孫科発言。この會議で蔣介石への正式通告が決定された(『中国国民党第一,二次……』,1009-1010頁)。

第五章

- (1) 「中国共產党對於時局之主張」(1923年7月),『中共中央文件選集』第1冊,174-178頁。
- (2) 第四章注(35)。
- (3) 「中国共產党對於時局之主張」(1926年7月),『嚮導週報』第163期,1926年7月14日。
- (4) 『中共中央文件選集』第2冊,259-263頁。
- (5) 中共上海市委員会党史資料征集委員会主編『上海工人三次武装起義研究』,知識出版社,1987年,11頁(以下、『……起義研究』と略記)。
- (6) 『中共中央文件選集』第2冊,227頁。
- (7) 民国3年(1914年)到北京政府より「地方保衛団条例」が公布され、自衛組織の新設と既存組織の改変が行われた。地主は民団を、商人は商団を組織していた。国民党は24年6月に農民協會に付設する農民自衛軍を承認していた。清末以来の地主・農民を含む武装組織として、河南の紅槍会が知られる。
- (8) 前掲,鄧中夏『中国職工運動簡史』,230頁。
- (9) 「中央局關於全国政治形勢及党策略報告」,『……起義研究』,22-23頁。
- (10) 「上海区委主席団會議記錄」(1926年9月3日午前9時),「上海区委主席団會議記錄」(1926年9月7日午後9時),『……起義研究』,150-164頁。
- (11) 『中国国民党名人録』,304頁。
- (12) 注(11)322頁。周尚文,賀世友『上海工人三次武装起義史』,上海人民出版社,1987年,40頁(以下、『……起義史』と略記)。「上海区委主席団會議記錄」(10月12

- (142) ソ連から武漢に派遣され情報収集に当たっていた人物の報告によれば、廬山会議終了後に南昌に到着した譚延闓らに、蒋介石は中央執行委員会主席の取消しと汪精衛の職務復帰を承諾したという(A. B. 巴庫林『中国大革命武漢時期見聞録』《一九二五—一九二七年中国大革命札記》1927年1月6日条、劉功勳ほか訳、中国社会科学出版社、1985年。ロシア語原著は、ソ連国家出版局、1930年刊)。
- (143) ソ連と国民政府の外交関係は1927年12月に断絶するが、満州事変後の1932年12月に国交が回復される。蒋介石は1936年10月からソ連との関係強化に着手し、盧溝橋事件後の1937年8月に中ソ不可侵条約が締結された(蔣中正『蘇俄在中国——中国與俄共三十年経歴紀要』、中央文物供应社、1956年、54-55頁、69-72頁)。日中戦争が全面化するとソ連から武器援助と軍事顧問の派遣が行われた(Черепанов, c. 601-606[中国語版、587-590頁])。
- (144) 満州事変勃発の1932年1月に汪精衛が国民政府行政院長に就任し、3月には蒋介石が国民政府軍事委員会委員長に就任して汪蔣合作の基礎が定まった。両者の協力関係は1938年まで持続する。
- (145) 毛思誠第8編7、民国15年12月8日条。
- (146) 毛思誠第8編7、民国15年12月9日条。
- (147) 郭廷以、前掲書第2冊、1927年3月10日条。
- (148) 李雲漢『從容共到清党』、533頁。蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』33頁。ともに臨時聯席會議第一次會議記録に依拠するが、李雲漢は會議記録に12月13日の日付を注記し、蔣永敬は會議記録は日付を欠くと注記する。郭廷以第2冊、1926年12月13日条は臨時聯席會議の成立を記すが、宣言には言及しない。
- (149) 郭廷以、第2冊、1926年12月7日条、12月11日条、12月31日条。
- (150) 注(136)。
- (151) 毛思誠第8編7、民国15年12月15日条。
- (152) 郭廷以、第2冊、1927年1月1日条。
- (153) 李雲漢『從容共到清党』、533-540頁。蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』、34-43頁。
- (154) 李雲漢『從容共到清党』、532-539頁。
- (155) 陳果夫「十五年至十七年間從事党務工作的回憶——民国十五・六年間一段党史」、蔣永敬『北伐时期的政治史料——一九二七年的中国』、正中書局、1981年。
- (156) 「広州市党部代表報告」(中国国民党中央執行委員会第二次常務委員会第三次擴大會議速記録、1927年3月26日)、『中国国民党第一、二次……』、894-895頁。
- (157) 北京大学在学中の1919年に全国学生連合会会長に就任し五四運動に参加。卒業後は5年間欧米に留学し、武昌大学、広東大学の教授を歴任した。1926年から国民党の組織工作に従事し、国民党の思想教育工作の中心人物として活動した(劉繼增等編『中国国民党名人録』、湖北人民出版社、1989年)。
- (158) 李雲漢『從容共到清党』、532-539頁。
- (159) 「蒋介石反对漢口聯席會議及徐謙之演説」(『国聞週報』第4巻第16期・「国民党與共產党關係記略」)。
- (160) 「陳独秀關於国民党問題報告」、前掲『中共中央文件選集』第2冊、425頁。

Chinese Revolution, Pionner Pubulisher, 1932, に収録されている。本書では同書の日本語版であるトロツキー『中国革命論』(山西英一訳, 現代思潮社, 1970 年)に依拠した。「上海からの手紙」は次のようにいう。「2 月中旬になるまで、……われわれは蒋介石に向かって譲歩しなければならん、と考えていたのである。この方針は……同志 V の方針であった。……かれは漢口に出かけていって蒋介石と会見したのち、モスクワにむかってボロジンを召還するよう要求し、そうしなければ蒋介石は重要な譲歩は何一つしないだろうと、あいまいに言いそえた」(275 頁)。同志 V がヴォイチンスキーであるのは、同志 V がコミンテルン遠東局を代表する人物と呼ばれていることにより判る。

- (128) トロツキー「中国革命と同志スターリンのテーゼ」・「中国問題に関する第一の演説」・「中国問題に関する第二の演説」, トロツキー『中国革命論』, 17-94 頁。
- (129) 前掲, 『包惠僧回憶録』, 233 頁。
- (130) 「第一期同学姓名籍貫表」, 前掲『黄埔軍校史料(1924-1927)』, 522 頁。
- (131) 「瞿秋白由粵回来報告」, 『広東区党……』413 頁。
- (132) 「本校第一至第四屆特別党部委員名録」, 『黄埔軍校史料(1924-1927)』, 520 頁。
- (133) 『広東区党……』, 476-477 頁。同書の編注には、原載は 1926 年 11 月出版の『中央政治通訊』と記されている。
- (134) 毛思誠第 8 編 6, 民国 15 年 11 月 11 日条に、蒋介石が広州からの電報で黄埔軍官学校の学生が人に利用されて蒋介石を倒そうとしていることを知った、とある。11 月 14 日条には、蒋介石が方鼎英(黄埔軍官学校教育長)と曾拯情(黄埔同学会秘書)に電報をうち、蔣先雲が数日のうちに到着するので軍官学校と同学会のことで相談すべしと伝えた、とある。11 月 21 日条には、蒋介石が黄埔軍官学校第四期学生の第二総隊の点呼をとり、黄埔で(原文は後方で)反乱を起こしたとして叱りつけた、とある。これに続く蒋介石の言葉により、第四期の学生たちが黄埔同学会内で分派を形成し蒋介石に対し不信任活動をしていたこと、並びに南昌の蒋介石を訪れていたことが判る。
- (135) 中共党史人物研究会編『中共党史人物伝』第 1 巻, 陝西人民出版社, 1980 年, 199-227 頁。『包惠僧回憶録』233 頁や、張国燾, 前掲書第 2 冊, 591-592 頁も、蔣先雲に言及している。
- (136) 『李宗仁回憶録』, 広西人民出版社, 1980 年, 432 頁。『反蔣運動史』, 中国青年軍人社, 1934 年, 19 頁(会議に出席した孫科の回想を記す)。
- (137) 毛思誠第 8 編 7, 民国 15 年 12 月 2 日条。
- (138) 毛思誠第 8 編 7, 民国 15 年 12 月 4 日条。
- (139) 毛思誠第 8 編 7, 民国 15 年 12 月 5 日条(「晩ボロジンと談話」とある)。
- (140) 毛思誠第 8 編 7, 民国 15 年 12 月 6 日条。
- (141) 毛思誠第 8 編 7, 民国 15 年 12 月 7 日条。原文は以下のとおり。「十時起會議議決(一)对安国軍問題決定消滅孫伝芳連絡張作霖(二)工運士緩和農運積極進行以爲解決土地之張本公謂「祇要農民問題解決則工人問題亦可同時解決」衆意以爲然下午二時散會四時開會議決財政統一方案有人提議取消主席制公附議最後公自提議請汪速回任案衆俱贊成」。

- (108) 郭廷以, 前掲書第2冊, 1926年11月16日条.
- (109) 郭廷以, 同上, 1926年10月30日条.
- (110) 郭廷以, 同上, 1926年11月26日条.
- (111) 中国社会科学院近代史研究所『民国人物伝』第3巻, 中華書局, 1981年, 90-91頁.
- (112) 陶菊隱『北洋軍閥統治時期史話』第8冊, 生活・読書・新知三聯書店, 1959年, 29-35頁.
- (113) 郭廷以, 前掲書第2冊, 1926年6月2日条, 6月4日条.
- (114) 毛思誠第8編2, 民国15年6月4日条.
- (115) Черепанов, с. 434(中国語版, 417頁).
- (116) 「中共中央給粵区信」, 『広東区党……』, 473頁, 475頁. 陳独秀は7月に発表した「論国民政府之北伐」(注(35))の中で, 唐生智は湖南省南部で戦費を集めるさい金持ちに公債を割り当てるだけで農民からは誅求していない, と述べていた.
- (117) 「中共中央給粵区信」(12月4日), 『広東区党……』, 487-490頁.
- (118) E. H. Carr, *The Bolshevik Revolution 1917-1923 vol. 3*, Macmillan, 1953, pp. 476-484.
- (119) 前掲, 『包惠僧回憶録』, 232頁. 元林「邵力子与共产党」, 前掲, 『現代史料』第1集. 邵力子は26年8月に共产党離脱声明を国民党中央執行委員会に提出した(『中国国民党第一, 二次……』, 649頁). 邵力子は1945年からの国共談判で国民党側の代表団の一員をつとめたあと中国大陆に留まり, 1954年には浙江省の人民代表に選出された. 1967年死去. 1983年に傅学文編『邵力子文集』(中華書局)が出版された.
- (120) 毛思誠第8編6, 民国15年11月20日条.
- (121) *International Press Correspondence*, vol. 6, No. 90, December 30, 1926, pp. 1605-1606. *International Press Correspondence*(略称は *Inprecorr*)は, 1921年秋に創刊されたコミンテルン執行委員会の情報宣伝誌. 発行地はベルリン, ウィーン, ロンドンへと移動した. 独・露・英・仏語版があった.
- (122) 注(34).
- (123) 前掲, 『中国共産党史資料集』第2巻・資料70(原載は, *International Press Correspondence*, vol. 6, No. 91, December 30, 1926).
- (124) 前掲, 村田陽一編訳『コミンテルン資料集』, 第4巻, 115頁.
- (125) 前掲, ヴェ・イ・グルーニン論文(『コミンテルンと東方』, 247-248頁).
- (126) 蔣介石は邵力子に, コミンテルンは共产党を媒介とせず直接に国民党を指導してほしいとスターリンに伝えるよう依頼した. しかし邵力子は, 国民党に対するコミンテルンの指導を強化してほしいと伝えただけであり, スターリンは明確な回答をしなかったという. 邵力子のモスクワ行きは, 蔣介石により北伐開始直後に決定された(邵力子「出使蘇聯的回憶」, 『人物』1983年第1期, 人民出版社).
- (127) ヴォイツンスキーの妥協路線は, 1927年3月17日付で上海のコミンテルン遠東局の3名の代表者がコミンテルン中央執行委員会に送った報告「上海からの手紙」(*The Letter from Shanghai*)に見られる. 報告は, Leon Trotsky, *Problems of the*

- (84) 「中共中央給粵区信」(『中央政治通訊』[11月14日], 『広東区党……』, 471-473頁).
- (85) 李雲漢『從容共到清党』, 530-535頁. 前掲, 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 30-35頁.
- (86) 李雲漢, 同上, 530-531頁. 蔣永敬, 同上, 31頁.
- (87) 毛思誠第8編4, 民国15年9月9日条. 蔣介石は電文の中で, まず譚延闓が来るのが一番よいと述べている.
- (88) 毛思誠第8編4, 民国15年9月16日条, 同9月18日条.
- (89) 漢口, 漢陽, 武昌の三市は, 1927年1月1日の国民政府決定により武漢と定められた. それ以前からも三市は武漢三鎮とも呼ばれており, 引用文献の中で武漢と記されているものは武漢と表記した.
- (90) 毛思誠第8編4, 民国15年9月18日条. 原文に臨時政治会議とあるのは臨時政務會議の誤り.
- (91) 「中共広東区委政治報告」(二)(『中央政治通訊』[12月9日], 『広東区党……』, 478-479頁). 第二次「聯席會議録」(10月16日).
- (92) 毛思誠第8編5, 民国15年10月22日条.
- (93) 李雲漢『從容共到清党』, 532頁. 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 33頁.
- (94) 前掲, 「中共広東区委政治報告」(二), 『広東区党……』, 479頁.
- (95) 劉紹唐主編『民国大事日誌』第1冊, 伝記文学出版社, 1973年, 民国15年11月5日条, 11月8日条.
- (96) 『時報』「党政府委員赴武漢」(11月14日広州発). 記事の終わりで, 国民党の党報(民国日報か)が武漢への移転は未決定であると述べていることを伝える. さらに, これは秘密を守るためであろうかというコメントが付されている. 奉天派との関係から国民党が武昌への移転に慎重になっていたことが判る.
- (97) 毛思誠第8編6, 民国15年11月14日条(古応芬は国民政府から派遣されて前線將兵の慰問に訪れ蔣介石の謝辞は代読された), 11月24日条, 11月26日条.
- (98) 政治會議第二次臨時會議事録(謄写版印刷, 原件コピー).
- (99) 政治會議第四十七次, 第四十八次會議事録(謄写版印刷, 原件コピー).
- (100) Teruni's report to Borodin on the situation at Wuhan(Wilbur and How, pp. 413-421). 北京ソ連大使館押収文書の真偽を論じた, 習五一「蘇聯陰謀文證(致駐華武官訓令)辨偽」(『歴史研究』, 1985年第2期)がある. それに基づけばテルニー報告は確かに存在したのであり, 張作霖側の偽造ではない.
- (101) Wilbur and How, pp. 417-418.
- (102) Wilbur and How, p. 420.
- (103) Wilbur and How, p. 420.
- (104) 李雲漢『從容共到清党』, 531頁. 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 31-32頁.
- (105) 郭廷以, 前掲書第2冊, 1926年11月11日条.
- (106) 郭廷以, 同上, 1926年11月16日条.
- (107) 李雲漢『從容共到清党』, 532頁. 蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』, 32頁.

- (65) 榮孟源(上冊), 264-295 頁. ただし同書は原史料所収の「擁護中央聯席會議宣伝大綱」を収録しない.
- (66) 『広東区党……』, 462-469 頁.
- (67) 榮孟源(上冊), 275 頁.
- (68) 譚延闓「開幕詞」, 榮孟源(上冊), 264-266 頁.
- (69) 「本党最近政綱決議案」のうちの「關於農民者二二条」の第一条に, 「佃農の田租を百分の二十五輕減する」とある(榮孟源[上冊], 286 頁). 「聯席會議錄」によれば, 10 月 25 日の第九次會議で決議されている.
- (70) 譚延闓「開幕詞」(榮孟源[上冊], 265 頁)および「聯席會議籌備之經過」(榮孟源[上冊], 274-275 頁).
- (71) 前掲, 馮玉祥『我的生活』第 34 章「在莫斯科」(波文書局, 1974 年), 「中国国民党中央執行委員會常務委員會第五十一次會議錄」(『中国国民党第一次, 二次……』, 649 頁).
- (72) 「瞿秋白由粵回来報告」(1926 年 9 月)(『広東区党……』, 415-418 頁). しかし陳独秀は瞿秋白の報告に()でコメントをつけ, 顧孟餘らはもはや全くの右派だと述べている. 瞿秋白の報告で極左派と形容された甘乃光是国民党二全大会で中央執行委員に選出され, 続く二期一中全会で青年部長にも選出されていた(榮孟源[上冊], 173 頁, 227 頁). しかし甘乃光是, 南京国民政府樹立を決定した 27 年 4 月 17 日の国民党第七十三次中央政治會議に出席する(李雲漢『從容共到清党』, 630-633 頁). 『国聞週報』第 4 卷 18 期(1927 年 5 月 15 日)の南京国民政府成立式典の記念写真(4 月 18 日)では, 甘乃光は最前列に写っている. 以上の事実から 1926 年当時の国民党左派の実体が想像されるが, 9 月 20 日の『中央政治通訊』の「中中共中央致粵区的信」は「もし粵区の同志が左派はいないというのなら, 速やかに左派を作るべし」と述べている(『広東区党……』, 425-426 頁).
- (73) 注(62).
- (74) 「瞿秋白由粵回来報告」, 『広東区党……』, 417 頁.
- (75) 「中国共産党第二次中央擴大執行委員會決議案」所収の「中央政治報告」第 4 項《国民党内部の分化》(注(27)参照).
- (76) 「国民政府発展決議案」, 榮孟源(上冊), 277 頁.
- (77) 譚延闓「開幕詞」, 榮孟源(上冊), 265 頁.
- (78) 『広東区党……』, 465 頁.
- (79) 『広東区党……』, 466 頁.
- (80) 『広東区党……』, 466 頁. 第三次「聯席會議錄」(10 月 18 日)の迎汪決議案には, 個人名義の署名はない. 江蘇, 安徽, 浙江の省党部と上海特別市党部が提議し, 山西省党部など国内の 14 支部とフィリピン支部など海外の 8 支部が連署している.
- (81) 「請汪精衛銷假案」(榮孟源[上冊], 277 頁. 第三次「聯席會議錄」).
- (82) 『広東区党……』, 466 頁. 「電慰蔣総司令決議案」(榮孟源[上冊], 279 頁. 第三次「聯席會議錄」).
- (83) 『広東区党……』, 465 頁.

670, 674 頁).

- (46) 「中華民国国民政府公報」には各号の法令、命令の末尾に委員会議主席汪兆銘(精衛)の名前が政府委員会常務委員の筆頭に掲げられている。この記載は、1925 年 7 月の国民政府成立から 26 年 11 月の遷都のための発行停止まで一貫している。
- (47) 国民党中央執行委員会代理主席の張静江、同中央執行委員会秘書長の葉楚傖、国民党中央組織部(部長は蔣介石)秘書長の陳果夫らを指す。
- (48) 第三章注(111)。
- (49) 『広東区党……』, 413-415 頁。
- (50) 毛思誠第 8 編 3, 民国 15 年 8 月 20 日条。
- (51) 黄埔軍官学校第四期の政治科大隊長(前掲, 『黄埔軍校史料(1924-1927)』, 519 頁)で、北伐時は宣伝大隊長として総政治部に所属した(郭沫若「北伐の途上で」、小野忍、丸山昇訳『郭沫若自伝』第 4 巻, 平凡社, 1971 年, 55-57 頁)。
- (52) 1926 年以後、ヴォイチンスキーを主任に上海に置かれていた(向青「關於上海共產國際遠東局」, 『革命史資料』1986 年第 4 期, 上海人民出版社)。遠東局を日本語では極東ビューローと表記する場合がある。
- (53) 第三章注(116)。
- (54) 蔣介石と共産党との交渉の経過は、「中央致粵区的信」と「中共中央給広東信——汪蔣問題最後の決定」(『中央政治通訊』第 4 期[9 月 20 日], 同第 5 期[9 月 28 日], 『広東区党……』422-426 頁, 411-413 頁)に基づいて構成した。蔣介石の提示した汪精衛復帰の反対理由は、9 月 16 日の共産党中央とコミンテルン遠東局との合同会議で言及されている(423-424 頁)。したがって、胡公冕の上海到着は 9 月 16 日以前である。蔣介石が共産党の迎汪政策を知ったのは 8 月 20 日である。この二つの期日と当時の状況から、蔣介石の使者の上海到着は 8 月末から 9 月初旬と判断される。蔣介石への方針に関しヴォイチンスキーと共産党中央の協議が行われたことは、「中共中央給広東信——汪蔣問題最後の決定」に「昨夜、中局と吳同志が会議を行い、より具体的に汪蔣の間について決定した」とある(412 頁)。そしてこの時の決定は、9 月 16 日の共産党中央とコミンテルン遠東局との会議の決定よりも具体的になっている(吳同志はヴォイチンスキー、伍同志とも書かれる。418 頁脚注参照)。
- (55) 毛思誠第 8 編 4, 民国 15 年 9 月 29 日条。
- (56) 毛思誠第 8 編 5, 民国 15 年 10 月 3 日条。
- (57) 前掲, 李雲漢『從容共到清党』, 525-528 頁。
- (58) 栄孟源主編『中国国民党歴次代表大会及中央全会資料』(上冊)(以下、栄孟源と略記), 光明日報出版社, 1984 年, 274-275 頁。
- (59) 第十六次政治會議議事録(謄写版印刷, 原件コピー)。
- (60) 栄孟源(上冊), 26 頁。
- (61) 「瞿秋白由粵回来報告」, 『広東区党……』, 415 頁。
- (62) K. M. T は国民党の意。「中共中央致粵区的信」, 『広東区党……』, 424 頁。
- (63) 栄孟源(上冊), 274 頁。
- (64) 『中国国民党第一, 二次……』, 694 頁。

- (30) 中央檔案館編『中共中央政治報告選輯(一九二二—一九二六)』, 中共中央党校出版社, 1980年, 51-60頁.
- (31) 中央檔案館編『中共中央文件選集(一九二六)』第2冊, 中共中央党校出版社, 1989年, 163-173頁.
- (32) 活字版の「中国共産党中央擴大執行委員會決議案」には, 第二次ではなく第三次の字句が冠せられており, 同一の擴大執行委員會が第二次, 第三次と異なっているのである. この異同に関して『中共中央文件選集(一九二六)』第2冊の注釈(162頁)は, 「第三次」は1923年の共産党第3回大会以後の擴大會議の次数として数え, 「第二次」は1925年の共産党第四回大会以後の擴大會議の次数として数えたものであるという見解を示している.
- (33) 「我們對於国民党的政策……就是我們要聯合左派並逼中派向反動的進攻同時防止中派之發展迫其離右向左如果我們聯合戰線的策略応用得好則民族革命的勝利是有把握的」.
- (34) 「我們要聯合左派並中派, 向反動的右派進攻, 我們只能扶助左派而不能代替左派, 只能聯合左派控制中派使之左傾, 而不能希圖消滅中派, 猶之在社会勢力中我們現在還不能敵視資產階級, 有時還需要扶助中派」.
- (35) 陳独秀「論国民政府之北伐」, 『嚮導週報』第161期, 1926年7月7日.
- (36) 1926年8月から9月の間に発刊され, 12月の第15期で休刊. 27年8月に『中央通訊』第1期として復刊され, 『中央政治通訊』, 『中央通訊』と名を改め前後47期が刊行された(『中共党史簡明詞典』下巻, 解放軍出版社, 1987年, 942頁). 広東省檔案館・中共広東省委党史研究委員會弁公室編『広東区党, 団研究史料(1921-1926)』(広東人民出版社, 1983年. 以後, 『広東区党……』と略記)に一部が注を付して掲載され, 『中共中央文件選集』(中央檔案館編, 中共中央党校出版社, 1989年)の, 第2, 第3, 第4の各冊に引用されている.
- (37) 1926年12月の中共「中央局報告」によれば, 共産党の地方区は湘区, 北方区, 粵区, 江浙区など19あり, 粵区が最大で黨員数五千人を数えた(前掲, 『中共中央政治報告選輯(一九二二—一九二六)』, 117-118頁). 粵区の書記は陳独秀の息子の陳延年で, 張太雷を編集長に機関誌『人民週刊』を発行していた.
- (38) 「瞿秋白由粵回来報告」, 『中央政治通訊』第3期(1926年9月15日)〔『広東区党……』, 418頁〕.
- (39) 〔張〕太雷「此次広東出師之意義」, 『人民週刊』第19期, 1926年7月8日.
- (40) 「瞿秋白由粵回来報告」, 『広東区党……』, 418-419頁.
- (41) 「瞿秋白由粵回来報告」, 『広東区党……』, 418頁.
- (42) 注(127).
- (43) 前掲, 李雲漢『從容共到清党』, 525-528頁.
- (44) 『中国国民党第一, 二次……』, 599頁.
- (45) 国民党の国内と国外の各支部からの汪精衛復帰を求める電報や手紙は, 国民党中央執行委員會常務委員會第五十四次會議(26年9月4日)から第五十八次會議(9月18日)までの會議録に頻繁に出現する(『中国国民党第一, 二次……』, 657-658, 662,

- ら 35 年の間に上海の海天出版社から出版され、やがて発禁となった。1980 年に香港の波文書局から再版された。
- (9) 鄧演達の政治主張を収録した『鄧演達文集』(人民出版社, 1981 年)がある。
- (10) 前掲,『包惠僧回憶録』, 316 頁, 322 頁。
- (11) 張光宇, 前掲書, 111-112 頁。「第一期教職員名録」,「第四期教職員名録」, 前掲『黃埔軍校史料(1924-1927)』。
- (12) 廣東省政府財政庁編『廣東省財政紀実・民国元年至二十二年』, 1934 年。「中華民國国民政府公報」民国 15 年第 51 号に, 1926 年 11 月の宋子文の簡単な財政報告がある。両資料の数字はおおむね一致する。
- (13) 毛思誠第 8 編 4, 民国 15 年 9 月 12 日条, 9 月 16 日条, 9 月 20 日条。第 8 編 7, 民国 15 年 12 月 31 日条。
- (14) 毛思誠第 8 編 3, 民国 15 年 7 月 16 日条。
- (15) 郭廷以, 前掲書第 2 冊, 1926 年 7 月 24 日条。
- (16) Черепанов, с. 432-434, с. 455-457(中国語版, 413-417 頁, 440-441 頁)。
- (17) 『李宗仁回憶録』, 廣西人民出版社, 1980 年, 326 頁。
- (18) 毛思誠第 8 編 3, 民国 15 年 7 月 10 日条, 7 月 29 日条。第 8 編 4, 8 月 14 日条, 9 月 15 日条。第 8 編 5, 10 月 2 日, 10 月 6 日, 10 月 8 日, 10 月 19 日の各条。第 8 編 6, 11 月 18 日条。第 8 編 7, 12 月 30 日条。
- (19) 「中華民國国民政府公報」, 民国 15 年第 39 号。
- (20) 郭廷以, 第 2 冊, 1926 年 9 月 4 日条。
- (21) 毛思誠第 8 編 3, 民国 15 年 7 月 19 日条, 8 月 17 日条。『包惠僧回憶録』, 246 頁。
- (22) 『包惠僧回憶録』, 226 頁, 244 頁。
- (23) 『包惠僧回憶録』, 233 頁。
- (24) 『包惠僧回憶録』, 247-248 頁。
- (25) 1929 年 1 月に蔣介石を委員長に軍隊の改編と解散を協議する国軍編遣会議が開かれるが, 改編の不公平を理由に新たな内戦を引き起こす。
- (26) 代表例は華北剿匪総司令で北京(当時は北平)を防衛していた傅作義への工作であり, 1949 年 2 月の人民解放軍の北京無血開城が実現する。傅作義の部隊は人民解放軍に改編され, 傅作義は中華人民共和国成立後は中央人民政府委員, 政治協商会議副主席, 国防委員会副主席に就任する(王国栄「傅作義」,『現代中国著名人物』, 上海人民出版社, 1987 年)。傅作義の働きかけを受け綏遠省主席の董其武も人民解放軍に帰順し, 部隊は董を司令員とする人民解放軍に改編される(軍事科学院軍事歴史研究部編著『中国人民解放軍戦史』第 3 卷, 軍事科学出版社, 1987 年, 367-368 頁)。
- (27) 「中国共産党第二次中央擴大執行委員会議決案」(日本国際問題研究所蔵)。この冊子は日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』第 2 卷に資料 46 として収録されるが, 冒頭の大会秘書処の声明は何故か省略されている。
- (28) 『蘇聯陰謀文證彙編』, 京師警察庁, 北京, 1928 年,《中国共産党類》・31-35 頁。
- (29) 『六大以前』, 延安, 中共中央書記処, 1942 年初版。中共中央弁公厅, 1951 年再版。中共中央書記処, 1980 年影印改訂版。

- (107) 『包惠僧回憶錄』, 213-214 頁.
- (108) 李雲漢『從容共到清党』, 503 頁.
- (109) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 5 月 27 日条, 6 月 2 日条.
- (110) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 4 月 16 日, 17 日, 20 日条, 5 月 7 日条.
- (111) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 6 月 27 日条. 前掲, 『黄埔軍校史料』, 381-390 頁.
- (112) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 5 月 12 日, 13 日条.
- (113) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 5 月 14 日条.
- (114) 『中国国民党第一, 二次……』, 520 頁.
- (115) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 5 月 15 日-22 日条.
- (116) 二期二中全会通過の共產黨員の処遇をめぐる四案件は, まとめて「整理党務案」と呼ばれた. 『中国国民党第一, 二次……』にも, 整理党務第一決議案, 第二決議案, 第三決議案, 第四決議案として収録されている(713-716 頁).
- (117) 中国国民党中央執行委員会常務委員会第 28 次(5 月 25 日), 第 29 次(5 月 28 日), 第 30 次(6 月 1 日), 第 33 次(6 月 11 日)「會議録」, 『中国国民党第一, 二次……』, 548-570 頁.
- (118) 陳果夫「建軍史之一頁」(前掲, 『革命文献』第 10 集, 1955 年).
- (119) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 5 月 27 日条. 演説のうち「」で引用した部分は『民国十五年以前之蔣介石先生』では, 「……」と「伏せ字」にされている. 1927 年 2 月の中央軍事政治学校政治部宣伝科刊行『蔣校長演講集』(存萃学社編『蔣總統言論彙編』外録第 2 集, 1978 年)で補った. 中央軍事政治学校は 1926 年 1 月に黄埔軍官学校が他軍の軍官学校を吸収合併して成立していた.
- (120) 共產党「中央局報告(1926 年 9 月 20 日)」は, 蔣介石が北伐開始後に戦力を復活させるため, 第一軍への共產黨員の復帰を打診してきたと述べる(『中共中央政治報告選集(1922-1926)』, 中共中央党校出版社, 1981 年, 71 頁).
- (121) 前掲, 『周恩来年譜』, 1926 年 5 月条.
- (122) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 5 月 29 日, 6 月 2 日条.
- (123) 張光宇, 前掲書, 56-57 頁, 60-61 頁.
- (124) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 6 月 3 日, 4 日, 5 日条.
- (125) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 6 月 5 日条.

第 四 章

- (1) 郭廷以, 前掲書第 2 冊, 1926 年 7 月 1 日条.
- (2) 「中華民國国民政府公報」, 民国 15 年第 38 号.
- (3) 序章注(7)参照.
- (4) 『国父年譜』, 民国 13 年 7 月 11 日条.
- (5) 郭廷以, 前掲書第 2 冊, 1926 年 4 月 16 日条.
- (6) 毛思誠第 8 編 3, 民国 13 年 7 月 5 日条, 10 日条, 13 日条, 17 日条.
- (7) 張光宇, 前掲書, 71-75 頁, 236-238 頁.
- (8) 鄒翠芬「総政治部野史」, 『現代史料』第 2 集. 『現代史料』全 4 集は, 1933 年か

- で苦肉の策として、「事件後」に譚延闓と朱培徳がキサンカをたずねて蒋介石を批判した事実を取り上げ、これを李と譚が「事前」に蒋介石に反対した事実にするに替えている。李軍長を根拠なしに李福林とするのも不自然である(李雲漢, 493 頁)。
- (86) トロツキー『中国革命論』(山西英一訳, 現代思潮社, 1970 年)。
- (87) 『歴史研究』1988 年第 2 期。同論文は『東亜』287, 288 号(1991 年 5 月, 6 月)に石川禎浩訳により転載された。楊天石論文の見解を踏襲し、中国第二歴史檔案館所蔵の中山艦事件関係の原史料を丹念に分析した釜山女子大学の裴京漢氏の論稿がある(裴京漢『蒋介石研究』所収, 一潮閣, 1995 年)。裴京漢氏は、中山艦の移動そのものは不良通信と不正確な伝達による偶発ではなかったかという見解を示している。韓国語の翻訳は立命館大学の李慈卿氏を煩わした。
- (88) 蒋介石の『日記』とこれをもとに編纂された各種の史料に関しては、黄仁宇『従大歴史的角度読蒋介石日記』(時報文化出版, 1994 年。邦訳, 北村稔他訳『蒋介石マクロヒストリー-史観から読む蒋介石日記』, 東方書店, 1997 年)に詳しい。
- (89) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 4 月 20 日条。
- (90) 陳肇英『八十自述』(同注(81))。陳公博『苦笑録』(邦訳), 62 頁。
- (91) 固有名詞の未表記や抽象表現という筆削はあるが、『民国十五年以前之蒋介石先生』と『蒋介石日記類抄』の当該日時の記述内容は同じである。『蒋介石年譜初稿』と『蒋介石日記類抄』では、当該箇所近似性はさらに大きい。
- (92) Черепанов, с. 368-369(中国語版, 350 頁)。
- (93) 陳公博『苦笑録』(邦訳), 44-46 頁。
- (94) 毛思誠第 8 編 1, 民国 15 年 3 月 21 日条。
- (95) 『包惠僧回憶録』, 211 頁。
- (96) 陳公博『苦笑録』(邦訳), 59 頁。
- (97) 毛思誠第 8 編 1, 民国 15 年 3 月 22 日条。
- (98) 李雲漢『從容共到清党』, 492 頁。毛思誠第 8 編 1 の民国 15 年 3 月 22 日条にも政治委員会開催の記述があるが、決議内容に若干の異同がある。
- (99) 陳公博『苦笑録』(邦訳), 49 頁。
- (100) 毛思誠第 8 編 1, 民国 15 年 3 月 26 日条。
- (101) T'ang Leang-Li, p. 247. T'ang Leang-Li(湯良礼)は、1925 年より国民党中央執行委員会駐欧州代表を務めた。毛思誠第 8 編 2 の民国 15 年 5 月 11 日条に「是日汪兆銘離粵遊法」(汪精衛が広東をはなれフランスに旅立った)とある。郭廷以『中華民國史事日誌』第 2 冊, 中央研究院近代史研究所, 台北, 1984 年[以下、郭廷以と略記]の 1926 年 11 月 20 日条に、「汪兆銘自法国到柏林」(汪精衛がフランスからベルリンに着いた)とあり、汪精衛がフランスに去った傍証となる。
- (102) 毛思誠第 8 編 1, 民国 15 年 3 月 29 日, 30 日条。第 8 編 2, 4 月 3 日条。
- (103) Черепанов, с. 377(中国語版, 359 頁)。
- (104) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 4 月 5 日条。
- (105) 毛思誠第 8 編 2, 民国 15 年 4 月 3 日条, 4 月 14 日条。
- (106) Черепанов, с. 378-379(中国語版, 360-361 頁)。

参照)に詳しい。李之龍の弁明書の「李之龍關於中山艦案報告書二則」(前掲『黄埔軍校史料』)がある。

(68) 馬文車「中山艦事件之内幕」。

(69) 李雲漢『從容共到清党』, 489 頁。注記されないが、蔣介石『蘇俄在中国』, 中央文物供應社, 1956 年, 40 頁, に基づく。この主張は蔣介石と行動をとともにした軍人たちのあいだで事件当時から共有されていた(馬文車「中山艦事件之内幕」)。

(70) 前掲, 『国共兩党關係通史』, 199-200 頁。

(71) Черепанов, с. 368-374(中国語版, 350-356 頁)。チェレパーノフの広州帰着の日時は、毛思誠第 8 編 1 の民国 15 年 4 月 29 日条に、ボロジンが同日に胡漢民とソ連から広州に帰着したとあることより知れる。チェレパーノフらの一行には胡漢民も同行していた。

(72) 「第二屆中央, 執行監察委員會職名録」, 李雲漢主編『中国国民党職名録』, 中国国民党中央委員會党史委員會, 1994 年。陳公博『苦笑録』(邦訳), 52 頁。

(73) 「第二屆中央, 執行監察委員會職名録」。張国燾, 前掲書第 2 冊, 473 頁。

(74) 毛思誠第 8 編 1, 民国 15 年 3 月 8 日条。

(75) Черепанов, с. 376(中国語版, 358 頁)。

(76) 馬文車「中山艦事件之内幕」。

(77) 毛思誠第 8 編 1, 民国 15 年 3 月 19 日条。

(78) 各軍の駐屯地域は、汕頭に第一軍、西江一帯に第三軍、広東省南部に第四軍、広州市および隣接の珠江デルタに第五軍と蔣介石の率いる第二独立師(第一軍第二師)、広東省東部に第六軍であった(Черепанов, с. 383[中国語版, 365 頁])。第五軍も広州市に駐屯したというが、本拠地は珠江デルタであった(с. 39[中国語版, 24 頁])。第二軍は北江一帯に駐屯し(陳公博『苦笑録』[邦訳], 46 頁)、第一軍の軍長は 26 年 1 月から何応欽が務めた(張光宇, 前掲書, 40 頁)。第一軍第一師と第三師は第二次東征で広州をはなれ(毛思誠第 7 編 7, 民国 14 年 9 月 28 日条)、当時は占領地の汕頭や潮州に駐屯した(毛思誠第 8 編 1, 民国 15 年 1 月 25 日条)。

(79) 馬文車「中山艦事件之内幕」。

(80) 中国第二歴史檔案館『蔣介石年譜初稿』, 檔案出版社, 1992 年, 547 頁脚注①。脚注は蔣介石の筆削前の原文を示す。『蔣介石年譜初稿』は刊行前の原本であり、蔣介石の筆削をへて毛思誠『民国十五年以前之蔣介石先生』として公刊された。

(81) 陳肇英『八十自述』(中華民国史事紀要編輯委員會『中華民国史事紀要』) 民国 15 年 3 月 20 日条より転引用)。徐桴は第一軍經理処主任で、第一軍經理処は中山艦事件で蔣介石の最初の司令部となる(馬文車「中山艦事件之内幕」)。欧陽格はかつて中山艦艦長をつとめた(包惠僧, 198 頁)。

(82) 『蔣介石年譜初稿』542 頁脚注①。

(83) 周恩来「關於中山艦事件」(『黄埔軍校史料』, 354 頁)。

(84) 陳公博『苦笑録』(邦訳), 44-45 頁。

(85) 毛思誠第 8 編 1, 民国 15 年 3 月 22 日条。共產党の陰謀と中山艦事件突発説を主張する李雲漢は、毛思誠 3 月 22 日条の蔣介石の言葉の不都合に気づいている。そこ

- (54) 毛思誠第7編7, 民国14年9月28日条.
- (55) 前掲, 『包惠僧回憶録』195-196頁, 198頁.
- (56) 毛思誠第7編8, 民国15年12月15日条.
- (57) 毛思誠第8編1, 民国15年1月15日, 19日, 28日各条, 同2月7日, 11日各条.
- (58) BLÜCHER'S "GRAND PLAN" OF 1926, *The China Quarterly* No. 35, 1968.
ブリュッヘルが北伐の戦略を論じた文書. 原文書はロシア語. 冒頭のア・イ・カルトノーヴァの文書解題によれば, 1925年9月に作成された.
- (59) Черепанов, с. 328-329(中国語版, 308-309頁).
- (60) 李雲漢『從容共到清党』, 486頁.
- (61) 毛思誠第8編1, 民国15年2月16日条, 2月26日条, 2月27日条. 欠員となった第二師の師長には蒋介石の腹心の劉峙が就任する(張光宇, 40頁). 毛思誠第8編1, 民国15年3月10日条に「第二師師長布達式(公布任命式)」という記事がある. 同日に劉峙が任命されたと思われる. なお王懋功は失脚したわけではない. 上海からソ連へ軍事留学に赴き, 1927年の冬には帰国した. 広州からは放逐したが, 蒋介石はその才能を見込んでいたのであろう. 王懋功はその後は国民党の軍人として順調な道を歩み, 1961年に台湾で死去する(中国現代史辞典編輯委員会『中国現代史辞典——人物部分』台北, 1985年).
- (62) 『包惠僧回憶録』, 203頁. 高語罕の発言は, 毛思誠第8編2, 民国15年4月20日条の蒋介石の演説から確認できる.
- (63) 『包惠僧回憶録』, 198頁.
- (64) 毛思誠第8編1, 民国15年3月18日条, 3月20日条, 3月23日条. 馬文車「中山艦事件之内幕」, 中国人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會『文史資料選輯』合訂本・第16冊, 中国文史出版社, 1986年. 馬文車は第二次東征で東征軍総司令部秘書長と軍法処長を務め, 中山艦事件当時は広州の衛戍司令部に滞在し蒋介石から戒嚴令布告に必要な衛戍司令部の印章を持参せよとの命令を受けた. そして蒋介石とその周辺の人物の言動をつぶさに目撃し, 事件後は蒋介石の命令で李之龍を尋問し事件の調査にたずさわった. その回想である「中山艦事件之内幕」は, 共産党員ではなく蒋介石の腹心でもない第三者的な国民党員の証言として, 事件の内情を良く伝える. 馬文車とその証言の文書解題は, 北村稔「中山艦事件の証人, 馬文車の遺稿」(『東亜』No. 283, 1991年)に詳しい. なお中山艦はもと永豊艦とよばれたが, 孫文の死後に彼を記念するため中山艦と改名されていた. 中山は孫文の号である. 中山艦とその歴史については, 海軍司令部《近代中国海軍》編輯部編著『近代中国海軍』, 海潮出版社, 1994年, 801-804頁や『国父年譜』, 民国11年6月, 7月の各条および民国14年4月16日条に詳しい.
- (65) 前掲, 陳公博『苦笑録』(邦訳), 43頁. 『包惠僧回憶録』, 199頁, 210頁.
- (66) 致中「広州事変之研究」, 『嚮導週報』第148期, 1926年4月3日. Stepanov's report(第二章注(89)).
- (67) 捜査経過は馬文車「中山艦事件之内幕」および楊天石「中山艦事件之謎」(注87

- 470 頁)。共産党からは陳独秀が「給戴季陶的一封信」を発表し、階級闘争を是認する立場から批判を加えた(『嚮導週報』第 129 期, 1925 年 9 月 11 日)。
- (34) 李雲漢『從容共到清党』, 413-421 頁。
- (35) 「中国国民党第二次全国代表大会會議記録」(第 8 日第 16 号)・『汪精衛同志報告』, 『中国国民党第一, 二次……』, 285-286 頁。
- (36) 李雲漢『從容共到清党』, 421 頁。
- (37) 張国燾, 前掲書第 2 冊, 463-464 頁。
- (38) 「中国国民党第二次全国代表大会會議記録」(第 8 日第 16 号), 同(第 11 日第 21 号), 『中国国民党第一, 二次……』, 283-294 頁, 348-349 頁。
- (39) 李雲漢『從容共到清党』, 445-446 頁。
- (40) 西山會議派の活動に関して 26 年 6 月から 7 月の時点で, 四川, 浙江, 上海, ハワイ, フィリピン, 日本についての報告がある(『中国国民党第一, 二次……』, 594 頁[四川], 626 頁[浙江], 653 頁[上海], 578 頁[ハワイ], 595 頁[フィリピン], 618 頁[日本])。このあと西山會議派は, 27 年 6 月に南京の国民党により党籍復活を承認される(前掲, 『中国国民党大事記』, 1927 年 6 月 10 日条)。西山會議派の活動記録である『清党実録』(1928 年刊)がある。
- (41) 李雲漢『從容共到清党』, 472-474 頁。
- (42) 張国燾, 前掲書第 2 冊, 482-483 頁。
- (43) 「黄埔軍校大事記(1924-1927)」1925 年 1 月 25 日条, 4 月 24 日条, 前掲, 『第一次国共合作時期的黄埔軍校』。「中山主義学会宣言」, 王逸常「周恩来与中国青年軍人連合会」, 前掲『黄埔軍校史料(1924-1927)』, 334-336, 343-345 頁。孫文主義学会は各地に出現し反共を旗印に活動するが, 李雲漢「孫文主義学会與早期反共活動(一九二五——一九二六)」(李雲漢編『中国国民党党史論文選集』第 4 冊, 近代中国出版社, 1994 年)に詳しい。
- (44) 王柏齡「孫文主義学会の成立」, 『黄埔軍校史料(1924-1927)』, 336-338 頁。
- (45) 前掲, 『廖仲愷年譜』, 1925 年 2 月 1 日条。
- (46) Черепанов, с. 382(中国語版, 364 頁)。
- (47) 張国燾, 前掲書第 2 冊, 470 頁。
- (48) 蔣介石は 1925 年 12 月の『黄埔軍校第三期同学録』序文(第二章注(86))で三民主義と共産主義に矛盾のないことを述べたあと, 明らかに孫文主義学会と青年軍人連合会の争いを調停する見地から, 「もし少年の一時的な意気込みからつまらぬ争いをなし, ……修齊治平(修身, 齊家, 治国, 平天下)という重大な任務を忘れるならば, 帝國主義と軍閥の喜び笑う所となる」と戒めている。
- (49) Черепанов, с. 381(中国語版, 263 頁)。
- (50) 張光宇, 前掲書, 75-77 頁, 88 頁。前掲, 『周恩来年譜』, 1925 年 11 月 21 日条。
- (51) 毛思誠第 7 編 8, 民国 14 年 12 月 28 日条。
- (52) 注(49)。
- (53) 毛思誠第 7 編 8, 民国 14 年 12 月 31 日条。第 8 編 1, 民国 15 年 1 月 22 日条, 2 月 1 日条。

たようだ」と述べている(毛思誠第7編6, 民国14年8月31日条)。

- (12) 前掲, 李雲漢『從容共到清党』, 382-392頁. 三石善吉「廖案与鮑羅廷の戰略」は, 特別委員会の設置はソ連の反革命鎮圧組織であった *Чека* に相当するという Jacobs の記述に基づき (Dan N. Jacobs, *Borodin, Stalin's Man in China*, Harvard Univ. Press, 1981), 議論を展開している。
- (13) 前掲, 陳公博『苦笑録』(邦訳), 32頁。
- (14) Черепанов, с. 283-284(中国語版, 263-264頁)。
- (15) 李雲漢『從容共到清党』, 382-392頁. Черепанов, с. 283-284(中国語版, 263-264頁)。
- (16) 毛思誠第7編6, 民国14年8月26日条。
- (17) 李雲漢『從容共到清党』, 414-415頁, 434-438頁。
- (18) 李雲漢『從容共到清党』, 391-392頁。
- (19) 「広州国民政府委員部長表」, 「孫中山逝去後元帥部長表」, 「廣東省軍政民政司法職官年表」(民国14年), 前掲, 劉寿林編『辛亥以後十七年職官年表』。
- (20) 毛思誠第7編7, 民国14年9月17日条に「許軍万五千人, 餉九十余万, 各軍則多告飢乏」, 同9月20日条に「軍政部長兼粵軍總司令並財政監督許崇智」とある。
- (21) Черепанов, с. 287(中国語版, 267頁)。
- (22) 前掲, 陳公博『苦笑録』(邦訳), 32頁。
- (23) 毛思誠第7編7, 民国14年9月20日条. 共產黨員で黄埔軍官学校政治部で活動していた包惠僧によれば, 蒋介石は許崇智を慰勸に扱い, 旅費として2万元を支給し 廣東平定後に呼び戻すことを約束したという(『包惠僧回憶録』, 人民出版社, 1983年, 186頁)。
- (24) Черепанов, с. 285, 289(中国語版, 265頁, 269頁)。
- (25) 毛思誠第7編7, 民国14年9月28日条, 9月29日条, 10月1日条, 10月3日条. 産経新聞社『蒋介石秘録』6, 1975年, 209頁。
- (26) Черепанов, с. 289(中国語版, 269頁). ブリュッヘルは25年7月に健康を理由に(ボロジンとの不和ともいう)広州を去り, 26年5月に再び広州に戻る(前掲, 『中国革命とソ連の顧問たち』, 62頁)。
- (27) 毛思誠第7編7, 民国14年10月14日条, 10月28日条, 10月29日条, 11月6日条。
- (28) 毛思誠第7編7, 民国14年11月1日条, 11月23日条, 12月21日条。
- (29) 毛思誠第8編1, 民国15年1月26日条. 第8編2, 民国15年6月1日条。
- (30) 『国父年譜』, 民国13年1月31日条, 6月28日条. 「黄埔軍校大事記(1924-1927)」5月10日条(前掲, 『第一次国共合作時期的黄埔軍校』)。
- (31) 李雲漢『從容共到清党』, 364頁, 400頁。
- (32) 戴季陶の活動状況は, 「民生哲学系統表」と『孫文主義之哲学基礎』(『三民主義哲学論文集』, 中央文物供給社, 1978年)および『国民革命與中国国民党』(上海, 季陶弁事処)の末尾の記述に基づく。
- (33) ボロジンもこの事実を認め, 反論をしかねていたという(張国燾, 前掲書第2冊,

- (115) 毛思誠第7編5, 民国14年6月2日条. 陶菊隱, 前掲書, 158頁.
- (116) 陶菊隱, 前掲書, 159頁. 毛思誠第7編5, 民国14年6月17日条. 許崇智は汕頭を離れるに際し陳炯明と「稅收分配條約」を結んだという(Черепанов, c. 285[中国語版, 265頁]).
- (117) 毛思誠第7編5, 民国14年5月23日条, 24日条.
- (118) 鄧中夏『中国職工運動簡史』, 人民出版社, 1957年, 241頁.

第三章

- (1) 陳公博『苦笑錄』(邦訳, 松本重治監修・岡田西次訳『中国国民党秘史』, 講談社, 1980年, 22-24頁).
- (2) 「中国国民党第二次全国代表大会會議記錄」(第9日第17号)・《陳公博同志報告廖案檢察經過》(『中国国民党第一, 二次……』, 304-308頁). T'ang Leang-Li(湯良礼), *The Inner History of The Chinese Revolution*, London: George Routledge & Sons, 1930, p. 211. 以下, T'ang Leang-Liと略記.
- (3) 軍事委員會會議記錄[1925年]7月5日条(国民党中央党史委員會藏), 毛思誠第7編6〔軍事委員會の成立を7月3日条に記す〕民国14年7月7日条. 軍事委員會會議記錄は毛筆の原件であり, 散逸後の残存部分を1970年に合訂本としたもの. 1925年7-9月, 26前半期を含むが, 連続性はほとんどない.
- (4) Черепанов, c. 38. (中国語版, 23頁).
- (5) T'ang Leang-Li, pp. 200-201.
- (6) 《陳公博同志報告廖案檢察經過》. T'ang Leang-Li, p. 213. 三石善吉「廖案与鮑羅廷の戰略」(『廖仲愷研究』, 広東人民出版社, 1989年).
- (7) Черепанов, c. 281(中国語版, 261頁). 何香凝の談話の期日は不明であるが, 事件直後ではない. 事件直後に呉鉄城に嫌疑がかかったことはない. チェレパノフは抗日戦争中の1938年に再び中国を訪れ呉鉄城に会ったことを記し, 「自分はこのときまだ彼が廖仲愷暗殺の一味だとは知らなかった」と述べている(c. 41-42. [中国語版, 26-27頁]). 何香凝の談話はこれ以後のことであり, チェレパノフは1956年11月の孫文生誕九十周年記念にも, ソ連側代表団の一員として北京を訪れた(c. 40[中国語版, 25頁]).
- (8) 佐々木到一『ある軍人の自伝』, 普通社, 1963年, 89頁. 佐々木到一は1922年8月から2年間, 陸軍武官として広州に滞在した. 国民党通として知られ, 著作に『南方革命勢力の実相と其の批判』(北京, 極東新信社, 1927年)がある.
- (9) 「中国国民党第二届中执会第三次全体會議速記錄」(1927年3月17日), 「中国国民党中央執行委員會政治委員會第十一次會議速記錄」(4月11日), 「中国国民党中央執行委員會政治委員會第十五次會議速記錄」(4月25日), 『中国国民党第一, 二次……』, 864, 1045-1047, 1081-1082頁.
- (10) 「中国共產黨為廖仲愷先生遇刺唁国民党」, 『嚮導週報』第127期, 1925年8月31日. 注(6)三石論文は, 事件の背後に英国商人が介在したと述べる.
- (11) 蔣介石は廖仲愷の葬儀で祭文を読み, 「慈父を亡くしたあと盗人に長兄を殺され

- (94) 張光宇, 前掲書, 30-32 頁. 三石善吉「ソ連軍事顧問団と黃埔軍校」, 『筑波法政』第 9 号, 1986 年.
- (95) 劉佩隆「軍事運動問題(討論)」, 『中国青年』第 60 期, 中華民國 14 年 1 月 3 日. 惲代英「軍事運動問題——答劉佩隆君」, 『中国青年』第 61 期, 同 1 月 10 日. 第 54 期紙上の「軍事運動問題(通信)」で砍石という人物が, 軍事運動の時代が遠からず来る, 遊民, 土匪, 貧農出身の兵士も元は無産階級であり訓練すれば赤色の革命軍に組織できると述べているが, その後の中国史の展開を予見しており甚だ興味深い.
- (96) 〔蔡〕和森「広東反革命勢力的覆滅」, 『嚮導週報』第 106 期, 1925 年 3 月 10 日.
- (97) 陳以沛「黃埔軍校大事記(1924-1927)」, 『第一次国共合作時期的黃埔軍校』, 文史資料出版社, 1984 年. 「第四期教職員名録」, 前掲『黃埔軍校史料(1924-1927)』.
- (98) 張国燾『我的回憶』第 2 冊, 明報月刊, 1973 年, 448-450 頁.
- (99) 張光宇, 前掲書, 27 頁.
- (100) 「黃埔軍校大事記(1924-1927)」, 1925 年 2 月 1 日条, 4 月 24 日条.
- (101) Черепанов, с. 160-164(中国語版, 144-147 頁).
- (102) Черепанов, с. 166-168(中国語版, 148-151 頁).
- (103) 毛思誠第 7 編 4, 民国 14 年 1 月 1 日条, 1 月 6 日条. 東征開始後の 2 月に, 戦闘中に退却した教導第二団第七連連長の孫良が革命連座法で死刑に処せられる(同第 7 編 4, 民国 14 年 2 月 16 日条).
- (104) 前掲, 『廣東農民運動報告』125-126 頁.
- (105) Черепанов, с. 168, 174-182(中国語版, 150 頁, 155-162 頁). 黃埔軍官学校の学生隊の参加は, 三石善吉「ソ連軍事顧問団と黃埔軍校」, 『筑波法政』第 9 号, 1986 年, に詳しい.
- (106) 第一次東征終了後, 蔣介石は黃埔軍官学校の経費問題に言及し, 「今回, 潮汕(潮州と汕頭)が下せなかったならば, 本校は維持していけなかった」と述べている(毛思誠第 7 編 5, 民国 14 年 4 月 7 日条).
- (107) 蔣介石「軍校第一期同学序」, 毛思誠第 7 編 5, 民国 14 年 4 月 23 日条.
- (108) 蔣介石は黃埔軍官学校での士官の夜遊び, 外泊, 遅刻, 動作のたるみ, 学生の喫煙を批判し(毛思誠第 7 編 5, 民国 14 年 4 月 14 日条), 教導団の下士官と兵士の反逆や逃亡を叱責している(毛思誠第 7 編 5, 民国 14 年 5 月 20 日条).
- (109) Черепанов, с. 253(中国語版, 233-234 頁).
- (110) 東征軍全体で各種のライフル銃 1 万 2000-1 万 3000, 機関銃 110, 旧式大砲 30, 砲弾 1500, 弾丸 800 万発等の鹵獲品があり, このうち三分の一を教導が得た(Черепанов, с. 239[中国語版, 220 頁]). 中国語版には, ライフル銃 1200-1300 とあるが, 誤訳).
- (111) 陶菊隱『北洋軍閥統治時期史話』第 7 冊, 三聯書店, 1959 年, 154-157 頁. 文中の黃紹雄は黃紹竑の別名.
- (112) Черепанов, с. 240-276. (中国語版, 221-256 頁).
- (113) 陶菊隱, 前掲書, 157 頁.
- (114) 毛思誠第 7 編 5, 民国 14 年 5 月 30 日条.

る毛思誠『民国十五年以前之蔣介石先生』の原本である。蔣介石が筆削したあと、『民国十五年以前之蔣介石先生』として公刊された。両資料の内容は基本的に同じであるが、問題となる部分には検討を加えた。

- (81) 竹内実「現代中国への視角——黄埔軍官学校のこと——」(上)・(下),『思想』No. 635, No. 636, 岩波書店, 1977年。三石善吉「黄埔軍校の成立過程とソ連」(『中哲文学会報』第6号, 1981年),「黄埔軍校の創立」・「黄埔軍校の創立」(続)(『筑波法政』第5号, 第7号, 1984年),「ソ連軍事顧問団と黄埔軍校」(『筑波法政』第9号, 1986年)。狭間直樹「三大政策と黄埔軍校」,『東洋史研究』第46巻第2号, 1987年。このほか、黄埔軍官学校に学んだ朝鮮人学生をとりあげた研究に、水野直樹「黄埔軍官学校と朝鮮の民族解放運動」,『朝鮮民族運動史研究』第6号, 1989年, がある。
- (82) 「同学名録」, 広東革命史博物館編『黄埔軍校史料(1924-1927)』, 広東人民出版社, 1982年, 522-587頁。
- (83) 毛思誠第7編2, 民国13年6月29日条。
- (84) ジェローム・チェン(陳志讓), 前掲書, 234-235頁。
- (85) 毛思誠第7編4, 民国14年1月6日条。
- (86) 蔣介石は1925年12月の『黄埔軍校第三期同学録』序文で、三民主義のために死ぬのか共産主義のために死ぬのかという質問を想定し、答えをつぎのように述べている。「自分は国民党内の共産と非共産の同志たちを青天白日旗のもとに率いる。……自分は国民革命のために死ぬのである。自分は三民主義のために死ぬのであり、また共産主義のために死ぬのである。……三民主義の成功と共産主義の発展は、実は互いに作用しあうものであり互いに逆らうものではない……中国革命は世界革命の一部であることを承認しなければならず、三民主義の実行は共産主義をその内に含むのである」(毛思誠第7編8, 民国15年12月5日条)。
- (87) 実証的記述を試みる『国共両党関係通史』も、この時期の蔣介石を「巧みに革命を装う新右派」と記述する(188頁)。
- (88) 党代表制度と共産党員の役割は、張光宇, 前掲書に詳しい。党軍が発展する国民革命軍第一軍には250名以上の共産党員がいた(同書, 88頁)。
- (89) 蔣介石に対するソ連の判断と中山艦事件後の方針は、蔣介石の率いた国民革命軍第一軍の軍事顧問であったステパノフ報告に典型的にあらわれている。Stepanov's report on the march twentieth coup d'etat(Wilbur and How, pp. 248-253)。
- (90) 毛思誠第7編2, 民国13年9月18日条。第7編3, 同10月9日条。
- (91) 毛思誠第7編2, 民国13年9月12日条。
- (92) 『嚮導週報』第2期(9月20日), 第9期(11月8日)。二つの論文は22年8月の孫文とマーリングの会談で国民党へのソ連の軍事援助が話し合われたことへの、共産党員の反応であったとも考えられる。
- (93) 前掲, ヴェ・イ・グルーニン論文,『コミンテルンと東方』, 224, 229-230頁。グルーニンの引用する24年5月の中共中央委員会総会の「決議」は、前掲,『中共中央文件選集』第1冊には収録されない。また同書によれば、グルーニンのいう中共中央委員会総会は、中共拡大執行委員会である(229-281頁)。

檔案館編『馮玉祥日記』第1—5冊が出版されている。

- (68) 『国父年譜』, 民国13年10月25日条, 同11月1日, 4日, 10日, 13日条。
- (69) Черепанов, c.163(中国語版, 146頁)。
- (70) 〔蔡〕和森「北京政変與国民党」, 『嚮導週報』第89期, 1924年10月29日。
- (71) 「中国共産党對於時局之主張」, 『嚮導週報』第92期, 1924年11月19日。
- (72) 「中国共産党對於時局之主張」, 中央檔案館編『中共中央文件選集』第1冊, 中共中央党校出版社, 1989年, 174-175頁。「国民會議」の系譜を丹念に分析した論考に, 菊池一隆「〈国民會議〉を巡る政治力学——一九二〇年代から三〇年代への連動」(狭間直樹編『一九二〇年代の中国』, 汲古書院, 1995年)がある。
- (73) 〔蔡〕和森「商團擊敗後広州政府の地位」, 『嚮導週報』第88期, 1924年10月22日。
- (74) 安井三吉「講演《大亜細亜問題》の成立とその構造」, 陳徳仁・安井三吉編『孫文・講演「大アジア主義」資料集』, 法律文化社, 1989年。孫文の北上途中での日本訪問を分析した論考に, 彭沢周「中山先生の北上與大亞洲主義」(『大陸雜誌』第66巻, 大陸雜誌社, 1983年)および劉曼容「1924年孫中山北上与日本」(広東省孫中山研究会編『孫中山与亞洲國際學術討論會論文集』, 中山大学出版社, 1994年)がある。チェレパーノフは, 孫文の北上に先立ち日本側から様々な密使が広州の国民党要人を訪れ活動していたという。彼らは孫文の北上により北京に反日的政府が成立するのを懸念し, 広州への日本人軍事教官の派遣さえ話題にのぼっていたという(Черепанов, c.160[中国語版, 144頁])。この状況は, 孫文側からの接触に対する日本側当局者の冷淡な対応と矛盾するが, チェレパーノフのいう日本側からの密使は, 北京政変の発動に重要な役割を演じた北京の日本軍関係者からの働きかけであったのかも知れない。
- (75) 駐日英国大使エリオット(Charls Eliot)は, 孫文の来日が途中で立ち寄ったのではなく, 不平等条約の破棄などへの日本側の同意を求め, あわよくば旧知の財界人から財政援助を得るためであったと述べている。そして, 日本の外務大臣(幣原喜重郎)は孫文を変転極まりない人物と見なしており, 政府としては相手にしないと述べていた, と本国に報告している(F.O., 371/10917, p.9.)。
- (76) 『国父年譜』, 民国13年11月24日, 28日条, 同12月4日, 31日条。同民国14年1月26日条。
- (77) 李劍農, 前掲書, 365-372頁。
- (78) 『国父年譜』, 民国14年3月11日, 12日条。
- (79) 郭廷以編著『中華民國史事日誌』第1冊, 中央研究院近代史研究所, 1979年, 民国14年3月21日条。前掲, 李雲漢『從容共到清党』, 364-365頁。
- (80) 『国父年譜』, 民国12年11月26日条, 12月15日条, 民国13年1月24日条, 2月21日条。陳福霖, 余炎光『廖仲愷年譜』1924年2月23日条, 4月20日条, 5月3日条, 5月9日条, 6月16日条。楊西敵の問題については, 毛思誠『民国十五年以前之蔣介石先生』第7編1および中国第二歴史檔案館編『蔣介石年譜初稿』(檔案出版社, 1992年)に収録される, 1924年3月, 4月の蔣介石と廖仲愷, 孫文, 胡漢民らとの往復書簡や電文によりわかる。『蔣介石年譜初稿』は蔣介石関連の基本資料であ

文は、この間の経緯を外務省『日本外交文書』大正13年・第2冊所収の天羽総領事報告により詳しく分析する。

- (48) 『広東扣械潮』巻一事实「孫政府縦兵焚掠広州商場」。
- (49) 貴島克己「孫文政府と商団軍との抗争」。農団軍は第二期農民運動講習所の卒業生で編成され(『広東農民運動報告』55-56頁)、工団軍も小規模であった。合計の人数は320名に過ぎない(Черепанов, c. 146[中国語版, 129頁])。
- (50) 『広東農民運動報告』56頁。
- (51) 〔蔡〕和森「商団事件之教訓」, 『嚮導週報』第82期, 1924年9月10日。
- (52) 貴島克己「孫文政府と商団軍との抗争」, 『広東扣械潮』巻一事实「范廖之調停」。
- (53) 『広東扣械潮』巻一事实「孫文之翻約」。同, 卷式文件「陳廉伯通電」, 「陳恭受通電」, 「省署取締兩陳通緝令」。同, 巻一事实「第二次大罷市実現及工商団衝突」。
- (54) 貴島克己「孫文政府の広東省城焼打」, 『北京滿鉄月報』第1年第7号。
- (55) 前掲, 毛思誠第7編3, 民国13年10月9日条。
- (56) 『広東扣械潮』巻一事实「第二次大罷市実現及工商団衝突」, 毛思誠第7編3, 民国13年10月10日条。
- (57) 『広東扣械潮』巻一事实「第二次大罷市実現及工商団衝突」。貴島克己「孫文政府の広東省城焼打」。
- (58) 〔蔡〕和森「広州反革命之再起」, 『嚮導週報』第87期, 1924年10月15日。
- (59) 『広東扣械潮』巻一事实「孫政府縦兵焚掠広州商場」, 前掲『廖仲愷年譜』1925年10月12日条, 貴島克己「孫文政府の広東省城焼打」。
- (60) 貴島克己「孫文政府の広東省城焼打」, 『広東扣械潮』巻一事实「孫政府縦兵焚掠広州商場」。
- (61) 毛思誠第7編3, 民国13年10月15日条。
- (62) Borodin's Report on the Revolutionary Committee(C. Martin Wilbur and Julie Lien-ying How, *Documents on Communism, Nationalism, and Soviet Advisers in China 1918-1927*, Columbia University Press, 1956, p. 171. 以下, Wilbur and How, と略記)。
- (63) Черепанов, c. 146-147(中国語版, 129-130頁)。
- (64) 『広東扣械潮』は市民の人的被害に関し, 公安局発表の数字とことわったうえで, 負傷者33名, 死者56名と述べている(巻一事实「孫政府縦兵焚掠広州商場」)。しかし市民の被害が, 死者一男3900人, 女500人, 物的損害一1000万元から5000万元と伝えられたのも事実である(貴島克己「孫文政府の広東省城焼打」)。
- (65) 李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』, 中華書局, 1980年, 363-365頁。
- (66) この間の経緯は, James E. Sheridan, *Chinese Warlord — The Career of Feng Yü-hsiang*, Stanford University Press, 1966, に詳しい。シェリダンは「聞き書き」や多方面の資料を駆使し, 馮玉祥の行動の背景に存在した状況を克明に分析している。
- (67) 『馮玉祥將軍自伝——我的生活』, 波文書局, 復刻, 1974年, 519-530頁。Sheridan, pp. 164-165. 1992年には民国名人日記叢書の一つとして, 中国第二歴史

経費は予算どおりには出なかったらしい。汪精衛と毛沢東の26年当初の親密な関係は、汪精衛が26年2月5日の国民党中央執行委員会常務委員会第二次会議において、自らが就任していた国民党宣伝部長の代理に、毛沢東を推薦した事実にあらわれている(『中国国民党第一、二次……』, 471頁)。

- (27) 第一章, 注(74)。
- (28) 『国父年譜』, 民国13年6月1日条, 6月18日条, 6月25日条。
- (29) 『国父年譜』, 民国13年7月7日条, 8月13日条, 19日条, 20日条, 21日条。
- (30) 前掲, ヴェ・イ・グルーニン論文(『コミンテルンと東方』, 226-227頁)。ボロジンの報告は注なしで引用されるが, 報告書原文に基づくと考えられる。
- (31) 前掲, 『中国国民党大事記』, 1925年3月8日条。
- (32) 中共中央文献研究室編『周恩来年譜 1898-1949』, 人民出版社, 1989年, 1924年9月条, 11月条。
- (33) ヴェ・イ・グルーニン論文(『コミンテルンと東方』, 224-225頁)。
- (34) 『国父年譜』, 民国13年9月3日, 4日, 5日, 12日条。
- (35) Черепанов, с. 158-159(中国語版, 141-142頁)。
- (36) 〔蔡〕和森「北伐呢? 抵抗英帝国主義及反革命呢?」, 『嚮導週報』第83期, 1924年9月17日。
- (37) 『広東扣械潮』巻一事实「全省商団連防成立之経過」, 存萃学社編『一九二四年広州商団事件』(中国近代史資料分類彙編之七), 崇文書店, 1974年。『広東扣械潮』は商団事件直後の1924年の冬に, 香港の華字日報社から刊行された事件に関する商団側からの克明な記録。貴島克己「商団軍の発達」, 南満州鉄道株式会社北京公所『北京満鉄月報』(龍溪書舎復刻, 1978年)第1年第4号(1924年8月15日)。この論考は商団事件に関する連続レポートの第1部である。
- (38) 『東方雑誌』第21巻12号(1924年6月25日), 貴島克己「商団軍の発達」。この間の経緯は, 第二章注(12)の横山論文と三石論文に詳しい。
- (39) 『広東扣械潮』巻一事实「全省商団連防成立之経過」。
- (40) 貴島克己「商団軍の発達」, 同「孫文政府と商団軍との抗争」, 『北京満鉄月報』第1年第4号, 第5号, 1924年。
- (41) 『広東扣械潮』巻一事实「全省商団連防成立之経過」, 貴島克己「孫文政府と商団軍との抗争」, 『国父年譜』, 民国13年8月9日条, 8月10日条。
- (42) 孫文「為広州商団事件對外宣言」(民国13年9月1日), 『国父全集』第1冊, 904-905頁。
- (43) 陳存恭『列強对中国軍火的禁運(民国8年-18年)』, 中央研究院近代史研究所, 1983年。
- (44) F.O. (英国外務省文書), 371/10237, p. 108; F.O., 371/10238, p. 165, p. 203。
- (45) 『国父年譜』, 民国13年8月9日条。
- (46) 『国父年譜』, 民国13年8月27日条, 9月1日条, 8月25日条。
- (47) F.O., 371/10297, p. 167, p. 168, p. 155。8月28日付の英国総領事の報告は廖仲愷への警告の内容を示さず, 「我々の決定を伝えた」とのみ記す。注(12)の三石論

- (13) 『国父年譜』, 民国 12 年 10 月 9 日条.
- (14) 『国父年譜』, 民国 13 年 2 月 20 日条, 同 4 月 12 日条, Черепанов, с. 138, 141 (中国語版, 122 頁, 124 頁). チェレパーノフによれば, この時の北伐計画では, 湖南省内で趙恒惕と戦っていた, かつて程潜の部下であった人物の率いる二個師団および湖南と湖北の省境にいた四つの独立旅団の参加が大きな比重を占めていた. パブロフはこれらの部隊の動静を確かめるため, 軍事顧問の一人テレシャトフを漢口の国民党機関に派遣した.
- (15) Черепанов, с. 136-137, 141 (中国語版, 120-121 頁, 124-125 頁).
- (16) 『国父年譜』, 民国 12 年 2 月 3 日条. 毛思誠『民国十五年以前之蔣介石先生』(以下, 毛思誠と略記), 線装本, 民国 25 年 10 月, 第 7 編 2, 民国 13 年 7 月 11 日条, 同 7 月 15 日条.
- (17) [彭]述之「江浙戦争与国民党」, 『嚮導週報』第 84 期, 1924 年 9 月 24 日.
- (18) 王永璽主編『中国工会史』, 中共党史出版社, 1992 年, 100-102 頁, 123-125 頁.
- (19) 『中国工会史』, 124 頁, 134 頁.
- (20) 陳福霖, 余炎光『廖仲愷年譜』, 湖南出版社, 1991 年, 1925 年 6 月 2 日条.
- (21) 省港ストライキは, 広東省と香港の中国人労働者の反英ストライキ. 香港の通商機能を麻痺させ 26 年 10 月まで続いた. 国民党も共産党もストライキを支援した. ストライキと国民政府との関係は, Donald A. Jordan, *The Northern Expedition*, Hawaii University Press, 1976, に詳しい.
- (22) 以上の状況は, 北村稔「第一次国共合作時期の広東省農民運動」(『史林』58 巻 6 号, 1975 年)に詳しい. この論考は『広東農民運動報告』(1926 年 10 月刊)を基礎に書かれた. 『広東農民運動報告』はスタンフォード大学(Stanford University)のフーバー研究所(Hoover Institute)に, Harold Issacs Collection として保管されていたもの. 東洋文庫近代中国研究委員会が 1967 年にマイクロフィルムで購入した「国共合作清党運動及農民運動文鈔」の中に収められていた. この文書は共産党の立場から書かれた内部報告であり, 広東省の農民運動の実態を知るために貴重なものである. ちなみに広寧での事件については, 『第一次国内革命戦争時期的農民運動』(人民出版社, 1953 年)に収録された「広寧農民減租運動之経過」がある. これは国民党員としての建前のもとに書かれた公式の報告書であり, 『広東農民運動報告』所収の「広寧減租運動経過(二)」と比較すると, 農民運動をめぐる国民党と共産党の矛盾が浮かび上がる. 『広東農民運動報告』は, 広東省檔案館・中共広東省委党史研究委員会弁公室編『広東区党, 団研究史料(1921-1926)』(広東人民出版社, 1983 年)に収録されているが, 抄録である.
- (23) 農民運動組織化のため広東省内各地に派遣された特派員たちの「本部特派員大会之決議案」(25 年 10 月)は, 運動費の欠如や生活上の困窮を強く訴え改善を求めている(中国国民党中央執行委員会農民部『中国農民』第 1 期, 大安, 1964 年, 影印).
- (24) 『広東農民運動報告』, 125-126 頁.
- (25) 「農民部農民運動委員会第一次会議録」, 『中国農民』第 4 期.
- (26) 『広東農民運動報告』, 114 頁. ただしこの直後に汪精衛が中山艦事件で失脚し,

56-78 頁. 對外綱領の修正過程は, 注(51)の狭間論文参照.

- (73) 李松林等編『中国国民党大事記』, 解放軍出版社, 1988 年, 129 頁. 『国父年譜』, 民国 13 年 1 月 31 日条, 同 2 月 6 日条.
- (74) 『国父年譜』, 民国 13 年 1 月 31 日条. 譚平山の党歴は, 前掲, 『国共両党関係通史』, 16 頁に詳しい.
- (75) 『国父年譜』, 民国 13 年 7 月 11 日条.
- (76) 『国共両党関係通史』, 126-127 頁.

第二章

- (1) 張光宇『第一次国共合作時期的国民革命軍』, 武漢大学出版社, 1989 年, 10-13 頁. Черепанов, c. 36-45(中国語版, 21-29 頁). 軍隊の編成は改編を繰り返す, 各軍の名称も様々に変化した. しかし軍編成の基準は, 指揮官や兵士の出身地である各省であり, それぞれの省の別称である漢字一字を冠して呼ばれていた. 広東省出身者で組織された李福林の軍隊が, 個人の名をとり福軍と呼ばれたのは例外的である. 各軍の分類は当時の通念に従った.
- (2) 「広東大元帥府元帥部長表」, 「広東省軍政民政司法職官年表」(民国 12 年, 13 年), 劉寿林編『辛亥以後十七年職官年表』, 文海出版社, 1974 年.
- (3) Черепанов, c. 140(中国語版, 123 頁).
- (4) 『革命人物誌』第 2 集, 中国国民党党史史料編纂委員会, 1969 年, 306-307 頁.
- (5) 『国父年譜』, 民国 12 年 3 月 2 日条.
- (6) Черепанов, c. 38(中国語版, 23-24 頁).
- (7) 『国父年譜』, 民国 13 年 12 月 23 日条.
- (8) チェレパノフによる各軍の人数は, 滇軍約二万, 桂軍約五千, 粵軍約二万, 湘軍約一万, 豫軍約五千, 福軍約四千, 警衛軍約二千, 中央直轄軍約三千, である(Черепанов, c. 36-43, c. 158[中国語版, 21-28 頁, 141 頁]).
- (9) チェレパノフは各軍の毎月の収入を, 滇軍 319 万元, 桂軍 10 万元, 粵軍 106 万元, その他の各軍あわせて 100 万元と述べる(Черепанов, c. 44[中国語版, 29 頁]). 一方, 大元帥府の月収はボロジンによれば 30 万元であった(Louis Fischer, *The Soviet in World Affairs*, p. 636). 財源が各軍に壟断され大元帥府財政が困窮したことは, 廖仲愷が 1924 年 9 月 17 日に各軍の軍長に発した通電に明らかである. 廖仲愷は 24 年 9 月 12 日に孫文により大元帥府財政部長に任命されたが, 各軍による財政機関占拠を如何ともしがたく抗議の意思を明らかにして財政部長を辞任した(廖仲愷「辞財政部長通電」, 『廖仲愷集』, 中華書局, 1961 年).
- (10) Черепанов, c. 140(中国語版, 124 頁).
- (11) 『国父年譜』, 民国 13 年 1 月 30 日条.
- (12) 前掲, 『国共両党関係通史』, 143-146 頁. 『国父年譜』, 民国 13 年 9 月 1 日条. 大元帥府の財政状況と商団事件の経緯を論じた研究に, 横山宏章「広東政権の財政逼迫と孫文政治」(『社会経済史学』42 卷 5 号, 1977 年), 三石善吉「商団事件と黄埔軍校——黄埔軍校の発展 その 1」(『筑波法政』第 8 号, 1985 年)がある.

- 二次……』, 4-79 頁.
- (50) 「會議録」第 2 号, 『中国国民党第一, 二次……』, 8-17 頁.
- (51) 狭間直樹「中国国民党第一次全国代表大会宣言についての考察」, 狭間直樹編『中国国民革命の研究』, 京都大学人文科学研究所, 1992 年. 狭間論文は大会宣言の成立過程と, 異なる版本に見られる内容と言文の異同を綿密に検討している.
- (52) Черепанов, с. 75-76(中国語版, 61-62 頁).
- (53) Черепанов, с. 86(中国語版, 71 頁). 中国語版では, この箇所は「大土地所有者の土地を国有に帰する」と訳されるが誤り. 大会宣言審査委員の黄季陸は, 宣言原案には民生主義に関して「土地農有」が規定されていたと述べる(黄季陸『劃時代的民国十三年——第一次全国代表大会的回憶』, 国史館, 1974 年, 9 頁).
- (54) 「會議録」第 2 号, 『中国国民党第一, 二次……』, 13-17 頁.
- (55) 序章注(11).
- (56) 「會議録」第 4 号, 『中国国民党第一, 二次……』, 19-23 頁.
- (57) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」, 『国父全集』第 1 冊, 883 頁. 大会宣言の文言に異同のあることは注(51)に述べたが, 狭間論文は民生主義中の農民と労働者に対する政策に関しては, 文言上の異同の存在を指摘していない.
- (58) Черепанов, с. 86(中国語版, 71 頁). 黄季陸は宣言原案の「土地農有」の部分を改変し削除したのは自分であるという(黄季陸, 前掲書, 9 頁).
- (59) 「會議録」第 5 号, 第 6 号, 『中国国民党第一, 二次……』, 23-31 頁.
- (60) 「會議録」第 8 号, 『中国国民党第一, 二次……』, 33-36 頁.
- (61) 黄季陸, 前掲書, 9 頁.
- (62) Черепанов, с. 85-90(中国語版, 70-74 頁).
- (63) 黄季陸, 10-12 頁.
- (64) Черепанов, с. 85(中国語版, 70 頁). 中国語版は「国民政府」と訳すべきロシア語を「全国性政府」と訳すが, 不適切な訳語である.
- (65) Черепанов, с. 85(中国語版, 72-74 頁). 注(48)参照.
- (66) 『国父年譜』, 民国 13 年 1 月 24 日条, 同 1 月 29 日条.
- (67) 「會議録」第 11 号, 『中国国民党第一, 二次……』, 43-50 頁.
- (68) 『国父年譜』, 民国 12 年 11 月 29 日条. この事実は, 鄧沢如らの孫文への「意見書」の記述と, これに対する 12 月 3 日付の孫文の手紙による回答からわかる.
- (69) 国民党章程(総章)・第四章「総理」, 鄒魯編著『中国国民党史稿』, 1 冊, 台湾商務印書館, 1965 年, 391 頁. 章程の「前言」に「総章程」の意である「総章」という語が見られ, 以後の文献では「総章」と呼ばれる. 中国国民党党史史料編纂委員会『革命文献』第 8 集, 1955 年, 130-131 頁, 掲載の「総章」は, 総理の全国代表大会決定の差戻し権(有交覆議之権)を最終決定権(最後決定之権)と記すが, 『国父年譜』は「総章」の原史料を『中国国民党史稿』に依拠しており, 本書もこれに従った.
- (70) 黄季陸, 14-16 頁.
- (71) 「會議録」第 12 号, 第 13 号, 『中国国民党第一, 二次……』, 50-56 頁.
- (72) 「會議録」第 14 号, 第 15 号, 第 16 号, 第 17 号, 『中国国民党第一, 二次……』,

- (37) 『国父年譜』, 民国 12 年 10 月 28 日条.
- (38) 張心誠「中国国民党全国代表大会与中国革命運動」, 『新民国』第 1 卷 2 期, 新民国雜誌社, 1923 年 12 月 20 日. 『新民国』は民国 12 年(1923 年)11 月 15 日に北京で創刊された国民党の月刊誌(『中共党史簡明詞典』, 解放軍出版社, 1986 年). 国民党党史委員会蔵の「国民党臨時中央執行委員会第一次會議紀錄」では, 広州市内に 12 の支部が設置され党員の再登記は 10 月 30 日から 11 月 8 日の期間に行われることが決定されており, 張心誠の記述の信憑性を裏打ちする. なお張心誠は張国燾前掲書, 第 1 冊 313 頁の記述から張国燾かと推測されるが不詳.
- (39) Черепанов, с. 46-72(中国語版 31-58 頁).
- (40) 鈴江言一『中国解放闘争史』, 石崎書店, 1953 年, 215, 195 頁.
- (41) 前掲, 李雲漢『從容共到清党』, 222 頁.
- (42) コミンテルンは 1923 年 5 月に中国共産党第 3 回大会にあてた指令で, 「孫逸仙軍の占領地域では, 貧民のための土地没収や, その他一連の革命的措置を実行させるために努力する必要がある」と述べ, 土地の再分配を示唆していた(村田陽一編訳『コミンテルン資料集』第 2 巻, 397-398 頁). 国共合作の開始後にはコミンテルンにも中国の土地事情が理解され, 急進的農民政策は当分のあいだ提起されなくなる.
- (43) 孫文「耕者有其田」(『国父年譜』民国 13 年 8 月 21 日条). 広州の農民運動講習所において行ったもの. 講演の全文は『国父全集』第 2 冊, 719-723 頁.
- (44) Louis Fischer, *The Soviet in World Affairs*, 2 vols., Jonathan Cape, 1930, pp. 636-638. Черепанов, с. 54-66(中国語版 39-51 頁). フィッシャーとチェレパノフの記述内容で異なるのは次の 2 点. フィッシャーは国民党がいったんは急進的宣言を発表しながらも農民に対する宣言の実行を渋ったと述べるが, チェレパノフは国民党は急進的宣言の公布を約束したが結局は公布しなかったと述べる. さらにフィッシャーは孫文とボロジンの協議の結果, 農民協会の樹立と実行されなかったが 25% 減租の妥協を見たことと記すが, チェレパノフは両者の協議が行われたことを記し妥協が行われたことをほのめかすが具体的内容は記していない. 当時の広州で, 国民党が労働者と農民に対し急進的宣言を行った事実は見いだせない. この点についてはチェレパノフの記述が実情を伝えると思われる. 一方, 孫文とボロジンとの協議の結果, 何らかの妥協が行われたことは直前の状況から見て十分に想像できる. それゆえこの点についてはフィッシャーの記述を提示した.
- (45) 『国父年譜』, 民国 12 年 11 月 19 日条.
- (46) 『国父年譜』, 民国 12 年 11 月 22 日条, 同 11 月 29 日条.
- (47) 『国父年譜』, 民国 12 年 11 月 25 日条.
- (48) Martin Wilbur. *Sun Yat-sen: Frustrated Patriot*, pp. 188-189. Wilbur の記述は, シューアマンの國務長官への報告(米國務省文書[USDS])とニューヨーク・タイムズの記事に基づいている. 『国父年譜』の民国 13 年 1 月 6 日条も孫文とシューアマンの会見を記録するが, 孫文がアメリカ主催の會議を依頼した事実は伏せている. しかし新聞記者に語った事実は, 同 1 月 12 日条に記載されている.
- (49) 「中国国民党第一次全国代表大会會議録」(以下, 「會議録」), 『中国国民党第一,

- (13) 前掲、『国共両党関係通史』，77-78 頁.
- (14) 段雲章等，前掲書，206-213 頁.
- (15) 張国燾『我的回憶』(第2版)第1冊，明報月刊，1971年，239頁.
- (16) 前掲、『中共中央文件選集』第1冊，64-66頁.
- (17) 前掲、『国共両党関係通史』，79-80頁.
- (18) 陳独秀「告全党同志書」，日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』第4巻，勁草書房，1972年，資料39.
- (19) 張国燾前掲書，第1冊，245-247頁.
- (20) 前掲、『国共両党関係通史』，71，68頁. 孫文は8月30日に蔣介石に手紙をだし，ヨッフエに随行した軍事担当者の上海への派遣を要請したので協議に加わるため上海に来るよう求めている(前掲、『国父年譜』[第4次増訂版]，民国11年[1922年]8月30日条).
- (21) 『国共両党関係通史』，68頁，張国燾前掲書，第1冊249頁.『中国共産党歴史』上巻，76頁.
- (22) 『国父年譜』，民国11年[1922年]9月6日条.
- (23) 陳独秀「国民党是什麼」，『嚮導週報』第2期，1922年9月20日.
- (24) 『国父年譜』，民国12年1月1日条，同1月2日条.
- (25) 前掲，ヴェ・イ・グルーニン論文(『コミンテルンと東方』，213頁). 村田陽一編訳『コミンテルン資料集』第2巻，373頁.
- (26) Martin Wilbur, *Sun Yat-sen: Frustrated Patriot.*, p.137.
- (27) Allen Whiting, *Soviet Policies in China, 1917-1924*. Columbia University Press, 1954, p.204によれば，ロシアで公表された「孫・ヨッフエ共同宣言」の文言からは，中国における共産主義とソヴィエト主義の不適合性を述べた部分が削除された.
- (28) この事実は，このあと1927年4月18日の蔣介石を中心とする南京国民政府の樹立のさいの状況や(第五章参照)，27年の7月，8月の武漢国民政府下の状況(第六章参照)に如実に示されることになる.
- (29) 前掲、『国共両党関係通史』，71頁. 廖仲愷とヨッフエの日本での行動は，山田辰雄「廖仲愷の二度の訪日について——1921・23年——」(慶応大学『法学研究』第60巻1号，1987年)に詳しい.
- (30) 前掲，ヴェ・イ・グルーニン論文(『コミンテルンと東方』，215-217頁).
- (31) George Sokolsky, *The Kuomintang (China Year Book 1928, pp.1320-1321)*.
- (32) Martin Wilbur, *Sun Yat-sen: Frustrated Patriot.*, pp.140-144.
- (33) 陳独秀「北京政変與国民党」，『嚮導週報』第31・32期合刊，1923年7月11日.
- (34) 『国共両党関係通史』，86-88頁.
- (35) 『国父年譜』，民国12年10月6日条. 孫文「過去党務失敗之原因」(10月11日)，孫文「黨員不可存心做官」(10月15日)，中国国民党党史委員会編訂『国父全集』第2冊，1973年，534-543頁.
- (36) 『国父年譜』，民国12年10月25日条.

第一章

- (1) 中共中央党史研究室『中国共産党歴史』上巻，人民出版社，1991年，50頁。ヴォイチンスキーについては，毛里和子・本庄比佐子訳，前掲書に詳しい。
- (2) 『中国共産党歴史』上巻，56頁。
- (3) 村田陽一編訳『コミンテルン資料集』第1巻，大月書店，1978年，245-252頁。
- (4) ア・イ・カルトゥノヴァ「コミンテルンと国民党改組問題」(前掲，『コミンテルンと東方』，254頁)。
- (5) 王功安，毛磊主編『国共両党関係通史』(5巻合訂本)，武漢大学出版社，1991年，63-64頁。マーリングの中国での活動に関しては，中国社会科学院現代史研究室組織選編『馬林在中国的有関資料』(人民出版社，1980年)がある。
- (6) マーリングは，「国民党の指導者たちは国民党内での共産主義の宣伝を許可すると語った」としか述べていないが(『馬林在中国的有関資料』21頁)，『国共両党関係通史』は国民党が共産党員の加入を求めた経緯を多方面の資料に依拠して確認している。
- (7) 呂芳上『革命之再起——中国国民党改組前対新思潮的回応(1914~1924)』，中央研究院近代史研究所專刊(57)，1989年。
- (8) 注(4)。
- (9) 前掲，『国共両党関係通史』，78-79頁。
- (10) 陳独秀は1922年4月6日付のヴォイチンスキーへの手紙で国民党加入への反対理由を列挙し，革命の理念と依拠する[社会的な]基礎が異なることを第一にあげている(中央檔案館編『中共中央文件選集』第1冊，中共中央党校出版社，1989年，31-32頁)。
- (11) 陳炯明は1920年当時，開明の人物としてきわだっていた(段雲章等『陳炯明的一生』，河南人民出版社，1989年，142-152頁)。彼は1920年10月に広州を占領すると上海の陳独秀に連絡し，広東省内の教育改革をゆだねた。陳独秀は21年の1月に広東省教育委員会委員長に就任し，春には広東省内に共産主義団体を組織して各種の社会活動を展開し勢力基盤の拡大に努めた(唐宝林・林茂生『陳独秀年譜』，上海人民出版社，1988年，139，146-147頁)。21年7月には，広東からの代表も交えて上海で中国共産党が結成される。陳炯明は国民党員ではあったが孫文に一定の距離を保って独自の政治見解を持ち，自らの指揮下に軍事力を育成して孫文に対抗する勢力を育てていた。共産党と陳炯明の接近は，孫文の率いる国民党への共産党員の接近を意味しない。
- (12) 中国の内戦では，兵員輸送の主力は鉄道であった。1922年5月に勃発した呉佩孚と奉天派の戦争にさいし，京漢線の鉄道労働者たちは呉佩孚を援助し勝利に貢献した。このあと共産党と呉佩孚の関係はいっそう緊密化する。当時，国内の鉄道のほとんどが奉天派と連合する梁士詒の率いる交通系に支配されていたが，戦争後も続く交通系による鉄道支配を排除するため，京漢線だけでなく北方の主要幹線の密査員(秘密調査員)に共産党員が任命され，鉄道労働者の組織化が推進された(中国現代史資料叢刊・鄧中夏『中国職工運動簡史』(1919-1926)，中国史学社，1953年，24-27頁)。

- 年)がある。翻訳者により詳細な注と参考文献、著作目録が付加された。
- (16) 『毛沢東選集』第2巻、人民出版社、1952年。
- (17) 孫文と三民主義に対する共産党の観点の変遷を論じた研究に、池田誠「第二次国共合作と孫文理論の『復権』——中国共産党における孫文理論の再評価」(『立命館法学』111, 112, 1973年。池田誠『孫文と中国革命』、法律文化社、1983年、に収録)、藤井昇三「一九三〇年代の中国共産党と三民主義——一九三七年まで」(藤井昇三編『一九三〇年代中国の研究』、アジア経済研究所、1975年)がある。この問題をさらに論じた研究に、安井三吉「毛沢東の孫文・三民主義観」(藤井昇三・横山宏章編『孫文と毛沢東の遺産』、研文出版、1992年)がある。狭間直樹「“三大政策”と黄埔軍校」(『東洋史研究』第46巻第2号、1987年)は、三大政策という新しい名詞が、第一次国共合作中の黄埔軍官学校で共産党員たちにより作られた事実経過とその政治的背景を詳しく論じる。狭間論文は中国語に翻訳され『歴史研究』1988年2期に転載。
- (18) 蔣介石『中国之命運』、澳門華僑報、1943年(1冊)。
- (19) 代表的著作に李雲漢『從容共到清党』(1973年影印版、中国學術著作奨励委員会、初版は1966年)や、蔣永敬『鮑羅廷與武漢政權』(1972年再版、伝記文学出版社、初版は1963年)がある。筆者は両著作に、多大の学恩を被っている。
- (20) 1995年1月30日(旧暦の大晦日)に、中華人民共和国主席の江沢民は台湾との統一に関する8項目の提案を行い、その第3項において交渉相手を国民党に絞った従来の方針を転換し、台湾の各政治党派や団体も交渉に参加できるとした。多元化する台湾の政治構造に対応したものである。公刊されている資料集で特筆すべきは、中国第二歴史檔案館編『中国国民党第一、二次全国代表大会会議史料』(上)・(下)、江蘇古籍出版社、1986年である(以下、『中国国民党第一、二次……』と略記)。多くの謄写版印刷の原史料が活字化され厳密に整理されて研究に供された。ただ第六章注(163)に述べるとおり、「政治的立場」から伏せられている部分がある。
- (21) 『中国国民党党史論文選集』全5冊(近代中国出版社、1994年。第4冊が第一次国共合作時期を扱う)があり、個人の著作に李雲漢『中国国民党史述』全5編(中国国民党中央委員会党史委員会、1994年。第2編が第一次国共合作時期を扱っている)がある。孫文の年譜の『国父年譜』も、第4次増訂版(中国国民党中央委員会党史委員会、1994年)が出版された。
- (22) 国民党の台湾化に対し、旧来の国民党の歴史認識を踏襲したのは1993年8月に出現した新党であった。新党は状況に不満な外省籍の国民党員を中心に国民党から分離する形で結成されたが、発起人の一人は著名な国民党の党史研究者であった蔣永敬氏である。蔣永敬『百年老店国民党滄桑史』(伝記文学出版社、1993年5月)に、新党結成直前の2月と3月に執筆され従来の国民党史観から李登輝を批判する二つの文章「李登輝與国民党」、「李登輝與汪精衛の世代交替之比較」が見られる。しかしその後は外省人中心の党である印象を拭う必要もあり、旧来の国民党の歴史認識に基づく新党からの発言は見られない。

由・平等・博愛の精神のもとに革命の責任を負うということであった。このあと1922年9月に陳独秀が「造国論」(『嚮導週報』第2期)でNational Revolutionの訳語として用い、24年1月の国民党第一次全国代表大会宣言で改めて国民革命を目指すことが鮮明にされた(江田憲治「第1次国共合作と国民革命」、堀川哲男編『アジアと歴史と文化』⑤《中国史—近・現代》、同朋舎出版、1995年、148頁)。陳独秀の意図は、階級未分化な中国はプロレタリア革命の時期に至らず、未成熟なブルジョアジーと未成熟なプロレタリアートの両階級が連合する国民革命の時期が成熟している、ということであった。

- (10) 孫文は24年8月3日の広東大学での「民生主義」についての講演で、「社会が進化するのには社会の大多數の経済利益が調和するからである。社会の大多數の経済利益が衝突するからではない。……階級戦争は社会が進化するさいに発生する病氣である。……マルクスが社会問題を研究し得たものは、社会進化[にともなう]病氣を見いだしただけで社会進化の原理を見いだしていない。それゆえマルクスは社会病理家であるだけで、社会生理家とはいえない」と述べている(『国父全集』第1冊、169頁)。
- (11) 「国民政府建国大綱」(『国父全集』第2冊、751-753頁)。
- (12) 北村稔「第一次国共合作時期の広東省農民運動」、『史林』58巻6号、1975年。
- (13) 北村稔「廖仲愷与第一次国共合作——整軍、財政統一与廖仲愷の關係」、『廖仲愷研究』、広東人民出版社、1989年。
- (14) ソ連解体後のロシアでは、党和国家機関が管理した公文書類が公開された。これに関し、1994年にロシアの極東研究所教授ア・エム(アレキサンダー・M)・グリゴリエフ氏が台湾の中央研究院近代史研究所で報告を行った。報告は一部改定され、『近代中国史研究通信』第17期(中央研究院近代史研究所、1994年)に掲載された。報告の原稿は川島真氏の訳で『中国研究月報』565号、中国研究所、1995年3月、に掲載された。
- (15) 代表的研究論文に、日本語に翻訳されたヴェ・イ・グルーニン「コミンテルンと中国における共産主義運動の生成(1920-1927年)」、ア・イ・カルトゥノヴァ「コミンテルンと国民党改組問題」、ア・エム・グリゴリエフ「コミンテルンとソヴェートのスローガンのもとにおこなわれた中国の革命運動(1928-1930年)」がある(国際関係研究所訳『コミンテルンと東方』、協同産業出版部、1971年、所収)。共産党中央が保管した文書を駆使して執筆された回想録の白眉に、А.И.Черепанов, Записки военного советника в Китае(Наука, 1976, Издание-2)[チェレパノフ『中国における軍事顧問の手記』(ナウカ、1976、第2版)。以後、Черепановと略記]がある。同書は、著者が1964年と68年に刊行していた二つの回想録を合訂加筆して刊行された。抄訳の英語版 *As Military Adviser in China*. (Moskow: Progress publisher, 1982)と、全訳の中国語版『中国国民革命軍の北伐——一個駐華軍事顧問的札記』(中国社会科学院近代史研究所翻訳室、中国社会科学出版社、1981年)がある。本書ではロシア語原本に基づき注を付し、()内に中国語版の該当頁を示した。中国語版に異動のあるばあいには注記した。ロシア人顧問に関する概説書に、ソ連アカデミー極東研究所編著、毛里和子・本庄比佐子訳『中国革命とソ連の顧問たち』(日本国際問題研究所、1977

注

序 章

- (1) 中国同盟会は、広東出身者を核とする孫文の興中会、湖南出身者を核とする黄興の華興会、浙江出身者を核とする蔡元培の光復会の三つの革命団体に、日本留学中の中国人学生を加えて1905年に東京で成立した。北洋とは、奉天省、直隸省、山東省を総称する地域名称。清末に外交通商事務の便宜上設けられていた。清朝は育成中の西洋式軍隊を整頓すべく1903年に練兵処を設け、このあと新軍の編成を定めて全国に36鎮を建設しようとした。袁世凱は1901年に北洋大臣に就任し軍隊の編成に努めたが、1905年に北洋軍として6鎮を編成していた。清朝は立憲君主制を確立すべく1909年に制限選挙で選ばれた地方議会の諮議局を各省に、1910年には国会のひな型である資政院を北京に開設していた。清末に立憲君主制を求めた人々を「立憲派」と総称する。
- (2) 軍閥の出現と動向を政治学的および社会学的観点から分析した著作に、陳志讓『軍紳政権』、香港、三聯書店、1979年(ジェローム・チェン[陳志讓]『軍紳政権——軍閥支配下の中国』、北村稔・岩井茂樹・江田憲治訳、岩波書店、1984年)がある。
- (3) 政学系は1916年に成立した政治団体の政学会に由来し、1918年以後は軍政府に参加していた。雲南系軍閥は雲南出身の唐繼堯を指導者とし、広西系軍閥は広西出身の陸榮廷を指導者とした。安徽派、直隸派、奉天派は、いずれも指導者の出身地や地盤とする地域にちなむ名称。
- (4) 鄒魯『中国国民党史稿』第1編・第5章『中国国民党』、台湾商務印書館、1965年、1冊、321頁。
- (5) 国民革命軍に関する著作に、張光宇『第一次国共合作時期的国民革命軍』、武漢大学出版社、1989年、がある。
- (6) Hélène Carrère d'Encausse, *Lénine: la Révolution et le Pouvoir*, Paris, coll. 《Champs》, Flammarion, 1979(ダンコース『ソ連邦の歴史Ⅰ レーニン——革命と権力』、石崎晴己訳、新評論、1985年)から多くの教示を得た。
- (7) 「通告党员积本党改组容共意義書」、「通告任職党员服従党義嚴守規律文」、中国国民党党史委員会編訂『国父全集』第1冊、1973年、887-891頁。これに関連する問題に、孫文の「以党治国」(党を以て国を治む)論や「権と能の分離」(政治的主権と当事者能力の分離)論がある。池田誠『孫文と中国革命』(法律文化社、1983年)397-418頁や、横山宏章「孫文の憲政論と国民党独裁」(藤井昇三・横山宏章編『孫文と毛沢東の遺産』、研文出版、1992年)を参照。
- (8) 注(2)。
- (9) 国民革命の語は、孫文らが1906年の「中国同盟会革命方略」ではじめて用いた。その意は、今日の革命は「英雄革命」とは異なる「国民革命」であり一国の人民が自

第一次国共合作関係年表

1937. 7. 7 日中両軍が盧溝橋で衝突、やがて日中全面戦争へと発展することになる。
8. 22 紅軍が国民革命軍第八路軍に改編、国民政府により朱徳が総指揮に任命
(第二次国共合作の開始)。
10. 2 南部中国の共産党のゲリラ部隊が新編第四軍に改編。
12. 13 日本軍が南京を占領(南京事件)。
1939. 9. 1 ドイツ軍がポーランドを攻撃(第二次大戦勃発)。
1940. 1. 6 新編第四軍(新四軍)が国民政府の部隊により攻撃される。
1941. 12. 8 太平洋戦争勃発。
1945. 8. 15 日本が無条件降伏、第二次世界大戦の終結。
1946. 6. 26 国共全面内戦が再開される(一面では交渉が継続、交渉が決裂した47年3
月に紅軍は人民解放軍と改称)。
1947. 2. 28 台湾で国民政府の支配に抗議する民衆暴動が発生(二・二八事件)。
1949. 4. 12 台湾で農地改革の第一段階である三七五減租が開始される。
10. 10 北京を首都とする中華人民共和国が成立。
12. 8 国民政府が台湾への移転を決定、翌日より行政院が台北で機能を開始。
1953. 1. 1 台湾の第一次経済四カ年計画発足。
1. 26 台湾で農地改革の最終段階である自作農民創出(耕者有其田)政策が開始。
1971. 10. 25 中華人民共和国が国連に加盟、国民政府は国連を脱退。
1972. 6. 1 蔣経国、国民政府行政院長に就任。
1975. 4. 5 蔣介石逝去。
1976. 9. 9 毛沢東逝去。
1978. 3. 21 蔣経国が国民政府総統に当選。
12. 18 共産党中央執行委員会全体会議(十一期三中全会)が北京で開催(22日ま
で)、鄧小平体制の確立。
1981. 9. 30 葉剣英全国人民代表大会常務委員長が台湾に対し第三次国共合作を提案。
9. 30 国民政府行政院が葉剣英の第三次国共合作を提案を拒否。
1986. 9. 28 台湾で民主進歩党(民進党)結成。
1988. 1. 13 蔣経国逝去、共産党は弔意を表す、副総統の李登輝が総統に就任。
7. 7 国民党第十三回大会で李登輝が党主席に選出。
1989. 6. 4 北京で民主化を要求する学生および民衆と人民解放軍が衝突(天安門事件)。
1991. 8. 26 ゴルバチョフソ連共産党書記長が共産党の解散を勧告し書記長辞任を表明。
12. 21 ソ連が解体され独立国家共同体が成立。

4. 6 共産党員の李大釗が北京で張作霖により逮捕(28日に処刑).
4. 12 蔣介石が上海における共産党の武装力である労働者糾察隊の武装を解除.
4. 17 武漢国民政府が「現金集中条例」を公布.
4. 18 武漢国民政府に対立する国民政府が南京に成立. 同日, 武漢の国民党中央執行委員会は蔣介石の罪状を告発する宣言と各党部への訓令を可決.
5. 18 モスクワでコミンテルン第八回中央執行委員会全体会議開催(30日まで).
5. 28 日本政府が在留邦人保護を唱えて山東省に出兵.
5. 21 武漢国民政府下の湖南省長沙で軍隊と農民協会が衝突(馬日事変).
7. 13 共産党がコミンテルンの指令に基づき武漢国民政府からの退出を宣言.
8. 1 南昌で国民革命軍中の共産党系部隊が武漢国民政府に反旗を掲げ, 国民党革命委員会を組織. 共産党系部隊は, やがて紅軍に組織される.
8. 7 中国共産党が漢口で緊急会議を開催(八七緊急会議).
8. 8 武漢の国民党は共産党員の国民党からの除名を決議.
9. 20 武漢側と南京側が合流した国民政府が南京で再開.
1928. 2. 2 国民党中央執行委員会全体会議(二期四中全会)が南京で開催(7日まで). 譚延闓が国民政府主席に, 蔣介石が国民政府軍事委員会主席に選出.
3. 7 国民党中央執行委員会が北伐宣言. 総司令官は蔣介石.
5. 3 北伐軍が山東省の済南で日本軍と衝突.
5. 4 中国労働紅軍第四軍成立. 軍長は朱徳, 政治委員は毛沢東.
6. 8 国民革命軍が北京占領(北京退去の張作霖は6月4日に日本軍により爆死).
6. 15 国民政府が統一完成の対外宣言を発表.
12. 7 自主関税規則の公布.
1930. 5. 1 蔣介石に対抗する馮玉祥・閻錫山の戦争開始(中原大戦, 10月まで).
7. 27 紅軍が湖南省の長沙を占領(10日後には撃退された).
12. 一 紅軍支配地域(ソヴェエト区)への国民政府の第一次攻撃開始(失敗).
1931. 4. 一 紅軍支配地域(ソヴェエト区)への国民政府の第二次攻撃開始(失敗).
5. 28 南京の国民政府に対抗し汪精衛や孫科らが別の国民政府を広州に組織.
7. 一 紅軍支配地域(ソヴェエト区)への国民政府の第三次攻撃開始(失敗).
9. 18 満州事変勃発.
11. 7 江西省瑞金で中華ソヴェエト共和国臨時政府の成立大会開催(20日まで). 毛沢東が主席に選出.
1932. 1. 1 広州の国民政府解散.
1. 28 上海事変勃発.
3. 9 満州国成立.
6. 一 紅軍支配地域(ソヴェエト区)への国民政府の第四次攻撃開始(失敗).
1933. 10. 一 紅軍支配地域(ソヴェエト区)への国民政府の第五次攻撃開始.
1934. 10. 10 紅軍が瑞金を放棄し包囲網の脱出を開始(いわゆる長征の開始).
1935. 11. 3 法定紙幣(法幣)の制定.
1936. 12. 12 内戦停止と一致抗日を求める張学良と楊虎城が蔣介石を西安で監禁.

第一次国共合作関係年表

4. 3 蒋介石が通電を発し西山会議派の第二次全国代表大会を開催を非難。
4. 16 中国青年軍人連合会が解散宣言を出す。
4. 20 孫文主義学会が解散宣言を出す。
5. 9 汪精衛が広州を去り(5月11日説もある)、やがてフランスに赴く。
5. 15 広州で国民党二期二中全会(第二期第二次中央執行委員会全体会議)が開催され(22日まで)、蒋介石の主導権が確立される。
6. 5 国民政府が香港に代表を派遣し香港封鎖解除の交渉を開始。
7. 1 国民政府軍事委員会が北伐動員令をくだす。
9. 6 国民革命軍が湖北省の漢陽を占領し翌日には漢口を占領。このあと10月10日には武昌を占領して武漢三鎮を制圧し、北伐の第一段階が完了する。
10. 15 広州で国民党中央各省区聯席會議開催(28日まで)。
10. 24 上海で国民党と共産党の組織した第一次武装暴動が敢行される(失敗)。
11. 5 国民革命軍、江西省の九江を占領。8日には省都の南昌を占領する。
11. 16 ボロジンと国民政府要人が、党と政府の武昌移転準備のため広州を出発。
11. 22 モスクワでコミンテルン第七回中央執行委員会全体会議開催(12月16日まで)。
12. 7 広州を出発し武昌に向かっていたボロジンおよび国民政府要人と蒋介石の協議が江西省の景勝地の廬山で行われる(廬山会議)。
12. 13 武昌に到着したボロジンと国民政府要人が臨時聯席會議を組織し、武昌で中央執行委員会が開催されるまでは国民党の最高機関とすることを決定。
1927. 1. 1 武昌、漢口、漢陽が首都区域として武漢と定められ、武漢国民政府が成立。
1. 3 臨時聯席會議が3月1日に武漢で中央執行委員会を開催すると決定。
1. 3 蒋介石が南昌で政治會議を開催し国民党中央と国民政府は当面は南昌に置くと決議。1月7日には中央執行委員会は3月1日に南昌で開催すると決議。
2. 22 上海で国民党と共産党の組織した第二次武装暴動が敢行される(失敗)。
3. 10 国民党中央執行委員会(二期三中全会)が武漢で開催(17日まで)。
3. 21 上海で国民党と共産党の組織した第三次武装暴動が敢行される。
3. 22 国民革命軍が上海を占領。共産党主導下の上海市民代表會議により上海市政府委員が選出され、武漢国民政府の批准後に市政府を樹立することを決定。
3. 23 国民革命軍が南京を占領。
3. 24 南京を占領した国民革命軍の一部が英国、アメリカ、日本の領事館を略奪し南京在住の外国人を攻撃。英国とアメリカの軍艦が報復の砲撃を加える。
3. 26 蒋介石が上海に入る。翌日には武漢から派遣された宋子文が上海に到着。
4. 1 汪精衛が海外から上海に帰国。4月3日には蒋介石ら国民党員と会談。
4. 3 漢口で日本の海軍陸戦隊の兵士と民衆が衝突。
4. 5 汪精衛と陳独秀が国共合作を確認する宣言を上海で発表。直ちに武漢に去る。

- 11. 10 商団鎮圧後に広州に戻っていた孫文が、北京の新状況に対し国民会議の開催による問題解決を宣言。11月13日には広州を離れ北京への途上につく。
- 11. 20 黄埔軍官学校の教職員と卒業生を中核に、国民党直属の戦闘部隊である教導団が成立。
- 11. 28 北京への途上、孫文は日本に立ち寄り神戸で「大アジア主義」の講演を行う。
- 12. 31 孫文、北京に入る。
- 1925. 2. 1 孫文の提唱する国民会議に対立する善後会議が段祺瑞の主導のもとに北京で開催される(4月21日まで)。
 - 2. 1 共産党員の軍人が指導する中国青年軍人連合会が黄埔軍官学校に成立。
 - 2. 3 広東省東部(東江一帯)を占拠中の陳炯明に対し、大元帥府下の各軍が攻撃を開始(第一次東征)。教導団も参加し3月13日には東江一帯を占領。
 - 3. 12 孫文が北京で逝去。
 - 4. 14 教導団が党軍と改名。廖仲愷が国民党代表に就任。
 - 4. 24 国民党员の軍人が指導する中山主義学会(孫文主義学会)が黄埔軍官学校に成立。中国青年軍人連合会と対立し、この対立が国共対立の火種となった。
 - 5. 30 上海の反日反英デモに対し英国租界警察が発砲し多数の死傷者がでる。全国で大規模な反日反英の抗議行動が巻き起こる(五・三〇運動)。
 - 6. 11 大元帥府下の各軍が大元帥府内の滇軍と桂軍の粛清を開始(翌日終了)。
 - 6. 19 広州で香港と広州の労働者が反英ゼネストを開始。6月23日にデモ隊に広州の英国租界警察が銃撃を加える。省港(広州・香港)ストライキ委員会が成立し、国民政府も支持する香港封鎖の大規模な反英運動が展開される。
 - 6. 24 蒋介石が広州防衛司令官に就任。
 - 7. 1 内部の敵を粛清した大元帥府が廃止され、かわって中華民国国民政府が成立。汪精衛が16名の政府委員の主席に就任。
 - 7. 3 蒋介石を含む国民政府軍事委員会成立。汪精衛が主席に就任。
 - 8. 20 廖仲愷が暗殺される。
 - 8. 26 国民革命軍成立。蒋介石が第一軍長(従来の党軍)。以下、第五軍まで。
 - 9. 14 汪精衛が廖仲愷にかわる第一軍と黄埔軍官学校の国民党代表に就任。
 - 9. 20 宋子文が廖仲愷にかわる国民政府財政部長に就任。
- 10. 1 陳炯明に対する攻撃開始(第二次東征)。蒋介石が東征軍総指揮。
- 11. 16 蒋介石が陳炯明の本拠地の汕頭に入城。
- 11. 23 孫文の柩が安置される北京の西山碧雲寺で国民党内の反共派が中央執行委員会を開催。国民党内の共産党員の党籍取消などを決議(西山会議派の結成)。
- 1926. 1. 1 広州において国民党第二次全国代表大会開催(1月19日まで)。
 - 2. 1 蒋介石が国民革命軍総監に任命される。
 - 3. 20 中山艦事件が勃発。
 - 3. 29 西山会議派が上海で第二次全国代表大会を開催(4月10日まで)。

第一次国共合作関係年表

- 8. 9 孫文、英国の砲艦に乗船し広州から香港に到着。蔣介石も同行。
- 8. 12 ソ連政府代表ヨッフエ、北京に到着。
- 8. 14 孫文、香港より上海に到着。
- 8. 25 マーリング、上海のフランス租界で孫文と会見。
- 9. 6 孫文、共産党の陳独秀を含む9名を国民党改進黨略起草委員に指名。
- 1923. 1. 1 国民党が改進黨の宣言を発表。
- 1. 12 コミンテルン中央執行委員会、共産党員の国民党への加入を決議。
- 1. 26 孫文とヨッフエが上海で共同宣言を発表。
- 2. 7 直隸派の呉佩孚が、協力関係にあった共産党の組織した京漢鉄路の労働者ストを武力弾圧。
- 3. 1 孫文が広州に復歸して陸海軍大元帥大本營(以下、大元帥府と記す)を設立し、大元帥に就任。
- 6. 12 上海で中国共産党第三回全国代表大会が開催され(20日まで)、共産党員の国民党への加入を決議。
- 7. 14 中国共産党「時局に対する主張」。
- 8. 16 蔣介石、沈定一らの共産党員を含む孫逸仙博士代表団を率いて上海よりソ連に出発(12月15日、上海に帰着)。
- 10. 5 直隸派の曹錕が北京の国会で買収選挙により総統に選出される。
- 10. 6 ボロジンが広州に到着。
- 10. 9 孫文が曹錕討伐と北京の国会議員の逮捕令を発す。
- 11. 25 孫文が奉天に使者を派遣し、張作霖と直隸派の打倒を協議。
- 1924. 1. 12 孫文、アメリカ公使シューアマンと会見。
- 1. 20 広州において中国国民党第一次全国代表大会開催(1月30日まで)。
- 2. 20 孫文、北伐に向けての体制の建て直しを指示。
- 4. 12 孫文、「国民政府建国大綱」を公布。
- 5. 3 蔣介石、陸軍軍官学校校長に任命される。
- 5. 9 廖仲愷、陸軍軍官学校の国民党代表に任命される。
- 6. 16 陸軍軍官学校(黄埔軍官学校と通称された)開学。
- 7. 3 広州に国民党農民運動講習所開設(共産党員が指導)。
- 8. 2 孫文、中央銀行の設立を命令(銀行長は宋子文。8月15日開業)。
- 8. 3 孫文、広東大学での民生主義の講演で階級闘争に否定的見解を示す。
- 9. 1 安徽派と直隸派の戦争が上海・蘇州間で勃発。
- 9. 5 広州の大元帥府が北伐を決定(9月12日には孫文が部隊の一部を率い広州を出発)。
- 9. 15 第二回目の奉天派と直隸派の戦争勃発。
- 10. 10 広州で黄埔軍官学校生徒および労働者が商団と武力衝突。
- 10. 15 大元帥府下の各軍が商団を武力で攻撃し、広州市街に駆逐。
- 10. 23 直隸派の馮玉祥らが北京でクーデターを敢行し、呉佩孚や曹錕の下野と国内各派の停戦を呼びかける通電(全国各地にあてた電報)を発す。

- 7. 30 黎元洪、総統を辞任。副総統の馮国璋が代理総統に就任。
- 8. 14 段祺瑞の政府、ドイツとオーストリアに宣戦布告。
- 8. 18 広州に反段祺瑞の国会議員集結。
- 8. 29 段祺瑞の政府、広州の国会議員に逮捕令を発す。
- 9. 1 孫文、広州での国会の非常会議により中華民国軍政府陸海軍大元帥に選出。
- 9. 29 北京の段祺瑞の政府、各省に参議院議員の選出を命令。
- 10. 一 北京側(北)と広州側(南)との軍事衝突の開始。
- 11. 7 ロシア十月革命勃発。
- 11. 10 北京で臨時参議院開会。
- 1918. 5. 20 中華民国軍政府改組。翌日、孫文は陸海軍大元帥を辞任。
- 8. 12 段祺瑞の主導する新国会が北京で開幕。
- 11. 11 第一次世界大戦終結。
- 1919. 1. 18 パリ講和会議開始(6月18日まで)。
- 2. 20 上海で北京側(北)と広州側(南)の南北和平会談開始(5月14日まで)。
- 3. 4 モスクワに共産主義インターナショナル(コミンテルン)成立。
- 5. 4 北京で五四運動勃発。
- 10. 10 孫文、中華革命党を中国国民党へと改組。
- 1920. 4. 一 コミンテルンがヴォイチンスキーを中国に派遣。共産党の組織化に着手。
- 7. 14 安徽派と直隸派の戦争勃発。
- 7. 19 直隸派の勝利。安徽派の指導者段祺瑞の辞職宣言。
- 11. 29 孫文、広州の軍政府に復帰。
- 1921. 4. 7 広州の旧国会非常会議は中華民国政府組織大綱を決議し、孫文を大総統に選出(5月5日就任。これにともない中華民国軍政府は廃止)。
- 7. 23 コミンテルン代表マーリングの出席下に上海で中国共産党第一回全国代表大会開催。
- 12. 23 コミンテルン代表マーリング、広西省の桂林で孫文と会談。
- 1922. 1. 21 コミンテルン、モスクワで極東民族大会を開催(2月2日まで)。張国燾らの中国共産党代表とともに、国民党代表の張秋白が出席。
- 2. 3 孫文、北京の政府を打倒するため北伐の命令を発す。
- 2. 12 奉天派の代表、桂林で孫文と会談。
- 4. 20 陳炯明、広東省長と内政部長を辞任。
- 4. 28 奉天派と直隸派の戦争勃発(5月3日、奉天派敗退)。
- 5. 5 広州で中国社会主义青年団第一回会議開催(10日まで)。
- 6. 16 陳炯明、孫文に対し反乱を起こす。
- 6. 17 孫文、海軍の艦船を率いて陳炯明軍と交戦(8月9日まで)。
- 6. 23 孫文、海軍の永豊艦に乗り移る(29日には孫文の危機を救うため浙江省から駆けつけた蒋介石も乗船)。
- 7. 16 上海で中国共産党第二回全国代表大会開催(23日まで)。大会決議は、国共合作を示唆。

12. 28 修正された「大總統選挙法」が公布される。任期 10 年、再選を可とした。
1915. 1. 18 日本政府が中華民国政府に対し、山東半島のドイツ権益の日本への引き継ぎを含む、いわゆる二十一カ条要求を提示。
5. 9 中華民国政府、日本の二十一カ条要求を修正して受諾。5 月 25 日調印。
8. 3 中華民国政府法律顧問のグッドナウが「共和と君主論」を発表し、政治的安定を必要とする中国の実情にとり、君主立憲政治が望ましいと述べる。
8. 14 楊度らが籌安会を組織する。共和政治の危険を唱えて君主立憲政治を主張し袁世凱の帝政への道を開く。
12. 11 参政院が袁世凱を皇帝に推戴。袁世凱は翌日これを受諾。
12. 23 雲南の唐繼堯が袁世凱に対し共和制擁護の電報を打ち、楊度らの処罰を要求。
12. 25 唐繼堯が雲南の独立を宣言し、反袁世凱の「護国軍」を組織。
12. 31 袁世凱、翌年より民国の年号を廃し洪憲と改めることを命令。
1916. 1. 1 袁世凱、洪憲元年度の予算を公布し、総統府を新華宮と改称。
1. 27 貴州の劉顕世が反袁世凱を唱えて独立宣言。
3. 15 広西の陸栄廷らが雲南、貴州と連合することを宣言。
3. 22 袁世凱、帝政廃止を宣言。翌 23 日には洪憲を廃し民国の年号を回復。
5. 8 広東省の肇慶に反袁世凱連合の護国軍「軍務院」が成立し、副総統に選出されていた黎元洪の大總統就任を主張。
6. 6 袁世凱死去。翌 7 日には黎元洪が大總統に就任。
6. 29 黎元洪が臨時約法の遵守および国会と國務院の回復を宣言し、段祺瑞を國務総理に任命。
7. 14 広東省肇慶の護国軍「軍務院」解散。
8. 1 国会再開。
10. 10 孫文らに対する叙勲。革命を記念する国慶式典の举行。
10. 30 馮国璋が副総統に選出される。
1917. 3. 4 段祺瑞らが総統府において黎元洪に対独国交断絶の条件を関係各国との間で協議するよう要請。黎元洪は対独国交断絶の国会承認の必要を主張。これに不満な段祺瑞は辞職を楯に天津に退く。
3. 12 ロシア二月革命勃発。
5. 23 黎元洪が段祺瑞を罷免。
6. 8 安徽督軍の張勳が兵を率いて天津に至り黎元洪に国会の解散を要求。翌 9 日には兵を率いて北京に向かう。
6. 13 黎元洪、国会解散を命令。
7. 1 張勳ら溥儀を擁立し清朝を復活。黎元洪は日本公使館に避難。
7. 2 黎元洪、段祺瑞を國務総理に任命。段祺瑞は翌 3 日に張勳の討伐を宣言。
7. 12 張勳討伐軍が北京に入り、張勳はオランダ公使館に逃亡。翌 13 日、溥儀は皇帝退位を宣言。
7. 14 段祺瑞、北京に入る。

第一次国共合作関係年表

1911. 10. 10 新軍の武昌蜂起，辛亥革命勃発。
12. 25 孫文，海外より上海に帰国。
12. 29 各省代表，南京において孫文を中華民国臨時大總統に選出。
1912. 1. 1 孫文，南京において臨時大總統に就任。中華民国の成立。
1. 3 南京に中華民国臨時政府成立。
1. 28 南京に臨時参議院成立。
2. 12 宣統帝溥儀退位し，清朝滅亡。溥儀が袁世凱に南京臨時政府側との協議による共和政府の組織を命じる。
2. 13 孫文，臨時参議院に臨時大總統からの辞任を申請し，袁世凱を臨時大總統に推挙。
2. 15 臨時参議院，袁世凱を臨時大總統に選出。
3. 8 臨時参議院，臨時約法を採択。
3. 10 袁世凱，北京において臨時大總統に就任。
3. 13 袁世凱，臨時参議院の同意を得て唐紹儀を國務総理に任命。
4. 1 孫文，臨時大總統を辞任。
4. 2 臨時参議院，臨時政府の北京移転を議決。
11. 1 参議院の選挙開始。
1913. 2. 一 参議院と衆議院の選挙結果が判明。国民党が議会の第一大党となる。
3. 20 国民党代理理事長宋教仁が上海駅頭で狙撃され，2日後に死去。
4. 6 臨時参議院解散。
4. 8 国会開幕。
5. 一 外国からの借款や地方長官の任免をめぐる，国民党と袁世凱の対立激化。
6. 一 袁世凱による国民党系地方長官の罷免。
7. 一 江西省，広東省，上海，福建省，重慶など，各地での袁世凱に反対する武装蜂起の勃発。
8. 一 各地の武装蜂起の失敗。国会による憲法制定と大總統選出をめぐる国民党と袁世凱の対立（～10月）。
10. 6 袁世凱が国会に迫り大總統に選出される。翌日には黎元洪が副總統に選出。
11. 4 袁世凱，国民党各機関の解散を命令。
1914. 1. 10 袁世凱，国会の解散を命令。
5. 1 袁世凱，臨時約法を廃止し新たに中華民国約法を公布。國務院を廃止。
5. 26 参政院成立。
7. 8 東京において孫文を総理とする中華革命党が結成される。
7. 28 第一次世界大戦勃発。中華民国政府は8月6日に局外中立を宣言。
12. 23 袁世凱が天壇で祭天の儀式を行う。

事項索引

平均地権 200
北京政府 20-21, 24, 51, 70
北京政変 51-54, 59
法定紙幣 220
奉天軍 206
奉天派 2, 20, 24, 28, 38-39, 45, 51, 120,
146-147, 149, 153, 166-168
北上宣言 52-53
北伐 2, 5, 11, 14, 21, 24, 28, 36-41, 43,
45, 50, 52-54, 57, 59, 79-80, 90, 92, 94,
98-99, 103-109, 111, 115, 117, 127,
135-136, 141, 143, 145, 153, 155-160,
166, 171, 181-182, 191, 193, 196-198,
206, 213
ボルシェヴィキ 3, 8, 173
ボルシェヴィズム 6-8, 9-10, 15, 25,
56, 219-220, 224-225

ま 行

マルクス主義 vi, 7, 9-10, 15-17, 19-
20, 30, 39, 129
満州事変 221
民権主義 10
民主進歩党 18, 222-223
民主的連合戦線に関する決議 21
民食問題決議案 196
民進党 →民主進歩党
民生主義 10-13, 27, 29-31, 39, 41, 72-
73
民族および植民地問題についてのテーゼ

15, 19

民族主義 10
民団 40-41, 183, 200
民団統率所 41

や 行

豫軍 35-37, 45
四つの基本原則 224-225

ら 行

厘金 188, 220
陸海軍大元帥大本営 →大元帥府
廖仲愷の暗殺 65-67, 68-70
臨時約法 v, 2, 20, 29
連省自治運動 154
聯席会議 →国民党聯席会議, 国民政
府聯席会議
聯席談話会 176
連ソ・容共・扶助農工 →三大政策
労働者糾察隊 14, 81, 144-146, 150-
152, 157, 159, 160-165, 167, 175, 190-
191, 195
廬山会議 119, 131-135
ロシア革命 15-16, 25, 55
ロシア共産党 vi, 3, 6-8, 55, 210
ロシア連邦 17

わ 行

ワシントン会議 20

第三次国共合作 18
 大刀隊 156, 165
 第二次国共合作 v, 16, 18
 第二次上海暴動 151-152, 154-158
 第二次東征 70, 71-72, 78-80, 85
 第二次奉直戦争 45, 51
 中央政治通訊 108, 110-111, 113-114, 116-117, 119-123, 127
 中華革命党 1-3
 中華共進会 161
 中華人民共和国 vi, 6, 15-18, 106, 222-223
 中華ソヴィエト共和国臨時政府 6, 219, 224
 中華民國 v, 1-2
 中華民國(台湾) 18, 125-126, 223
 中華民國国民政府 → 国民政府(台湾——)
 中国共産党中央委員会対政局宣言 208
 中国国民党臨時行動委員会 → 国民党臨時行動委員会
 中国情勢の問題についての決議 129
 中国青年 58
 中国青年軍人連合会 58, 77-78, 92-93
 中国の特色をもつ社会主義 225
 中国の命運 17
 中国労農紅軍 6, 218, 219
 中山艦 47
 中山艦事件 14, 42-43, 57, 80, 81-90, 91, 93-94, 96-97, 102, 109, 116, 118, 128, 130, 134-137, 144
 中山主義学会 → 孫文主義学会
 中ソ関係 215
 中ソ対立 15, 17
 中ソ不可侵条約 87
 中ソ友好同盟条約 87
 中東鐵路 23
 懲治土豪劣紳条例 204-205
 懲治貪官汚吏条例 204-205

直隸派 2, 20, 24, 28, 38-39, 45, 52-53, 59, 148-149, 166
 陳炯明のクーデター 21-22, 47
 青幫 147, 150-151, 159-161, 164
 テルニー報告 123-126
 天安門事件 224
 滇軍 35-37, 46, 48-49, 59, 61-62, 66, 89
 党軍 4, 9, 58
 東清鉄道 → 中東鐵路
 同盟会 1, 36, 39, 51, 109, 145
 土豪劣紳 182-184, 184-188, 190, 193, 195, 202, 205-206
 トロツキー派 15, 86, 130, 201
 貪官汚吏 204-205

な 行

南京事件 161, 175
 南昌暴動 212, 213-218
 日中戦争 86, 221-222, 222-223
 二・二八事件 222
 農民運動講習所 40-41
 農民糾察隊 191
 農民協会 40-41, 179-186, 188, 191-197, 199-200, 202-204
 農民自衛軍 40, 190

は 行

賀弁 46-47, 148
 馬日事変 188-189, 190-191, 191-195, 199-202, 207
 Harvard 号 46-47
 Hav 号 → Harvard 号
 パリ・コミュニケーション 152
 反革命罪条例 186
 武漢保安委員会 186
 武漢保安条例 186
 福軍 35-37, 69
 文化大革命 205
 文華堂 65-66, 68-69

事項索引

コミンテルン 3-4, 8, 10, 13, 15-16, 19-23, 31, 42-44, 82-83, 90, 95, 108, 111, 128-130, 143, 163, 166, 169, 201-202, 207-208, 211-212, 214-218, 219, 221

さ 行

查封(差押え)逆産弁法 →逆産差押え規則

参議院 v, 1

暫行新刑律 25

鑑除貪官汚吏土豪劣紳決議 182-183

三大政策 16, 55, 208-209

三民主義 10, 16-17, 27, 52, 56, 95, 216

四月十二日事件 14, 164-166

七月十五日反革命政変説 212-213

实事求是 224

社会主義市場経済 225

社会主義青年団 42, 58, 210

上海学生連合会 154

上海区委 145-159, 162-164, 166

上海工界連合總會 161

上海市政府 159, 161, 165

上海自治運動 148, 153-154

上海市民代表會議 158-159

上海市民臨時革命委員會 157

上海総工会 147-148, 154, 156-157, 159, 161, 164-165

上海総商会 148, 154

上海臨時市政府委員會 144

上海和平維持会 147, 149

衆議院 v, 1

秋収暴動 214

湘軍 35-36, 45, 49, 69

省港ストライキ 40, 63, 67, 81, 93, 99, 144, 187

商団 43, 57

商団事件 35, 37-38, 40-41, 45-51, 52-53, 59, 67

商団総部 46-48

食米購入委員会 197

辛亥革命 v, 7-8, 50, 115, 126, 145, 171

新軍 1, 50

清朝 v-vi, 1-2, 192

審判土豪劣紳委員會 186, 205

審判土豪劣紳条例 186

人民解放軍 →中国労働紅軍

新民主主義革命期 16

新民主主義論 16-17, 55, 73

人民民主独裁 223

政学系 2

西山會議派 28-29, 72-75, 75-77, 78, 87, 98, 165

政治委員會 →国民党政治委員會

政治會議 →国民党政治會議

青年軍人連合会 →中国青年軍人連合会

整理党務案 96-97, 111

善後會議 53

戰略的退却政策 174-176, 176-178, 179, 188

蘇浙皖三省連合会 154

ソ連遠東銀行 173

ソ連共産党 15, 17, 22

ソ連軍事顧問団 35, 38, 56, 58-60, 71, 77-82, 90-92, 123, 127, 166, 214-215

ソ連赤軍 4, 54-55, 82

孫文主義 72-75

孫文主義学会 58, 77-78, 79, 87, 92-93

孫・ヨッフエ共同宣言 22-23

た 行

大アジア主義 53

第一次上海暴動 143-151

第一次東征 9, 41, 58, 59-60, 61, 63, 66, 71

退却政策 →戰略的退却政策

大元帥府 4, 24, 35-41, 46-51, 54, 59, 61-63, 77

105, 109, 119, 123, 127, 131, 136, 140-
141, 143-146, 150-158, 161-166, 170-
171, 182, 188-189, 199, 206, 213, 215-
216
——総司令条例 139-140
——総司令部組織大綱 101
国民軍 57, 115
国民政府 11, 29, 118, 119-123, 131,
133, 135-136, 140
——軍事委員会 38, 66, 69, 71, 79,
81, 91, 99, 101, 104, 116, 118, 178, 187,
191-192, 195, 197, 203, 220
——建国大綱 11, 29, 31, 38, 65
——戦時経済委員会 173
——のための綱領 31
——聯席会議 135-136, 162, 185
広東—— 2, 4-5, 14, 36, 38, 40, 54,
60-63, 65-66, 68-72, 80, 90-92, 99,
101, 104, 109, 116, 120, 127, 143, 146,
153
台湾—— vi, 6, 18, 222
南京—— v, 5-6, 14, 103, 106, 166,
168-169, 171-173, 175-176, 189, 204,
206, 214, 217, 220-221
武漢—— 5, 14, 115, 120, 123, 125-
126, 131, 135, 153, 155, 159, 166-168,
169-171, 171-181, 181-188, 189-191,
196-200, 201, 204-217
国民党
——一中全会 →国民党第一次全国
代表大会
——一期三中全会 53
——改進黨の宣言 22
——革命委員会 216
——右派 30, 42-43, 49, 93, 107, 110,
115, 118, 130, 137-138, 155-156, 170
——左派 42-44, 77, 98, 107-115,
117-118, 129-130, 132, 136-139, 155,
158, 162-163, 170, 210, 217

——上海臨時政治委員会 158
——政治委員会 43, 70, 91, 102, 116,
118, 120, 127, 133, 167, 171, 174, 177-
178, 180, 185, 187-189, 191-194, 196-
199, 202-204, 207-212, 217
——政治会議 102, 112-114, 116,
121-123, 126, 134-136, 139, 168
——第一次全国代表大会 11, 25, 27,
28-33, 37-39, 54, 65, 71-73, 76
——太子派 67, 92, 115
——第二次全国代表大会 75-77, 79-
80, 94
——中央執行委員会軍事委員会
139-140, 191
——中央執行委員会軍事委員会組織大
綱 139
——中間派 42, 107-110, 115, 118,
129-130
——党史委員会 18, 121, 131
——同志クラブ 43, 74
——二期三中全会 67, 134-136, 139-
141, 155, 158, 162, 184
——二期二中全会 94-97, 102, 140
——二期四中全会 167-168
——二中全会 →国民党第二次全国
代表大会
——臨時行動委員会 103
——聯席会議 110, 112-116, 117-
120, 123, 133
國務總理 v, 2
五・三〇運動 148
五四運動 9, 16
国共内戦 5-6, 16, 221-222, 223
国共聯席会議 97, 140, 193
湖南省総工会 192, 196
湖南省懲治土豪劣紳暫行条例 183
湖南農民運動 182-184, 193
湖南農民運動考察報告 185, 192, 205
湖北省総工会 174-175, 202-203, 206

事項索引

共産党(中国共産党), 国民党(中国国民党), 第一次国共合作は省略。

太字で示した頁数は, その事項が節および節内の小項目の見出しとなっていることを示す。

あ 行

安徽派 2, 24, 38-39, 45, 148
 安国軍 132, 153
 ヴェルサイユ講和会議 8
 永豊艦 →中山艦
 粵軍 35-37, 59, 61-62, 66, 68-70, 89

か 行

革命軍事裁判所 186-187
 革命軍人土地保障法条例 193
 革命連座法 56, 59
 夏斗寅の反乱 189-190, 192
 哥老会 192-193, 200
 漢口事件 176
 関税自主権 220
 逆産差押え規則 183
 逆産処分条例 179-180
 逆産没収 **178-181**, 184, 188
 嚮導週報 22-23, 202
 共産主義青年団 58, 184, 212
 共産党上海区委員会 →上海区委
 共産党
 — 第一次全国代表大会 19
 — 第三次全国代表大会 24
 — 第二次全国代表大会 21
 教導団 58, 60-62, 69, 71
 軍事委員会 →国民政府軍事委員会
 訓政時期 11
 軍政時期 11
 軍用米 180, 192-195, **196-200**

京漢鐵路 21, 23, 25
 桂軍 35, 37, 49, 59, 62, 66, 89
 現金集中条例 172-174, 176-177
 建国大綱 →国民政府建国大綱
 憲政時期 11
 元老派 67
 高級訓練班 98-99
 紅軍 →中国労働紅軍
 洪憲 2
 耕者有其田 26
 広州コミュニケーション 214
 江浙戦争 39, 45
 耕地農有 26-27
 興中会 18
 抗日民族統一戦線 6, 221
 黄埔学生軍 50-51, 57
 黄埔軍官学校 4, 8-9, 13, 36, 39, 44, 51,
 54-57, 57-59, 60, 62, 66, 68-69, 73, 75,
 77-78, 80, 84-85, 93, 98-99, 103-104,
 110, 130-131, 220
 黄埔同学会 94, 110-111
 国際連合 222
 国父年譜 32
 国民会議 45, **51-54**, 143-144
 国民革命 4-5, 9-10, 12-14, 17-18, 35-
 36, 57, 60, 72-73, 75, 78, 90, 96, 98,
 129, 135, 137, 144, 161, 169-170, 181-
 183, 186, 199-201, 210-211, 213, 216-
 218
 国民革命軍 4-5, 14, 58, 69-70, 78-79,
 82, 84, 86, 89-92, 98-99, 101-103, 104-

李福林 35-36, 41, 48-50, 61-62, 69-70,
82, 86, 107
李宝章 157-158
李立三 156, 166, 208, 213
李烈鈞 53
劉繼增 169
劉峙 83, 155, 162
劉少奇 174
劉震寰 37, 40, 60-62, 65
劉佩隆 58
梁鴻楷 68-70
廖行超 48
廖仲愷 13, 23, 25, 28-29, 32-33, 38-43,

46-50, 54-55, 58, 61-62, 65-67, 68-70,
77-78
林虎 59
林森 29-30, 32, 70, 74-76
林祖涵 33, 70, 76, 91, 95, 98, 187, 197
林直勉 69
レーニン 3, 7-8, 32, 151
黎元洪 2
ロイ 176, 200-201, 207-209
ロガチョフ 90-91
ロミナツゼ 214-217
魯滌平 199
盧永祥 45

人名索引

范石生 37, 48-50, 59, 61
 樊鍾秀 36
 潘文治 85
 坂野良吉 170, 173, 176, 180
 畢庶澄 158-159
 閔斗基 xiii
 フィッシャー 27
 ブハーリン 215
 ブブノフ 80, 82
 ブラゴダートフ 166
 ブリュッヘル 56, 59, 61, 71, 80, 94, 99,
 104-105, 166, 215
 溥儀 xi, 2
 馮菊坡 33
 馮玉祥 51-52, 99, 104, 114-115, 166,
 170, 206, 211-212, 214
 馮國璋 2
 馮自由 74, 107
 ペルシイ陳 211
 ボロジン 8, 22, 24-28, 29-32, 42-44,
 51, 56-58, 68-70, 75, 77, 80, 82, 92-94,
 96, 108-110, 113-114, 119-128, 131-
 132, 134-135, 138, 153, 161, 173-176,
 179, 191, 200-202, 206-207, 210-212,
 214
 方瑞麟 32
 方鼎英 110
 方本仁 59
 包惠僧 81, 103, 105, 130, 189
 彭端初 191-194
 彭湃 33, 40
 茅祖權 29

ま 行

マーリン →マーリング
 マーリング 19-21, 22, 54
 三石善吉 55
 宮崎正義 124
 メリクセトフ 220

毛思誠 85, 87, 96-97, 134
 毛沢東 6, 16, 19, 30, 41, 55, 73, 76, 97,
 183, 185, 191-193, 195, 199, 202, 205,
 207, 223-224

や 行

山田辰雄 xiii
 龔飛鵬 104
 熊亨瀚 188, 197-198, 203
 熊克武 71
 ヨッフエ 21-24
 葉開鑫 183
 葉劍英 18
 葉楚傖 29, 32, 74-75, 98, 110, 132
 葉挺 99, 216
 楊希閔 35, 37, 40, 50-51, 54, 59-62, 65-
 66, 71
 楊杏仏 159, 161
 楊虎 161, 166
 楊樹庄 157
 楊西敵 55
 楊天石 87-89, 212
 楊匏安 33
 横山宏章 xiii

ら 行

李維漢 208
 李雲漢 73-75, 93, 109, 112, 120, 122,
 123-125, 131, 189-190
 李鴻基 70
 李濟深 69-71, 82, 86, 92, 104, 114-115,
 136-137, 161
 李之龍 81-82, 84-85, 88, 91
 李章達 93
 李石曾 112, 117
 李宗仁 61, 72, 99, 105, 159, 217
 李大釗 19-20, 22, 24-25, 29-30, 32, 75
 李登輝 18, 223
 李品仙 206

た 行

戴季陶 20, 29, 33, 72-75, 76-77, 107
 竹内実 55
 譚延闓 36, 45, 52, 62, 69, 72, 83, 86, 91-
 92, 95-97, 102, 112, 114-116, 120-122,
 126-127, 132, 134-136, 139, 170, 173,
 190-191, 197, 199, 209, 211
 譚曙卿 70-71
 譚平山 25, 28, 33, 42, 44, 70, 76, 80, 95-
 98, 129, 169, 181, 187, 191, 209, 216
 段祺瑞 2, 52-53, 61-62, 71, 80, 148
 段錫朋 137, 160
 チェレパノフ 27, 29, 35-36, 38, 51,
 60-61, 67, 77, 80, 82-84, 86-87, 90
 チェンバレン 175
 鈕永建 105, 145-147, 149-154, 157-161
 張学良 5
 張群 105
 張繼 19, 42, 75-76
 張国燾 75, 78, 208, 213-217
 張作霖 2, 28, 52, 104-105, 133, 153, 191
 張静江 94, 97-98, 102, 110, 112-118,
 120-122, 133-134, 136, 149, 167
 張宗昌 146-147, 149, 153-154, 158
 張太雷 208
 張肇元 172, 177, 203
 張發奎 213, 215-216
 張翼鵬 194-195
 趙世炎 156
 趙恒惕 59, 126, 179
 趙志観 26
 陳延年 78, 166
 陳果夫 98, 136, 139
 陳儀 152, 154-155
 陳其瑗 67
 陳其美 98
 陳炯明 9, 20-22, 24, 26-27, 35-39, 41,
 47, 54, 58-60, 63, 70-72

陳公博 81, 86, 91, 95-96, 99, 132, 187,
 191, 196-198
 陳秋霖 66
 陳肇英 86, 88-89, 92-93
 陳調元 154
 陳独秀 19-22, 24, 44, 57, 75, 107, 109,
 111, 118, 137-139, 153, 156, 162-163,
 166, 176, 200-201, 207, 217
 陳銘枢 69-71
 陳友仁 99, 120, 123, 131, 175, 209-211
 陳立夫 88, 98
 陳廉伯 46-47, 49
 テルニー 123-126
 程潜 36, 71, 126, 191, 199
 トロツキー 15, 130, 201
 杜月笙 159-161, 164
 唐繼堯 61
 唐生智 99, 105, 112, 119-120, 123-125,
 126-128, 171, 181, 183-184, 189-194,
 197-199, 204, 206-207, 213-214
 鄧演達 103, 122, 132, 162, 189, 210,
 216-217
 鄧小平 224-225
 鄧沢生 → 鄧演達
 鄧沢如 28, 30, 32, 42, 69
 鄧本殷 36, 71-72

な 行

野沢豊 xiii, 220

は 行

パブロフ 38, 45, 56
 波多野善大 xiii
 馬素 107
 馬文車 84
 裴京漢 xiii
 白堅武 20
 白崇禧 72, 155, 158-160, 163-165
 狭間直樹 55

吳稚暉 74-75, 94, 97, 145-147, 149,
157-158, 161, 165
吳鉄城 35-36, 45, 62, 67, 71, 83-86, 92-
93
吳佩孚 2, 20, 23-25, 36, 39, 51-52, 99,
104, 127, 143, 179, 183
孔庚 206, 212
孔祥熙 168
高語罕 80
高承元 123
黄季陸 29, 31-32, 70
黄金栄 159, 161
黄紹竑 61, 72, 161-162, 217
黄郛 52

さ 行

蔡元培 94, 161, 165
蔡和森 44, 75
シューアマン 28, 31
司馬璐 xii
施卜 50
謝持 32, 42-43, 69, 74-76
朱卓文 68-69
朱徳 216
朱培徳 35-36, 45, 61-62, 70, 72, 82-83,
86, 91-93, 171, 204
朱芾 104
周恩来 44, 55-56, 58-59, 78, 86, 99,
162, 166, 201, 208, 216-217
周仲暄 179
周文軒 179
周鳳岐 152, 155, 163-165
周瀾 191
徐謙 113-115, 117, 120, 123, 127, 131,
139, 170, 186-187, 189, 193, 196, 198,
204-205
徐桴 85, 92-93
邵元冲 74-75, 98
邵力子 128-130

蔣永敬 120, 122-125, 131, 169-170,
176, 178-181, 185, 189, 193
蔣介石 4-5, 8, 13-14, 16-17, 24, 38, 50-
51, 54-57, 58, 61-63, 66, 68-72, 75, 78-
80, 81-87, 88-89, 90, 91-99, 101-112,
114-115, 116-119, 120-122, 126-127,
128-131, 132-141, 145, 149, 151, 153-
159, 160-162, 163-168, 170-171, 173,
191, 206, 213-214, 220-223
蔣経国 222-223
蔣作賓 105
蔣先雲 99, 130-131
蕭光球 202-203
沈鈞儒 154
スターリン 130, 201, 214-215
鄒魯 69-70, 74-76
齊燮元 45
薛岳 155, 160, 162
詹大悲 177, 203
錢大鈞 217
ソコルスキー 24
蘇兆徴 169, 173, 177, 196, 198, 202, 209
宋教仁 1
宋慶齡 114, 131, 209-210, 216-217
宋子文 63, 70, 91-93, 95, 99, 104, 120,
131, 162, 171, 173, 211
曹錕 2, 38, 51
孫逸仙 →孫文
孫科 42, 48, 67, 69, 75, 92, 95, 107, 113-
115, 120, 127, 131, 135, 140, 170, 173,
188, 196-197, 199, 202-203, 211, 216
孫岳 51
孫鐸 57
孫伝芳 104-105, 133, 137, 143, 145-
158, 160, 165
孫文 xi, 1-5, 8-13, 16-18, 19-33, 35-
39, 41, 43, 45-50, 52-55, 57, 59, 63, 65,
67-68, 72-74, 96-97, 102, 115, 169,
200, 208-210

人名索引

人名の配列は、カタカナ表記の人名を最初に掲げ、漢字表記の場合は姓を日本語読みしたときの五十音順。姓が同音の場合には筆画数順で、濁音は後置。
太字で示した頁数は、その人名が章節内の小項目の見出しとなっていることを示す。

あ行

石川忠雄 xii
ウィルバー xii, 124
ヴォイチンスキー 19, 44, 108-109, 112, 129-130
于樹徳 29-30, 190, 206
于右任 109, 211
衛藤藩吉 xii
袁世凱 1-2
閻錫山 206
王雅之 147
王恒 29
王承斌 51
王柏齡 55, 77, 91-93
王法勤 131, 210
汪寿華 157, 159-160, 164
汪精衛 13-14, 25, 29, 32, 41, 43, 61-62, 65-68, 70, 72, 74-79, 83-86, 88, **91-92**, 97, 102, 107, **109-112**, 113-119, 127, 133-134, 139, 162-163, 167, 169, 173, 176, 185, 187-193, 201, 203, 206, 210-214, 216
汪兆銘 → 汪精衛
汪懋功 79-80, 89
欧陽格 85, 92-93
恩克巴図 29

か行

カラハン 32, 90
ガレン 216

何応欽 55, 105, 155
何鍵 190, 195, 199, 206-207, 212
何香凝 66-67, 110-111, 117
何成浚 105
夏曦 183
夏超 145-147, 150
夏斗寅 189-190, 192
賀龍 213, 216
郭沫若 162, 167
甘乃光 91, 95, 98, 107, 114-115
閑道職 70
キサンカ 79-80, 90-91
憚代英 58, 216
居正 75
許克祥 190-192, 201-202
許崇智 36, 59-61, 63, 65, 68-71, 79
瞿秋白 44, 108, 110-111, 113, 156-157
虞洽卿 **148-150**, 151-153, 157-158, 161
ケマル・アタチュルク 128, 166
古応芬 83, 86, 93, 107
胡漢民 29, 32, 43, 48-50, 52, 59, 62, 65, 68-70, 91, 97, 168
胡毅生 65-66, 68-69
胡景翼 51
胡公冕 111
顧順章 164, 166
顧孟餘 97-98, 110, 114-115
伍朝枢 83, 86, 91, 93, 95-96
吳玉章 114, 187, 202-203
吳敬恒 → 吳稚暉
吳之椿 211

第一次国共合作の研究

1998年4月24日 第1刷発行

著者 きたむら みのる
北村 稔

発行者 大塚信一

発行所 株式会社 岩波書店
〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

電話 案内 03-5210-4000

印刷・法令印刷 カバー・精興社 製本・三水舎

© Minoru Kitamura 1998

ISBN4-00-001285-1

Printed in Japan

【R】日本複写権センター委託出版物・特別扱い）本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書は、日本複写権センターへの特別委託出版物ですので、包括許諾の対象とはなっていません。本書からの複写は、日本複写権センター(03-3401-2382)の許諾を得て下さい。



9784000012850

ISBN4-00-001285-1

C3022 ¥5200E

定価(本体5200円+税)



1923022052002

